

行政制度等現況調書・調整方針

【高松市・塩江町合併協議会】

この資料は、各合併協定項目が確認された会議の資料を、合併協定項目順にまとめたものです。
なお、ページ番号は、当該合併協定項目が合併協議会の会議に提出された際に付したものと
なっており、連番にはなっていないので、ご注意ください。
左側に表示されるしおりを利用してごらんください。

新設合併と編入合併の比較

項目		新設合併	編入合併
定義		合併は、自治体の廃置分合の一態様で、自治体の数の減少を伴うもの。 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くこと。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入すること。
法人格		合併後、新しくできる合併市町村に新たに法人格が発生する。合併前にあった合併関係市町村の法人格は消滅する。	編入する市町村の法人格が継続する。全部が編入される市町村の法人格は消滅する。
合併市町村の名称		新たに定める。	通常は、編入する市町村の名称となる。
事務所の位置		新たに定める。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。
市町村の長		消滅する合併関係市町村の長は失職する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
議会の議員	原則	消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。 新しくできる合併市町村の法定定数による設置選挙を行う。	編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。 合併後の議員定数が増加する場合は増員選挙を行う。
	特例	次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数（法定定数の2倍まで）とする。 消滅する合併関係市町村の議会の議員で新しくできる合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任する。	次のいずれかによることができる。 増員選挙、さらにこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とすることができる。 （増加分は編入される区域に配分） 編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。
農業委員会の委員	原則	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員、選任による委員）は全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	特例	消滅する合併関係市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、新しくできる合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10～80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員（選挙による委員に限る。）のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。
特別職の職員		消滅する合併関係市町村の特別職の職員は全員失職する。（新たに選任する。）	編入する市町村の特別職の職員は在任し、編入される市町村の特別職の職員は全員失職する。
一般職の職員		消滅する合併関係市町村の職員は全員失職するが、全員新しくできる合併市町村に引き継がれる。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は全員編入する市町村に引き継がれる。
条例・規則		消滅する合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。（新たに制定する。）	編入する市町村の条例・規則を適用する。（合併に伴い必要な改正を行う。）
建設計画の策定		新しくできる合併市町村の全域に係る建設計画を策定する必要がある。	少なくとも編入される市町村の区域に係る建設計画を策定する必要がある。

農業委員会の委員については、合併市町村に一つの委員会を置くこととする場合

(資料 1)

1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

2 合併の期日を決定するに当たっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。

合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

- (2) 合併の手続きに要する期間を考慮すること。

合併するためには、合併協定書の調印後、高松市及び塩江町の両議会において、合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手続きが定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。

- (3) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。

- ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など、合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
- ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による両市町の決算処理は、出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
- ・ 合併の前日まで、現行の電算システムを稼働しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。

協議第20号資料

「財産の取扱いについて」に関する資料

公 有 財 産 に つ い て	2
財 産 区 に つ い て	3
(参考資料 1) 市町の財産等に関する調書	4

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		5 財産の取扱い		部会名	企画財政
分類		公有財産			
		現況			
項目	高松市	塩江町	問題点・課題		
1 土地及び建物	(1) 行政財産	(1) 行政財産			
	土地 7,059,362.79 m ² 建物 1,067,260.20 m ²	土地 124,897.50 m ² 建物 31,046.33 m ²			
(2) 普通財産	(2) 普通財産	(2) 普通財産			
	土地 671,214.10 m ² 建物 46,397.38 m ²	土地 1,971,656.59 m ² 建物 618.35 m ²			
2 有価証券	株券 738,333 千円 (3件)	株券 2,966 千円 (3件)			
3 出資による権利	5,034,252 千円	17,513 千円			
	(内訳) 出資金 3,068,185 千円 出捐金 1,966,067 千円	(内訳) 出資金 11,081 千円 出捐金 5,450 千円 拠出金 793 千円 その他 189 千円			
4 債権	4,691,242 千円 (12件)	80,000 千円 (1件)			
5 基金	19,394,564 千円	1,210,561 千円			
6 起債残高	234,487,082 千円	5,167,384 千円			
	(内訳) 一般会計 122,911,968 千円 特別会計 92,528,648 千円 企業会計 19,046,466 千円	(内訳) 一般会計 3,287,250 千円 特別会計 1,626,122 千円 企業会計 254,012 千円			
			調整案		
			塩江町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

数字は平成 14年度末現在

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	5 財産の取扱い																																																					
分類	財産区																																																					
現 況																																																						
項 目	高 松 市	塩 江 町																																																				
1 管理会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">弦打財産区</td> <td>区域面積</td> <td>7.05 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>73,044 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>568 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>1,420 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">雌雄島財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.06 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>783,325 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,869 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>7,630 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> </table>	弦打財産区	区域面積	7.05 km ²	財産	山林	73,044 m ²	立木	568 m ³	管理基金	1,420 千円	財産管理委員定数	7 人		雌雄島財産区	区域面積	4.06 km ²	財産	山林	783,325 m ²	立木	3,869 m ³	管理基金	7,630 千円	財産管理委員定数	7 人		<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">塩江地区財産区</td> <td>区域面積</td> <td>28.04 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>30,330 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>2,740 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>9,131 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">上西地区財産区</td> <td>区域面積</td> <td>22.73 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>2,420 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>359 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>2,330 千円</td> </tr> <tr> <td>財産管理委員定数</td> <td colspan="2">7 人</td> </tr> </table>	塩江地区財産区	区域面積	28.04 km ²	財産	山林	30,330 m ²	立木	2,740 m ³	管理基金	9,131 千円	財産管理委員定数	7 人		上西地区財産区	区域面積	22.73 km ²	財産	山林	2,420 m ²	立木	359 m ³	管理基金	2,330 千円	財産管理委員定数	7 人	
弦打財産区	区域面積		7.05 km ²																																																			
	財産		山林	73,044 m ²																																																		
			立木	568 m ³																																																		
		管理基金	1,420 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
雌雄島財産区	区域面積	4.06 km ²																																																				
	財産	山林	783,325 m ²																																																			
		立木	3,869 m ³																																																			
		管理基金	7,630 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
塩江地区財産区	区域面積	28.04 km ²																																																				
	財産	山林	30,330 m ²																																																			
		立木	2,740 m ³																																																			
		管理基金	9,131 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
上西地区財産区	区域面積	22.73 km ²																																																				
	財産	山林	2,420 m ²																																																			
		立木	359 m ³																																																			
		管理基金	2,330 千円																																																			
財産管理委員定数	7 人																																																					
2 議会	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">鬼無財産区</td> <td>区域面積</td> <td>6.98 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>990,071 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>8,330 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>59,259 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">14 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">香西財産区</td> <td>区域面積</td> <td>4.11 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,180,853 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>3,626 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>85,643 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">12 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">下笠居財産区</td> <td>区域面積</td> <td>18.88 km²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財産</td> <td>山林</td> <td>1,361,390 m²</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>7,183 m³</td> </tr> <tr> <td>管理基金</td> <td>136,747 千円</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td colspan="2">14 人</td> </tr> </table>	鬼無財産区	区域面積	6.98 km ²	財産	山林	990,071 m ²	立木	8,330 m ³	管理基金	59,259 千円	議員定数	14 人		香西財産区	区域面積	4.11 km ²	財産	山林	1,180,853 m ²	立木	3,626 m ³	管理基金	85,643 千円	議員定数	12 人		下笠居財産区	区域面積	18.88 km ²	財産	山林	1,361,390 m ²	立木	7,183 m ³	管理基金	136,747 千円	議員定数	14 人		該当なし													
鬼無財産区	区域面積		6.98 km ²																																																			
	財産		山林	990,071 m ²																																																		
			立木	8,330 m ³																																																		
		管理基金	59,259 千円																																																			
議員定数	14 人																																																					
香西財産区	区域面積	4.11 km ²																																																				
	財産	山林	1,180,853 m ²																																																			
		立木	3,626 m ³																																																			
		管理基金	85,643 千円																																																			
議員定数	12 人																																																					
下笠居財産区	区域面積	18.88 km ²																																																				
	財産	山林	1,361,390 m ²																																																			
		立木	7,183 m ³																																																			
		管理基金	136,747 千円																																																			
議員定数	14 人																																																					

数字は平成 14年度末現在

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江地区財産区及び上西地区財産区の財産については、それぞれの財産区の財産として高松市に引き継ぐものとする

参考資料 1

市町の財産等に関する調書

(1) 土地及び建物

区分		高 松 市		塩 江 町		
		土地 (㎡)	建物 (㎡)	土地 (㎡)	建物 (㎡)	
行政財産	公有財産	本庁舎	8,839.17	34,021.37	6,439.74	3,017.82
		消防施設	18,861.47	13,274.31	508.50	389.88
		その他の施設	303,338.65	119,320.50	420.15	134.78
	公共物財産	学 校	992,811.46	427,323.33	34,152.12	9,736.00
		公営住宅	498,222.65	236,072.17	6,258.45	4,671.59
		公 園	1,034,332.59	9,189.58	-	-
普通財産	山 林	255,026.00	-	1,942,446.65	-	
	宅 地	355,914.97	46,397.38	8,376.37	618.35	
	その他	60,273.13	-	20,833.57	-	
計		7,730,576.89	1,113,657.58	2,096,554.09	31,664.68	

数字は平成14年度末現在

(2) 基金

高 松 市		塩 江 町	
		基金積立現在額 (円)	基金積立現在額 (円)
積立基金	財政調整基金	7,546,483,477	一般財政調整基金 539,515,617
	減債基金	4,107,581,982	減債基金 66,398,564
	生活環境施設整備基金	24,020,015	
	建設事業基金	1,057,769,998	
	市民会館建設事業基金	4,911,723,195	
	国民健康保険事業財政調整基金	0	国保財調基金 65,585,668
	介護保険事業財政調整基金	1,081,801,000	介護保険事業財政調整基金 47,053,824
	中小企業勤労者福祉共済基金	120,184,659	
			学校建築基金 63,396
			空港周辺整備基金 24,607,153
			後継者人材育成基金 23,741,719
			地域振興基金 158,069,864
			中山間地域振興基金 4,225,757
			中山間ふるさと水と土保全対策基金 10,239,094
			美術品等取得基金 6,338,337
			福祉施設整備基金 11,784,288
			新清綿工場周辺整備基金 228,942,056
			塩江財産区積立金 9,130,543
			上西財産区積立金 2,329,774
	定額基金	用品調達基金	5,000,000
土地開発基金		540,000,000	土地開発基金 986,963
計		19,394,564,326	1,210,560,617

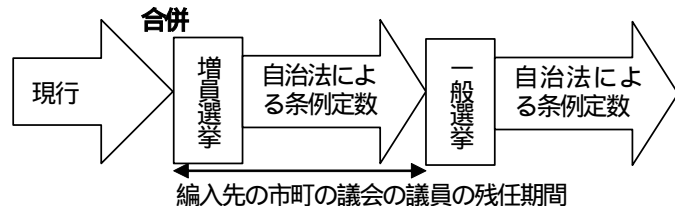
数字は平成14年度末現在

(資料)

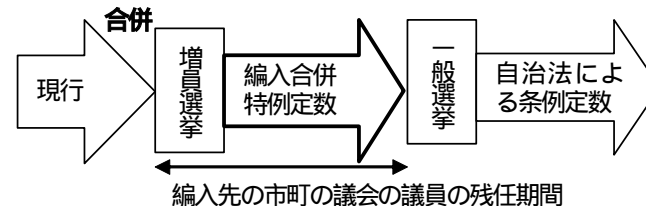
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則	編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙()を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙()を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】

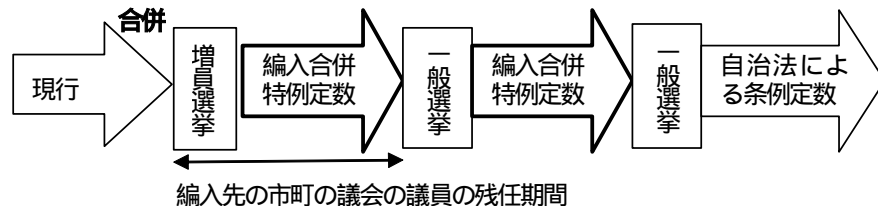
【パターン 〇】 / 原則



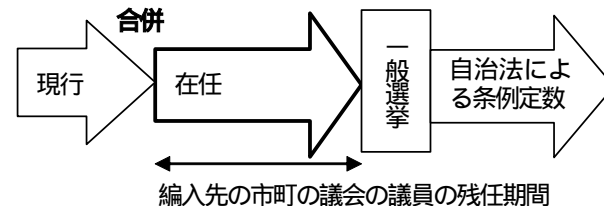
【パターン 〇】 / 定数特例



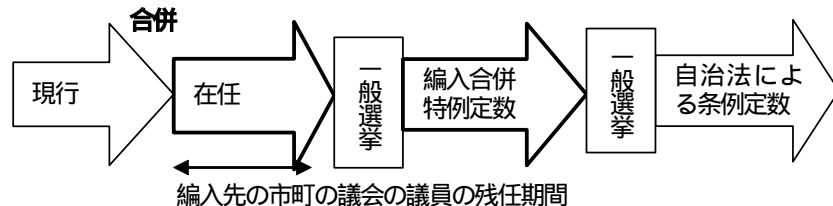
【パターン 〇】 / 定数特例+定数特例



【パターン 〇】 / 在任特例



【パターン 〇】 / 在任特例+定数特例



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料)

編入合併における農業委員会の委員の定数及び任期について【参考】

区 分		原 則	特例措置		
			内 容	根拠法令	
統 合	合併市町村の区域に一つの農業委員会を置く場合	在任	編入される合併関係市町村の委員はすべて失職し、編入する合併市町村の委員は在任する。	編入される合併関係市町村の選挙による委員のうち、協議により40人以内の範囲で定める数の者に限り、在任が可能	合併特例法第8条第1項、第2項
		任期			
旧市町単位で設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域として2以上の農業委員会を設置する場合	在任		従前の農業委員会が、そのまま存続する。従前の農業委員会の委員が、引き続き、存続する農業委員会の委員となる。	農業委員会法第34条第1項、第2項
		任期		従前の任期の残任期間	
新たに2以上の区域を設置	合併市町村に従前置かれていた農業委員会の区域をその区域としないうちに2以上の農業委員会を設置する場合	在任		合併関係市町村の選挙による委員のうち、合併関係市町村の協議により、80人を超えない範囲で定める数の者に限り、在任可能	合併特例法第8条第3項
		任期		合併関係市町村の協議により、合併後1年を超えない範囲内で定める期間	

注) 1 合併市町村に2以上の農業委員会を置くことができる要件としては、合併市町村の区域が24,000haを超える合併市町村、又は合併市町村の区域内の農地面積が7,000haを超える合併市町村とされ、例外的措置と考えられている。

【両市町の現況】

		高松市	塩江町	計
市町の面積(H16.4.1現在)		19,434ha	8,010ha	27,444ha
農地面積(現況地籍)		6,184ha	476ha	6,660ha
委員報酬額 (年額)	会 長	697,200円	220,000円	
	会長職務代理者	544,800円	200,000円	
	部 会 長	544,800円	-	
	委 員	484,800円	180,000円	
委員会部会	農 地 部 会	20名	該当なし。	
	農 政 部 会	28名	該当なし。	

協議第57号資料

「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」に関する資料

農業委員会及び選挙区について	2
農業委員について	3

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員会及び選挙区	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 区域面積	19,434 ha	8,010 ha
2 農地面積	6,184 ha (平成16年1月現在 現況地籍)	476 ha
3 農家数 (基準農業者数)	10,709 世帯 (平成16年1月現在)	523 世帯 (平成16年3月末現在)
4 農業委員会数	1 委員会	1 委員会
5 選挙区	7 選挙区	1 選挙区

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江町農業委員会は、高松市農業委員会に統合するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて	
分類	農業委員	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 有権者数	20,321 人 (平成16年3月31日現在登録者数)	1,073 人 (平成16年3月31日現在登録者数)
2 委員数		
(1)選挙による委員	40人	10人
(2)選任委員		
(ア)農協・共済推薦1号委員	2人	1人
(イ)議会推薦2号委員	5人	5人
3 任期	平成14年7月20日 ~ 平成17年7月19日	高松市と同じ。

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
合併後の選挙による委員の定数と在任期間の取扱いを定める必要がある。

対 応 策
塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

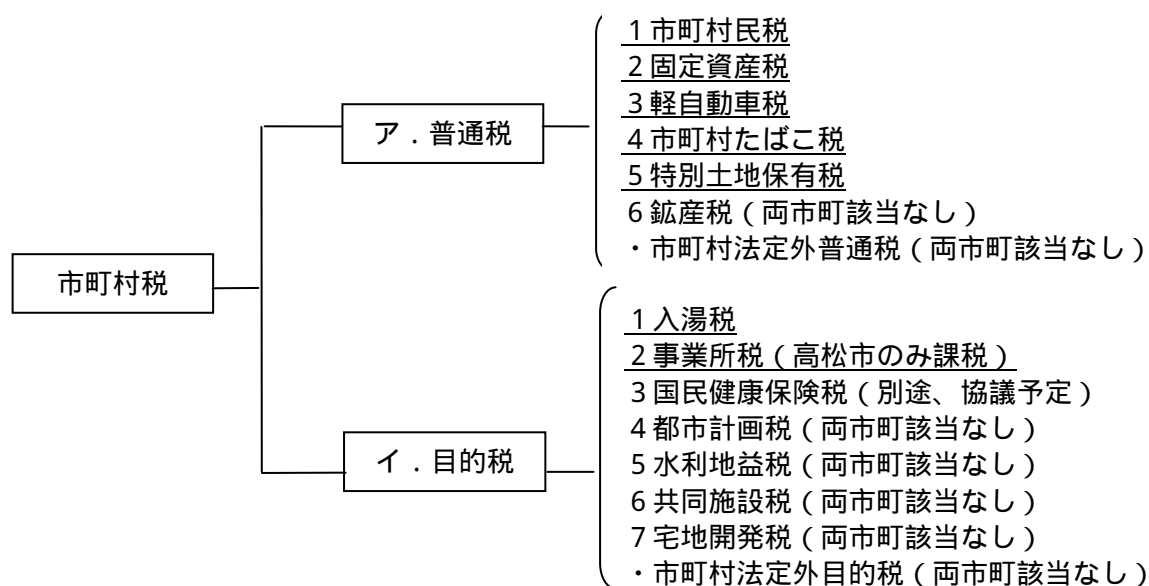
調 整 案
塩江町農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期は、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

(資料1)

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア. 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、50万人以上の市が年額3,000円、5万人以上50万人未満の市が年額2,500円、その他の市町村が年額2,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額 1,000 円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率。

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率。

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率。

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%、制限税率は2.1%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円までの年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ. 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入場行為に対して課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設 [自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたつて均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

協議第8号資料

「地方税の取扱いについて」に関する資料

個人市・町民税について	2
法人市・町民税について	3
固定資産税について	4
軽自動車税について	5
市・町たばこ税について	6
特別土地保有税について	7
入湯税について	8
事業所税について	9
納税関係について	10

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 2,500円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 216,000円	税率(標準税率) 町民税 2,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 192,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 360,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率が異なっている。 ・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 ・均等割の非課税基準及び納期については、高松市に統一する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																															
分類	法人市 町民税																																															
	現 況																																															
項目	高 松 市	塩 江 町																																														
1 納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人 ……均等割 + 法人税割 市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ……均等割 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの ……均等割 (収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)	高松市と同じ。																																														
2 税率	均等割 (制限税率) (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>492</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>492</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>192</td> <td>480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>156</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>60</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		均等割 (標準税率) (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>410</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>410</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>160</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>130</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>50</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	410	3,000	10億円を超え50億円以下	410	1,750	1億円を超え10億円以下	160	400	1千万円を超え1億円以下	130	150	1千万円以下	50	120	上記以外の法人等	50	
	資本等の金額		従業者数																																													
50人以下		50人を超える																																														
50億円を超える	492	3,600																																														
10億円を超え50億円以下	492	2,100																																														
1億円を超え10億円以下	192	480																																														
1千万円を超え1億円以下	156	180																																														
1千万円以下	60	144																																														
上記以外の法人等	60																																															
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	410	3,000																																														
10億円を超え50億円以下	410	1,750																																														
1億円を超え10億円以下	160	400																																														
1千万円を超え1億円以下	130	150																																														
1千万円以下	50	120																																														
上記以外の法人等	50																																															
	法人税割 (制限税率) 法人税額の14.7%	法人税割 (標準税率) 法人税額の12.3%																																														
3 申告納付期限	中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 均等割法人 4月30日	高松市と同じ。																																														

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率 (均等割, 法人税割) が異なっている。

対 応 策
税率 (均等割, 法人税割) については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
現況		
項目	高松市	塩江市町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> 土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) 住宅用地の課税標準の特例 <ul style="list-style-type: none"> 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 賦課期日における価格(償却資産) 	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12%	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満 	高松市と同じ。
5 評価方法	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 ・市街化区域農地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式 	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。
6 納期	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月25日まで

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法が異なっている。 ・第1期及び第4期の納期が異なっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法については、一部、路線価方式を採用する。 ・第1期及び第4期の納期を合併年度から高松市に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
項目	現	況																																																																								
	高松市	塩江町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用等）、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	標準税率（50cc以下、ミニカー） 制限税率（上記以外の車種）	標準税率（全ての車種）																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率（年額）	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率（年額）	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車種		税率（年額）																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車種		税率（年額）																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	5月1日																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	5月11日から5月31日まで																																																																								

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 税率が異なっている。 賦課期日が異なっている。 納期が異なっている。
--------	--

対応策	<ul style="list-style-type: none"> 税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 賦課期日及び納期については、合併年度から高松市に統一する。
-----	--

調整案	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
-----	---

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い		部 会 名	企画財政
分 類	市 町たばこ税			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。		
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。		
3 税率	平成 15年 6月 30日まで ・1,000本につき 2,668円 ・旧 3級品 (エコー、わかば、しんせい等)については 1,000本につき 1,266円 平成 15年 7月 1日から ・1,000本につき 2,977円 ・旧 3級品は 1,000本につき 1,412円	高松市と同じ。		
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。		
			対 応 策	
			調 整 案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	特別土地保有税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日において基準面積(5,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) 1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得) 1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日において基準面積(10,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) 1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得) は高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得価額 	高松市と同じ。
3 税率	<ul style="list-style-type: none"> 土地の保有に係るもの 100分の1.4 土地の取得に係るもの 100分の3 	高松市と同じ。
4 税額	<p>保有分</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の取得価額×税率 - その土地の固定資産税額相当額 <p>取得分</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の取得価額×税率 - その土地の不動産取得税額相当額 	高松市と同じ。
5 免税点	5,000㎡未満	10,000㎡未満
6 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> 土地の保有に係るもの 5月31日 土地の取得に係るもの <ul style="list-style-type: none"> 1月1日前1年以内の取得者 2月末日 7月1日前1年以内の取得者 8月31日 	高松市と同じ。
参 考	<p>平成15年度税制改正により、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。</p> <p>ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。</p>	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 特別土地保有税は、平成15年度から凍結されている。 基準面積、免税点が異なっているが、塩江町では過去に課税したことがないので、問題点なし。

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場、公衆浴場に入湯する者 ・塩江町老人福祉センター(奥の湯温泉)において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者 ・行基の湯において入湯するもののうち、塩江町に住所を有する者 ・前各号に掲げる者を除くほか、町長が特に認めた者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・課税免除の基準が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・税率及び課税免除の基準については、高松市に統一する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い		部 会 名	企画財政
分 類	事業所税			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町		
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人資産割、従業者割	賦課していない。	問 題 点 ・ 課 題	
2 課税標準	資産割事業所床面積 従業者割従業者給与総額		・塩江町には、新しい課税となるため、新規課税事業所が生じる。	
3 税率	資産割 1㎡につき 600円 従業者割従業者給与総額の 100分の0.25		対 応 策	
4 免税点	資産割事業所床面積 1,000㎡以下 従業者割従業者数 100人以下		・合併年度及びこれに続く 5年度に限り、激変緩和措置を講じる。	
5 申告納付	法人事業年度終了の日から 2月以内 個人翌年の 3月15日まで		調 整 案	
			・高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く 5年度に限り、課税を免除する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p>	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 高松市と同じ。 交付限度額 定めていない。 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能 (平成11年度から実施)	金融機関と郵便局で可能 (平成12年度から実施)
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金の交付率及び交付限度額が異なっている。 ・滞納処分の実施機関が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金は、交付率及び交付限度額を高松市に統一する。 ・滞納処分は、高松市が実施する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。

(別紙)

合併協定項目	分類	当初確認分	今回修正案
9 地方税の取扱い 【第6回会議確認】	個人市・町民税	高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
	固定資産税	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
	軽自動車税	高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。	高松市の制度に統一する。 ただし、 ・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ・賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
	入湯税	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
	納税関係	高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 2,500円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 216,000円	税率(標準税率) 町民税 2,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 192,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 360,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率が異なっている。 ・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 ・均等割の非課税基準及び納期については、高松市に統一する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 3,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 198,000円	高松市と同じ。 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 176,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 350,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) ・住宅用地の課税標準の特例 <ul style="list-style-type: none"> 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 ・賦課期日における価格(償却資産) 	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12%	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満 	高松市と同じ。
5 評価方法	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 ・市街化区域農地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式 	<p>土地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 <p>家屋</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。 <p>償却資産</p> <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。
6 納期	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月25日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法が異なっている。 ・第1期及び第4期の納期が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法については、一部、路線価方式を採用する。 ・第1期及び第4期の納期を合併年度から高松市に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) ・住宅用地の課税標準の特例 <ul style="list-style-type: none"> 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 ・賦課期日における価格(償却資産) 	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12%	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満 	高松市と同じ。
5 評価方法	土地 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 家屋 <ul style="list-style-type: none"> ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 償却資産 <ul style="list-style-type: none"> ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式 	土地 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 高松市と同じ ・一般山林 高松市と同じ ・原野 高松市と同じ ・雑種地 高松市と同じ 家屋 <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。 償却資産 <ul style="list-style-type: none"> 高松市と同じ。
6 納期	第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで	第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月25日まで

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地の評価方法が異なっている。 ・第1期及び第4期の納期が異なっている。

対 応 策
<p style="text-align: center;"><u>宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u></p>

調 整 案
<p style="text-align: center;"><u>高松市の制度に統一する。ただし、宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</u></p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
	現 況																																																																									
項目	高 松 市	塩 江 町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	<ul style="list-style-type: none"> 標準税率(50cc以下、ミニカー) 制限税率(上記以外の車種) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> 標準税率(全ての車種) <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車 種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車 種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車 種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	5月1日																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	5月11日から5月31日まで																																																																								

部 会 名	企画財政
-------	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・賦課期日が異なっている。 ・納期が異なっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 ・賦課期日及び納期については、合併年度から高松市に統一する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																									
分類	軽自動車税																																																																									
	現	況																																																																								
項目	高松市	塩江町																																																																								
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用等)、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																								
2 税率	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率(50cc以下、ミニカー) ・制限税率(上記以外の車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>6,200円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,400円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,300円	90ccを超え125cc以下	1,700円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,600円	3輪	3,400円	4輪以上	乗用営業用	6,200円	乗用自家用	7,800円	貨物営業用	3,400円	貨物自家用	4,300円	専ら雪上を走行するもの	2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円	その他のもの	5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円	<ul style="list-style-type: none"> ・標準税率(全ての車種) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え90cc以下</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え125cc以下</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">軽自動車</td> <td>2輪</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>3輪</td> <td>3,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">4輪以上</td> <td>乗用営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>乗用自家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物自家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種		税率(年額)	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	50ccを超え90cc以下	1,200円	90ccを超え125cc以下	1,600円	ミニカー	2,500円	軽自動車	2輪	2,400円	3輪	3,100円	4輪以上	乗用営業用	5,500円	乗用自家用	7,200円	貨物営業用	3,000円	貨物自家用	4,000円	専ら雪上を走行するもの	2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	その他のもの	4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
車種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,300円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,700円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,600円																																																																								
	3輪	3,400円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	6,200円																																																																							
		乗用自家用	7,800円																																																																							
		貨物営業用	3,400円																																																																							
		貨物自家用	4,300円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,600円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,700円																																																																								
	その他のもの	5,100円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,300円																																																																								
車種		税率(年額)																																																																								
原動機付自転車	50cc以下	1,000円																																																																								
	50ccを超え90cc以下	1,200円																																																																								
	90ccを超え125cc以下	1,600円																																																																								
	ミニカー	2,500円																																																																								
軽自動車	2輪	2,400円																																																																								
	3輪	3,100円																																																																								
	4輪以上	乗用営業用	5,500円																																																																							
		乗用自家用	7,200円																																																																							
		貨物営業用	3,000円																																																																							
		貨物自家用	4,000円																																																																							
専ら雪上を走行するもの	2,400円																																																																									
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円																																																																								
	その他のもの	4,700円																																																																								
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円																																																																								
3 賦課期日	4月1日	5月1日																																																																								
4 納期	5月1日から5月31日まで	5月11日から5月31日まで																																																																								

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・賦課期日が異なっている。 ・納期が異なっている。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町地域の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、 ・税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。 ・賦課期日及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場、公衆浴場に入湯する者 ・塩江町老人福祉センター(奥の湯温泉)において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者 ・行基の湯において入湯するもののうち、塩江町に住所を有する者 ・前各号に掲げる者を除くほか、町長が特に認めた者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・課税免除の基準が異なっている。

対 応 策
<u>税率及び課税免除の基準については、高松市に統一する。</u>

調 整 案
<u>高松市の制度に統一する。</u>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場、公衆浴場に入湯する者 ・塩江町老人福祉センター(奥の湯温泉)において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者 ・行基の湯において入湯するもののうち、塩江町に住所を有する者 ・前各号に掲げる者を除くほか、町長が特に認めた者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・課税免除の基準が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町地域の税率については、<u>合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</u> ・課税免除基準については、<u>合併時に高松市の制度に統一する。</u>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p><u>ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。</u></p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p>	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 高松市と同じ。 交付限度額 定めていない。 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能 (平成11年度から実施)	金融機関と郵便局で可能 (平成12年度から実施)
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金の交付率及び交付限度額が異なっている。 ・滞納処分の実施機関が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金は、交付率及び交付限度額を高松市に統一する。 ・滞納処分は、高松市が実施する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p> <p>平成17年度から廃止する。</p>	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 高松市と同じ。 交付限度額 定めていない。 適用税目 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能	高松市と同じ。
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、平成17年度から報奨金制度を廃止することとなっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。 ・住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。</p>

協議第58号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て 5 ~ 7

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 職員数	3,287 人 (平成16年4月1日 現在)	129 人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21 人 部次長級 46 人 課長級 133 人 課長補佐級 232 人 係長級 803 人 一般職・教員等 2,052 人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 15 人 課長補佐級 8 人 係長級 13 人 一般職・教員等 93 人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事・保育士・学芸員 2級 主事・保育士・学芸員 3級 主任主事・主任保育士・主任学芸員 4級 主任主事・主任保育士・主任学芸員 5級 主査・係長・支所長・主席主任保育士・病院事務次長・老人福祉センター所長・自然休養村センター所長・専門学芸員主任主事 6級 係長・副主幹・課長補佐・支所長・主席主任保育士・保育所長・病院事務次長・老人福祉センター所長・自然休養村センター所長 7級 課長補佐・主幹・保育所長・課長・病院事長・保健福祉総合施設長・保健福祉総合施設次長・室長・局長・教育次長・館長 8級 課長・病院事務長・保健福祉総合施設長・保健福祉総合施設次長・室長・局長・教育次長・館長 「 」については、別に町長の承認を受けたものに限る。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い																													
分類	職員数等																													
現 況																														
項 目	高 松 市	塩 江 町																												
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>	8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<p>(医療職 一種)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>医師・医長</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>医師・医長・副院長・病院長</td> </tr> </table> <p>(医療職 二種)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>薬剤師・薬局長・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>薬局長 薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>薬剤師・薬局長</td> </tr> </table> <p>「 」については、別に町長の承認を受けたものに限る。</p> <p>(医療職 三種)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>看護師・歯科衛生士・衛生検査技師</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>歯科衛生士・衛生検査技師・保健師 看護師</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>主任看護師・保健師 看護師・歯科衛生士・衛生検査技師</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>主任看護師・看護師長・保健師長</td> </tr> </table> <p>「 」については、別に町長の承認を受けたものに限る。</p>	1級	医師・医長	2級	医師・医長・副院長・病院長	1級	薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師	2級	薬剤師・薬局長・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師	3級	薬局長 薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師	4級	薬剤師・薬局長	1級	看護師・歯科衛生士・衛生検査技師	2級	歯科衛生士・衛生検査技師・保健師 看護師	3級	主任看護師・保健師 看護師・歯科衛生士・衛生検査技師	4級	主任看護師・看護師長・保健師長
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																													
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																													
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																													
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																													
1級	医師・医長																													
2級	医師・医長・副院長・病院長																													
1級	薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師																													
2級	薬剤師・薬局長・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師																													
3級	薬局長 薬剤師・歯科技工士・栄養士・理学療養士・診療放射線技師																													
4級	薬剤師・薬局長																													
1級	看護師・歯科衛生士・衛生検査技師																													
2級	歯科衛生士・衛生検査技師・保健師 看護師																													
3級	主任看護師・保健師 看護師・歯科衛生士・衛生検査技師																													
4級	主任看護師・看護師長・保健師長																													

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案



行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い						部会名	総務
分類	職員数等							
	現			況				
項目	高 松 市			塩 江 町			問題点・課題	
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職		
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	310,700円	228,800円		
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	353,291円	249,367円		
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	43歳2月	51歳11月		
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)			対応策	
							調整案	

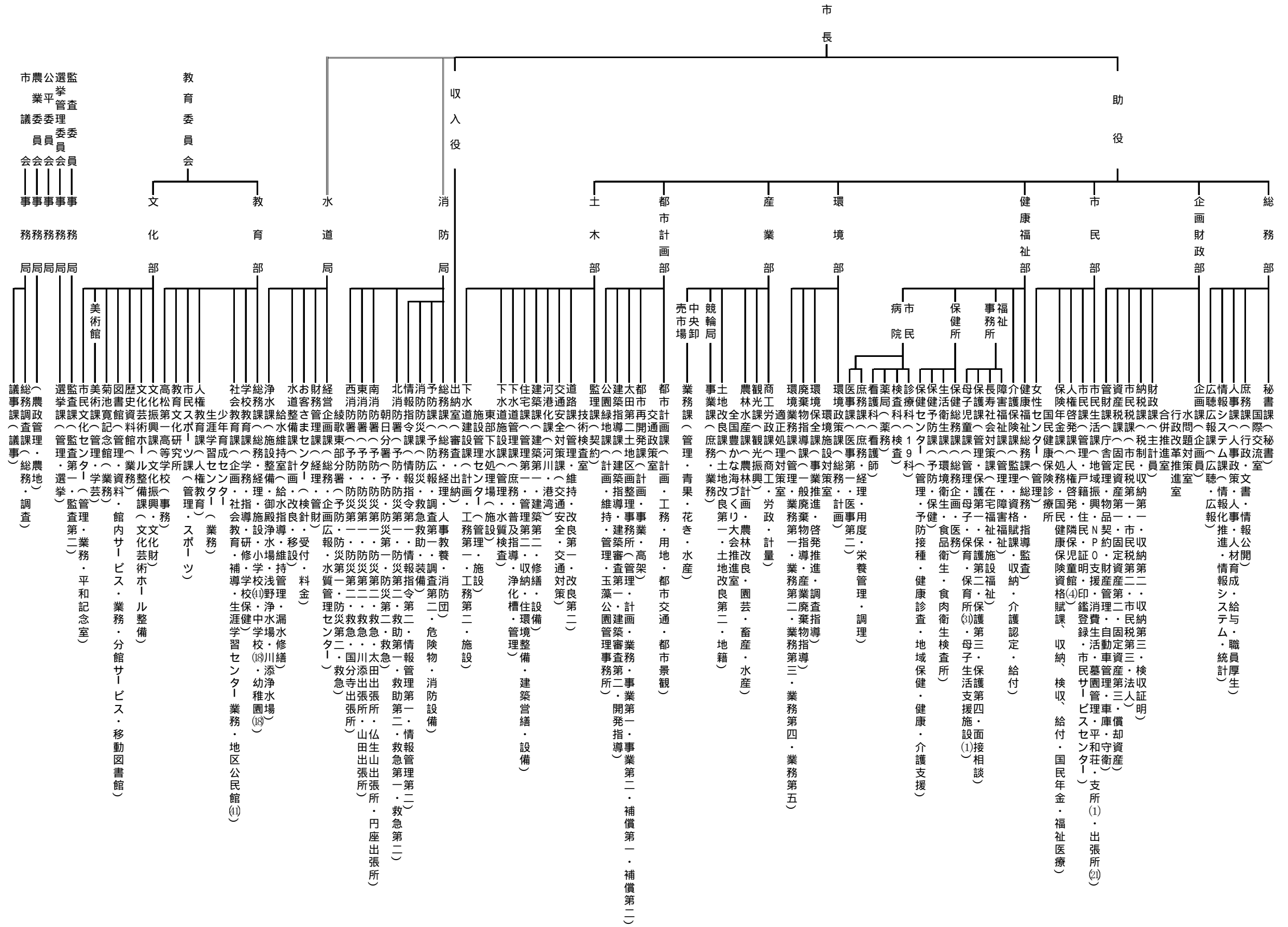
協議事項説明資料

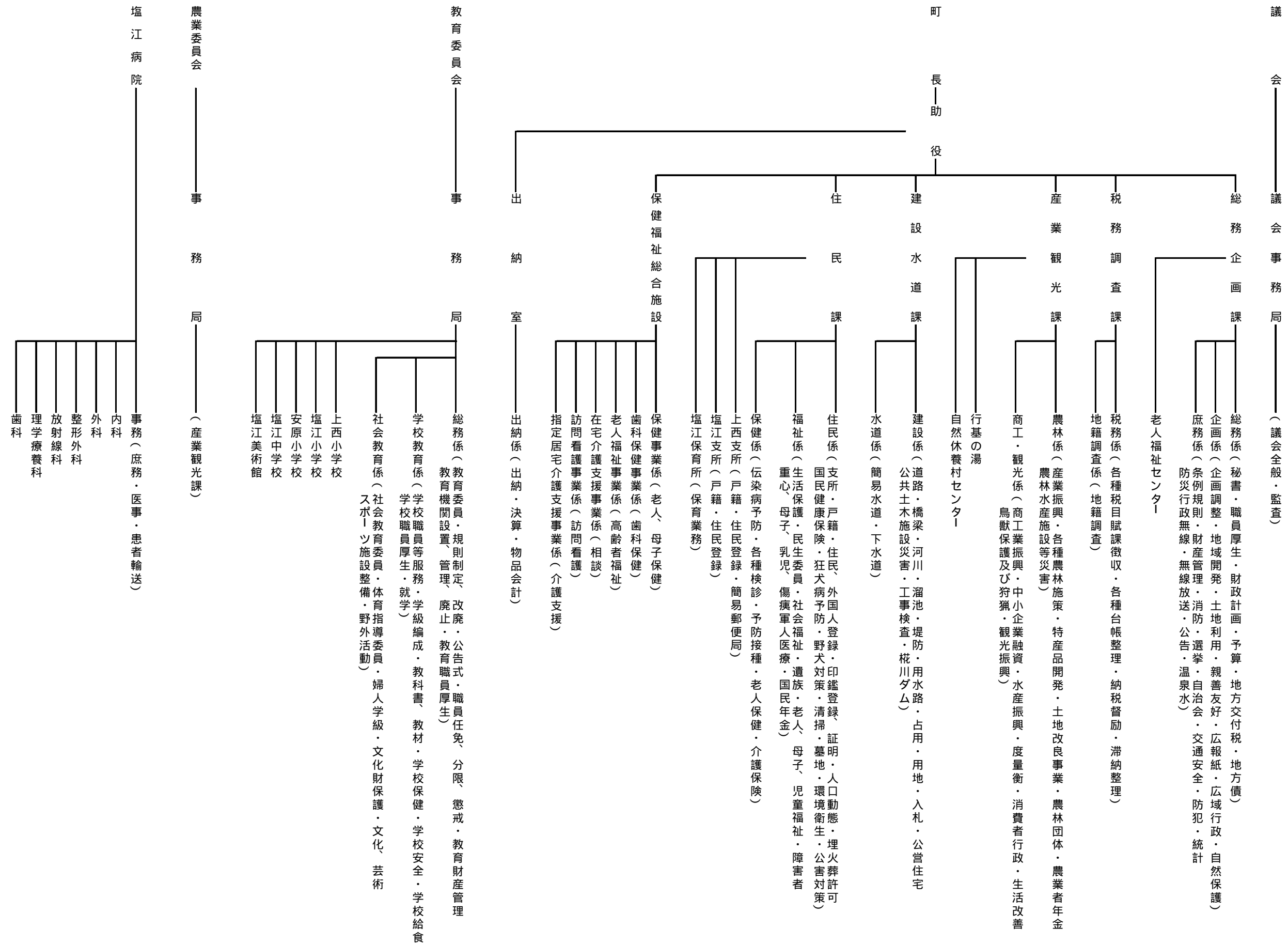
協定項目第 1 1 号	町名・字名の取扱いについて
1 現況	
高 松 市	塩 江 町
<p>1 高松市の住所表示は、次の 2 種類ある。</p> <p>(1) 土地の地番を使用し、「 番地 」と表示する町名 高松市屋島西町 1234 番地 12 など</p> <p>(2) 住居表示に関する法律に基づき、街区方式による住居表示が実施され、街区符号と住居番号による「 番 号 」により表示する町名 高松市番町一丁目 2 番 3 号 など</p>	<p>1 塩江町の住所表示は、次のとおりである。 塩江町大字上西甲 1234 番地 12 など (大字)</p> <p>2 塩江町の大字は、次のとおりである。 上西甲 上西乙 安原上 安原上東 安原下 安原下第 1 号 安原下第 2 号 安原下第 3 号</p> <p>3 参考(合併後) 高松市塩江町上西甲 1234 番地 12 (町名)</p>
2 参考	
<p>地方自治法 (市町村内の町又は字の区域)</p> <p>第 260 条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、<u>市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>手続 本条の処分は、合併の日に行うものであり、手続は、次のとおりである。 高松市長の提案 高松市議会の議決 知事への届出 知事の告示 効力発生</p> <p>合併の日の施行を考えれば、合併の日を高松市長が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分をせざるを得なく、同日に知事に届出、同日に告示することになる。</p> <p>大字を表示しない場合も本条の手続が必要 旧市町の字の区域及び名称をそのまま新市町の字の区域及び名称とする場合は、本条の手続を要しない。 (例 高松市塩江町大字上西甲 1234 番地 12)</p> <p>住居表示上、「大字 」を単に「 」と変更するなど、大字や小字を表示しないとする場合は、「大字 」が固有名詞と考えられるので、本条の手続が必要となる。</p>	

協議事項説明資料

協定項目第12号		慣行の取扱いについて	
1 現況			
区分	高松市		塩江町
市町章	 <p>中央に配した「高」の字体は、旧藩時代の御用船ののぼりに用いられたもので、外郭の松葉は、「松市」に通わせたもの。色を変えない松の緑に市の悠久繁栄を祈念したもの。 (明治27年4月27日制定)</p>		 <p>塩江町の「し」の字の図案化により、塩江町を表し、町の発展・進歩、円形により町民の融和と団結を表している。 (昭和38年4月1日制定)</p>
市町民憲章	<p>高松市民のねがい</p> <p>緑明るい栗林公園 瀬戸のさざ波呼ぶ屋島 わたくしたちは 美しい自然と歴史にはぐくまれ あすにのびゆく高松市民です 四国の中心高松市を いっそう明るく住みよいまちにすることは わたくしたちみんなのねがいです そのために わたくしたちは誓って次のことにつとめます</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 自然を愛し 清潔で美しいまちづくり 1 人の立場を大切に 迷惑をかけないまちづくり 1 家庭を明るく 青少年をのばすまちづくり 1 健康なからだと 心にうるおいのあるまちづくり 1 働く汗を尊び 力をあわせ 平和で豊かなまちづくり 		<p>塩江町町民憲章</p> <p>わたしたちは、美しい自然と歴史に満ちたふるさと塩江を愛し力を合わせて、豊かで明るく住みよい町をつくりあげるためこの町民憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ふるさと塩江を愛し、勇気と誇りを持って、生きがいのある町をつくります。 1 働くことに喜びをもち、力を合わせて、活力のある豊かな町をつくります。 1 感謝する心と、思いやりの心に満ちた、幸せな町をつくります。 1 歴史と伝統を大切に、みんなで学び合う、教育と文化の町をつくります。 1 スポーツに親しみ、心と体を鍛え、健康で明るい町をつくります。

都市宣言	世界連邦都市宣言 (昭和 32 年 11 月 18 日宣言) 交通安全都市宣言 (昭和 37 年 2 月 20 日宣言) 環境美化都市宣言 (昭和 54 年 9 月 19 日宣言) 非核平和都市宣言 (昭和 59 年 12 月 24 日宣言) 人権尊重都市宣言 (平成 5 年 3 月 24 日宣言) 男女共同参画都市宣言 (平成 9 年 12 月 18 日宣言)	非核平和宣言 (昭和 59 年 12 月 21 日宣言) 人権尊重の町宣言 (平成 5 年 3 月 8 日宣言)
市町木	黒松 (昭和 58 年 1 月 1 日制定)	やまざくら (平成 8 年 9 月 30 日制定)
市町花	つつじ(さつきを含む) (昭和 58 年 1 月 1 日制定)	合歡(ねむ) (昭和 38 年 4 月 1 日制定)





協議第 2 1 号資料

「条例・規則等の取扱いについて」に関する資料

条 例 ・ 規 則 等 の 数 に つ い て 6

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	14 条例・規則等の取扱い	
分類	条例・規則等の数	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 条例 規則等数	1 条例 233本 2 規則 282本 3 規程等 165本 (平成16年4月1日現在)	1 条例 153本 2 規則 129本 3 規程等 59本 (平成16年4月1日現在)

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし 行政制度等の調整結果を踏まえ 条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

協議事項説明資料

協定項目第 1 5 号	特別職の職員の身分の取扱いについて
-------------	-------------------

1 現況

区 分	任 期		報 酬	
	高松市	塩江町	高松市	塩江町
市町長	平成 19 年 5 月 1 日	平成 16 年 3 月 30 日	1,133,000 円	770,000 円
助 役	平成 19 年 9 月 27 日	平成 17 年 7 月 31 日	915,000 円	577,000 円
	平成 16 年 9 月 25 日			
収入役	平成 19 年 9 月 27 日	-	791,000 円	546,000 円
教育長	平成 16 年 3 月 31 日	平成 17 年 10 月 31 日	745,000 円	520,000 円

協議第60号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について 9 ~ 12

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・消防
分類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダムの建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p> <p>該当なし。</p> <p>高松市と同じ。 該当なし。</p>		<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・塩江町のみが加入している一部事務組合がある。 ・両市町において、土地開発公社を設立している。</p>
				対 応 策
				<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>
				調 整 案
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	<p>該当なし。</p>	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町・直島町</p> <p>(共同で実施している事務) ・滞納町村税等の整理</p>		<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入するものとする。 塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時まで調整し、所要の手続きを行うものとする。 塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防組織法及び消防法の定める消防事務 (水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。) ・液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち、以下のもの。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等 <p>(1)及び(3)については、(2)の届出に係るものに限る。</p>
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の設置、管理、葬祭事業

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
分 類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	<p>(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)</p> <p>(共同で処理する事務) <ul style="list-style-type: none"> ・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務 ・非常勤消防団員の災害補償 ・消防作業及び救急業務協力者の災害補償 ・水防従事者の災害補償 ・災害対策応急措置業務従事者の災害補償 ・非常勤消防団員の退職報償金支給 ・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給 ・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務 </p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
分 類	一部事務組合等の状況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
6 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	【塩江町 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 平成2年9月13日		
				対 応 策
				調 整 案

協議第25号資料

「附属機関等の取扱いについて」に関する資料

附属機関等の現況について 2 ~ 4

附属機関等の現況

	高 松 市		塩 江 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
1	姉妹都市委員会	規則		
2	表彰審査委員会	条例		
3	特別職の職員の報酬等審議会	条例		
4	防災会議	条例	防災会議	条例
5	例規審査委員会	規程		
6	情報公開審査会	規則	情報公開審査会	規則
7	個人情報保護審議会	規則		
8	個人情報保護審査会	規則		
9	公務災害補償等認定委員会	条例		
10	職員懲戒審査委員会	規則		
11	職員安全衛生委員会	規則		
12	試験委員会	規程		
13	職員表彰審査委員会	規則	職員ほう賞委員会	規程
14	職員レクリエーション計画審議会	規則		
15	総合計画審議会	条例		
16	行政運営改善委員会	規程		
17	行政改革推進本部	規程		
18	特殊物品購入審査委員会	規程		
19	市民葬儀運営協議会	規程		
20	安全で安心なまちづくり推進協議会	条例		
21	国民健康保険運営協議会	条例	国民健康保険運営協議会	条例
22	女性センター運営委員会	条例		
23	社会福祉審議会	条例		
24	社会福祉審議会民生委員審査専門分科会	条例		
25	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会	条例		
26	社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会	条例		
27	社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会	条例		
28	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	条例		
29	結核診査協議会	条例		
30	感染症診査協議会	条例		

附属機関等の現況

	高 松 市		塩 江 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
31	廃棄物減量等推進審議会	条例		
32	環境審議会	条例	環境審議会	条例
33	環境プラザ運営協議会	条例		
34	中小企業振興審議会	条例	商工業振興審議会	条例
35	中小企業等金融対策審査委員会	規程	中小企業融資審査委員会	条例
36	中小企業勤労者福祉共済事業運営審議会	条例		
37	農業基本対策審議会	条例		
38	分収造林審議会	規則		
39	競輪制裁審議会	規則		
40	中央卸売市場開設運営協議会	条例		
41	中央卸売市場青果部取引委員会	条例		
42	中央卸売市場水産物部取引委員会	条例		
43	中央卸売市場花き部取引委員会	条例		
44	都市計画審議会	条例		
45	都市景観審議会	条例		
46	住居表示審議会	規則		
47	屋外広告物審議会	条例		
48	香川中央都市計画事業太田第2土地区画整理審議会	条例		
49	開発審査会	条例		
50	玉藻公園管理委員会委員	規則		
51	交通安全対策会議	条例		
52	放置自動車廃物判定委員会	条例		
53	自転車等駐車対策協議会	条例		
54	漁港開発審議委員会	条例		
55	水防協議会	条例		
56	消防団員退職報償金支給審査	規則		
57	小中学校適正配置等審議会	条例		
58	高等学校等入学準備金貸付選考委員会	条例		
59	奨学生選考委員会	条例		

附属機関等の現況

	高 松 市		塩 江 町	
	名 称	設置根拠	名 称	設置根拠
60	生涯学習センター等運営協議会	条例		
61	スポーツ振興審議会	規程		
62	文化奨励賞選考審議会	条例		
63	文化財保護審議会	条例	文化財保護審議会	条例
64	歴史資料館運営協議会	条例		
65	図書館協議会	条例		
66	美術館協議会	条例	美術館協議会	条例
67	市民文化センター運営協議会	条例		
68			自然休養村総合地域施設運営審議会	条例
69			農業労働力調整協議会	条例
70			温泉水分譲審議会	条例
71			老人福祉センター運営審議会	条例
72			自然保護審議会	条例
73			簡易水道事業運営審議会	条例
74			学校給食運営審議会	条例
75			心身障害児就学指導委員会	条例
76			病院運営審議会	条例
77			下水道事業運営審議会	条例
78			人権擁護審議会	規則
79			指名審査委員会	規程

- 1 附属機関とは、執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等の機関をいう。
- 2 平成16年4月1日現在のものについて掲載している。
- 3 設置根拠については、両市町の例規に記載されているものの内、条例・規則・規程について表記している。

協議第26号資料

「公共的団体等の取扱いについて」に関する資料

公 共 的 団 体 等 に つ い て	6
公 共 的 団 体 等 の 現 況 に つ い て	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	18 公共的団体等の取扱い		部会名	
分類	公共的団体等			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 公共的団体等とは	<p>農業協同組合・森林組合等の産業経済団体、老人ホーム・育児院等の厚生社会事業団体、青年団・婦人会等の文化事業団体など、公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また法人でなくてもよい。</p> <p>(参考) 市町村の合併の特例に関する法律 第16条8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p>			
2 公共的団体等の考え方	<p>公共的団体等とは、次のいずれかに該当する団体とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 団体の設置について、市町が関与(補助等)しているもの 2 市町の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 3 市町の事業について大きく関与しているもの 			
			対 応 策	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	18 公共的団体等の取扱い	
分類	公共的団体等の現況	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 産業経済団体 (主なもの)	(商工) 高松商工会議所 山田商工会 (観光) 高松観光コンベンション・ビューロー (農林水産) 香川県東部森林組合	(商工) 塩江町商工会 (観光) 塩江町観光協会 (農林水産) 塩江町森林組合
2 厚生社会事業 団体 (主なもの)	(福祉) 高松市社会福祉協議会 高松市老人クラブ連合会 高松市シルバー人材センター (環境) 高松市衛生組合連合会	(福祉) 塩江町社会福祉協議会 塩江町老人クラブ 塩江町シルバー人材センター (環境) 塩江地区衛生協議会
3 文化事業団体 (主なもの)	(文化) 高松市文化協会 (女性) 高松市婦人団体連絡協議会	(文化) 塩江町文化協会 (女性) 塩江地区婦人会 安原地区婦人会

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする

協議第12号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て	2
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て	3 ~ 4
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て	5
被 服 等 貸 与 に つ い て	6
消 防 団 車 両 に つ い て	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																	
分類	組織																																																	
現 況																																																		
項目	高 松 市	塩 江 町																																																
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 6 ・分団数 26 	<ul style="list-style-type: none"> ・団数 1 ・方面隊数 - ・分団数 3 																																																
2 階級定員及び現員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>478</td><td>442</td></tr> </tbody> </table>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部 長	84	83	班 長	158	157	団 員	478	442	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>44</td><td>43</td></tr> </tbody> </table>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	2	2	分団長	3	3	副分団長	3	3	部 長	11	11	班 長	-	-	団 員	44	43
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																
団 長	1	1																																																
副団長	4	4																																																
分団長	26	26																																																
副分団長	55	55																																																
部 長	84	83																																																
班 長	158	157																																																
団 員	478	442																																																
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																
団 長	1	1																																																
副団長	2	2																																																
分団長	3	3																																																
副分団長	3	3																																																
部 長	11	11																																																
班 長	-	-																																																
団 員	44	43																																																

部 会 名 消 防

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・団の組織が異なる。 ・階級及び階級の定数に差異がある。

対 応 策
<p>塩江町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団塩江分団とする。 塩江町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</p>

調 整 案
<p>塩江町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部会名	消 防
分類	消防団員の報酬等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 96,000円 副団長 - 73,000円 分団長 - 60,000円 副分団長 - 51,000円 部 長 - 43,000円 班 長 - - 円 団 員 - 38,000円		問 題 点 ・ 課 題 ・ 団員報酬及び出動報酬等に差異がある。 ・ 退職報償金の支給基準に差異がある。
2 出動報酬等	・ 4時間以上の火災出動者及び水防(訓練含む)出動者 1人1回につき 2,800円 ・ 4時間未満の火災出動者及び訓練 警戒等の出動者 1人1回につき 2,400円 ・ 機関員 車両1台当たり1名 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1名 年額 3,050円	・ 火災・水防・訓練・警備・警戒等 出動1回当たり 2,000円 ・ 機関員 車両・小型ポンプ1台当たり2名 年額 15,000円		対 応 策 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。
				調 整 案 消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
3 退職報償金	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【3年以上 5年未満の団員】 一律 30,000円を支給</p>	<p>【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給</p> <p>【5年未満の団員】 各階級の在職年数に下記の基準金額を乗じたもの (階級) (基準額) 団 長 23,000円 副団長 21,000円 分団長 20,000円 副団長 19,000円 部 長 17,000円 団 員 15,000円</p>
4 公務災害補償	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。	消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	<p>(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う。</p> <p>(給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など</p>	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 一人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い			
分類	被服等貸与			
	現		況	
項目	高 松 市		塩 江 町	
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし
	制帽	1	〃	〃
	ネクタイ	1	〃	〃
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	〃
	盛夏帽	1	全員	〃
	訓練服	1	〃	〃
	ベルト	3	〃	〃
	白手袋	1	〃	〃
	防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分		
	長靴	長靴は副団長以上		
	ゴム長靴	1	全員	なし
	階級章	2	〃	〃
	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分		
	作業用皮手袋	2	全員	なし
	アホロキヤップ	1	〃	〃
	防寒衣	なし	-	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分		
	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし
	制帽	1	〃	〃
	ネクタイ	1	〃	〃
	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	2	全員	なし
	ベルト	3	〃	〃
	白手袋	1	〃	〃
	防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各自管理		
	長靴	消防屯所備付		
	ゴム長靴	1	全員	なし
	階級章	2	〃	〃
	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	1	全員	なし
	作業用皮手袋	1	〃	〃
	アホロキヤップ	1	〃	〃
	防寒衣	1	〃	〃
	雨合羽	消防屯所備付		

部 会 名	消 防
-------	-----

問題点・課題
・貸与品の品目、数量に差異がある。 ・制式及び表示について、統一する必要がある。

対応策
被服の貸与品目や数量等は、高松市消防団の服制基準等に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い		部会名	消 防
分類	消防団車両			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		
1 現況	消防ポンプ車(CD - 1) 10台 消防ポンプ車(BS - 1) 23台 消防ポンプ車(BD - 1) 2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車(軽) 3台	消防ポンプ車(CD - 1) 1台 消防ポンプ車(BD - 1) 1台 小型動力ポンプ付積載車(BD - 2) 3台		問題点・課題 ・両市町の消防団の車両の装備等に違いがある。
				対応策 ・塩江町消防団の車両の積載資機材は、当分の間、現状どおりとする。
				調整案 ・塩江町消防団の車両については、高松市消防団に引き継ぐ。

協議第 27号資料

「使用料・手数料等の取扱いについて」に関する資料

使 用 料 の 現 況 に つ い て	9 ~ 23
手 数 料 の 現 況 に つ い て	24 ~ 53

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
1	行政財産の目的外使用(庁舎使用料他) 土地:使用する土地の評価額×4/100 建物:使用する建物の評価額×6/100 使用部分に係る電気、水道等に要する経費 電柱・電話柱等 5円～4,400円/年	行政財産 建物(50坪未満): 940円～1,360円/回 " (50坪以上):1,360円～2,100円/回
2	墓園(平和公園)使用料 4㎡区画:50,000円/㎡ 6㎡区画:75,000円/㎡ 8㎡区画:100,000円/㎡ 市民以外1.5倍	
3	墓地(摺鉢谷墓地外10箇所)使用料 90,000円/㎡(6㎡まで) 市民以外1.5倍	
4	斎場(高松市斎場公園)使用料 市内 無料 市外:13,000円～40,000円 式場使用料:市内31,500円 市外63,000円	香川南部葬斎場(やすらぎ苑)使用料 一部事務組合において規定 【火葬棟】 管内:5,000円～20,000円 管外:20,000円～80,000円 【待合室・斎場】 3,000円～102,000円 【豊安室】 管内:10,000円 管外:40,000円 【動物炉棟】 管内:5,000円 管外:20,000円
5	福岡会館使用料 大会議室:1,010円～1,520円 小会議室:500円～760円 冷暖房料 室料の1/2 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍	
6	木太北部会館使用料 大会議室:500円～760円 小会議室:250円～370円 冷暖房料 室料の1/2 営利目的または、入場料等を徴収するとき3倍 トレーニング室:1人60円/時間	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
7	市民憩の家 (平和荘)	
	大集会室 :2,540円 ~ 7,620円 小集会室 :640円 ~ 1,910円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10 営利目的または、入場料等を徴収するとき 3倍 入浴料 200円 ~ 390円	
8	隣保・児童館 (上天神外 3館) 使用料	
	目的内使用 無料 目的外使用 :1,050円/回	
9	錦町会館使用料	
	集会所 (7室):250円 ~ 1,790円 冷暖房料 室料の1/2 近隣住民の地域活動などの自主的交流の場として使用可	
10	女性センター 使用料	
	センター利用 :無料 会議室 (3室):250円 ~ 890円 冷暖房料 室料の1/2	
11	高松市総合福祉会館使用料	
	大会議室 :17,660円 ~ 56,400円 会議室 (2室):890円 ~ 5,580円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10 市外居住者は1.3倍、音響装置等使用料別	
12	身体障害者福祉センター (コスモス園)	
	センター使用料 :無料	
13	保健所庁舎使用料	
	駐車場 :1時間まで無料、以後 130円/ 30分	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
14	老人センター (屋島源平荘) 使用料 入浴料 : 60歳以上 300円 大人 390円 小人 200円 集会室、冷暖房料 : 60歳以上 無料 上記以外 大集会室 2,540円 ~ 5,080円 小集会室 500円 ~ 1,010円 冷房料 室料の1/2 暖房料 室料の3/10	
15	ふれあい福祉センター (高松市ふれあい福祉センター 勝賀) 使用料 大会議室 : 2,540円 ~ 7,980円 会議室等 (3室) : 500円 ~ 1,630円 冷暖房料 室料の1/2 テニスコート (1面当たり1時間) 一般 : 340円、学生 : 230円 入浴料 : 60歳以上 300円 大人 390円 小人 200円	
16	老人福祉センター (茶寿荘) 使用資格者 : 市民で60歳以上 センター使用料 : 無料 入浴料 : (現在休止中)	
17	衛生試験検査保健所使用料 検便、寄生虫およびぎょう虫卵検査 赤痢菌・サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O157、コレラ菌 2,240円 ~ 4,320円 (1回の申請が5人以上半額) 寄生虫卵、ぎょう虫卵 450円 (1回の申請が10人以上半額)	
18	感染症予防使用料 B型・C型肝炎検査料 B型肝炎検査231円 C型肝炎検査1,323円	
19	保健センター 駐車場使用料 駐車場 : 1時間まで無料、以後 130円 / 30分	
20	夜間急病診療所使用料 (診療収入) 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法など	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
21	市民病院	塩江病院
	入院室特別使用料 :1,365円～9,450円/日 分娩介助料 :62,000円～77,000円 産科・婦人科診察費 :1,000円～65,100円 健康診断料 :1,680円～64,050円 予防接種料 (コレラ):1,585円 予防接種料 (破傷風) :855円 初診時特定療養費 :525円 投薬等容器料 実費 電気設備使用料 (1日) 21円～126円	(入院室料差額) 個室 A :2,620円 個室 B :1,570円 二人床 : 730円
22	市民病院	
	診療費 :健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法等による	
23	市民病院	
	保険診療以外の診療費 :厚生労働大臣の定め等により算定した額に1.5を乗じて得た額の範囲内で市長が定める額	
24	市民病院	
	投薬等容器料 :実費 21円～126円	電気設備使用料 (1日):
25	市民病院	塩江病院
	病衣貸与料 (1日) 52円 付添寝具料 :178円 死後処置料 :5,250円 (浴衣を含む場合 6,300円) 洗濯料 :84～315円	(電力使用料) テレビ : 50円/日 電気毛布 : 50円/日 アンカ : 50円/日 冷蔵庫 : 100円/日 ポット : 50円/日
26	市民病院	
	駐車場使用料 :30分まで無料 (ただし 患者については 3時間) 以後 130分 / 30分	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
27	西部広域スポーツセンター 使用料 一部事務組合において規定 体育館：専用使用の場合 2,790円～12,320円 / 個人使用の場合 1人1時間 学生 60円、一般 110円 大集会室：3,550円～10,800円 アマチュアスポーツ以外・入場料徴収等の場合は、別料金 冷暖房料、音響装置等使用料別 浴室：60歳以上の者 300円、12歳以上60歳未満の者 390円、6歳以上12歳未満の者 200円 プール：大人 560円、高校生・中学生 370円、小学生（3歳未満の者を除く）250円 / 1人 1回 庭球場：一般 340円、学生 230円 / 1面・1時間 コインロッカー：1個 1回 50円	
28	商業振興会館使用料 目的内使用 無料 目的外使用： 集会室（8室） 500円～640円 冷暖房料 室料の1/2	
29	高松テルサ会議室等使用料 会議室：8,000円～43,900円 / 全日 文化教養室：16,400円 / 全日 研修室・和室・エクササイズ室：14,000円 / 全日 視聴覚室：23,000円 / 全日 展示ホール：1日につき1,000円 ホール：82,500円～92,400円 / 全日 リハーサル室：9,900円 / 全日 控室：1,650円～3,300円 / 全日 営利目的または入場料を徴収する場合は1.5倍 器具使用料等は別途 トレーニング室（個人使用）：1回 400円 コインロッカー（1個使用）：1回 100円	
30	鬼ヶ島おにの館 入館料、観覧料 無料	
31	茜町会館使用料 会議室：600円～900円 和室：250円～370円 冷暖房料 室料の1/2 営利目的または入場料等を徴収するときは3倍	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
32	食肉センター	
	と室 :牛 馬 3,150円 ~ 6,300円/ 1頭 子牛 1,176円 ~ 2,352円/ 1頭 冷蔵庫 :牛 馬 315円/ 1頭 1日 子牛 168円/ 1頭 1日	
33	競輪場	
	一般入場料 (1人 1回):50円 特別指定席利用料 (1人 1回):500円 売店貸付料 :230円以内/㎡ × 105/ 100	
34	競輪場選手宿舎	
	宿泊施設利用料 (1人 1泊):1,620円 会議室等利用料 (3室):1,460円 ~ 2,830円/日 音響装置利用料 (1式):1,150円 トレーニング室利用料 (1人 1回):310円	
35	中央卸売市場	
	市場使用料 :売上金額の 1/ 1000 ~ 3/ 1000 売場使用料 :月額 131円 ~ 2,220円/㎡	
36	玉藻公園	
	入園料 :100円 ~ 200円 (団体割引あり) 披雲閣使用料 :440円 ~ 4,570円 (営業目的は別料金) 電気料、座布団使用料は別料金	
37	公園内の行為・公園内占有	
	行為 :日額 15円または30円/㎡ 公園内占有 (物件の種類により設定) 電柱 電話柱等 1,500円または3,000円/年 地下埋設物 年額 48円 ~ 950円/m 仮設工作物 日額 44円/㎡	

使用料の現況

No.	高 松 市 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
38	仏生山公園 体育館 (専用使用) 午前 4,700円、午後 18,790円、夜間 7,240円 体育館の 1/2 を使用する場合は半額 入場料徴収等の場合やアマチュアスポーツ以外に使用する場合は別料金 音響装置等使用料別 体育館 (個人使用) 1人 1日あたり、一般 110円、学生 60円 集会室 (5室) : 午前または夜間 640円 ~ 1,910円 午後 890円 ~ 2,660円 営利目的で使用する場合や入場料を徴収する場合は 3倍の額 冷暖房料は室料の 1/2 プール : 大人 560円、高校生・中学生 370円、小人 (3歳未満の者を除く) 250円 / 1人 1回 更衣ロッカー : 1個 1回 50円 (団体割引、回数券、定期券あり)	
	駐車場 (中央駐車場ほか 7箇所) 普通自動車 : 130円 ~ 150円 / 30分 大型自動車 (バス) : 500円 / 30分 定期駐車料 : 8,200円 ~ 20,000円・月	
40	レンタサイクル (瓦町地下レンタサイクルポ-ほか 4箇所) 使用料 定期利用 : 1か月 一般 2,000円、学生等 1,800円 3か月 一般 5,500円、学生等 5,000円 一時利用 : 100円/日	
41	道路 (市道) 占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 5円 ~ 4,400円/年	
42	河川堤とう こうき 占用料 物件の種別により設定 電柱・電話柱等 48円 ~ 2,200円/年	

使用料の現況

No.	高 松 市	施 設 名 等 塩 江 町
43	市営住宅使用料 公営住宅 3,581戸 3,200円～72,900円 家賃算定基礎額×立地係数(1.1)×規模係数×経過年数係数×利便性係数 (0.70～0.84) 改良住宅 572戸 1,900円～4,500円 応急簡易住宅 4戸 1,000円 LSA用住宅 2戸 44,000円 47,000円 駐車場使用料 520区画 2,000円～6,000円 など	特定公共賃貸住宅 中村団地 (所得 220,000円～322,000円) 38,000円/室・月 (所得 322,001円～445,000円) 40,000円/室・月 (所得 445,001円～601,000円) 43,000円
44	下水道使用料 (平成16年6月1日改定後) 排水排除量 8立米まで 810円 8立米を超え13立米まで(1立米につき)95円 13立米を超え20立米まで(1立米につき)100円 20立米を超え50立米まで(1立米につき)140円 50立米を超え50立米まで(1立米につき)175円 50立米を超えるもの(1立米につき)205円	下水道使用料 一般汚水 ・基本使用料 1,200円(10立米まで) ・従量使用料 110円(11立米以上) 浴場業等 40円(1立米まで)
45	消防施設用地使用料 電柱敷地使用料(物件の種別により設定) 電柱・電話柱等 1,500円～2,870円/年額	
46	水道使用料 【メータ使用料】 基本料金(月額) 1,000円(メータ口径13mm)～160,000円(メータ口径150mm) 従量料金(月額) ・専用栓 一般用メータ口径13mm、20mm 40円～240円/立米 一般用メータ口径25mm以上 130円～240円/立米 湯屋用 65円～120円/立米 特殊用 480円/立米 ・連用栓 各戸の使用水量を均等使用したものととして算定 上記基本料金と従量料金との合計額に100分の105を乗じて得た額	簡易水道使用料 【メータ使用料】 基本料金(月額) 50円(口径13mm)～2,000円(口径75mm) 【水道料金】(月額) ・専用 家庭用 220円(100立米まで)～240円(101立米以上) 営業用 270円(100立米まで)～300円(101立米以上) 団体用 260円(100立米まで)～280円(101立米以上) 臨時用 300円(100立米まで)～300円(101立米以上) ・共用 家庭用 220円(100立米まで)～240円(101立米以上) ・連用 団体用 260円(100立米まで)～280円(101立米以上)
47	小学校使用料 屋内運動場 :780円/時間 運動場 :370円/時間	小学校夜間照明使用料 町内 無料 町外 :2,100円/時間

使用料の現況

No.	高 松 市 施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
48	中学校使用料 屋内運動場 :780円/時間 運動場 :370円/時間	中学校夜間照明使用料 町内 無料 町外 :3,150円/時間
49	学校体育施設開放 小学校 無料 中学校 体育館(片面)800円/2時間 運動場 2,000円/2時間(1校のみ4,000円) 電気料金相当額として雑入で受入れ	小学校体育館使用料 午前 8時~午後 5時 : 2,100円/回 午後 5時~ : 2,730円/回
50	高松第一高等学校 授業料 :9,300円/月	
51	幼稚園(市立18園) 授業料 :5,900円/月	
52	生涯学習センター 多目的ホール :13,860円~51,550円 研修室等(7室) :1,150円~20,240円 営利目的の場合は、別料金 市民ギャラリー :3,880円/日 冷暖房料 室料の1/2 音響装置等使用料別	
53	地区公民館(42館) 小集会室 :220円~370円 中集会室 :430円~760円 大ホール :870円~1,520円 調理実習室 :650円~1,140円 冷暖房料 室料の1/2	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
54	総合体育館使用料 専用使用 第1競技場 :43,180円/全日 第2競技場 :20,320円/全日 第1、第2武道場 :13,710円/全日 和弓場、アーチェリー場 :6,340円/全日 入場料等徴収、アマチュアスポーツ以外の場合は、別料金 会議室(7室) :1,520~3,040円/全日 冷暖房料、附属設備および器具使用料は別 コインロッカー :1個 1回 50円 個人使用 トレーニング室 :640円(1人1回) 卓球場 :250円(1人1時間) 駐車場 :2時間まで無料、以後普通自動車 7時間以内340円、7時間超680円、バス1730円	町民体育館使用料 午前8時~午後5時 : 3,360円/回 午後5時~ : 4,090円/回
55	ヨツ競技場使用料 一時使用 :690円~3,460円/日 常時使用 :3,460円~16,170円/月 学生は別料金、付属施設は別料金	
56	朝日町庭球場使用料 1面当たり1時間 一般 : 340円、学生 : 230円 1面当たり全日 一般 :4,140円、学生 :2,760円 夜間照明(1面当たり30分) 110円 附属設備および器具使用料は別料金	
57	亀岡 仏生山運動場庭球場使用料 1面当たり1時間 一般 : 230円、学生 :110円 1面当たり全日 一般 :1,840円、学生 :910円	
58	南部運動場使用料 第1グラウンド:1,520円/時間 第2グラウンド:1,270円/時間 附属設備および器具使用料は別料金	
59	市民プール使用料 大人 :500円、高校生 中学生 :370円、小人(3歳未満の者を除く):180円/1人1回	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	名 塩 江 町
60	福岡町プール使用料 大人 :560円、高校生・中学生 :370円、小人(3歳未満の者を除く) :250円/1人1回 更衣ロッカー :1個 1回 50円 駐車場 :2時間まで無料 ,以後普通自動車7時間以内340円 ,7時間超680円 ,バス1,730円	
61	亀水運動センター 使用料 体育館 専用使用 :12,320円/全日 入場料等徴収 ,アマチュアスポーツ以外の場合は別料金 集会場等(6室) :1,910円 ~ 5,080円/全日 冷暖房料は別 庭球場 1面当たり1時間 一般 : 340円 ,学生 230円 1面当たり全日 一般 :2,760円 ,学生 1,840円 附属設備および器具使用料は別 グラウンド :1,270円/時間 プール :大人 370円 ,高校生・中学生 250円 ,小人(3歳未満の者を除く)120円/1人1回 更衣ロッカー :1個 1回 50円	
62	西部運動センター 使用料 体育館 専用使用 :24,320円/全日 コインロッカー :1個 1回 50円 入場料等徴収 ,アマチュアスポーツ以外の場合は別料金 第1グラウンド :1,520円/時間 第2グラウンド :1,270円/時間 冷暖房料 ,附属設備および器具使用料は別	

使用料の現況

No.	施設名	
	高松市	塩江町
63	文化芸術ホール使用料 大ホール(1ホール): 24,700円～159,700円(平日) 29,800円～191,600円(土・日・休日) 小ホール(2ホール): 9,600円～49,400円(平日) 11,500円～59,300円(土・日・休日) 付属室(25室):400円～8,200円 市民ギャラリー:8,700円/日 営利目的の場合は、別途割増料金 リハーサル 練習室等:200円～2,400円/時間 会議室等(13室):600円～29,100円 器具使用料は、別料金	
64	図書館 視聴覚ホール:11,160円～38,670円 冷暖房料 室料の1/2 音響装置等使用料は別料金 駐車場:1時間まで無料、 以後 普通自動車 130円/30分 バス 500円/30分	
65	菊池寛記念館 常設展示観覧料(1人1回):一般200円、高・大生150円、小・中生100円(小・中生は減免にて常設展示については無料) 特別展示観覧料(1人1回):1,000円の範囲内	
66	歴史資料館観覧料 常設展示観覧料(1人1回):一般200円、高・大生150円、小・中生無料 特別展示観覧料(1人1回):1,000円の範囲内	
67	美術館展覧会等観覧料 常設展示観覧料:150円～200円(小中生は無料) 特別展示観覧料:2,000円の範囲内(団体は別料金) 展示室:8,260円～37,980円/日 講堂:8,760円～30,360円 講座室(4室):1,710円～4,620円(営利目的、入場料等徴収の場合は別料金) 音響装置、冷暖房料等使用料は別料金 コインロッカー(小):@50円/回	塩江美術館観覧料等 常設展示観覧料(個人):80円～300円 " (団体):60円～240円 特別展示観覧料:2,000以下の範囲内 常設展示室:5,250円/日 企画展示室:4,200円/日 ホール:1,570円～6,300円

使用料の現況

No.	高 松 市	施 設 名 等
68	市民文化センター 使用料 大ホール:5,080円～25,400円 会議室等(12室):1,010円～22,610円 アマチュアスポーツ以外・入場料徴収等の場合は、別料金 音響装置、冷暖房料等使用料は別料金 プラネタリウム観覧料 大人 300円、高校生 150円、中学生・小学生・園児80円	
69		自然休養村総合地域施設 講堂 6,300円～8,400円/回 中会議室 3,670円～4,720円/回 小会議室 2,100円～3,150円/回 宿泊 (大人) 3,670円/回 (子ども) 3,150円/回 サイクリング車(貸料) 100円～520円
70		老人福祉センター 入場 100円～450円/回 休憩 3,670円～10,500円/回・日 宿泊 3,670円～5,250円/泊
71		生活改善センター (半日) 5,250円 (1日) 8,400円
72		高齢者活動促進センター (半日) 5,250円 (1日) 8,400円

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
73	温泉水	
	(町内に住所あり) 50円/100リットル (町内に住所なし) 100円/100リットル	
74	緑の村野外運動緑地施設	
	テニスコート	
	(町内に住所あり) 310円/時間 (町内に住所なし) 630円/時間	
	夜間照明	
75	(町内に住所あり) 520円/時間 (町内に住所なし) 940円/時間	
	勤労者体育センター	
76	4,200円~10,500円/回	
	中下所多目的研修集会施設	
77	和室	
	(半日) 1,570円 (1日) 3,150円	
	ホール	
	(半日) 8,400円 (1日) 15,750円	
78	香北集会場	
	3,150円/回	
79	内場池野外運動緑地施設	
	テニスコート	
	(町内に住所あり) 310円/時間 (町内に住所なし) 630円/時間	
	夜間照明	
	(町内に住所あり) 520円/時間 (町内に住所なし) 940円/時間	
	キャンプ場	
79	100円/回	
	運動広場	
79	(半日) 2,100円 (1日) 3,150円	
	香川農業協同組合無線施設	
79	525,000円/年	

使用料の現況

No.	施 設 名 等	
	高 松 市	塩 江 町
80		奥の湯公園
		キャンプ場 100円/回・人 多目的研修施設 (全室) 4,200円~15,750円 (半室) 2,100円~7,870円 休憩施設 4,200円/室
81		ホテルと文化の里
		運動場 2,100円/回 運動場夜間照明 840円/30分 野外ステージ 10,500円/回 ゲートボールコート夜間照明 210円/30分
82		行基の湯
		入浴 (一般:町内に住所あり) 310円/回 (" :町内に住所なし) 420円/回 (子ども:町内に住所あり) 160円/回 (" :町内に住所なし) 210円/回 障害者専用風呂 1,050円/時間

平成16年6月1日現在のものについて掲載している。

両市町の条例に基づくもののみを記載し、香川県の制度によるものは、記載していない。

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
1	企画財政	納税証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
2	企画財政	市民税関係証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
3	企画財政	固定資産税関係証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
4	企画財政	固定資産課税台帳に記載をされている事項についての証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
5	企画財政	営業に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
6	企画財政	固定資産課税台帳の写しの閲覧手数料	手数料条例	土地 5筆ごと	350	使用料及び手数料条例	土地 5筆ごと	300
				家屋 5筆ごと	350		家屋 5筆ごと	300
				償却資産 1 通	350		償却資産 1 通	300
7	企画財政	土地 家屋名寄帳の写しの閲覧手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
8	企画財政	固定資産課税台帳に登録している土地又は家屋に係る事項の一部をその記載事項とする台帳の閲覧手数料	手数料条例	土地 家屋 とも5筆ごと	350	使用料及び手数料条例	土地 家屋と も5筆ごと	300
9	企画財政	地籍図の閲覧手数料	手数料条例	1枚	350	使用料及び手数料条例	1枚	300
10	企画財政	市税督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	使用料及び手数料条例	1通	100
11	企画財政	原動機付自転車及び小型特殊自動車試乗用標識交付手数料	市税条例	1個	500	-	-	-
12	企画財政	自動車臨時運行許可申請手数料	手数料条例	1両	750	-	-	-
13	企画財政	住宅用家屋証明申請手数料	手数料条例	1件	1,300	使用料及び手数料条例	1件	1,300

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
14	市民	自治会法人化認可等証明手数料	手数料条例	1件	350	-	-	-
15	市民	平和公園墓園清掃手数料	平和公園条例	1m ²	500	-	-	-
16	市民	平和公園墓園清掃手数料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1件	100	-	-	-
17	市民	平和公園墓園使用許可証再交付手数料	平和公園条例	1件	350	-	-	-
18	市民	墓地使用許可証再交付手数料	墓地条例	1件	350	-	-	-
19	市民	埋蔵証明等交付手数料	手数料条例	1件	350	-	-	-
20	市民	住民票に記載をした事項に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
21	市民	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	手数料条例	1件	350	使用料及び手数料条例	1件	350
22	市民	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	手数料条例	1件	450	使用料及び手数料条例	1件	450
23	市民	戸籍の届出・申請の受理の、不受理の証明または受理した書類に記載した事項の証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	350
			手数料条例	上質紙 1通	1,400	使用料及び手数料条例	上質紙 1通	1,400
24	市民	印鑑の登録の証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
25	市民	印鑑登録証交付手数料	手数料条例	1件	350	カード代金	-	再交付 400
26	市民	身分に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
27	市民	埋火葬に関する証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
28	市民	外国人登録原票記載事項証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
29	市民	その他事実に関する証明	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
30	市民	住民票の写しの交付手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
31	市民	戸籍の附票の写しの交付手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
32	市民	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	手数料条例	1通	450	使用料及び手数料条例	1通	450
33	市民	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	手数料条例	1通	750	使用料及び手数料条例	1通	750
34	市民	住民基本台帳の閲覧手数料	手数料条例	1回 1世帯	350	使用料及び手数料条例	1回 1世帯	300
35	市民	戸籍の届書等の閲覧手数料	手数料条例	書類1件	350	使用料及び手数料条例	書類1件	350
36	市民	住民基本台帳カード交付(再交付)手数料	手数料条例	1件	500	使用料及び手数料条例	1件	500
37	市民	普通診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,575	-	-	-
38	市民	健康診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,575	-	-	-
39	市民	証明書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	1,050	-	-	-
40	市民	国民健康保険料督促手数料	国民健康保険診療所条例	1通	100	税条例	1通	100
41	市民	国民健康保険証明手数料	手数料条例	1通	350	使用料及び手数料条例	1通	300
42	市民	死亡診断書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	3,150	-	-	-
43	市民	死体(胎)検案書(診療所)	国民健康保険診療所条例	1通	4,200	-	-	-
44	健康福祉	介護保険料督促手数料	介護保険条例	1通	100	税条例	1通	100
45	健康福祉	保育所入所者負担金督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
46	健康福祉	介護老人保健施設の開設許可事項の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	33,000	-	-	-
47	健康福祉	死体の保存の許可申請手数料	手数料条例	1件	3,400	-	-	-
48	健康福祉	診療所開設許可申請手数料	手数料条例	1件	18,000	-	-	-
49	健康福祉	助産所開設許可申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
50	健康福祉	衛生検査所登録申請手数料	手数料条例	1件	80,000	-	-	-
51	健康福祉	衛生検査所登録変更申請手数料	手数料条例	1件	61,000	-	-	-
52	健康福祉	病院検査手数料	手数料条例	1件	43,000	-	-	-
53	健康福祉	病院検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	8,000	-	-	-
54	健康福祉	診療所検査手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
55	健康福祉	診療所検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
56	健康福祉	助産所検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
57	健康福祉	助産所検査手数料 (申請者による自主検査に係るもの)	手数料条例	1件	3,400	-	-	-
58	健康福祉	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	手数料条例	1件	8,200	-	-	-
59	健康福祉	衛生検査所登録証明書再交付手数料	手数料条例	1件	8,200	-	-	-
60	健康福祉	旅館業営業許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
61	健康福祉	旅館業の許可を受けた営業者地位承継承認申請手数料	手数料条例	1件	7,400	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
62	健康福祉	興行場営業許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		常設興行場		1件	14,000	-	-	-
		仮設興行場		1件	7,000	-	-	-
63	健康福祉	公衆浴場営業許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
64	健康福祉	一般と畜場の設置許可申請手数料	手数料条例	1件	22,000	-	-	-
65	健康福祉	簡易と畜場の設置許可申請手数料	手数料条例	1件	10,000	-	-	-
66	健康福祉	食鳥処理事業の許可申請手数料	手数料条例	1件	19,000	-	-	-
67	健康福祉	食鳥処理場の設備又は設備変更許可申請手数料	手数料条例	1件	10,000	-	-	-
68	健康福祉	食鳥検査手数料	手数料条例			-	-	-
		平日		1羽	3	-	-	-
		休日等		1羽	4	-	-	-
69	健康福祉	確認規程の認定申請手数料	手数料条例	1件	5,500	-	-	-
70	健康福祉	確認規程の変更認定申請手数料	手数料条例	1件	2,300	-	-	-
71	健康福祉	薬局開設許可申請手数料	手数料条例	1件	29,000	-	-	-
72	健康福祉	薬局開設許可更新申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
73	健康福祉	医薬品製造業許可申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-
74	健康福祉	医薬品製造業許可更新申請手数料	手数料条例	1件	5,600	-	-	-
75	健康福祉	医薬品製造品目の変更又は追加許可申請手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
76	健康福祉	医薬品一般販売業又は特例販売業許可申請手数料	手数料条例	1件	29,000	-	-	-
77	健康福祉	医薬品一般販売業又は特例販売業許可更新申請手数料	手数料条例	1件	11,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
78	健康福祉	毒物 劇物販売業登録申請手数料	手数料条例	1件	14,700	-	-	-
79	健康福祉	毒物 劇物販売業登録更新申請手数料	手数料条例	1件	6,400	-	-	-
80	健康福祉	温泉の利用許可申請手数料	手数料条例	1件	35,000	-	-	-
81	健康福祉	危険な動物の飼養又は保管の許可申請手数料	手数料条例	1件	6,500	-	-	-
82	健康福祉	危険な動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	3,900	-	-	-
83	健康福祉	クリーニング所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
84	健康福祉	理容所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
85	健康福祉	美容所確認検査手数料	手数料条例	1件	16,000	-	-	-
86	健康福祉	と畜検査手数料	手数料条例	1頭	500 他 2種	-	-	-
		時間内				-	-	-
		時間外				-	-	-
87	健康福祉	犬の登録手数料	手数料条例	1頭	3,000	使用料及び手数料条例	1頭	3,000
88	健康福祉	狂犬病予防注射手数料	手数料条例	1頭	2,300	使用料及び手数料条例	1頭	2,300
89	健康福祉	狂犬病予防注射済票交付手数料	手数料条例	1件	550	使用料及び手数料条例	1件	550
90	健康福祉	抑留犬 猫の飼養管理手数料	手数料条例	1頭(匹)1日	630	-	-	-
91	健康福祉	抑留犬 猫の返還手数料	手数料条例	1頭(匹)	2,410	-	-	-
92	健康福祉	犬の鑑札の再交付手数料	手数料条例	1件	1,600	使用料及び手数料条例	1件	1,600
93	健康福祉	狂犬病予防注射済票再交付手数料	手数料条例	1件	340	使用料及び手数料条例	1件	340
94	健康福祉	医薬品の品目ごとの製造承認手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
95	健康福祉	医薬品の品目ごとの製造承認事項の一部変更承認手数料	手数料条例	1品目	90	-	-	-
96	健康福祉	医薬品製造業許可証の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,000	-	-	-
97	健康福祉	医薬品製造業許可証の再交付手数料	手数料条例	1件	2,900	-	-	-
98	健康福祉	薬局 医薬品一般販売業又は特例販売業許可証の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,000	-	-	-
99	健康福祉	薬局 医薬品一般販売業又は特例販売業許可証再交付手数料	手数料条例	1件	2,900	-	-	-
100	健康福祉	毒物 劇物販売業登録票の書換え交付手数料	手数料条例	1件	2,400	-	-	-
101	健康福祉	毒物 劇物販売業登録票再交付手数料	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
102	健康福祉	魚介類行商登録申請手数料	手数料条例	1件	1,700	-	-	-
103	健康福祉	魚介類行商登録更新手数料	手数料条例	1件	1,000	-	-	-
104	健康福祉	胎盤胞衣 産汚物取扱い手数料	手数料条例	1件	1,150	-	-	-
105	健康福祉	化製場設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	19,000	-	-	-
106	健康福祉	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	12,000	-	-	-
107	健康福祉	化製場等に関する法律第8条に規定する製造又は貯蔵施設設置許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	12,000	-	-	-
108	健康福祉	動物の飼養又は収容の許可申請手数料	化製場等に関する条例	1件	6,000	-	-	-
109	健康福祉	室内空気検査手数料	保健所条例施行規則	1件	670 ~ 3,260	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
110	健康福祉	照度測定手数料	保健所条例施行規則	1件	530	-	-	-
111	健康福祉	紫外線測定手数料	保健所条例施行規則	1件	530	-	-	-
112	健康福祉	食品等細菌学的検査手数料	保健所条例施行規則	1件	1,210 ~ 3,850	-	-	-
113	健康福祉	食品等化学検査手数料	保健所条例施行規則	1件	740 ~ 4,660	-	-	-
114	健康福祉	飲料水化学試験手数料	保健所条例施行規則	1件	3,260	-	-	-
115	健康福祉	飲料水細菌試験手数料	保健所条例施行規則	1件	1,200 ~ 1,920	-	-	-
116	健康福祉	飲料水中放射能試験手数料	保健所条例施行規則	1件	1,980	-	-	-
117	健康福祉	水質成分分析手数料	保健所条例施行規則		1,160 ~ 11,080	-	-	-
118	健康福祉	水道水定期検査手数料	保健所条例施行規則	1件	4,500	-	-	-
119	健康福祉	プール、海水浴場等水浴場の水質検査 手数料	保健所条例施行規則	1件	3,020	-	-	-
120	健康福祉	浴槽水検査手数料	保健所条例施行規則	1件	2,970	-	-	-
121	健康福祉	証明書料(保健所)	保健所条例施行規則	1通	570	-	-	-
122	健康福祉	試験検査成績書再交付手数料(保健 所)	保健所条例施行規則	1通	460	-	-	-
123	健康福祉	飲食店営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000 他 2種類	-	-	-
124	健康福祉	飲食店営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000 他 1種類	-	-	-
125	健康福祉	喫茶店営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他 1種類	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
126	健康福祉	喫茶店営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他 1種類	-	-	-
127	健康福祉	菓子製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000 他 2種類	-	-	-
128	健康福祉	菓子製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000 他 1種類	-	-	-
129	健康福祉	あん類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
130	健康福祉	あん類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
131	健康福祉	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
132	健康福祉	アイスクリーム類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
133	健康福祉	乳処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
134	健康福祉	乳処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
135	健康福祉	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
136	健康福祉	特別牛乳搾取処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
137	健康福祉	乳製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
138	健康福祉	乳製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
139	健康福祉	集乳業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600	-	-	-
140	健康福祉	集乳業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800	-	-	-
141	健康福祉	乳類販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他 1種類	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
142	健康福祉	乳類販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
143	健康福祉	食肉処理業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
144	健康福祉	食肉処理業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
145	健康福祉	食肉販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600 他1種類	-	-	-
146	健康福祉	食肉販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800 他1種類	-	-	-
147	健康福祉	食肉製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
148	健康福祉	食肉製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
149	健康福祉	魚介類販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	9,600	-	-	-
150	健康福祉	魚介類販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	7,800	-	-	-
151	健康福祉	魚介類競売営業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
152	健康福祉	魚介類競売営業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
153	健康福祉	魚肉練製品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
154	健康福祉	魚肉練製品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
155	健康福祉	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
156	健康福祉	食品の冷凍又は冷蔵業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
157	健康福祉	食品の放射線照射業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
158	健康福祉	食品の放射線照射業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
159	健康福祉	清涼飲料水製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
160	健康福祉	清涼飲料水製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
161	健康福祉	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
162	健康福祉	乳酸菌飲料製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
163	健康福祉	氷雪製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000 他 1種類	-	-	-
164	健康福祉	氷雪製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000 他 1種類	-	-	-
165	健康福祉	氷雪販売業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
166	健康福祉	氷雪販売業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
167	健康福祉	食用油脂製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
168	健康福祉	食用油脂製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
169	健康福祉	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
170	健康福祉	マーガリン又はショートニング製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
171	健康福祉	みそ製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
172	健康福祉	みそ製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
173	健康福祉	醤油製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
174	健康福祉	醤油製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
175	健康福祉	ソース類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
176	健康福祉	ソース類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
177	健康福祉	酒類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
178	健康福祉	酒類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	13,000	-	-	-
179	健康福祉	豆腐製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
180	健康福祉	豆腐製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
181	健康福祉	納豆製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
182	健康福祉	納豆製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
183	健康福祉	めん類製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	14,000	-	-	-
184	健康福祉	めん類製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	12,000	-	-	-
185	健康福祉	そうざい製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
186	健康福祉	そうざい製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
187	健康福祉	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
188	健康福祉	缶詰又は瓶詰食品製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
189	健康福祉	添加物製造業許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	21,000	-	-	-
190	健康福祉	添加物製造業継続許可申請手数料	食品衛生法施行条例	1件	16,000	-	-	-
191	健康福祉	診断書料 (保健所)	保健所条例	1通	570	-	-	-
192	健康福祉	普通診断書交付手数料 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	1,575	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
193	健康福祉	証明書交付手数料 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	1,050	-	-	-
194	健康福祉	死亡診断書 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	3,150	-	-	-
195	健康福祉	死体検案書 (夜間急病診療所)	夜間急病診療所条例	1通	4,200	-	-	-
196	健康福祉	普通診断書料	市民病院条例	1通	1,575	塩江病院使用料等条例	1通	1,050
197	健康福祉	証明書料 (簡易なもの)	市民病院条例	1通	1,050	塩江病院使用料等条例	1通	520
198	健康福祉	証明書料 (複雑なもの)	市民病院条例	1通	1,575	塩江病院使用料等条例	1通	3,150
199	健康福祉	健康診断書料	市民病院条例	1通	1,575	塩江病院使用料等条例	1通	1,050
200	健康福祉	妊産婦診断書料	市民病院条例	1通	1,575	-	-	-
201	健康福祉	死亡診断書料	市民病院条例	1通	3,150	塩江病院使用料等条例	1通	3,150
202	健康福祉	特別診断書料 (簡易なもの)	市民病院条例	1通	3,150	塩江病院使用料等条例	1通	2,100
203	健康福祉	特別診断書料 (複雑なもの)	市民病院条例	1通	4,200	塩江病院使用料等条例	1通	3,150
		特別診断料(特に複雑なもの)				塩江病院使用料等条例	1通	5,250
204	健康福祉	診察券再発行手数料	市民病院条例	1枚	105	-	-	-

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
205	健康福祉	受託検査手数料	市民病院条例	1件	厚生労働大臣の定める基準により算出した額の100分の80に相当する額に100分の105を乗じて得た額	-	-	-
206	健康福祉	死体検案書 (変死の場合)				塩江病院使用料等条例	1部	10,500
		(病死の場合)				塩江病院使用料等条例	1部	5,250
207	健康福祉	普通健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	2,410
208	健康福祉	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による学生、生徒、児童又は幼児の健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	上記に定める額の100分の50に相当する金額
209	健康福祉	検査、レントゲン検診を行った健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	算定方法により積算して得た額
210	健康福祉	その他の健康診断料				塩江病院使用料等条例	1件	所要原価を基準として町長が定める

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高松市			塩江町		
			条例	単位	単価(円)	条例	単位	単価(円)
211	健康福祉	介護保険法によるサービス手数料				使用料及び手数料条例		介護保険法第41条第4項、第46条第2項、第53条第2項及び第58条第2項の規定による厚生大臣が定める基準を考慮して、町長が定める額
212	環境	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		一般廃棄物処理施設		1件	130,000	-	-	-
		その他の一般廃棄物処理施設		1件	110,000	-	-	-
213	環境	一般廃棄物処理施設設置許可に係る事項の変更許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		一般廃棄物処理施設		1件	120,000	-	-	-
		その他の一般廃棄物処理施設		1件	100,000	-	-	-
214	環境	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可申請手数料	手数料条例	1件	68,000	-	-	-
215	環境	一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた法人の合併又は分割の許可申請手数料	手数料条例	1件	68,000	-	-	-
216	環境	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	手数料条例	1件	81,000	-	-	-
217	環境	産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	73,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
218	環境	産業廃棄物処分業許可申請手数料	手数料条例	1件	100,000	-	-	-
219	環境	産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	94,000	-	-	-
220	環境	産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	71,000	-	-	-
221	環境	産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	92,000	-	-	-
222	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	手数料条例	1件	81,000	-	-	-
223	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	74,000	-	-	-
224	環境	特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料	手数料条例	1件	100,000	-	-	-
225	環境	特別管理産業廃棄物処分業許可の更新申請手数料	手数料条例	1件	95,000	-	-	-
226	環境	特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	72,000	-	-	-
227	環境	特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更許可申請手数料	手数料条例	1件	95,000	-	-	-
228	環境	産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料	高松市手数料条例			-	-	-
		産業廃棄物処理施設		1件	140,000	-	-	-
		その他の産業廃棄物処理施設		1件	120,000	-	-	-
229	環境	産業廃棄物処理施設設置許可に係る事項変更の許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		産業廃棄物処理施設		1件	130,000	-	-	-
		その他の産業廃棄物処理施設		1件	110,000	-	-	-
230	環境	一般廃棄物収集運搬業(し尿)許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	使用料及び手数料条例	1件	5,000

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
231	環境	一般廃棄物処分業(し尿)許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	-	-	-
232	環境	浄化槽清掃業許可手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1件	10,000	使用料及び手数料条例	1件	7,000
233	環境	一般廃棄物処理手数料 (陶最終処分場)	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	20 kg単位	(1)100kgまで1,350円 (2)100kgを超えるものは1,350円に20kgまでごとに270円を加算した額 16.10.1 施行 ただし、南部広域クリーンセンターに搬入されるごみのうち、缶ビン、ペットボトルについては、「1,350円」を「1,150円」に、「270円」を「230円」とする	一般廃棄物処理手数料 (南部広域クリーンセンター) 一部事務組合において規定	kg	(1)100kgまで1,100円 (2)100kgを超えるものは1,100円に20kgまでごとに220円を加算した額 (1),(2)の額に、それぞれ100分の105を乗じて得た額。この場合10円未満の端数は切り捨てる。
234	環境	臨時に収集・運搬・処分する家庭系一般廃棄物処理手数料	廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例	1品目	500 ~ 2,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
235	環境	臨時に収集・運搬する特定家庭用機器 廃棄物処理手数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1台	2,000	使用料及び手数料条例	1台	2,000
236	環境	犬、猫等の死体の収集・運搬・処分に係 る処理手数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1体	1,480	使用料及び手数料条例	1体	1,050
237	環境	犬、猫等の死体の処分に係る処理手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1体	590	使用料及び手数料条例	1体	525
238	環境	一般廃棄物収集運搬業(ごみ)許可手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1件	10,000	-	-	-
239	環境	一般廃棄物処分業(ごみ)許可手数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	1件	10,000	-	-	-
240	環境	定期収集家庭系一般廃棄物(燃やせる ごみおよび破碎ごみに限る。)の処理手 数料	廃棄物の適正処理および 再生利用の促進に関する 条例	袋	指定収集袋 (大)40円 (中)30円 (小)20円 (特小)10 円 H16.9.1 施行(販売) (H16.10.1 有料化実 施)	使用料及び手数料条例	袋	指定袋 (20ℓ) 13円 (30ℓ) 20円
241	環境	自動車リサイクル法に基づく解体業許 可申請審査手数料	手数料条例	1件	78,000			

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
242	環境	自動車リサイクル法に基づく解体業許可申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	70,000	-	-	-
243	環境	自動車リサイクル法に基づく破碎業許可申請審査手数料	手数料条例	1件	84,000	-	-	-
244	環境	自動車リサイクル法に基づく破碎業許可申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	77,000	-	-	-
245	環境	自動車リサイクル法に基づく破碎業事業範囲変更許可申請審査手数料	手数料条例	1件	75,000	-	-	-
246	環境	自動車リサイクル法に基づく引取業者登録申請審査手数料	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
247	環境	自動車リサイクル法に基づく引取業者登録申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	3,000	-	-	-
248	環境	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者登録申請審査手数料	手数料条例	1件	5,000	-	-	-
249	環境	自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業者登録申請審査手数料(更新)	手数料条例	1件	4,000	-	-	-
250	環境	し尿処理手数料(従量制)				使用料及び手数料条例	1 8 ㍉	20
		(浄化槽汚泥)				使用料及び手数料条例	1 8 ㍉	20
251	産業	計量器定期検査手数料	手数料条例	1個	1,400 他 18種類	-	-	-
252	産業	適正計量管理事務所指定検査手数料	手数料条例	1件	7,400	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
253	産業	鳥獣飼養許可証交付手数料	手数料条例	1件	3,400	使用料及び手数料条例	1件	3,400
254	産業	鳥獣飼養許可証の更新手数料	手数料条例	1件	3,400	使用料及び手数料条例	1件	3,400
255	産業	鳥獣飼養許可証再交付手数料	手数料条例	1件	3,400	使用料及び手数料条例	1件	3,400
256	産業	農地法第3・4・5条の規定による許可申請			無料	使用料及び手数料条例	1件	300
257	産業	自作農維持創設資金融通申請			無料	使用料及び手数料条例	1件	300
258	都市開発	屋外広告物講習会受講手数料	屋外広告物条例	1件	3,000	-	-	-
259	都市開発	はり紙による屋外広告手数料	屋外広告物条例	100枚	350	-	-	-
260	都市開発	はり札または簡易広告板による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚	250	-	-	-
261	都市開発	はり札または簡易広告板による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚	100	-	-	-
262	都市開発	立看板またはのぼり旗による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚または1本	350	-	-	-
263	都市開発	立看板またはのぼり旗による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚または1本	100	-	-	-
264	都市開発	建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1件	300 ~ 10,000	-	-	-
265	都市開発	建物、塀その他の工作物に直接塗装した広告物による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1件	100 ~ 500	-	-	-
266	都市開発	電柱(街灯柱を含む)広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	280	-	-	-
267	都市開発	電柱(街灯柱を含む)広告による屋外広告手数料(変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	60	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
268	都市開発	広告板または広告塔による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	300 ~ 10,000	-	-	-
269	都市開発	広告板または広告塔による屋外広告手数料 (変更または改造に係る許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	100 ~ 500	-	-	-
270	都市開発	広告幕による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1枚	550	-	-	-
271	都市開発	広告幕による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1枚	350	-	-	-
272	都市開発	アーチ広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	3,000	-	-	-
273	都市開発	アーチ広告による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
274	都市開発	気球広告による屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	1,000	-	-	-
275	都市開発	気球広告による屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
276	都市開発	特殊な照明装置による広告物の屋外広告手数料	屋外広告物条例	1個	1,500 ~ 13,200	-	-	-
277	都市開発	特殊な照明装置による広告物の屋外広告手数料 (変更または許可申請手数料)	屋外広告物条例	1個	500	-	-	-
278	都市開発	仮換地等証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
279	都市開発	優良宅地造成認定申請手数料	手数料条例	1件	86000 ~ 870,000	-	-	-
280	都市開発	優良住宅新築認定申請手数料	手数料条例	1件	6,200 ~ 58,000	-	-	-
281	都市開発	開発行為許可申請手数料 (自己の居住用 住宅の建築用)	手数料条例	1件	22,000 ~ 300,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
282	都市開発	開発行為許可申請手数料 (住宅以外の建築物で、自己の業務用建築 特定工作物の建設用)	手数料条例	1件	30,000 ~ 480,000	-	-	-
283	都市開発	開発行為許可申請手数料 (上記以外)	手数料条例	1件	130,000 ~ 870,000	-	-	-
284	都市開発	開発行為変更許可申請手数料	手数料条例			-	-	-
		最高額		1件	870,000	-	-	-
285	都市開発	特定用途制限地域内における建築物等の用途制限の例外許可の許可申請手数料	特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	1件	180,000	-	-	-
286	都市開発	特定用途制限地域内における建築物の高さ制限の例外許可の許可申請手数料	特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例	1件	160,000	-	-	-
287	都市開発	開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	手数料条例	1件	1,700 ~ 17,000	-	-	-
288	都市開発	建築物に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	5,000 他	-	-	-
289	都市開発	建築物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	10,000 他	-	-	-
290	都市開発	中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	15,000 他	-	-	-
291	都市開発	建築物に関する中間検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	15,000 他	-	-	-
292	都市開発	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	120,000	-	-	-
293	都市開発	建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
294	都市開発	公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
295	都市開発	道路内における建築認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
296	都市開発	公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
297	都市開発	壁面線外における建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
298	都市開発	用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	180,000	-	-	-
299	都市開発	特殊建築物等敷地許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
300	都市開発	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
301	都市開発	建築物の敷地面積の許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
302	都市開発	建築物の高さの特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
303	都市開発	建築物の高さの許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
304	都市開発	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
305	都市開発	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
306	都市開発	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
307	都市開発	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
308	都市開発	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
309	都市開発	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さに関する特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
310	都市開発	再開発等促進区内等における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
311	都市開発	再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
312	都市開発	地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
313	都市開発	地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
314	都市開発	地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建ぺい率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
315	都市開発	予定道路に係る建築物の述べ面積の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
316	都市開発	仮設建築物建築許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	120,000	-	-	-
317	都市開発	総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
318	都市開発	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
319	都市開発	総合的設計による一団地の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
320	都市開発	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
321	都市開発	同一敷地内建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	78,000 加算額有	-	-	-
322	都市開発	同一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
323	都市開発	同一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、建築物の各部分の高さ又は建築物の高さの特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	220,000 加算額有	-	-	-
324	都市開発	複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料	建築基準法施行条例		6,400 + 加算額	-	-	-
325	都市開発	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	建築基準法施行条例	1件	27,000	-	-	-
326	都市開発	建築設備に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	9,000 他 3種類	-	-	-
327	都市開発	建築設備に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	13,000 他	-	-	-
328	都市開発	工作物に関する確認申請手数料	建築基準法施行条例	1件	8,000 他	-	-	-
329	都市開発	工作物に関する完了検査申請手数料	建築基準法施行条例	1件	9,000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
330	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の用途制限の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	180,000	-	-	-
331	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の容積率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
332	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の建ぺい率の最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	33,000	-	-	-
333	都市開発	地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
334	都市開発	地区整備計画区域内における公益上必要な建築物の特例許可申請手数料	建築基準法施行条例	1件	160,000	-	-	-
335	都市開発	開発登録簿の写しの交付手数料	手数料条例	1通	470	-	-	-
336	土木	道路占用料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
337	土木	道路認定路線証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
338	土木	道路認定路線幅員証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
339	土木	道路台帳コピー代	行政資料閲覧規程	1枚	10	情報公開条例	1枚	20

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
340	土木	自転車駐車場駐車料 (瓦町地下自転車駐車場ほか 1箇所)	有料自転車等駐車場条例	自転車 一時駐車100円 / 回 定期駐車 一般 1か月 月2,000円 3か月 月5,500円 学生等 1か月 月1,800円 3か月 月5,000円 原動機付自転車 一時駐車200円 / 回 定期駐車 一般 1か月 月4,000円 3か月 月11,000円 学生等 1か月 月3,600円 3か月 月10,000円		-	-	-
341	土木	市営住宅使用料督促手数料	税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例	1通	100	-	-	-
342	土木	市営住宅自動車保管場所使用承諾証明手数料	手数料条例	1通	350	-	-	-
343	土木	浄化槽保守点検業登録申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	30,000	-	-	-
344	土木	浄化槽保守点検業登録更新申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	30,000	-	-	-
345	土木	浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	1,500	-	-	-

手数料の現況

No.	部会名	手数料名	高松市			塩江町		
			条例	単位	単価(円)	条例	単位	単価(円)
346	土木	浄化槽保守点検業登録証書再交付申請手数料	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	1件	2,300	-	-	-
347	消防	危険物仮貯蔵、仮取扱い承認申請手数料	消防手数料条例	1件	5,400	-	-	-
348	消防	危険物製造所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	39,000 他4種類	-	-	-
349	消防	危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	20,000 他26種類	-	-	-
350	消防	危険物取扱所の設置許可申請手数料	消防手数料条例	1件	52,000 他11種類	-	-	-
351	消防	危険物製造所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	19,500 他4種類	-	-	-
352	消防	危険物貯蔵所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	10,000 他26種類	-	-	-
353	消防	危険物取扱所の位置、構造又は設備変更許可申請手数料	消防手数料条例	1件	26,000 他11種類	-	-	-
354	消防	危険物製造所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	19,500 他4種類	-	-	-
355	消防	危険物貯蔵所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	10,000 他26種類	-	-	-
356	消防	危険物取扱所設置許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	26,000 他11種類	-	-	-
357	消防	危険物製造所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	9,750 他4種類	-	-	-
358	消防	危険物貯蔵所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	5,000 他26種類	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価 (円)	条 例	単 位	単 価 (円)
359	消防	危険物取扱所の位置、構造又は設備変更許可完成検査手数料	消防手数料条例	1件	13,000 他11種類	-	-	-
360	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用承認申請手数料	消防手数料条例	1件	5,400	-	-	-
361	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置許可完成検査前検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他26種類	-	-	-
362	消防	危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備変更許可完成検査前検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他26種類	-	-	-
363	消防	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所保安検査手数料	消防手数料条例	1件	340,000 他12種類	-	-	-
364	消防	タンク検査手数料	消防手数料条例	1件	6,000 他7種類	-	-	-
365	消防	事実確認証明・その他の証明	消防手数料条例	1通	350	-	-	-
366	消防	無線施設 (施設)				使用料及び手数料条例		3,150
		(屋外及び屋内施設の変更)				使用料及び手数料条例		資材費実費
367	水道	給水装置設計審査手数料 (新設工事)	水道事業給水条例	1件	3000	簡易水道条例	1件	1,050
368	水道	給水装置設計審査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	水道事業給水条例	1件	2000	簡易水道条例	1件	525
369	水道	給水装置しゅん功検査手数料 (新設工事)	水道事業給水条例	1件	3000	簡易水道条例	1件	1,575
370	水道	給水装置しゅん功検査手数料 (改造、修繕又は撤去工事)	水道事業給水条例	1件	2000	簡易水道条例	1件	525
371	水道	指定給水装置工事事業者指定手数料	水道事業給水条例	1件	17000	-	-	-

手数料の現況

No.	部 会 名	手 数 料 名	高 松 市			塩 江 町		
			条 例	単 位	単 価(円)	条 例	単 位	単 価(円)
372	教育	高松市立第一高等学校入学選考手数料	学校条例	1件	2,200	-	-	-
373	教育	高等学校入学金	学校条例	1件	5,650	-	-	-
374	文化	図録売払手数料		1件	70 ~1,000	-	-	-
375	文化	美術品等撮影許可手数料(学術研究を目的とする場合)	美術館条例	1点1回	500	使用料及び手数料条例	1点1回	310
376	文化	美術品等撮影許可手数料(出版等を目的とする場合)	美術館条例	1点1回	5,080	使用料及び手数料条例	1点1回	520

- 1 平成16年5月31日現在のものに加え、現時点において、平成16年度中の改定が確定しているものを記載している。
- 2 塩江町の手数料欄において、何も記述していないものについては、香川県の制度により高松市と同様の手数料が徴収されているものがある。

協議第 28 号資料

「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて」に関する資料

補助金・交付金等の現況について 55 ~ 74

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市 件 名	塩 江 町 件 名
1	香川県国際交流協会負担金	
2	かがわ国際交流フェア実行委員会負担金	
3	高松市国際交流協会運営補助金	
4	香川県防災行政無線管理運営協議会保守点検負担金	香川県防災行政無線協議会負担金
5	香川県防災情報システム端末装置保守点検負担金	
6	放送大学科目履修受講助成金	
7	大学公開講座受講助成金	
8	香川県市町村職員互助会負担金	
9	高松市職員共済会交付金	職員厚生補助金
10		職員健康診断料
11	香川県情報化推進機構負担金	
12	新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業補助金	
13	高松市有線放送電話協会設備更新事業補助金	
14	まちづくりゼミナール“がんばれ高松”運営団体補助金	
15	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金
16	排水再利用施設設置助成金	
17	椋川ダム建設事業負担金	
18	市町合併協議会負担金	合併協議会町負担金
19	県派遣職員給与費負担金	
20	高松税務署管内納税貯蓄組合連合会広報分担金	
21	申告納税相談事務地区交付金	
22	部落有財産処分補助金	
23	離島救急患者輸送費補助金	
24	離島航路補助金	
25	市連合自治会連絡協議会補助金	
26	自治会活動補助金	
27	自治会集会所管理運営補助金	
28	自治会加入・結成奨励補助金	
29	自治会集会所新築等補助金	集会所建設補助金
30	高松市民のねがい推進協議会補助金	
31	高松市地域ふれあい交流事業補助金	
32	防犯灯設置補助金	防犯灯設置補助金
33		防犯灯維持補助金
34	防犯協会補助金	
35	地域コミュニティ構築支援補助金	
36		コミュニティ助成事業補助金
37	部落管理墓地整備事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
38	簡易火葬場改修事業補助金	
39	市民葬儀助成金	
40	平和公園関連施設整備事業交付金	
41	暮らしをみなおす市民のつどい負担金	
42	高松市消費者団体連絡協議会運営補助金	
43	日曜市運営事業補助金	
44	就職支度金補助金	
45	人権・同和問題啓発講演会開催負担金	
46	世界人権宣言高松市実行委員会負担金	
47	地域改善事業補助金	
48	香川県人権擁護委員連合会補助金	香川県人権擁護委員連合会補助金
49	香川県人権擁護委員連合会高松部会補助金	
50	全国隣保館職員ブロック別研修会開催負担金	
51	田村子ども文庫負担金	
52	上天神隣保館下水道受益者負担金	
53	香川県建設国民健康保険組合事業補助金	香川県国民健康保険団体連合会負担金
54	老人性白内障特殊眼球等購入費助成事業補助金	
55	福祉医療助成・国保事業協力補助金	
56	香川県国民健康保険団体連合会負担金	
57	一般被保険者療養給付費	一般被保険者療養給付費
58	退職被保険者療養給付費	退職被保険者療養給付費
59	一般被保険者療養費	一般被保険者療養費
60	退職被保険者療養費	退職被保険者療養費
61	一般被保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費
62	退職被保険者高額療養費	退職被保険者高額療養費
63	一般被保険者分移送費	一般被保険者分移送費
64	退職被保険者分移送費	退職被保険者分移送費
65	出産育児一時金	出産育児一時金
66	葬祭費	葬祭費
67	老人保健医療費拠出金	老人保健医療費拠出金
68	老人保健事務費拠出金	老人保健事務費拠出金
69	介護納付金	介護納付金
70	高額医療費共同事業拠出金	高額医療費共同事業拠出金
71	人間ドック(一般ドック)助成金	
72	人間ドック(脳ドック)助成金	
73	老人保健法老人医療給付費	老人保健法老人医療給付費

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
74	老人保健法医療費支給費	老人保健法医療費支給費
75	福祉医療助成事業協力交付金	
76	男女共同参画市民フェスティバル補助金	
77	高松市婦人団体連絡協議会運営補助金	町婦人会活動補助金
78	ジェンダーフリーたかまつ市民会議活動交付金	
79	ふれあいのまちづくり事業補助金	
80	高松市社会福祉協議会事業交付金	社会福祉協議会専任職員補助金
81		ホームヘルパー研修受講料補助金
82		精神障害者居宅介護等事業補助金
83		福祉モデルタウン事業補助金
84		心配事相談事業補助金
85	高松更正保護婦人会事業補助金	
86	高松地区保護司会連合会事業補助金	香川地区保護司会助成金
87	高松市傷痍軍人会事業補助金	傷痍軍人会補助金
88	高松ボランティア協会事業補助金	
89	更生保護法人 讃岐修音会事業補助金	
90	生活保護世帯水道料援護廃止プログラム変更負担金	
91	地区民生委員推薦準備会事業交付金	
92	地区民生児童委員協議会交付金	
93	地区民生児童委員協議会活動推進費交付金	
94	地区民生委員会長活動事業交付金	
95	高松市遺族会事業補助金	遺族厚生会補助金
96	地区遺族会事業補助金	
97	日本戦災遺族会香川県支部事業補助金	
98	介護保険利用者負担軽減事業補助金	
99	離島介護サービス提供促進事業補助金	
100	住宅改修支援事業補助金	
101	介護給付費審査支払業務負担金	
102	国民健康保険団体連合会負担金（主治医意見書作成手数料）	国民健康保険団体連合会負担金
103	介護認定審査会共同設置負担金	広域事務組合負担金
104	居宅介護サービス等給付費	居宅介護サービス等給付費
105	居宅介護サービス計画等給付費	居宅介護サービス計画等給付費
106	施設介護サービス等給付費	施設サービス給付費
107	福祉用具購入費	福祉用具購入費
108	住宅改修費	住宅改修費
109	高額介護サービス等費	高額介護サービス費
110		高額居宅支援サービス費

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
111	財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金
112	身体障害者福祉ホーム運営事業補助金	
113	心身障害者小規模通所作業所運営事業補助金	
114	身体障害者福祉タクシー助成金	障害者福祉タクシー助成事業補助金
115	身体障害者福祉タクシー設置事業補助金	
116	身体障害者自動車改造等助成金	
117	高松市身体障害者協会事業補助金	身体障害者協会補助金
118	高松市肢体不自由児(者)父母の会事業補助金	
119	脳性マヒ親と子の会事業補助金	
120	香川県中途失聴難聴者協会事業補助金	
121	在宅重度障害者慰問見舞金支給事業補助金	
122	香川県肢体不自由児愛護事業負担金	香川県肢体不自由児協会負担金
123	身体障害者結婚祝金助成事業補助金	
124	高松市身体障害者友愛のつどい事業補助金	
125	身体障害者福祉大会事業補助金	
126	ナイスハートバザールイン香川事業補助金	
127	高松ふれあいの店事業補助金	
128	高松市身体障害者文化祭事業補助金	
129	サンサン祭り事業補助金	
130	身体障害者社会見学事業補助金	
131	障害者派遣事業補助金	
132	身体障害者住宅改造費補助金	
133	障害者生活福祉資金貸付金利子補給金	
134	身体障害者福祉施設整備事業利子補給金	
135	心身障害者扶養共済制度掛金助成金	
136	自立支援教育訓練給付金事業	
137	高等技能訓練促進事業	
138	知的障害者授産通所施設通園事業補助金	
139	高松市障害児(者)育成会事業補助金	
140	知的障害者小規模作業所運営事業補助金	知的障害者小規模作業所運営事業補助金
141	知的障害者福祉施設産休等代替職員賃金等補助金	
142	知的障害者福祉施設整備事業補助金	
143	知的障害者施設整備事業利子補給金	
144	精神障害者グループホーム運営補助金	
145	手をつなぐ親と子の大運動会事業補助金	
146	ちびっこ教室事業補助金	
147	高松市障害者を守る会事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
148	心身障害児社会見学事業補助金	
149	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業補助金	ささえあう健康長寿の地域づくり推進事業補助金
150	老人クラブ活動助成金	老人クラブ補助金
151	老人クラブ連合会活動事業補助金	益壮会補助金
152	老人クラブ連合会運営事業補助金	
153	シルバー人材センター運営補助金	シルバー人材センター補助金
154	シルバー人材センター高齢者援助サービス事業補助金	
155	在宅福祉サービス事業補助金	
156	老人入浴助成金	
157	高齢者住宅改造助成費	老人等居室整備資金助成金
158	老人福祉施設産休等代替職員賃金等助成金	
159	軽費老人ホーム事務費補助金	
160	高松地区広域市町村圏振興事務組合老人ホーム負担金	老人福祉施設（ひぐらし荘）管理運営負担金
161	老人つどいの家新築等補助金	
162	老人つどいの部屋整備補助金	
163	老人福祉施設整備事業補助金	
164	痴呆性老人居室整備事業補助金 廃止	
165	老人福祉施設整備事業利子補給金	社会福祉施設整備利子補給金
166	香川県母子福祉連合会高松支部運営補助金	
167	社会福祉法人豊島神愛館運営補助金	
168	母親クラブ事業補助金	ママさんスクール補助金
169	香川県家庭相談員連絡協議会会費	
170	児童福祉施設業務省力化設備整備事業補助金	
171	児童福祉施設整備事業補助金	
172	児童福祉施設整備事業利子補給金	
173	産休等代替職員賃金等補助金	
174	民間児童館運営費補助金	
175	母子福祉資金等貸付金利子補給金	
176	日本スポーツ振興センター負担金	
177	市立保育所遠足等職員負担金	
178	延長保育事業補助金	
179	長時間保育事業補助金	
180	一時保育事業補助金	
181	延長保育促進事業保育料軽減事業補助金	
182	認可外保育施設職員健診助成補助金	
183	高松市保育研究会事業補助金	木田・香川郡保育研究会負担金
184	認可外保育施設補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
185	第3子以降の児童の保育料補助金	
186	社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	
187	私立保育所職員研修補助金	
188	県派遣職員給与費負担金	
189	介護老人保健施設整備事業補助金	
190	香川県食品衛生協会食品衛生推進事業補助金	
191	公衆浴場施設改善資金利子補給補助金	
192	公衆浴場活性化事業等補助金	
193	公衆浴場施設改善事業補助金	
194	公衆浴場水道料金補助金	
195	香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助金	
196	犬猫不妊去勢手術費補助金	
197	結核定期健康診断補助金	
198	精神障害者共同作業所運営補助金	
199	精神障害者家族会運営補助金	
200	精神障害者地域生活支援センター施設整備事業補助金	
201	精神障害者小規模通所授産施設運営事業補助金	
202	病院事業会計負担金	
203	保健事業推進補助金	
204	高松市保健委員会連絡協議会運営補助金	
205	地区保健委員会育成補助金	
206	高松市献血推進協議会連絡会運営補助金	
207	地区献血組織育成補助金	
208	がん対策思想普及事業費負担金	
209	歯の衛生週間無料診療補助金	
210	歯科救急医療センター休日歯科診療事業補助金	
211	歯科救急医療センター夜間救急歯科診療事業補助金	
212	病院群輪番制病院運営費補助金	病院群輪番制病院補助金
213	病院群輪番制病院調整費補助金	
214	身体障害児在宅歯科診療事業運営補助金	
215	寝たきり者在宅訪問歯科診療事業運営補助金	
216	高松市医師会看護専門学校運営補助金	
217	木田郡医師会附属准看護学院運営補助金	
218	香川県難病患者・家族団体連絡協議会高松支部運営補助金	
219	汚染負荷量賦課金	
220	石濱尾テレビ共同受信施設負担金	
221	水道事業会計補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
222	陶第2処分地下流域土地改良事業負担金	
223	大原田子出公民館駐車場整備事業負担金	
224	元清掃工場汚染負荷量賦課金	
225	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金	高松地区広域市町村圏振興事務組合負担金
	南部広域清掃センター事業	南部広域清掃センター事業
	西部広域クリーンセンター事業	
	衛生処理センター事業	衛生処理センター事業
226	離島し尿収集事業交付金	
227	高松市環境美化都市推進会議補助金	
228	高松市上下水道工事業協同組合ビル内公衆便所維持管理負担金	
229	高松市住宅用太陽光発電システム設置補助金	
230	高松市衛生組合連合会運営事業補助金	
231	衛生害虫共同防除用器材購入事業補助金	
232	衛生組合河川等清掃事業補助金	
233	クリーン高松推進事業交付金	
234	リサイクル推進員活動事業交付金	
235	分別収集推進活動補助金	
236	ステーション管理障害保険補助金	
237	生ごみ堆肥化容器購入補助金	
238	生ごみ処理機購入補助金	生ゴミ容器設置補助金
239	防火用水用ため池使用負担金	生ゴミ処理機購入補助金
240		生ゴミ処理機購入補助金(業務用)
241	勤労者福祉対策事業補助金	
242	障害者雇用促進事業補助金	香川県障害者雇用促進協会補助金
243	香川県労働者福祉協議会事業補助金	
244	香川県中小小売商団体連合会補助金	
245	高松職業安定協会補助金	
246	生鮮三品連絡協議会共同事業補助金	
247	香川県生活衛生協会補助金	香川県高松食品衛生協会所助成金
248	中小企業指導団体育成補助金	商工会等補助金
249	中小企業経営講習会共催負担金	
250	香川県溶接技術コンクール開催補助金	
251	外国人研修生受入事業補助金	
252	高松商工会議所中小企業人材確保就業機会拡大事業補助金	
253	高松市企業代表者懇談会開催負担金	
254	中央商店街通行量調査負担金	
255	中央商店街店舗立地動向調査負担金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
256	商店街共同施設補助金	
257	矢島町産業文化祭出展参加事業負担金（商工労政課）	
258	高松・彦根・水戸3市の観光と物産展負担金（商工労政課）	
259	高松町夏まつり出展参加事業負担金（商工労政課）	
260	電気のふるさとじまん市負担金	
261	香川の家具とぬりもの新作見本市補助金	
262	香川の漆器まつり補助金	
263	全国漆器展補助金	
264	香川県ぬりもの展示会補助金	
265	高松港コンテナターミナル振興協議会負担金	
266	香川貿易情報センター補助金	
267	緊急経営安定対策特別融資資金利子補給金	
268	中小企業融資保証料補給金	
269	市町協調特産小口融資補償料補給金	
270	同和対策小規模企業融資対策資金利子補給金	
271	同和対策小規模企業経営改善資金利子補給金	
272	同和対策小規模企業融資対策資金保証料補助金	
273	市町協調同和対策融資補償料補給金	
274	中小企業公害防止施設整備資金利子補給金	
275	中小企業勤労青少年対策連絡協議会負担金	
276	香川県商圏調査負担金	
277	TMO高松事業構想推進補助金	
278	ISO14001シリーズ認証取得推進事業補助金	
279	給付事業費	
280	人間ドック利用助成金	
281	矢島町産業文化祭出展事業負担金（観光課）	
282	高松町夏まつり出展事業負担金（観光課）	
283	四国4市観光交流会事業負担金	
284	瀬戸大橋・明石・鳴門大橋循環広域観光協議会事業負担金	
285	わがかがわキャンペーン事業負担金	
286	四国の観光展事業負担金	
287	五色台学運営協議会負担金	
288	国際観光振興会負担金	
289	高松観光コンベンション・ビューロー運営補助金	(財) 高松観光コンベンション・ビューロー負担金
290	全国大会等開催補助金	
291	国立公園清掃活動事業負担金	
292	国際観光振興会事業負担金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
293	高松まつり振興会補助金	
294	高松秋のまつり大名行列推進委員会補助金	
295	高松冬のまつり実行委員会補助金	
296	地区観光協会事業補助金	観光協会補助金
297		観光宿泊案内所補助金
298	海の月間事業補助金	
299	夢市場運営補助金	
300	桃太郎まつり育成事業補助金	
301	観光ボランティアガイド育成事業補助金	
302	国立公園内施設整備事業負担金	
303	屋島サマーフェスタ事業補助金	
304	屋島ゆうやけいフェスタ事業補助金	新規イベント補助金
305	NHK大河ドラマ「義経」誘致事業補助金	
306	屋島山上廃屋再活用支援事業補助金	
307	サンポート高松オープニング広報負担金	
308	サンポート財団運営補助金	
309	サンポート高松カラーコルトン掲出事業補助金	
310	パラグライダー運営事業補助金	
311	農業後継者等海外派遣研修事業補助金	
312	農業後継者クラブ育成事業補助金	農業後継者クラブ補助金
313	農業青年クラブ育成事業補助金	
314	市民農園整備事業補助金	
315	水田農業経営確立対策事業補助金	水田農業経営確立対策助成補助金
316	認定農業者育成支援事業補助金	
317	中山間地域等直接支払事業補助金	中山間地域等直接支払交付金
318	農業経営基盤強化資金利子補給金	
319	良質米・麦生産拡大推進事業補助金	
320	地力維持培養農産物流通改善事業補助金	
321	効率的・持続的な集落営農育成事業費補助金	
322	土地利用型農業活性化事業費補助金	
323	高松地域中山間地対策協議会負担金	高松地域中山間地対策協議会負担金
324	新規就農者階層別支援事業費	
325	多彩な演芸産地育成推進事業補助金	
326	農業用非プラスチック適正処理推進事業補助金	
327	イノシシ被害防止対策事業補助金	イノシシ被害防止対策事業補助金
328		イノシシ等被害防除事業補助金
329	高松市農業振興協議会事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
330	高松市耕種振興協議会補助金	
331	農業共済組合事業補助金	
332	生活改善クラブ育成事業補助金	西山いきいき母さん補助金
333	農協技術員等研修事業補助金	
334	認定農業者連絡協議会事業補助金	認定農業者の会補助金
335	農業生産総合対策事業補助金	
336	水田農業経営確立対策事業費補助金（たばこ）	
337	創造的農業育成支援事業補助金	
338	園芸産地育成強化推進事業補助金	
339	果樹産地整備促進事業補助金	
340	高松市園芸特産振興協議会補助金	
341	香川県鬼無植木盆栽センター事業補助金	
342	高松市花き優良種苗導入育成組合事業補助金	
343	高松市葉たばこ共同施設利用組合補助金	
344	高松市西部かんきつ共同選果場事業補助金	
345	農業近代化資金利子補給金	近代化資金利子補給補助金
346	家畜法定伝染病予防事業補助金	
347	優良家畜導入輸送費補助金	
348	繁殖和牛等増産対策事業補助金	
349	和牛等改良基地育成事業補助金	
350	家畜飼養効率化促進事業補助金	
351	水田農業経営確立対策事業費（畜産）	
352	高松市畜産共進会負担金	
353	高松市肉牛枝肉共励会事業補助金	
354	高松市畜産振興協議会補助金	香川県畜産協会負担金
355	高松市ホルスタインクラブ事業補助金	
356	香川県畜産会負担金	
357	家畜環境整備特別対策事業補助金	
358	家畜環境衛生対策事業補助金	
359	畜産施設改善事業資金利子補給金	
360	乳用牛，肉用牛及び繁殖用牛素畜預託事業資金利子補給金	乳牛子牛生産助成補助金
361	下刈事業補助金	
362	枝打事業補助金	
363	除間伐事業補助金	間伐作業補助金
364	森林組合作業班員確保対策事業補助金	
365	木材需要拡大推進事業補助金	
366	森林組合事業補助金	林産物振興補助金

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
367		ダンプ・トラック維持補助金
368		労務共済補助金
369		森林組合林業指導補助金
370	栽培漁業推進事業費補助金	
371	水産教室事業補助金	
372	漁船漁具保全施設設置事業補助金	
373	藻類養殖事業補助金	
374	貝類養殖事業補助金	
375	底曳網対策事業補助金	
376	海浜清掃事業補助金	
377	淡水魚種苗放流事業補助金	
378	漁業協同組合連絡協議会補助金	
379	漁業後継者クラブ育成事業補助金	
380	底曳網協議会事業補助金	
381	高松地区海苔養殖研究会補助金	
382	漁業近代化資金利子補給金	
383	全国豊かな海づくり大会事業負担金	
384	高松市食肉事業協同組合と畜解体業務運営補助金	
385	BSE対策補助金	
386	県営土地改良事業補助金	
387	団体営土地改良事業補助金	
388	単独県費補助土地改良事業補助金	
389	単独市費土地改良事業補助金	町単独土地改良事業補助金
390		農業近代化施設補助金
391	国費災害復旧事業補助金	
392	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	
393	香川用水土地改良区賦課負担金	
394	香川用水事業推進協議会負担金	
395	香川用水新川沿岸土地改良区補助金	
396	市土地改良区連合会運営費補助金	
397	新川吉田川沿岸排水対策促進期成会補助金	
398	全日本プロ自転車競技大会協賛分担金	
399	日本競輪選手会香川支部補助金	
400	日本競輪選手会四国地区本部補助金	
401	四国地区施行者協議会分担金	
402	高松競輪場臨時従事員共済会交付金	
403	ファンクラブ事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
404	記念場外負担金	
405	観音寺場外負担金	
406	S級場外負担金	
407	全国競輪施行者協議会分担金	
408	日本自転車振興会交付金	
409	公営企業金融公庫納付金	
410	高松市中央卸売市場清掃協力会補助金	
411	市民病院ループバス維持費補助金	
412	鉄道近代化設備整備費補助金	
413	高松市生活交通路線維持費補助金	
414	音声放送装置改善補助金	
415	ショッピングレインボー循環バス維持費補助金	
416	公共交通旅客施設バリアフリー事業整備事業費補助金	
417	公共交通移動円滑化整備事業費補助金	
418	都市景観形成助成金	
419	高松市都市景観まちづくり協議会活動助成金	
420	交通空白地帯における乗合タクシー等運行実験補助金(山田地区)	
421	琴電琴平線鉄道高架事業負担金	
422	四国横断自動車道関連特別用地対策事業補助金	
423	民間駐車場整備助成金	
424	高松港頭地区都市再生総合整備事業負担金	
425	高松港頭地区土地区画整理事業県施行負担金	
426	高松港頭地区都市再生総合整備事業補助金(間接補助金)	
427	香川県菊友会事業補助金	菊友会補助金
428	高松市の名木助成金	
429	高松春のまつりフラワーフェスティバル&交通安全フェア負担金	
430	高松市花と緑の協会補助金	
431	日本土地区画整理協会会費	
432	上水道新設負担金	
433	国道11号線整備促進協力会負担金	
434	国土建設推進協力会高松支部負担金	国土建設推進協力会高松支部負担金
435	海水供給業務負担金	
436	狭あい道路拡幅整備事業補助金	
437	新川西堤防線他2線	
438	高松市交通安全都市推進協議会補助金	
439	高松市交通安全母の会連絡協議会補助金	交通安全母の会補助金
440	地域交通安全活動推進委員協議会補助金活動推進費	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
441	違法駐車防止対策推進協議会補助金	
442	民間自転車等駐車場施設管理運営事業補助金	
443	市民交通傷害保障校区(地区)別周知会交付金	
444	高松港清港会補助金	
445	高松港コンテナターミナル施設負担金	
446	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	町合併処理浄化槽設置補助金
447	日本下水道事業団業務運営補助金	
448	生活扶助世帯排水設備設置助成金	
449	香東川流域下水道維持管理者負担金	香東川流域下水道事業負担金
450	雨水貯留浸透施設整備助成費補助金	
451	雨水流出抑制施設整備助成費	
452	消防大学校研修負担金	
453	救急救命士教育訓練事業負担金	
454	テレホンサービスユーザー協会会費	
455	幼少年消防クラブ連絡協議会補助金	
456	婦人防火クラブ連絡協議会補助金	
457	消防出初式等参加助成金	
458	消火用水負担金	
459	画像伝送システム負担金	
460	全国消防協会四国地区支部救助指導会負担金(本部割負担金)	
461	全国消防長会秋季役員会開催地負担金	
462	自主防災組織連絡協議会補助金	
463	消防団員相互共助会補助金	
464	消防団員等公務災害補償等共済基金掛金	消防団員福祉共済金掛金負担金
465	消防団員福祉共済制度掛金相当分助成金	
466	消防団本部運営交付金	
467	消防分団運営交付金	町消防団員研修補助金
468		町消防団運営補助金
469		携帯助成金
470	香川県消防操法大会参加分団交付金	
471	消火栓維持管理費負担金	
472	消火栓設置負担金	
473	放送大学科目履修助成金	
474	通信教育講座助成金	
475	自主研究グループ活動助成金	
476	香川縣市町村職員互助会負担金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市		塩 江 町	
	件	名	件	名
477	高松市職員共済会事業交付金			
478	インターネット接続料			
479	海底送水管損害補償制度保険料受入			
480	国有資産等所在市町村交付金			
481	無線電話装置電波使用料			
482	香川県公益事業警察連絡協議会運営負担金			
483	鉛管取替助成事業			
484	配水管布設工事助成事業			
485	私有道における輻輳給水管および鉛管解消工事助成事業			
486	内外情勢調査会負担金			
487	下水道受益者負担金			
488	高松市奨学金			
489	大学等教育資金利子補給金			
490	総合的な学習の時間活性化推進事業費			
491	渡航負担金（英語圏JET）			
492	教職員研修負担金			
493	日本体育・学校健康センター負担金		学校体育健康センター掛金負担金	
494	高松市小学校教員研修補助金		教員研修補助金	
495			町教員各種研修補助金	
496			町内現職教育研修補助金	
497	香川県小学校教育研究会負担金補助金		全国学校事務研究大会補助金	
498	香川県小学校長会負担金補助金		校長研修補助金	
499	香川県小学校教頭会負担金補助金		教頭研修補助金	
500	小学校障害児学級連合宿泊訓練学習補助金			
501	全国特殊教育研究会負担金補助金			
502	高松市障害児教育推進協議会補助金			
503	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金			
504	日本体育・学校健康センター負担金		学校体育健康センター負担金	
505	高松市中学校長研修事務補助		校長研修補助金	
506	香川県中学校長会負担金補助金			
507	香川県中学校教頭会負担金補助		教頭研修補助金	
508	香川県中学校教育研究会負担金補助金		全国公立小中学校事務研究大会参加補助金	
509	高松市中学校教員研修補助金		教員研修補助金	
510			教職員県外優良学校視察補助金	
511			町内現職教育研修補助金	
512	高松市障害児教育推進協議会補助金			

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
513	全国特殊教育研究会負担金補助金	
514	高松市中学校障害児学級連合宿泊学習補助金	
515	全国特殊学級設置学校長協会負担金補助金	
516	離島生徒通学費補助	遠距離通学費補助金（小学校）
517		遠距離通学費補助金（中学校）
518	中学校卒業生就職激励会開催補助金	
519	日本体育・学校健康センター負担金	学校体育健康センター負担金
520	県高等学校教育研究会負担金補助金	
521	高松市定時制・通信制教育振興会補助金	
522	高松市私立高等学校教育研究会補助金	
523	県外遠征対策補助金	
524	日本体育・学校健康センター負担金	学校体育健康センター負担金
525	幼稚園教員研修交付金	
526	県幼稚園教育研究会負担金補助金	
527	国・県幼稚園長会負担金補助金	
528	私立幼稚園連合会補助金	
529	私立幼稚園就園奨励費補助金	
530	私立幼稚園就園費補助金	
531	私立幼稚園第3子以降園児就園費助成金	
532	私立幼稚園園児健康診断事業補助金	
533	就学時健康診断運営交付金	
534	高松市学校保健会運営補助金	
535	高松市学校給食会補助金	学校給食会負担金（小学校）
536		給食調理員研修補助金（小学校）
537		学校給食会負担金（中学校）
538		給食調理員研修補助金（中学校）
539		給食材料費補助（県職分）
540	高松市学校給食研究会補助金	
541	小学校体育研究会補助金	学校体育会補助金（小学校）
542		学校体育会補助金（中学校）
543	中学校体育後援会連絡協議会運営補助金	
544	四国中学校総合体育大会派遣補助金	
545	四国中学校総合体育大会開催地負担金	
546	全国中学校体育大会参加生徒派遣補助金	
547	中学校総合体育大会生徒輸送補助金	
548	中学校新人体育大会生徒輸送補助金	
549	駅伝競走大会生徒輸送補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
550	学校体育推進事業生徒輸送補助金	
551	中学校体育部会運営補助金	
552	市PTA連絡協議会運営補助金	学校体育振興・部活動費補助金
553	第54回全国高等学校PTA連合会大会香川大会開催補助金	町PTA連絡協議会負担金
554	市立幼稚園PTA連絡協議会運営補助金	郡PTA連絡協議会負担金
555	サンネットふれあい大学実行委員会負担金	サンネットふれあい大学負担金
556	成人式記念イベント支援補助金	
557	市青年団体連絡協議会補助金	
558	親子のふれあい活動推進事業補助金	
559	青年寺子屋事業補助金	
560	のびのび子どもプラザ事業補助金	
561	市民グループ女性教室開設補助金	
562	市民グループ家庭教育学級開設補助金	
563	高松・嶺北子ども交歓会共催負担金	
564	子ども会フットベースボール大会事業共催負担金	
565	子どもまつり新春子どもフェスティバル事業共催負担金	
566	高松市子ども会育成連絡協議会補助金	町子ども会育成者連絡協議会補助金
567	少年少女団体運営事業補助金(ボーイ・ガールスカウト)	
568	各校区子ども育成連絡協議会運営補助金	
569	子ども会育成会指導者講習会共催負担金	
570	子ども農園補助金	
571	高松市少年育成委員連絡協議会補助金	
572	高松市青少年健全育成市民会議補助金	
573	生涯学習センター遊友塾事業補助金	
574	むうぶ片原町管理組合負担金	
575	世界人権宣言高松市実行委員会負担金補助	
576	部落解放基本法制定要求国民運動高松市実行委員会負担金補助	
577	高松市立幼稚園同和教育研究会補助金(園)	
578	高松市立小学校同和教育研究会補助金(小)	
579	高松市立中学校同和教育研究会補助金(中)	
580	部落開放香川県講演会参加補助金(小・中)	
581	全国人権・同和教育研究大会参加補助金(小・中)	全国人権・同和教育研究大会補助金
582		四国人権・同和教育研究大会補助金
583		全国人権・同和教育研究大会運営負担金
584	教職員研究費補助金(小・中)	
585	教育活動指導費補助金(対象地区(4小・4中))	
586	地区人権教育推進協議会補充金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
587	地区人権教育推進協議会補充金	
588	人権教育研修補助金(運動団体)	
589	社会教育団体補助金(対象地区)	
590	高松市同和教育推進協議会補助金	
591	中学校区労力向上総合事業補助金	
592	高松市スポーツ少年団認定員養成講習会開催負担金	
593	市民早朝野球大会補助金	内場池竜王神社野球大会補助金
594	水戸市・高松市親善都市交歓野球大会開催補助金	
595	市民ハイキング運営補助金	
596	地区対抗ドッジボール大会補助金	
597	彦根市・高松市姉妹城都市交歓少年野球大会補助金	
598	高松市・松江市都市間交流事業バレーボール大会補助金	
599	矢島町・高松市スポーツ少年団交流事業補助金	
600	第20回郡市対抗源平駅伝競走大会補助金	郡市対抗源平駅伝大会補助金
601	サンドヒル高松グラウンドゴルフ参加事業補助金	
602	西日本中央連携軸スポーツ大会参加事業補助金	
603	高校選抜ソフトテニス大会開催負担金	
604	高松市民スポーツフェスティバル開催負担金	
605	健脚大会開催負担金(琴平・塩江)	
606	サンネット圏民スポーツ大会負担金	サンネット圏民スポーツ大会負担金
607		高松地区広域連合健脚大会負担金
608	仏生山フェスタ開催負担金	
609	市民遠泳大会開催負担金	
610	高松市体育協会補助金	体育協会補助
611	地区体育協会補助金	
612	地区体育協会連絡協議会補助金	
613	体力づくり市民会議補助金	
614	学校体育施設開放事業補助金	
615	適応指導教室フレンドシップサマーキャンプ実行委員会負担金	
616	高松市文化財保護協会事業補助金	
617	屋島寺本堂管理事業補助金	
618	国指定文化財石清尾山古墳群管理事業補助金	
619	史跡勝賀城跡管理事業補助金	
620	史跡天然記念物屋島管理事業補助金	
621	国指定文化財小比賀家住宅管理事業補助金	
622	四国民家博物館市指定文化財管理事業補助金	
623	市指定史跡天然記念物等管理事業補助金	

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
624	無形文化財水任流泳法保存伝承公開事業補助金	
625	円座人形芝居保存伝承公開事業補助金	
626	重要有形民俗文化財讃岐および周辺地域の砂糖製 造用具と砂糖しめ小屋・釜屋保存修理事業補助金	
627	文化奨励賞受賞者の集い補助金	
628	高松市芸術文化活動補助金	
629	市民文化祭（地区文化祭）事業補助金	
630	地域文化事業推進補助金	
631	高松市文化団体活動事業補助金	町文化協会補助金
632	高松市鑑賞団体連絡協議会補助金	
633	新能開催補助金	
634	高松ユネスコ協会事業補助金	
635	高松ユネスコクラブ事業補助金	
636	各種学校運営協議会補助金	
637	秋季市民大学共催負担金	
638	芸術文化体験講座事業補助金	
639	ものづくりふれあい教室事業補助金	
640	広域交流センター管理運営負担金	
641	文化芸術ホール自主事業補助金	
642	財団派遣市職員人件費補助金	
643	シンボルタワー共用部管理費負担金	
644	市民公募型事業入選案補助金	
645	全国図書館大会開催地負担金	
646	菊池寛記念館文学展開催負担金	
647	菊池寛顕彰会事業補助金	
648	香川菊池寛賞共催負担金	
649	文学探訪開催負担金	
650	美術館展覧会開催負担金	
651	「戦争体験記」政策補助金	
652	農業委員会地区部会開催交付金	
653	議会運営交付金	
654	香川県五市議員共済年金受給者会補助金	
655	政務調査費（平成12年度まで市政調査研究費）	
656		職員公務災害補償負担金
657		職員弔慰金保険共済負担金

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市	塩 江 町
	件 名	件 名
658		木田・香川選管連合会負担金
659		網の目行動負担金
660		解放同盟旗開き負担金
661		木田・香川地区身障スポーツ大会負担金
662		木田・香川地区身体障害者福祉大会負担金
663		障害者生活支援事業負担金
664		低所得者負担対策事業負担金
665		全国農業委員会会長大会・先進視察負担金
666		農業者年金周知会負担金
667		香川県農林水産フェスティバル実行委員会負担金
668		高松農業共済組合運営負担金
669		県道久保谷塩江線整備促進期成同盟会負担金
670		香川郡道路担当者連絡協議会負担金
671		消防賞じゅつ負担金
672		教科書選定委員会負担金
673		ソウルの翼参加負担金
674		東四国ゲートボール大会負担金
675		大型免許取得補助金
676		チャイルドシート補助金
677		人材育成補助金
678		首都圏ふるさと会助成金
679		香川県腎臓友の会補助金
680		腎疾患総合対策事業補助金
681		在宅当番医制事業補助金
682		単独浄化槽撤去費補助金
683		各小学校清掃活動補助金
684		香東川の水環境を守る会補助金
685		香東川を守る会補助金
686		生活用水確保対策補助金
687		各種周辺整備事業費補助金
688		茶業組合補助金
689		農業経営者協会補助金
690		黒大豆部会補助金
691		農道維持補助金
692		有害鳥獣駆除補助金
693		竜王山キャンプ場施設補助金
694		森林整備活動支援交付金

補助金・交付金等の現況

NO.	高 松 市		塩 江 町	
	件	名	件	名
695				ホタル水路管理補助金
696				竹細工同好会補助金
697				竜王山山開き補助金
698				登山道清掃補助金
699				全国観光地所在町村協議会補助金
700				辺地等環境整備費補助金
701				道の駅長室電気料金補助金
702				定住促進に係る水道給水管布設工事補助金
703				椋川ダム対策協議会活動補助金
704				町道草刈等補助金
705				讃岐広域消防組合負担金
706				自主防災組織結成補助金
707				讃岐地区教職員県外優良校視察研修補助金
708				クラブ活動費補助金(小学校)
709				児童指導費補助金
710				児童生徒派遣費補助金
711				遠距離通学費補助金
712				クラブ活動費補助金(中学校)
713				生徒派遣費補助金
714				生徒指導費補助金
715				就進学指導費補助金
716				高等学校生徒就学等補助金
717				学校体育健康センター掛金補助金
718				県学校図書館協議会費補助金
719				町教員各種研修補助金
720				たたら踊り保存会補助金
721				国際青年芸術祭補助金
722				スポーツ少年団育成会補助金
723				国体参加補助金
724				ゴルフ教室補助金
725				集落排水施設維持管理組合補助金
726				アドベンチャーマラソン全国大会補助金
727				太陽光発電システム設置事業補助金
728				飲料水給水ホース設置補助金
729				内場ゲートボール大会補助金

協議第13号資料

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	9 ~ 10
国民健康保険の健康推進事業について	11
出産育児一時金について	12
葬祭費について	13
高額療養費貸付制度について	14

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	塩 江 町																																				
1 保険料 税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月 1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0/100</td> <td>0.9/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9/100</td> <td>5.0/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0/100	0.9/100	資産割	26.9/100	5.0/100	均等割	29,100円	5,500円	平等割	24,200円	3,300円	課税限度額	530,000円	70,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>8.0/100</td> <td>1.2/100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>40.0/100</td> <td>9.5/100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>23,000円</td> <td>6,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>28,000円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	8.0/100	1.2/100	資産割	40.0/100	9.5/100	均等割	23,000円	6,600円	平等割	28,000円	3,600円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0/100	0.9/100																																				
資産割	26.9/100	5.0/100																																				
均等割	29,100円	5,500円																																				
平等割	24,200円	3,300円																																				
課税限度額	530,000円	70,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	8.0/100	1.2/100																																				
資産割	40.0/100	9.5/100																																				
均等割	23,000円	6,600円																																				
平等割	28,000円	3,600円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年 8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	高松市と同じ。																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> ・1割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯 ・5割軽減 前年における総所得金額が33万円+ (世帯主を除く被保険者数×24万5千円)以下の世帯 ・2割軽減 前年における総所得金額が33万円+ (世帯主を含む被保険者数×35万円)以下の世帯 	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>保険税と保険料の違いにより、法令等が異なる。 税率等が異なっている。 徴収方法が異なる。</p>

対 応 策
<p>塩江町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。 税率等については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 減免制度	天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ。 減免取扱基準は定めていない。		
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している	職員が直接臨戸訪問している。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険の健康推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国保の資格の有無にかかわらず、満35歳以上の住民を対象 <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に1年以上継続して加入していること ・満40歳以上であること ・納期限の到来している保険料を完納していること <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町においては、国保被保険者以外にも人間ドック助成の対象としている。 ・人間ドック助成の対象年齢が異なる。 ・塩江町には脳ドック助成制度がない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の人間ドック及び脳ドック助成の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	出生届の後の場合 申請書だけを提出 出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 現金払い.....即日に支給	原則、申請月の翌月10日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・支給期日が異なっている。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 現金払い..... (支給日は、月2回)	原則、申請月の翌月10日に支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額と支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 申請者の資格	国保料を完納していること 所得税の非課税者のみで構成されている世帯	該当なし。
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	
3 貸付期間	2～3ヶ月程度	
4 貸付利息	無	
5 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度を適用する。

協議第 29 号資料

「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 に つ い て	2
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て	3
介 護 保 険 給 付 事 業 体 に つ い て	4
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て	5
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て	6
介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 運 営 事 業 に つ い て	7

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
現況		
項目	高松市	塩江町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人(要介護認定者数) 合計 65,319人 (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護 1 4,239人 ・要介護 2 1,513人 ・要介護 3 1,165人 ・要介護 4 1,228人 ・要介護 5 1,300人 計 11,721人	塩江町が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 1,324人 第2号 3人(要介護認定者数) 合計 1,327人 (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 73人 ・要介護 1 99人 ・要介護 2 24人 ・要介護 3 25人 ・要介護 4 17人 ・要介護 5 29人 計 267人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第1期 平成12年度～平成16年度 ・第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。 (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高:平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高:平成16年3月31日現在) 56,085千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。 (基金からの借入金) なし

部会名	健康福祉
-----	------

問題点課題

対応策

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課・徴収																																								
	現 況																																								
項 目	高 松 市	塩 江 町																																							
1 保険料	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	16,200	0.4	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.5	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>20,200</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>30,300</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,300</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,400</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,500</td> <td>1.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	20,200	0.5	第2段階	30,300	0.75	第3段階	40,300		第4段階	50,400	1.25	第5段階	60,500	1.5
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	16,200	0.4																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400																																								
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.5																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	20,200	0.5																																							
第2段階	30,300	0.75																																							
第3段階	40,300																																								
第4段階	50,400	1.25																																							
第5段階	60,500	1.5																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1期.....7月1日から7月31日まで ・第2期.....8月1日から8月31日まで ・第3期.....9月1日から9月30日まで ・第4期.....10月1日から10月31日まで ・第5期.....11月1日から11月30日まで ・第6期.....12月1日から12月31日まで ・第7期.....1月1日から1月31日まで ・第8期.....2月1日から2月末日まで <p>第1号被保険者(特別徴収) 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	高松市と同じ。																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。 介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等	職員が臨戸訪問し、収納している。																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	保険料段階、保険料額、乗率及び滞納保険料の徴収方法に差異がある。
-----------	----------------------------------

対 応 策	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
-------	--------------------------------------

調 整 案	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
-------	--------------------------------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		23 介護保険事業の取扱い		部会名	健康福祉
分類		介護保険給付事業			
		現況			
項目		高松市	塩江町	問題点課題	
1 介護・予防給付	現物給付 ・居宅介護サービス 1割自己負担 ・施設介護サービス 1割自己負担 (食事代は標準負担額 1日780円) 償還払 ・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(1割自己負担) ・住宅改修費の支給 20万円改修限度(1割自己負担)		高松市と同じ。	塩江町では、介護サービス利用者に給付費通知を行っていない。	
2 高額介護サービス	(内容) 1か月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給 ・一般世帯 37,200円上限 ・市民税世帯非課税 24,600円上限 ・生活保護受給者等 15,000円上限		高松市と同じ。	対応策 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。	
3 給付費通知	(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付 (対象) サービス利用者 (時期) 年3回(5月、9月、1月)		該当なし。	調整案 合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い										
分類	利用者負担軽減事業										
現 況											
項 目	高 松 市	塩 江 町									
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者</p> <p>(助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。</p> <p>(助成内容) 高松市と同じ。</p>
年度	15	16									
高齢者	6%	6%									
障害者	3%	3%									
2 法施行後の新規の訪問介護利用者等に対する助成	該当なし。	<p>(対象者) 法施行後、新規の訪問介護・訪問看護の利用者</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 法施行時の訪問介護の利用者と同様の助成 訪問看護 1日当たり300円以上の支払額について助成 									
3 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人</p> <p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象サービス(老人福祉施設、通所介護等) 減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。 	該当なし。									
4 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者</p> <p>(助成内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃および一部のサービスについては海上輸送費を助成する。 	該当なし。									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 塩江町では、法施行後の新規訪問介護利用者等に対する助成を行っている。 塩江町では、社会福祉法人減免に対する助成等を実施していない。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護認定調査事業等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 介護認定調査 (直営)	(体制) 正規職員2人、非常勤嘱託職員6人 (非常勤嘱託職員は1年間の年度雇用) (調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約2割弱	(体制) 非常勤嘱託職員1人 (全体の8割調査) (非常勤嘱託職員は半年契約での雇用) 老人介護支援センター(直営)職員3人 (看護師3人) (全体の2割調査) (調査対象) 新規申請分及び更新分
2 介護認定調査 (委託)	(調査対象) 直営分を除く調査(原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター17カ所、老健施設4カ所、遠隔地等については随時	該当なし。
3 介護認定審査会	高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療機関 49人 ・保健関係者 28人 ・福祉関係者 44人 委員の任期 2年間(平成15.4.1~17.3.31) 合議体数 24(1合議体 5人)委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	介護認定調査について、塩江町では直営のみで実施している。
-----------	------------------------------

対 応 策	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
-------	--------------------------------------

調 整 案	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
-------	--------------------------------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護サービス事業所運営事業	
現 況		
項 目	よ	塩 江 町
1 居宅介護支援事業所	該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)	<p>設置場所 塩江町保健福祉総合施設 (通称:塩江町保健福祉センターすこやか)</p> <p>運営形態 塩江町が直営で運営</p> <p>業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等の依頼によりケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整を行う。</p>
2 訪問看護事業所	該当なし。 (香川県の指定を受けた民間事業所が実施)	<p>設置場所 ・塩江町保健福祉総合施設 ・塩江病院</p> <p>運営形態 塩江町が直営で運営</p> <p>業務内容 香川県の指定を受けて、要介護者等にケアプランに沿って、訪問看護サービスを提供する。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
塩江町では、居宅介護支援事業所及び訪問看護事業所を直営で運営している。

対 応 策
<p>塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p> <p>塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合し、塩江町保健福祉総合施設内で引き続き業務を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応するものとする。</p> <p>塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合するものとする。</p>

協議第9号資料

「都市提携について」に関する資料

国外都市との提携について	2
国内都市との提携について	3

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-1 各種事務事業の取扱い(都市提携)	
分類	国外都市との提携	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 都市名及び提携年月日	国外都市と提携 (姉妹都市) ・セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携 ・トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携 (友好都市) ・南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携	該当なし
2 交流事業	・各種交流活動を行うほか、市民レベルでの交流の促進に努めている。 ・姉妹・友好都市との盟約及び議定書の趣旨に則りお互いの都市の親善・友好を促進するため、親善代表団の派遣及び受入を行っている。 ・南昌市行政研修生を毎年1名受け入れているほか、セント・ピーターズバーグ市から高松第一高等学校英語科非常勤講師を1名招聘している。	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、国外での都市提携は締結していない

対 応 策

調 整 案
高松市の国外との都市提携については継続する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 1 各種事務事業の取扱い(都市提携)			
分類	国内都市との提携			
項目	高松市	塩江町		
1 都市名及び提携年月日	<p>国内3都市と提携 (姉妹城都市) 彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携 (親善都市) 水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携 (友好都市) 矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携</p> <p>上記3市町のほか、都市提携は結んでいないが、高松町(石川県)とも交流を行っている。</p>	<p>国内1都市と提携 (友好都市) 枚方市(大阪府) 昭和62年2月20日都市提携</p> <table border="1"> <tr> <td>枚方市を介して、交流を行っている都市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年 </td> </tr> </table>	枚方市を介して、交流を行っている都市	<ul style="list-style-type: none"> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年
枚方市を介して、交流を行っている都市	<ul style="list-style-type: none"> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年 			
2 交流事業	<p>・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に、3市が持ち回りで開催地となり、「3市の観光と物産展」を開催しており、高松市で開催する際には、矢島町、高松町を加えた3市2町の物産展として開催している。 矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。 各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。 各都市において開催されるまつり等のイベントに参加</p>	<p>・枚方市、北海道別海町、塩江町が共同で開催する物産展を、毎年11月に枚方市で開催している。 ・別海町と塩江町の中学生が毎年7月に、お互いの町を訪問している。(毎年交替) ・5市町において、友好を深めるために、各市町持ち回りで開催地となり、「友好都市サミット」を開催している。(2年に1回開催) ・枚方市と塩江町の小学生が毎年7月に、お互いの市町を訪問している。(毎年交替)</p>		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・提携先が異なっている。 ・提携に至った経緯が異なっている。 ・交流事業の内容が異なっている。 ・提携相手の合併問題も考慮する必要がある。 ・枚方市の意向確認が必要となる。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の都市提携については継続する。 ・塩江町が都市提携を行っている枚方市については、提携先の意向等を確認し、今後のあり方を協議する。 ・塩江町が枚方市および別海町と実施している小中学生の相互訪問については、学校間(地域間)の交流事業としての継続も検討する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の都市提携については、継続する。 ・塩江町の都市提携(交流)については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。

協議第10号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について	5
庁内LANの状況について	6
電算システムの統合について	7

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-2 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)		
分類	システムの種類		
項目	現		況
	高	松	市
システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理	ごみ収集ステーション管理	住民記録 (委託)
	指定統計	粗大ごみ受付	介護保険システム (委託)
例規集検索	中小企業勤労者福祉共済	水田情報管理	国保(高額・高齢者・移動)システム (直営)
	市民意識調査	法定外公共物譲与(管理)	児童手当支給システム (直営)
財務管理	公用自動車管理	建築設計(CAD)	老人保健(高額・受給)システム (直営)
	墓園管理	土木積算	住民情報システム(証明発行・移動) (直営)
住民記録	住基ネットワーク	道路台帳図面管理	印鑑証明システム(登録・証明) (直営)
	法人市民税	市営住宅管理	住基ネットワーク (直営)
固定資産税(土地, 家屋)	下水道管理	水道台帳	水道収納業務 (委託)
	固定資産税(償却資産)	浄化槽登録管理	道路台帳 (委託)
家屋評価	自動出動(消防)	住民税	地図システム (委託)
	軽自動車税	画像伝送(消防)	固定資産税 (委託)
市県民税	上水道料金調定	軽自動車税 (委託)	固定資産税 (委託)
	事業所税	配水コントロール	税収納管理 (委託)
収納管理	図面管理(水道)	地籍情報管理システム (直営)	地籍情報管理システム (直営)
	国民年金	学事情報	地籍情報固定資産税変換システム (直営)
国民健康保険	公共施設利用総合情報	財務会計システム(歳入歳出予算執行) (直営)	財務会計システム(歳入歳出予算執行) (直営)
	福祉医療	図書館管理	財務会計システム(給与計算) (直営)
介護保険	図書館蔵書検索	公債台帳	財務会計システム(給与計算) (直営)
	児童手当	農地基本台帳管理	公債台帳 (委託)
児童扶養手当(特児)	不在者投票管理	選挙人名簿(住基)	選挙人名簿(住基) (委託)
	保育料	会議録検索	医療事務システム(病院) (直営)
母子寡婦福祉金	全て直営	介護ケアプラン(病院)	介護ケアプラン(病院) (直営)
	障害者福祉	(=業務主管課導入)	給食支援システム(病院) (直営)
支援費	高齢者福祉	健康管理システム(保健センター) (委託)	給食支援システム(病院) (直営)
	生活保護	健康管理システム(保健センター) (委託)	文書管理システム(市内LAN接続) (直営)
予防接種	市民病院院内医療情報	(=業務主管課導入)	文書管理システム(市内LAN接続) (直営)
	自動車騒音面的評価		居室介護システム(保健センター) (委託)
			健康管理システム(保健センター) (委託)

委託：
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの
直営：
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業の統合協議によりシステムの改修が必要になる。 高松市のシステムと塩江町の対応するシステムとの間に互換性がない。 地籍情報管理等、塩江町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。 塩江町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。 当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。 塩江町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な修正を加え使用する。

調整案
<p>高松市の電算システムに統合する。当初からの統合を必要としないものについては、運用等において適切に調整する。高松市に対応するシステムが存在しないものについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)	
分類	庁内LANの状況	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
接続拠点	<p>本庁舎 基幹：有線100Mbps、 フロア：光無線（一部有線）10Mbps 出先（施設内は有線、水道局のみ無線） 無線（3か所） 水道局（11Mbps） 女木出張所、女木診療所（150kbps） 有線放送専用回線1.2Mbps（1か所） 消防局（北消防署を含む） S T N E T専用回線64kbps～10Mbps（124か所） （平成17年度末には一部を除き10Mbps） 生涯学習センター，図書館，文化センター，美術館，高松第一高等学校，競輪局，中央卸売市場，市民病院，市民サービスセンター，女性センター，ボランティア・市民活動センター，玉藻公園，斎場公園，保健所，保健センター，下水道施設課，衛生処理センター，西部クリーンセンター，支所・出張所20か所，公民館（単独）19か所，保育所30か所，消防局出先11か所，水道局出先4か所，高松テルサ他21か所 N T Tダイヤル回線64kbps（82箇所） 小学校41か所，中学校18か所，幼稚園18か所，南部広域清掃センター他4か所</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>	<p>本庁舎 無線11Mbps、一部有線10Mbps</p> <p>出先（施設内は有線） 無線11Mbps（11か所、中継局2か所） 塩江支所、上西支所、塩江病院、保健センター、塩江美術館、奥の湯温泉、自然休養村センター、塩江中学校、安原小学校、塩江小学校、上西小学校 （平成16年度 2か所新設予定）</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>
住民情報系と内部情報系の分割	無	有
PC(端末)台数	<p>住民情報系 住民記録専用 20台 C S 端末 9台(専用LAN) 内部情報系 LAN接続 2079台（本庁内1236台，庁舎外843台） 財務会計2079台とも使用可能 上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>住民情報系 9台（庁舎内 7台 庁舎外 2台） 内部情報系 LAN接続 69台(庁舎内55台 庁舎外14台) 財務会計 8台(庁舎内 5台 庁舎外 3台)</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・別々のネットワークであり、運用管理の体系が違う。 ・インターネット等の外部ネットワークへはそれぞれ別に接続している。 ・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の全庁LANを高松市の全庁LANに組み込む。 ・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。 ・統合に当たってはセキュリティ対策を講じる。

調整案
高松市の庁内LANに統合する。

合併に伴う電算システムの統合について

1 統合方式

既存のシステム(現高松市のシステム)をベースに、「片寄せ統合方式」により、高松市のシステムに統一する。

2 統合作業の流れ

事務事業統合協議(各業務主管課対応)

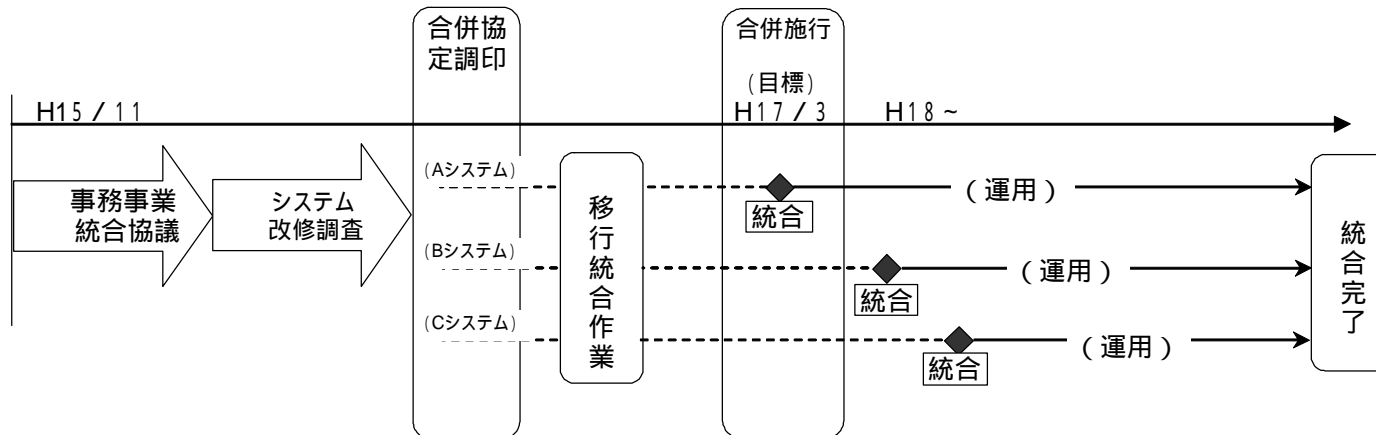
協議内容に情報システムの改修を要するものがあるかどうか点検する。
・必要に応じ情報システム課で相談を受ける。

システム改修調査……を受けての改修が必要なシステムの把握

統合に向けたプログラム修正やデータ移行等の作業に着手するための準備
・プログラム修正について検討
・データ移行について検討
・機器・ネットワークの再構成について検討

移行統合作業(合併協定調印以降)……プログラム修正、データ移行など

統合完了



協議第11号資料

「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	9
広聴事業（その他）について	10
広報紙について	11
視覚障害者への広報について	12
ホームページについて	13

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)		
分類	市(町)民相談事業		
項目	高松市	塩江町	
1 相談内容及び実施日時	市民相談コーナーでの相談		
	相談種別・内容	実施日時	
	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	
	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	
	専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00
		弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00
		司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00
		行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00
		税務相談	第2金曜日 10:00～15:00
		戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00
		経営相談	年4回 13:00～16:00
		緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00
		環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00
		消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00
		育児相談	月～金曜日 9:00～16:00
健康相談		月～金曜日 8:30～17:00	
他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)			
相談の看板を掲げて会議室で実施しているもの			
相談種別・内容	実施日時		
行政相談	年11回実施 10:00～15:00		
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00		
心配ごと相談	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00		
農地相談	毎月1回 9:00～12:00		
健康相談	月2回 9:30～15:00		
人権相談	毎月7日(祝祭日) 10:00～15:00		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
相談内容に相違がある。 開催回数が異なる。 開催場所について、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便をきたす恐れがある。

対応策
塩江町で行っている相談事業については、塩江町の住民の利便性等も考慮し、合同相談所を開設するなど、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。

調整案
相談内容は高松市の制度に統一する。ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	広聴事業(その他)	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 市(町)政モニター	市民参加の市政推進の一環として、それぞれ地域の問題や市政に関する考え方を、アンケートや提言文を通して分析したり、施設見学会や市長との意見交換会を開催するなど、結果を市政に反映させる。 原則として一般公募に応募した者の中から選出 活動期間.....約2年間	該当なし
2 市(町)政出前ふれあいトーク	市政のしくみや現在取組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。 また、地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を聴取し、市政に反映させる。	該当なし
3 市(町)長への提言	市民からの意見・要望などを聴取し、市政に反映させるため、手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をさしあげている。	高松市と同じ

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	広報紙	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	年6回発行
2 発行部数	126,500部	1,700部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・12ページ 年6回
4 配布先	全世帯、他市町	全世帯、他市町
5 配布方法	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所・出張所などの市の機関の窓口を設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。)	自治会を通じて配布
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 20冊	該当なし
7 配布手数料	配布手数料として交付	一般的な補助金に含めて交付

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布方法において、塩江町では職員が仕分け・配送している。 ・ 塩江町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布世話人に対する配送委託先である運送会社や仕分けと出張所までの配送を委託しているシルバー人材センターの配送エリアと業務拡大により対応する。 ・ 合併後に「くらしのガイドブック」を塩江町の全世帯に配布する。

調 整 案
<p>広報紙の発行回数、配布方法などについては、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	視覚障害者への広報	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 点字広報	発行回数:毎月1回(10日) 発行部数:100部 規格:B5判、20ページ 内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集 作成 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼 配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送	該当なし
2 声の広報	発行回数:毎月1回(5日) 発行部数:100本 規格:60分カセットテープ 内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集 作成 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託 配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用)	該当なし
3 テレホンブラウザシステム(もっと高松NAV)	市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAV」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム。視覚障害者や高齢者へのバリアフリーを進める。	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・現時点では、塩江町における点字広報と声の広報を希望する対象者が把握できていない。

対 応 策
・今後適当な時期に、塩江町の関係団体を通じ、あらかじめ希望の有無を照会することとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	ホームページ	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光 イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ 水源情報 市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) 行政案内(行政情報) 行政相談(各種相談) 施設予約 保健福祉 観光情報
2 メールガもっと高松(メールマガジン)	発行日 毎月第1、3金曜日 登録者数 658人(H15.9.30現在) 内容 暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと 文化かわら版 ・子ども情報 健康マル知情報 “こんなのあるよ” エコ倶楽部情報	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
・メールマガジンの発行日や内容などについては、高松市の現行制度に統一するが、塩江町の特色ある独自情報を含めることとする。

調 整 案
・高松市の制度に統一する。

協議第16号資料

「人権啓発事業について」に関する資料

人権・同和問題啓発事業について	2 ~ 3
人権擁護委員推薦について	4

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 4 人権啓発事業	
分類	人権 同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権教育・啓発講演会事業	<p>人権 同和問題の正しい理解と実践について調査研究を行うとともに、市民、教職員及び社会教育団体を対象に人権教育 啓発事業を推進するため講演会等を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題講演会の開催 (年 1回) ・ 同和教育研修会の開催 (年 1回) ・ 平和と人権を守る市民のつどいの開催 (年 1回) 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和教育講演会の開催 (年 1回) ・ 人権啓発講演会の開催 (年 1回)
2 人権週間等啓発事業	<p>国 県を挙げて取り組んでいる同和問題啓発強調月間と人権週間に呼応した啓発事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 人権啓発作品展等 街頭啓発キャンペーン ・ 人権擁護委員の日等(6月) 街頭啓発、パネル展等 	<p>高松市と同じ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同和問題啓発強調月間(8月) 街頭啓発キャンペーン(香川県等と共催) ・ 人権週間(12月) 街頭啓発キャンペーン(香川郡 3町と共催) ・ 人権擁護委員の日等(6月) 人権フェスティバル(香川 綾歌地区 6町と共催)
3 人権教育 啓発研修事業	<p>同和問題をはじめとする人権課題について深い認識と差別解消へ向けた意識の高揚を図るため、企業等に対して研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内民間企業等に対する研修(人権・同和問題指導者研修) ・ 地域住民に対する研修(41公民館) 	該当なし。
4 親子で人権を考える会	<p>児童 生徒及び保護者に対し 人権意識の普及・高揚を図るとともに、小・中学校における人権尊重教育の充実に資するため 親子で人権を考える会」を開催し、正しい人権教育の確立と向上を図る。</p>	該当なし。

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
啓発事業内容において差異がある。

対 応 策
高松市が実施している制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 4人権啓発事業	
分類	人権 同和問題啓発事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 小学校、中学校(園)要請訪問	幼稚園、小学校、中学校長からの要請に基づき、各校の教員の児童等に対する人権教育の在り方を指導主事により指導する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	香川県からの派遣教員はいるが、社会教育指導主事として受け入れをしているため、小学校等への指導はしていない。
6 人権集会開催	幼稚園、小学校、中学校において、人権教育の成果を踏まえた児童等の実践発表会を開催する。 ・ 幼稚園数 - 18園 ・ 小学校数 - 41校 ・ 中学校数 - 18校	高松市と同じ。(幼稚園を除く)
7 人権教育・啓発資料等の作成配布	各種研修資料を作成するとともに、ビデオテープを購入し、市民、企業に対して人権教育 啓発事業を積極的に推進する。 ・ 人権教育 啓発研修資料の作成 ・ 人権教育 啓発パンフレット、リーフレットの作成 ・ 人権 同和教育のビデオテープの購入 ・ 啓発ポスターの配布 ・ 啓発用立看板、懸垂幕の設置	啓発パンフレットの作成。

部 会 名	市 民 ・ 教 育
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 4 人権啓発事業	
分類	人権擁護委員推薦	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 人権擁護委員の推薦	高松法務局からの推薦依頼を受けて、候補者を決め、議会の同意を得た後、高松法務局に推薦している。	高松市と同じ。
2 委員数	20人 人権擁護委員定数規程に基づく委員数は19人であるが、活動充実のため増員を要望し、平成5年12月に特別定数として1人増員となっている。	3人

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
人権擁護委員については、人口規模により定数が定められており、合併後においては委員数が20人となる。

対 応 策
委員数の増員について、高松法務局に要請する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第14号資料

「コミュニティ施策について」に関する資料

自治会活動推進事業について	16
地域コミュニティ推進事業について	17
広報紙等配布について	18
地域ふれあい交流事業について	19
防犯灯設置等補助事業について	20 ~ 21
安全で安心なまちづくり推進について	22
高松市ボランティア・市民活動センターについて	23
消費者行政の推進について	24 ~ 25

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	自治会活動推進事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 自治会の概要	(平成15年4月1日現在) ・地区(校区)連合自治会数 35 ・単位自治会数 1,544 ・加入世帯総数 99,577 ・自治会世帯加入率(%) 74.18	(平成15年4月1日現在) ・単位自治会数 82 ・加入世帯数 1,225 ・自治会世帯加入率(%) 91.90
2 自治会活動支援補助	(各地区(校区)連合自治会に対する補助) 一世帯当たり165円 一単位自治会当たり2,000円 (自治会長報償) 該当なし。 (自治会長会出席報奨金) 該当なし。	(単位自治会に対する補助) 一世帯当たり1,500円 (自治会長報償) ・補助基準 8,000円+世帯数×1,100円 (自治会長会出席報奨金) 一回当たり3,500円
3 自治会加入・結成促進奨励	・内容 新たに世帯が単位自治会に加入した場合、又、新たに単位自治会を結成した場合に補助 ・補助金額 一世帯当たり2,000円	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・塩江町においては、連合自治会が組織されていない。 ・自治会活動支援補助の内容が異なっている。

対 応 策
・合併時までには連合自治会の組織化を促す。 ・自治会活動支援補助、自治会加入・結成促進奨励については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	地域コミュニティ推進事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 地域コミュニティ構築支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 各地区(校区)の連合自治会を中心に各種団体等で構築される「地域コミュニティ組織」の運営、活動、地区コミュニティプラン策定に関する事業に対し補助金を交付 ・補助対象期間 認定された年度及び翌年度の2年間 ・補助金額.....年間20万円以内 	該当なし。		
2 まちづくりアドバイザー設置事業	地域コミュニティ組織の構築や地区コミュニティプラン策定にあたり、各地区の進捗状況に応じたアドバイスを実施するため、まちづくりの専門家であるアドバイザーを年4回設置し支援する。	該当なし。		
3 地域まちづくりサポーター制度	<ul style="list-style-type: none"> ・内容 市職員の中から、公募により、ボランティアとして、地域まちづくりサポーターを認定し、地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業等に参加し、助言や情報提供、関係課との連絡調整を行う。 ・認定期間 組織結成から3年間 	該当なし。		
			対 応 策	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 5 コミュニティ施策	
分類	広報紙等配布業務	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 配布方法	連合自治会を通じて配布 市(宅配) 自治会長 班長 各世帯	自治会を通じて配布 町(職員が送付) 自治会長 各世帯
2 配布回数	月 2回	月1回(5・6・7月については2回)
3 配布手数料	配布業務に対し自治会へ配布手数料を支出 1回1枚あたり5円(1世帯)	該当なし。
4 広報紙配布時 傷害保険経費	連合自治会連絡協議会に対し、広報紙配布時傷 害保険料を補助	広報紙配布時傷害保険については、町が加入し、 経費を負担している。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・配布方法、回数が異なる。 ・高松市においては、配布手数料が支出されている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 5 コミュニティ施策	
分類	地域ふれあい交流事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	各地域の創意工夫により、それぞれの特色を生かしながら、地域ぐるみでふれあい・交流のまちづくり事業を実施する団体に対し助成する。	該当なし。
2 補助率	事業費の1/2以内	
3 補助限度額	50万円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 5 コミュニティ施策	
分類	防犯灯設置等補助事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 防犯灯新設 工事等	<p>[新設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 市長が指定した20ワット蛍光防犯灯を、原則として既存の電柱に設置するとき ・補助率等..... 100%補助 <p>[切替工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既存の白熱防犯灯を新設工事に準じて、蛍光防犯灯に切り替えるとき ・補助率等..... 100%補助 <p>[移設工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既設の防犯灯のうち電柱の建てかえ、又は道路の変更その他により、灯具を移設するとき（水銀灯は除く。） ・補助率等 工事費の50%補助（限度額9,000円） <p>[補修工事]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基準 既設の防犯灯のうち灯具（白熱電球、管球類交換は除く）を修理するとき（水銀灯は除く。） ・補助率等 工事費の50%補助（限度額9,000円） 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 町道等の既設の電柱及び電話柱等を利用して、照度20ワットの蛍光灯を設置するとき ・補助率 （設置費） 設置に要した経費で、町長が定める額

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
補助対象及び補助金額が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	防犯灯設置等補助事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
2 防犯灯維持管理	[蛍光灯管球類・白熱電球の交換] ・補助基準 蛍光防犯灯等の管球類を交換するとき ・補助率等…… 100%補助 [電気料金] ・補助基準 蛍光防犯灯、白熱防犯灯及び水銀防犯灯のうち市長が指定したもの ・補助率等…… 100%補助	・補助対象 維持管理に要する経費のうち、電気料金 ・補助金額 (電気料金) 年間必要経費で、毎年度6月分の電気料金を基に、町長が定める額		
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 5 コミュニティ施策	
分類	安全で安心なまちづくり推進	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 推進内容	市、市民及び事業所が協働して、犯罪等のない明るいまちづくりの実現を図るもの。	該当なし。
2 啓発事業	「高松市安全で安心なまちづくりに関する条例」(平成15年9月1日施行)の趣旨等を掲載したパンフレットを作成し、広く市民に周知するとともに、啓発活動を実施する。	該当なし。
3 推進体制	高松市安全で安心なまちづくり推進協議会」 ・委員数 15人以内 ・委員構成 自治会・PTAなどの各種地域団体と学識経験者や各所轄の警察署など ・委員報酬 6,700円/日	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 5 コミュニティ施策	
分類	高松市ボランティア・市民活動センター	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 施設概要	場 所 高松市田町 面 積 約95.55㎡	該当なし。
2 開館日等	開館日 時間 平日 :午前10時～午後7時 土・日曜日 :午前10時～午後5時 休館日 毎週月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始	
3 事業内容	NPOの基盤強化とNPOと行政の協働を推進するための事業 (相談、情報収集 提供、調査、研修、交流、コーディネートなど)	
4 管理運営方法等	平成16年度からは、民間(NPO法人)に管理運営を委託	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策	
分類	消費者行政の推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 消費者ウィーク事業	毎年、5月の「消費者の日(5月30日)」を含む1週間を消費者ウィークとして、各種行事を実施 ・朝市 ・消費生活パネル展 ・くらしを考える消費者のつどい 等	該当なし。
2 暮らしをみなおす市民のつどい事業	・パネル展示 ・記念講演会 ・研究活動発表会 等の開催	該当なし。
3 消費生活教育副読本発行事業	小学校5・6年生用の消費生活教育副読本「くらしと消費」を発行。 5年生全員に毎年発行し、2年間使用している。	該当なし。
4 消費者教室事業	消費者教育として、講座等の消費者教室を年1回開催	該当なし。
5 消費者生活相談事業	有資格者の消費生活相談員(2人)による消費生活全般に関する相談を実施 ・場所 市役所1階市民相談コーナー ・時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の事業を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 コミュニティ施策		部会名	市民
分類	消費者行政の推進			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
6 消費生活関係 情報提供	・消費者からの苦情・意見・要望を把握し、広報紙やメールマガジン等により情報提供等啓発を実施 ・消費生活出前講座を実施し、悪徳商法被害の未然防止に努めている。	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

協議第30号資料

「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	9
支援費等の支給・変更決定業務について	10
育成医療等負担費用助成事業について	11
補装具給付費用負担額助成事業について	12
訪問入浴サービス事業について	13
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業について	14
障害者(児)社会参加推進事業について	15
手話奉仕員養成事業について	16
手話奉仕員等派遣事業について	17
福祉タクシー設置補助事業について	18
身体障害者パソコン教室事業について	19
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	20
心身障害者医療費助成事業について	21

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関)中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 2,590件</p>	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 33件</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 236件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 1件</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 324件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績: 3件</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある
-----------	-----------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 6 障害者福祉事業		部会名	健康福祉
分類		支援費等の支給・変更決定業務			
現況					
項目		高松市	塩江町	問題点課題	
1	身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p>H15年度実績: 956人</p>	高松市と同じ。		
2	障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p>H15年度実績: 194人</p>	高松市と同じ。		
3	精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容)</p> <p>居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。</p> <p>(申請から決定まで)</p> <p>申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額)</p> <p>所得に応じた、利用者負担額あり。</p> <p>H15年度実績: 46人</p>	高松市と同じ。		
				対応策	
				調整案	
				高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業										
分類	育成医療等負担費用助成事業										
現 況											
項目	高 松 市	塩 江 町									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。									
2 適用医療	<ul style="list-style-type: none"> ・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療) ・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常活動を容易にするために必要な医療) 										
3 助成額	所得に応じた利用者負担額										
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。										
5 助成方法	口座振込										
6 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用医療</th> <th>延べ人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td>132人</td> <td>2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td>1,698人</td> <td>10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>	適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円	
適用医療	延べ人数	助成額									
育成医療	132人	2,870千円									
更生医療	1,698人	10,770千円									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業													
分類	補装具給付費用負担額助成事業													
現 況														
項目	高 松 市		塩 江 町											
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。		該当なし。											
2 助成額	所得に応じた利用者負担額													
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。													
4 助成方法	口座振込													
5 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>			身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件	
	身体障害者	身体障害児	助成額											
交付	173件	80件	4,459千円											
修理	318件	70件												

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	訪問入浴サービス事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。 【参考】香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度	該当なし。
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者	
3 助成額	・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額 ・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額 【参考】1口目の掛金(月額) 0円～13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)	
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請	
5 支給方法	口座振込	
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	障害者(児)社会参加推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 障害者社会見学事業	日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。 (平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数: 1,036人	該当なし。
2 障害児社会見学事業	日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。 (平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数: 1,247人	該当なし。
3 街頭キャンペーン	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。 (平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数: 250人	該当なし。
4 障害児作品展	「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。 (平成15年度実績) 参加者: 724人 作品 : 541点	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員等派遣事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容) 重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象者) 社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者</p> <p>(費用負担) 派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担</p> <p>(申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績) 720回(3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容) 手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象) 社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。</p> <p>(費用負担) 無料</p> <p>(申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績) 64回(400千円) 平成15年度</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人)	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催(6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)	
7 開催場所	(平成15年度)高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度)高松市生涯学習センター	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者	
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	
4 訪問診査の内容	(1) 重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 (2) 重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導	
5 費用負担	無料	
6 利用実績	平成15年度 2回	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 6 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳①、A、②、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	4級及び療育手帳のBについては、自己負担額の1/2。 その他の者については、高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 課 題
助成内容及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

協議第31号資料

「高齢者福祉事業について」に関する資料

高齢者と地域の交流事業について	23
高齢者を地域で支えあうまちづくり推進事業について	24
敬老会事業について	25
老人介護支援センター事業について	26
敬老祝品贈呈事業について	27
高齢者訪問事業について	28
高齢者生きがいデイサービス事業について	29
軽度生活援助事業（ホームヘルプサービス事業）について	30
単独福祉訪問事業について	31
老人福祉施設整備事業利子補給について	32
老人クラブ活動促進事業について	33
シルバー人材センター運営費補助事業について	34

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者と地域の交流事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 市 町
1 対象者	地区社協の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等	該当なし。
2 実施内容	地区の公民館を利用し、会食方式により食事サービスを実施する。(月1回)	
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	
4 費用負担	市 190 円 社会福祉協議会 190 円 利用者 170 円	
5 実施状況	地区数 26 地区 延べ食数 23,151 食 事業費 9,964,617 円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 実施主体	市内35地区を実施単位とし、各地区において活動している多様な団体の参加のもと、地域支え合いネットワークを構成する団体	該当なし。
2 実施内容	<p>地域が創意工夫をし、地域ぐるみでひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を支え合い、支援する事業に対し、助成を行う。</p> <p>事業例</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時・災害時の支援体制づくり事業 ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業 地域との交流を推進する仲間づくり事業 地域での孤立防止を図る相談援助事業 孤独感の解消を図る訪問事業 世代間交流事業 等 	
3 補助内容	事業に要する経費のうち、1地区あたり50万円を限度として交付	
4 その他	平成16年度から平成18年度までの3年間の事業	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老会事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	75歳以上の在宅高齢者 老人福祉施設入所者	73歳以上の高齢者
2 対象者数	・在宅 28,315人 ・施設 1,371人 (平成15年度)	・在宅、施設 819人 (平成15年度)
3 運営方法	高松市社会福祉協議会へ委託	塩江町が実施
4 開催場所	市内35地区ごとの会場(小学校等) 老人福祉施設 各地区・施設で決定	町民体育館
5 開催時期	敬老の日を中心に各地区・施設が日程調整	10月
6 実施内容	式典 記念品等授与 演芸 アトラクション など 各地区で実施内容を決定	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
・対象者に差異がある。 ・運営方法及び開催場所など、実施方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人介護支援センター事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 地域型 支援センター	<p>事業内容 要介護高齢者の実態把握 在宅介護に関する相談 保健福祉サービスの情報提供 など</p> <p>運営方法 社会福祉法人、医療法人、社会福祉協議会 などへ委託</p> <p>センター数 17箇所(特別養護老人ホーム、老人保健施設 に併設)</p> <p>(職員配置 - 配置基準) 1施設につき常勤1人以上(ソーシャルワーカー、 保健師、看護師、介護福祉士、ケアマネジャー) 他の業務との兼務可</p>	<p>事業内容 高松市と同じ。</p> <p>運営方法 塩江町が運営</p> <p>センター数 1箇所(塩江町総合保健福祉施設に設置)</p> <p>(職員配置) 看護師2人(ケアマネジャー) - 町職員 看護師1人(ケアマネジャー) - 社協出向職員 居宅介護支援事業所(町直営)を兼務</p>
2 基幹型 支援センター	<p>事業内容 地域型支援センターに対する指導・助言 地域ケア会議の開催</p> <p>運営方法 直営(高松市が運営)</p> <p>センター数 1箇所(高松市長寿社会対策課内に設置)</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
地域型支援センターの運営方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、地域型支援センターの委託化に伴い、塩江町地域の住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	敬老祝品贈呈事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:12月31日現在)	90歳以上の高齢者 (年齢基準日:9月15日現在)
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者に敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象者数	・90～97歳 2,618人 計2,804人 ・98歳以上 184人 (平成15年度)	・90～97歳 50人 計50人 ・98歳以上 0人 (平成15年度)
4 祝品内容	90～97歳(1,000円相当) (平成15年度においては、タオルセット) 98歳以上(5,000円相当) (平成15年度においては、カタログにより選択) 男女最高齢者は10,000円相当	90歳以上(5,000円相当) 平成15年度は商品券
5 贈呈方法	90～97歳 民生委員児童委員が贈呈 98歳以上 市長等が高齢者訪問時に贈呈 訪問辞退者は職員が贈呈	町長が高齢者訪問時に贈呈

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
祝品内容及び贈呈方法に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者訪問事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 市 町
1 対象者	98歳以上の高齢者	90歳以上の高齢者
2 実施内容	敬老の日を中心とした行事の一環として、対象高齢者宅を訪問し、敬老祝品を贈呈する。	高松市と同じ。
3 対象数	・在宅 120人 合計184人 ・施設 64人 (実訪問者数) ・在宅 26人 合計67人 ・施設 41人 (平成15年度)	・在宅、施設 50人 (実訪問者数) ・在宅、施設 44人 (平成15年度)
4 訪問時期	9月上旬(2日間)	敬老の日前後
5 訪問者	市長、議長など	町長

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
対象者及び訪問時期等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	高齢者生きがいデイサービス事業	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で、家に閉じこもりがちな者 ・日常生活を営むのに支障のある者(日常生活動作が一部介助1項目以上、痴呆・問題行動ありが1項目以上)	(要件) おおむね65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない者 ・家に閉じこもりがちな者 ・介護状態になるおそれのある者
2 サービス内容	日常動作訓練 入浴サービス 送迎サービス レクリエーション 健康チェック 食事サービス 趣味活動・創作活動	高松市と同じ。
3 実施方法	社会福祉法人(デイサービスセンター)へ委託	高松市と同じ。
4 利用登録者	579人 (平成15年12月31日現在)	85人 (平成15年12月31日現在)
5 利用回数	利用回数 2回 / 月	利用回数 1回 / 週
6 費用負担	生活保護世帯 市 ... 3,155円 / 回 利用者... なし その他の世帯 市 ... 2,772円 / 回 利用者... 383円 / 回 間食代や教養講座の材料費等は利用者から別途徴収	全世帯 町 ... 3,830円 / 回 利用者... 850円 / 回

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点	対象者、利用回数及び費用負担に差異がある。
-------	-----------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の対象者が塩江町地域のデイサービスセンターを利用する場合の利用回数については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	軽度生活援助事業(ホームヘルプサービス事業)	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 事業名	軽度生活援助事業	町単独老人ホームヘルプサービス事業
2 対象者	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯	高松市と同じ。
3 サービス内容	軽易な日常生活上の援助 外出時の援助 食事・食材の確保 大きな物の洗濯・日干し 家周りの清掃 家屋内の整理整頓 など	家事援助 調理 生活必需品の買い物 衣類の洗濯 住居等の掃除 住居等の整理整頓 相談・助言 など
4 実施方法	高松市シルバー人材センターへ委託 援助者 ... シルバー人材センター会員	塩江町社会福祉協議会へ委託 援助者 ... ホームヘルパー
5 利用登録者	609人	1人
6 利用回数・時間	利用回数 2回 / 月 利用時間 3時間 / 回	利用回数 回数制限なし(H14平均月5回) 利用時間 時間数制限なし
7 費用負担	生活保護世帯 市 ... 800円 / 時間 利用者... なし その他の世帯 市 ... 720円 / 時間 利用者... 80円 / 時間	所得税非課税世帯 町 ... 運営費方式による委託料 利用者... 80円 / 時間 所得税課税世帯 町 ... 運営費方式による委託料 利用者... 250円 / 時間

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	サービス内容、実施方法、利用回数・時間及び費用負担に差異がある。
-----------	----------------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	単独福祉訪問事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	該当なし。	ひとり暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯
2 実施内容		対象者宅に対し、定期的に安否を確認し、声かけ訪問を行う。
3 対象者数		・ひとり暮らし高齢者 128人 ・高齢者夫婦世帯 94世帯
4 実施方法		塩江町社会福祉協議会へ委託 訪問者 ... ホームヘルパー
5 実施回数等		1回/月 (0.5～1時間/回)
6 費用負担		町 ... 運営費方式による委託料 利用者... なし
<p>参考 関連事業 ・福祉電話貸与 ・緊急通報装置貸与 ・配食サービス(施設交流事業等)の提供時における、安否確認等 【「24 - 10 その他の福祉事業」において協議】</p>		

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
高松市では実施していない。

対 応 策
塩江町の単独福祉訪問事業については、関連事業の実施により対応するものとし、合併時に廃止する。

調 整 案
塩江町の単独福祉訪問事業については、合併時に廃止する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 7 高齢者福祉事業	
分類	老人福祉施設整備事業利子補給	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象	(要件) 老人福祉法第5条の3の老人福祉施設を設置する社会福祉法人に対し行っているが、新規事業への利子補給については、平成15年度から廃止している。	(要件) 社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から資金の借入を行う社会福祉法人に対し、実施している。
2 利子補給対象事業	社会福祉・医療事業団(現独立行政法人福祉医療機構)から貸付を受けて施設の整備を行う事業	高松市と同じ。
3 利子補給期間	20年以内	高松市と同じ。
4 利子補給対象事業者数	11法人	1法人
5 利子補給利率	元金5,000万円以内 年利2%以内 (ただし、実際償還利率を上回らない。) 元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 (ただし、上限2%で、実際償還利率を上回らない。)	元金5,000万円以内 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率 元金5,000万円超 県補助金(香川県社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱)算定基準額による利率

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
高松市では、新規事業への利子補給を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において塩江町が利子補給している対象事業については、現行の塩江町の利子補給利率を適用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	老人クラブ活動促進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 組織等	クラブ 老人クラブ連合会 単位老人クラブ 334 クラブ 会員数 19,234 人 60歳以上の加入者 (平成14年度末)	クラブ 「益社会」 会員数 893 人 満73歳以上全員加入 (平成14年度末)
2 主な活動内容	教養活動..... 老人大学、教養講座、講習 会の開催、社会見学等 社会奉仕活動..... 公共施設清掃、施設慰問、 友愛訪問等 スポーツ振興..... スポーツ大会、ゲートボール 大会、ペタンク大会等	春・秋各1回 日帰り旅行(希望者約100人) 秋1回 1泊旅行(希望者約40人) 研修会 年2回(無料温泉入浴) 友愛訪問
3 補助内容	老人クラブ連合会活動事業補助金 5,588千円 老人クラブ連合会運営事業補助金 8,000千円 老人クラブ活動助成金(単位クラブ) 18,042千円	町補助金(益社会助成) 1,500千円 老人クラブ補助金 300千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
組織及び補助内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 塩江町老人クラブについては、高松市 老人クラブ連合会への統合を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-7 高齢者福祉事業	
分類	シルバー人材センター運営費補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	高齢者の就業の機会を確保し、提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高齢者の福祉の増進に資する。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	名称 社団法人 高松市シルバー人材センター 会員数 1,067人(平成14年度末現在) 年会費 1,000円	名称 塩江町シルバー人材センター 会員数 50人(平成14年度末現在) 年会費 500円
3 補助内容	運営費助成 16,740 千円 人件費助成 3,721 千円 生活援助事業助成 1,750 千円	運営費助成 896 千円 人件費助成 1,104 千円

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
補助内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 塩江町シルバー人材センターについては、高松市シルバー人材センターへの統合を促す。 ただし、シルバー人材センターの統合に伴い、塩江町におけるセンター業務の円滑な執行に支障が生ずることのないよう留意する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第17号資料

「生活保護事業について」に関する資料

生活保護制度について	6
行旅病人等取扱事務事業について	7

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 8 生活保護事業	
分類	生活保護制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 級地区分	2級地の1	3級地の2
2 実施機関	高松市福祉事務所	香川県東讃保健福祉事務所
3 被保護世帯数	3,041世帯 (平成 15年 4月 1日現在)	17世帯 (平成 15年 4月 1日現在)
4 被保護人員	4,955人 (平成 15年 4月 1日現在)	20人 (平成 15年 4月 1日現在)
5 保護基準	標準 3人世帯の場合の基準額 (平成 15年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 146,060円 住宅扶助 13,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 164,060円	標準 3人世帯の場合の基準額 (平成 15年度) ・33歳男、29歳女、4歳子 生活扶助 124,400円 住宅扶助 8,000円 児童養育加算 5,000円 <hr/> 計 137,400円
6 保護の種類	生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助	高松市と同じ。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
保護の基準区分である級地及び実施機関が異なっている。

対 応 策
高松市の級地区分を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 8 生活保護事業	
分類	行旅病人等取扱事務事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 急迫医療取扱 (行旅病人)	行旅中の病気等により、歩行が困難で療養の途がなく、かつ救護する者がいない場合に、当該病人の所在地の市町村が救護し、急迫医療費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
2 遺体取扱(行旅死亡人)	行旅中に死亡し、引取者がいない場合や住所・居所・氏名が知れず引取者がいない死亡人の場合は当該死亡人の所在地の市町村が葬祭し、葬祭費として一時繰替支弁を行う	高松市と同じ。
3 交通費・回数券等の支給	行旅中に、事故又は過失等により行旅の目的が達せられず、不測の困難に陥り本市に救護を求めてきた者について、必要最小限の範囲で交通費等を貸与する。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町においては、交通費・回数券等を支給していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

協議第 2 2 号資料

「児童福祉事業について」に関する資料

保 育 所 の 現 況 に つ い て	8
保 育 料 に つ い て	9
第 3 子 以 降 保 育 料 減 免 事 業 に つ い て	10
特 別 保 育 事 業 に つ い て	11 ~ 13
病 後 児 保 育 事 業 に つ い て	14
私 立 保 育 所 支 援 事 業 に つ い て	15 ~ 16
認 可 外 保 育 支 援 事 業 に つ い て	17
民 間 児 童 厚 生 施 設 運 営 補 助 事 業 に つ い て	18
母 子 家 庭 等 就 業 ・ 自 立 支 援 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	19
子 育 て 短 期 支 援 事 業 に つ い て	20
母 子 生 活 支 援 施 設 に つ い て	21
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 等 事 業 に つ い て	22
母 子 等 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	23
乳 幼 児 医 療 費 助 成 制 度 に つ い て	24
（別紙 1）高松市と塩江町保育料徴収金額比較表	25
（別紙 2）母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容	26 ~ 28

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	保育所の現況			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 保育所数及び定員	・公立保育所 31カ所 定員 3,095人 ・私立保育所 25カ所 定員 3,005人	・公立保育所 1カ所 定員 120人 ・私立保育所 なし		
2 対象者(年齢)	就学前児童	就学前児童		
3 年齢別児童数	平成 16年 4月 1日現在在所年齢別児童数	平成 16年 4月 1日現在在所年齢別児童数	対 応 策	
	(1) 0歳児 290人 (2) 1歳児 912人 (3) 2歳児 1,168人 (4) 3歳児 1,301人 (5) 4歳児 1,297人 (6) 5歳児 1,306人 合計 6,274人	(1) 0歳児 2人 (2) 1歳児 7人 (3) 2歳児 20人 (4) 3歳児 33人 (5) 4歳児 39人 (6) 5歳児 28人 合計 129人	調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	保育料	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 保育料等	(階層区分) A階層～D6階層の10階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割) 所得税課税世帯(D1～D6) (年齢区分) A階層～D1階層(3歳未満児、3歳以上児) D2階層～D6階層(3歳未満児、3歳児、4歳以上児) (保育料月額) 別紙1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」のとおり	(階層区分) A階層～D12階層の17階層 生活保護法による被保護世帯(A) 市町村民税非課税世帯(B) 市町村民税課税世帯(C1均等割、C2所得割5,000円未満、C3所得割5,000円以上) 所得税課税世帯(D1～D12) (年齢区分) A階層～D12階層(3歳未満児、3～4歳児、5歳以上児) (保育料月額) 別紙1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」のとおり

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
保育料の階層区分・年齢区分・保育料月額が異なっている

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時における急激な負担増を緩和するため、塩江町の保育所に入所する児童の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう段階的に調整するものとする

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町の保育所の保育料については、合併年度及びその翌年度は現行どおりとし、合併年度の翌々年度から5年度目において、高松市の保育料と同額となるよう調整するものとする

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業																					
分類	第3子以降保育料減免事業																					
	現 況																					
項目	高 松 市	塩 江 市 町																				
1 対象及び減免内容等	<p>BからD6階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、別紙1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」中の高松市保育料徴収金額表、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。</p> <p>(1) BからD2階層に属する世帯 0円 (2) D3からD6階層に属する世帯</p> <p>ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表および備考1の規定により算出された保育料の1/2の額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D6</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳以上児</td> <td>B～D2</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>D3～D6</td> <td>金額表の1/2</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D6	0円	3歳以上児	B～D2	0円	D3～D6	金額表の1/2	<p>BからD12階層に属する同一世帯で3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうち出生順位が第3位以降の3歳未満の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料を免除する。ただし、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が保育されている場合は、徴収金額表の額を徴収金の額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>階層</th> <th>保育料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>B～D12</td> <td>0円 1</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>B～D12</td> <td>減免なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 3歳未満児を含む2人以上が入所している場合は、減免なし。</p>	年齢	階層	保育料	3歳未満児	B～D12	0円 1	3歳以上児	B～D12	減免なし
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D6	0円																				
3歳以上児	B～D2	0円																				
	D3～D6	金額表の1/2																				
年齢	階層	保育料																				
3歳未満児	B～D12	0円 1																				
3歳以上児	B～D12	減免なし																				

部会名	健康福祉
-----	------

問題点・課題
対象階層及び減免内容に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題
1 障害児保育	<p>(内容) 健全児とともに生活することにより心身の発達が促進され と思われる障害のある児童を受入れする障害児保育を公立 保育所及び私立保育所で実施。 (保育時間) 【公立】 健全児と同じ保育時間 【私立】 健全児と同じ保育時間 (保育料) 別紙 1「高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表」のとおり</p>	該当なし。		<p>塩江町は、公立保育所のみである。 塩江町では、障害児保育、在宅障害 児ふれあい事業、地域子育て推進事 業、地域子育て支援センター事業、休 日保育及び学童保育を実施していな い。 延長保育の保育料に差異がある。</p>
2 延長保育	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則として 午後6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、公立保育所12ヶ所、私立保育所25ヶ所で延長 保育を実施。 (保育時間) 【公立】 午後7時まで 【私立】 概ね午後7時まで (園により、それ以降の場合がある) (保育料) 【公立】 1回当たり300円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の残業等、やむを得ない事情のため、原則とし 6時を超えて、おおむね1時間以上の保育を必要とする 場合に、実施 (保育時間) 午後7時まで (保育料) 1月当たり2,000円</p>		対 応 策
				<p>保育料については、高松市の制度に 統一する。</p>
3 一時保育	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化に 伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育 などの一時的な保育に対する需要に対応するため公立保 育所3ヶ所、私立保育所19ヶ所で一時保育を実施。 (保育時間) 【公立】 月～金曜日の9:00～16:00 【私立】 保育所により異なる (保育料) 【公立】 ・1日 2,500円 半日 1,500円 【私立】 保育所により異なる</p>	<p>(内容) 保護者の断続的・短時間就労等の就労形態の多様化 に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の 保育などの一時的な保育に対する需要に対応するため 一時保育を実施。 (保育時間) 月～金曜日の9:00～16:00 (保育料) ・1日 2,500円 半日 1,500円</p>		調 整 案
				<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	特別保育事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 乳児保育	<p>(内容) 2ヶ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を公立保育所 22ヶ所、私立保育所 25ヶ所を実施。 【公立】 3ヵ月～1歳未満 22ヶ所</p> <p>【私立】 2ヵ月～1歳未満 13ヶ所 3ヵ月～1歳未満 11ヶ所 4ヵ月～1歳未満 1ヶ所</p>	<p>(内容) 6ヵ月～1歳未満の乳児を保育する乳児保育を実施。</p>		
5 在宅障害児ふれあい事業	<p>(内容) 在宅の障害児に対して保育所を開放して、交流を深めたり育児相談などを行う事業を公立保育所 13ヶ所を実施。</p>	<p>該当なし。</p>		
6 保育体験事業	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通して、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を公立保育所 14ヶ所を実施。</p>	<p>(内容) 中学生・高校生を対象に、保育所における保育の体験を通して、男女の別なく子育ての楽しさや喜びを体得できる機会を提供する事業を実施。</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	特別保育事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 地域子育て推進事業	(内容) 在宅の児童に保育所を開放して、入所児童との交流を図ったり子育ての悩みや不安について、経験豊富な保育士が相談に応じたり子育ての仲間が欲しい時に、子育ての情報の提供や子育てサークルなどの支援をする事業を公立保育所18ヶ所、私立保育所18ヶ所で実施。	該当なし。
8 世代間交流事業	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとおふれあうことにより世代間の交流を図る事業を公立保育所2ヶ所、私立保育所17ヶ所で実施。	(内容) 保育所等で地域のお年寄りとおふれあうことにより世代間の交流を図る事業を実施。
9 地域子育て支援センター事業	子育て家庭等の育児不安についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援、特別保育事業等の実施・普及促進及び地域の保育の情報の提供を行う事業を、私立保育所5ヶ所で実施。	該当なし。
10 休日保育	日曜 祝日等の保護者の勤務等により、保護者が休日に面倒を見る事ができない子どもを、保育所において保育する事業を、私立保育所4ヶ所で実施。	該当なし。
11 学童保育	保護者が労働等により、昼間家にいない家庭の小学校低学年の児童に対し、授業終了後に遊び・生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業を、私立保育所9ヶ所で実施。	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部会名	健康福祉
分類	病後児保育事業			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 内容	保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」にあ り 集団保育の困難な期間、その児童を病院等に付 設された専用スペースで一時的に預かることにより 保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健 全育成を図る。	該当なし。		
2 委託機関	市内の医療機関 3カ所			
3 利用負担金	午前 8時から午後 5時まで 2,000円 開設時間が半日の場合 1,000円 上記の利用時間に引き続き延長 1時間 500円		対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 運営委託	私立保育所に対して、国の保育単価に基づき、各月初日の入所人員に応じて支払っている。	該当なし。
2 特別保育事業委託	乳児保育促進事業、障害児保育支援事業、休日保育事業、地域子育て支援センター事業などの特別保育事業を実施している私立保育所に対して、運営費を支払っている。	該当なし。
3 特別保育事業補助	延長、一時保育を実施している私立保育所に対して、補助金を支払っている。	該当なし。
4 職員研修費補助	(内容) 私立保育所が実施する職員研修に係わる経費の一部を補助する。 (補助金額) 職員 1人当たり年間 15,000円	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	私立保育所支援事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
5 保育所入所等事務謝金	私立保育所において入所申込の交付および受付等、入所事務に対する役務について、謝金を交付している	該当なし。
6 社会福祉法人児童福祉施設賠償責任保険補助金	(内容) 私立保育所に対し 児童福祉施設賠償責任保険に係る経費の一部を補助する。 (補助金額) 児童数(定員)1名当たり年間 70円	該当なし。
7 高松市保育研究会事業補助金	高松市保育研究会の実施する研修会、研究会、保育まつり等に対して、研究費として30万円、人権保育関係として72万円、保育まつり開催経費の一部として20万円を補助している。	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業		部 会 名	健 康 福 祉
分 類	認可外保育支援事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設助成	<p>(目的) 認可外保育施設に入所している児童の福祉向上を図るため、認可外保育施設に対して、一定の条件のもと、保育用品、給食用品等に要する経費に対して補助を行っている</p> <p>(内容) 保育用品、給食用品等に要する経費に対し補助 ・昼間児童1人当たり3,500円/月 ・夜間児童1人当たり5,000円/月</p>	該当なし。	対 応 策	
2 職員健康診断助成	<p>(目的) 認可外保育施設に勤務する保育従事者等の健康診断に要する経費を助成することにより、認可外保育施設を利用する児童の安全および衛生の確保を図ることを目的とする</p> <p>(内容) 施設の職員が健康診断を受けた場合、1人当たり4,200円を補助</p>	該当なし。		
3 第3子等保育料助成	<p>(内容) 認可外保育施設に入所している第3子等の児童について、保育料の一部を助成している。 ・3歳未満児 10,000円/月 ・3歳以上児 5,000円/月又は10,000円/月(所得税額による)</p>	該当なし。	調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	民間児童厚生施設運営補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	民間児童館に対して、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に実施する事業運営費の一部を助成する。	該当なし。
2 事業内容	上記の目的を達成するために、下記の事業を民間児童館で実施 ・児童健全育成相談支援事業 ・自然体験活動事業 ・子どもボランティア育成支援事業 ・巡回児童館事業 ・年長児童等来館促進事業 ・特別事業	
3 補助額率	国の補助基準額の 1/ 3 国 1/ 3 県 1/ 3 社会福祉法人 1/ 3 社会福祉法人の負担部分 1/ 3を市単独補助 額については、高松市民間児童館活動事業費補助金交付要綱のとおり	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子家庭等就業・自立支援センター事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 目的	地域で生活し、継続的生活指導を必要とする母子家庭の母等へ、就業支援サービスを提供するなどして自立の促進を図る	高松市と同じ。
3 内容	就業支援講習会事業等、各種事業を実施	高松市と同じ。
4 委託先	(財)香川県母子福祉連合会に、事業委託	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
・実施機関が異なる。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を、香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	子育て短期支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 短期入所生活援助	<p>(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住の1歳以上の児童で、保護者の養育が一時的に困難となった者及び緊急一時的に保護を必要とする母子に対し、児童福祉施設等において養育・保護する。 (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則 1週間 (利用者負担) 国の基準額どおり 2歳未満児 10,800円 2歳以上児 5,600円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。
2 夜間養護	<p>(実施機関) 高松市 (内容) 市内在住で保護者の仕事等が恒常的に夜間となる家庭の小学生に対し、夜間の養護を行う (委託機関) 児童養護施設 讃岐学園 (利用期間) 原則 6カ月程度で午後 6時から午後 10時まで (利用者負担) 国の基準額どおり 小学生 1,600円 特に市長が認める児童 1,600円 生活保護世帯等は減免あり</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子生活支援施設	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童の入所を行い、これらの者の保護及び生活支援を目的とする施設で、要保護児童の健全育成を図るとともに、母子家庭の自立に向けた指導を行う	該当なし。
2 名称 設置場所	高松市屋島ファミリーホーム 高松市高松町75番地15	
3 施設内容等	主に、施設内で行っている事業等 (母子の会、誕生会、料理教室、手芸教室、地域交流会、学習会、その他)	
4 利用対象者	原則として、高松市民のみ。	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 9 児童福祉事業	
分類	母子寡婦福祉資金貸付等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 目的・対象者	母子家庭の母、寡婦等に対し、生活の安定と子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を貸し付ける。 母子福祉資金 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 父母のない20歳未満の児童（修学、修業、就職支度、修学支度、児童扶養資金） 寡婦福祉資金・寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子	高松市と同じ。
3 貸付額	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
4 金利	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
5 償還方法	別紙2 母子福祉資金 寡婦福祉資金貸付金の種類と内容」のとおり	高松市と同じ。
6 利子補給	(対象) 市内に住所を有する有利子母子福祉資金・寡婦福祉資金の借受者で、償還計画に定める償還期日の属する年度内に、資金を償還した者に対し、市単独で補給している。 (助成額) 償還した利子相当額	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問題点・課題
・実施機関が異なっている。 ・塩江町では、利子補給が実施されていない。

対応策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業	
分類	母子等医療費助成制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のない女子等、現に20歳未満の児童を扶養している母等とその児童 ・配偶者のない男子が、現に扶養している20歳未満の児童 ・父が身体障害者(1級、2級)あるいは知的障害(㊤A)で長期にわたって労働能力を失い、扶養されていない母と児童 ・父母のない20歳未満の児童 (その世帯における所得による制限はなし。) 	高松市と同じ。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成の方法が異なっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-9 児童福祉事業		部会名	市民
分類	乳幼児医療費助成制度			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 助成対象者	市内に住所を有する6歳未満の乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。)	町内に住所を有する、満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの乳幼児の保護者 (その世帯における所得による制限はなし。) 満6歳未満の対象者については、香川県が助成しており、6歳以上の対象者については、町単独で助成している	助成対象者及び助成方法に差異がある。	
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	高松市と同じ。	対 応 策	
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は、償還給付)	【6歳未満の対象者】 現物給付、償還給付のどちらでも可能 (ただし、現物給付は、高松市医師会・高松市薬剤師会・高松市歯科医師会に加入している医療機関のみ。) 【6歳～12歳の対象者】 償還給付	高松市の制度に統一する ただし、合併時において塩江町に住所を有し、引き続き塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。 ただし、合併時において塩江町に住所を有する者については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行の塩江町の制度を適用するものとする。	

高松市と塩江町の保育料徴収金額比較表

高松市保育料徴収金額表

塩江町保育料徴収金額表

高松市保育料徴収金額表				塩江町保育料徴収金額表				
階層区分	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 定義	保育料月額		階層区分	各月初日の在籍保育児童の属する世帯の階層区分 定義	町徴収基準(月額)		
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合			3歳未満児	3~4歳児	5歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	0
B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000 (3,500) < 700>	5,000 (2,500) < 500>	B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	2,350 (1,175) < 235>	1,690 (845) < 169>	1,690 (845) < 169>
C1	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	15,000 (7,500) < 1,500>	13,000 (6,500) < 1,300>	C1	均等割のみ(所得割の額のない世帯)	8,530 (4,265) < 853>	5,860 (2,930) < 586>	5,860 (2,930) < 586>
C2	所得割の額がある世帯	18,000 (9,000) < 1,800>	16,000 (8,000) < 1,600>	C2	所得割が5,000円未満である世帯	10,870 (5,435) < 1,087>	8,200 (4,100) < 820>	8,200 (4,100) < 820>
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000 (11,500) < 2,300>	20,000 (10,000) < 2,000>	D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	13,290 (6,645) < 1,329>	10,940 (5,470) < 1,094>	10,940 (5,470) < 1,094>
D2	13,000円未満			D2	3,000円以上15,000円未満	15,290 (7,645) < 1,529>	12,940 (6,470) < 1,294>	12,940 (6,470) < 1,294>
D3	64,000円以上112,000円未満	38,000 (18,000) < 3,800>	31,000 (15,000) < 3,100>	D3	15,000円以上17,000円未満	17,900 (8,950) < 1,790>	15,620 (7,810) < 1,562>	15,620 (7,810) < 1,562>
D4	112,000円以上160,000円未満	49,000 (18,500) < 4,900>	32,000 (15,500) < 3,200>	D4	17,000円以上50,000円未満	23,410 (11,705) < 2,341>	21,060 (10,530) < 2,106>	21,060 (10,530) < 2,106>
D5	160,000円以上408,000円未満	52,000 (19,000) < 5,200>	33,000 (16,000) < 3,300>	D5	50,000円以上80,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>
D6	408,000円以上	53,000 (19,000) < 5,300>	34,000 (16,000) < 3,400>	D6	80,000円以上120,000円未満	27,120 (13,560) < 2,712>	26,680 (13,340) < 2,668>	26,680 (13,340) < 2,668>

備考1 この表の階層区分BからD6階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD2階層に属する世帯については最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D3からD6階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を 0円とする。
 (1)母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 BからD6階層に属する同一世帯で、3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料は、徴収金額表及び備考1の規定にかかわらず、次のとおりである。また、3歳未満児のいるD3からD6階層に属する世帯の保育料は、備考1の規定にかかわらずBからD2階層に属する世帯の規定を適用する。
 (1)BからD2階層に属する世帯 0円
 (2)D3からD6階層に属する世帯
 ア 出生順位が第3位以降の児童が3歳未満児の場合 0円
 イ 出生順位が第3位以降の児童が3歳以上の場合 徴収金額表及び備考1の規定により算出された保育料の1/2の額

備考1 この表の階層区分BからD12階層までの保育料月額()及び< >内の金額は、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において適用される保育料である。この場合の適用方法は、BからD5階層に属する世帯については最も年齢の高い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の高い児童1人は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。また、D6からD12階層に属する世帯については、最も年齢の低い児童1人は通常の保育料を適用し、次に年齢の低い児童は、()内の保育料を適用し、その他の児童は< >内の保育料を適用する。ただし、5歳児で、D3からD12階層の基準額が15,000円を超えるときは15,000円とする。

2 B階層で次に掲げる世帯である場合には、当該階層の保育料を 0円とする。
 (1)母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 (2)在宅障害児(者)のいる世帯 次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者
 イ 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者
 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3)その他の世帯(保護者の申請に基づき、生活保護法に定めるよう保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯。
 3 BからD12階層に属する同一世帯で、3人以上の児童(満18歳に満たない者をいうが、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)を現に養育し、かつ、当該児童のうちの出生順位が第3位以降の児童が当該世帯から入所している場合においては、当該児童の保育料を免除する。ただし、同一世帯から出生順位が第3位以降である3歳未満児を含む2人以上の児童が保育されている場合は、上記表の額を徴収金の額とする。

母子福祉資金・寡婦福祉資金貸付金の種類と内容

資金の種別一覧表

(平成16年4月1日現在)

資金の種別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を開始するのに必要な経費	2,830,000 円 団体 4,260,000 円	貸付後 1 年	据置後 7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母、寡婦等および母子福祉団体が事業を継続するのに必要な経費	1,420,000 円	貸付後 6 か月	据置後 7 年以内	無利子
就学支度資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または修業施設へ入学または入所する際に必要な被服等を購入する経費に充てる資金	別表 1 参照	修学・修業 期間終了後 (小中学校 は 15 歳到 達後) 6 か月	据置後 5 年以内 ただし、修 学資金と同 時貸付けの 場合は、修 学と同じ期 間	無利子
修学資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が高校、大学、高専または専修学校に修学するために必要な経費 貸付期間は修学期間内	別表 1 参照	修学終了後 6 か月	据置後貸付 期間の 3 倍 以 内 (特 別) 20 年以内 専修一般 5 年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母、寡婦等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 (一括) 600,000 円 自動車運転免許 取得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 10 年 以内	無利子
修業資金	母子家庭の母、寡婦等が扶養している児童等が事業を開始し、または就職に必要な知識技能を習得するために必要な経費 貸付期間は 3 年以内	月額 50,000 円 高校 3 年時の自 動車運転免許取 得 460,000 円	技能習得後 6 か月	据置後 6 年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が就職に際して必要な経費	100,000 円 通勤用自動車購 入 320,000 円	貸付後 1 年	据置後 6 年以内	無利子
医療介護資金	母子家庭の母、寡婦等または児童が医療または介護(児童を除く)を受けるために必要となる経費 貸付期間は 1 年以内	医療 310,000 円 特別(所得税 非課税世帯等) 450,000 円 介護 500,000 円	療養(介 護)終了後 6 か月	据置後 5 年以内	無利子

資金の種類別	内 容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
生 活 資 金	技能習得資金を借り受けている間の生活費補給資金 貸付期間は技能習得期間	技能習得期間中 月額 141,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 10 年以内	無利子
	医療介護資金を借り受けて医療または介護を受けている間の生活費補給資金 貸付期間は医療・介護の貸付けを受けている期間	月額 103,000 円 (生活安定は母子家庭となって7年以内及び総額 2,400,000 円まで。失業は離職の翌日から1年以内) 母が生計中心でない場合 69,000 円		据置後 5 年以内	
	母子家庭となって7年未満の母の生活安定または失業期間中の生活費補給資金	据置後 生活安定 8 年以内 失業 5 年以内		年 3 % (生活安定で月 2 万円及び累計 48 万円以内は無利子)	
住 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が現に居住し、かつ、原則として所有する住宅の補修、保全、改築、増築をする場合、または住宅を建設するか購入するのに必要な経費に充てる資金	1,500,000 円 特別貸付（新築または購入等） 2,000,000 円	貸付期間終了後 6 か月	据置後 6 年以内 (特別) 7 年以内	年 3 %
転 宅 資 金	母子家庭または寡婦等が住宅を移転するため住宅の賃貸借に際し必要な経費に充てるための資金 (市外に転居する場合は転居先で申請)	260,000 円	貸付後 6 か月	据置後 3 年以内	年 3 %
結 婚 資 金	母子家庭の母または寡婦等が扶養している児童等の婚姻に際し、必要な経費にあてる資金	300,000 円	貸付後 6 か月	据置後 5 年以内	年 3 %
特 例 児 童 扶 養 資 金	児童扶養手当の支給額が、平成14年7月分の手当額と現に支給されている手当額を比較して減額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)となる場合、児童の扶養に必要な経費としてその差額にあてる資金 貸付期間は、平成14年8月1日から5年	平成14年7月分の児童扶養手当の支給額と貸付申請の際に現に支給されている手当額との差額(ただし、手当額のうち児童の加算額は除く)。	貸付期間満了日または児童が15歳になった学年末のいずれか遅い日の翌日から1年	据置後 10 年以内	無利子

別表1 就学支度資金，修学資金の学校別一覧表

学校区分	区 分		就学支度資金	修 学 資 金	
	種別	通学	貸付限度額	貸付限度額（一般）	貸付限度額（特別）
小学校	-	-	39,500円	修学資金は、小・中学校はありません。 就学援助制度を利用ください。 就学支度資金のみ、所得税非課税世帯に対し貸付けできます。	
中学校	-	-	46,100円		
高等学校	国公立	自 宅	75,000円	月額18,000円	月額27,000円
		自宅外	85,000円	月額23,000円	月額34,500円
専修学校（高等） （日本育英会法施行令指定校）	私 立	自 宅	350,000円	月額30,000円	月額45,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
高等専門学校 （4年目から短大として貸付）	国公立	自 宅	75,000円	月額21,000円	月額31,500円
		自宅外	85,000円	月額22,500円	月額33,750円
	私 立	自 宅	350,000円	月額32,000円	月額48,000円
		自宅外	360,000円	月額35,000円	月額52,500円
短期大学 専修学校（専門） （日本育英会法施行令指定校）	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額52,000円	月額78,000円
		自宅外	520,000円	月額59,000円	月額88,500円
大 学	国公立	自 宅	370,000円	月額44,000円	月額66,000円
		自宅外	380,000円	月額50,000円	月額75,000円
	私 立	自 宅	510,000円	月額53,000円	月額79,500円
		自宅外	520,000円	月額63,000円	月額94,500円
専修学校（一般）		自 宅	75,000円	月額29,000円	月額43,500円
		自宅外	85,000円		
修業施設	中学卒業生	自 宅	75,000円	月額50,000円	/
		自宅外	85,000円		
	高校卒業生	自 宅	90,000円		
		自宅外	100,000円		

修学資金の貸付限度額は1年生の額です。申請時の学年により限度額が異なります。

特別貸付

修学資金貸付限度額の特別枠の貸付けは、修学に直接必要な経費（授業料，通学費，教科外活動費等）が一般枠を超える場合で，児童の修学に際し，必要と認められる場合に対象となります。希望する際は，自己資金や借入額，償還計画を十分にご検討ください。

協議第32号資料

「その他の福祉事業について」に関する資料

遺族団体事業補助について	36
戦争犠牲者追悼式について	37
民生委員・児童委員活動事業について	38
特定疾患者援護事業について	39
原子爆弾被爆者援護事業について	40
災害援護関係について	41 ~ 42
ふれあいのまちづくり補助事業について	43
地域福祉計画について	44
社会福祉協議会運営補助等事業について	45 ~ 46
障害者小規模作業所助成事業について	47
福祉資金貸付金利子補給事業について	48
紙おむつ給付事業について	49
福祉タクシー事業について	50 ~ 51
福祉電話等貸与事業について	52
介護見舞金支給事業について	53
緊急通報装置貸与等事業について	54
住宅改造助成事業について	55
配食サービス事業について	56
福祉金等支給事業について	57 ~ 58

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	遺族団体事業補助	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 遺族会事業補助	(補助団体名) 財団法人高松市遺族会 市内の遺族、地区遺族会等で構成 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事、援護相談事業などの年間活動事業 (補助額等) 年額567,000円 柱数 1,952柱	(補助団体名) 塩江町遺族厚生会 安原・塩江・上西3地区の遺族会で構成 (補助対象事業) 戦没者の慰霊行事などの年間活動事業 (補助額等) 年額180,000円 柱数 128柱
2 日本戦災遺族会事業補助	(補助団体名) 社団法人日本戦災遺族会香川県支部 (補助対象事業) 戦災犠牲者慰霊祭、遺族相互の交流などの年間活動事業 (補助額等) 年額209,000円	該当なし。
3 地区遺族会補助	(補助団体名) 地区遺族会(25地区) (補助対象事業) 各地区における戦没者の慰霊祭 (補助額等) 1地区当り 柱数 × @250 + 20,000円	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
塩江町では、日本戦災遺族会事業補助及び地区遺族会補助を実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・塩江町遺族厚生会については、財団法人高松市遺族会への統合を促す。 ・塩江町の地区遺族会については、高松市の地区遺族会として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	戦争犠牲者追悼式	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	戦争犠牲者の冥福を祈るため、市主催の追悼式を開催するもの。	戦争犠牲者の冥福を祈るため、町主催の追悼式を開催するもの。
2 開催時期・場所	(開催日) 毎年10月中旬 (場所) 高松市民会館 平成16年度は、高松市文化芸術ホールを予定	(開催日) 毎年5月中旬 (場所) 3地区持ち回り(安原・塩江・上西地区遺族会)で各地区の小中学校体育館
3 対象者	太平洋戦争陸海軍犠牲者 6,751柱 市内の戦災犠牲者 1,359柱 市外の戦災犠牲者 46柱 外地犠牲者 678柱 計 8,834柱 参列者 約800人	塩江町戦災犠牲者及び外地犠牲者 参列者 約145人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
開催時期・場所に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査書・調整方針

協定項目	24-10 その他の福祉事業	
分類	民生委員・児童委員活動事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 委員数(定数)	656人 委員数の決定基準 中核市及び人口10万人以上の市に係る国の定数基準(170~360世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、地域性も考慮する中で、委員数を決定	14人 委員数の決定基準 町村に係る国の定数基準(70~100世帯ごとに民生委員・児童委員を1人)を踏まえ、委員数を決定
2 地区数	34地区	1地区
3 活動費	<ul style="list-style-type: none"> 委員活動費(1人当たり) 年額120,600円 会長活動費(1人当たり) 年額 12,000円 地区協議会開催経費等(1地区当たり) 年額@6,500×委員数 地区協議会活動費等(1地区当たり) 年額@5,905×委員数+30,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 委員活動費(1人当たり) 年額83,000円 会長活動費(1人当たり) 年額10,000円 地区協議会開催経費等 実費を支給 地区協議会活動費等 実費を支給
4 研修事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会に委託して実施 県外で実施される研修への派遣 香川県社会福祉協議会に委託して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県内で実施される研修事業 香川県民生委員児童委員協議会連合会の実施する研修に参加 県外で実施される研修への派遣 木田・香川地区民生児童委員協議会が県社協東讃支部と合同で実施する研修に参加
5 民生委員推薦会	<ul style="list-style-type: none"> 委員定数 14人 委員報酬 6,700円(1開催当たり) 任期 H13.10.1~H16.9.30 	<ul style="list-style-type: none"> 委員定数 7人 委員報酬 9,100円(1開催当たり) 任期 H13.12.1~H.16.11.30
6 地区民生委員推薦準備会	<ul style="list-style-type: none"> 準備会 34地区 委員数 14人以内 準備会開催経費交付金 1,000円×委員数 任期 H13.9.1~H16.8.30 	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一した場合、塩江町地区の民生委員が減員となる場合がある。 活動費に差異がある。 民生委員推薦会の委員報酬等に差異がある。 塩江町では、地区民生委員推薦準備会が組織されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 塩江町地区の民生委員数については、現行のとおりとする。 塩江町民生委員推薦会は、高松市の地区民生委員推薦準備会として取り扱う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	特定患者援護事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	原因が不明であって治療方法が確定していない、いわゆる難病のうち、特定の疾患に罹患している者に対し、援護金を支給することにより、福祉の増進を図る。	該当なし。
2 対象者要件	国の治療研究事業対象(45疾患)、県単独の治療研究事業対象(6疾患)の疾患に罹患している者 当該年度の市民税が非課税または均等割のみの者 市内に引き続き1年以上居住している者 上記 ~ の要件を全て満たしている者	
3 支給額等	患者1人につき年額10,000円 支給実績 12年度 672人 13年度 727人 14年度 693人 15年度 679人	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
塩江町では、特定患者援護事業を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	原子爆弾被爆者援護事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 援護金	(対象者要件) 被爆者健康手帳の交付を受けている者 市内に引き続き1年以上居住している者 (支給額) 年額 15,000円/人	該当なし。
2 死亡弔慰金	(対象者要件) 援護金支給対象者が死亡した場合、その者の葬祭を行った者 (支給額) 15,000円/人	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
塩江町では原子爆弾被爆者援護事業を実施していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。 ただし、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 災害時緊急物資備蓄事業	<p>(内容) 大規模災害発生時に、被災者及び避難者に対し、物資の流通が回復するまでの初期対応として緊急物資を備蓄する。</p> <p>(備蓄状況) 備蓄数量 想定被災者数7,000人 備蓄期間 平成15～19年度 備蓄物資 毛布、タオル、おむつ、アルファ米、レトルト食品、飲料水、食器セットなど 備蓄場所 小学校体育館16箇所、保健所、保健センター</p>	該当なし。
2 災害弔慰金	<p>(内容) 対象災害となる災害で死亡した場合に、その遺族に対し災害弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 生計維持者・・・500万円 その他の者・・・250万円</p>	高松市と同じ。
3 災害障害見舞金	<p>(内容) 対象災害により負傷し、または疾病にかかり治ったときに、法に定める程度の障害がある者に対し、災害障害見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 生計維持者・・・250万円 その他の者・・・125万円</p>	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<p>・塩江町では、災害時緊急物資備蓄事業及び小規模災害弔慰金の支給を実施していない。</p> <p>・小規模災害見舞金に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、災害時緊急物資については、塩江町地域の耐震施設に備蓄することとし、備蓄場所については、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	災害援護関係	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 災害援護資金貸付	<p>(内容) 対象災害により、住居等に被害を受けた世帯に再建のための資金を貸し付ける。</p> <p>(貸付額 / 例) 住居の全壊・・・250万円～350万円 住居の半壊・・・170万円～270万円</p> <p>(金利) 年3パーセント(据置期間中は無利子)</p> <p>(償還方法等) 年賦または半年賦, 元利均等償還, 10年</p>	高松市と同じ。
5 小規模災害弔慰金	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により死亡した場合に弔慰金を支給する。</p> <p>(弔慰金額) 1人当たり100,000円</p>	該当なし。
6 小規模災害見舞金	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居の全損、半損または1ヶ月以上の負傷をした者に対し見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 住居の全損・・・1世帯当たり50,000円 住居の半損・・・1世帯当たり30,000円 1ヶ月以上の負傷・・・1人当たり20,000円</p>	<p>(内容) 災害救助法の対象とならない小規模な災害により、住居に被害を被った者に対し見舞金を支給する。</p> <p>(見舞金額) 床下浸水・・・1世帯当たり10,000円 床上浸水・・・1世帯当たり20,000円 住宅火災・・・1世帯当たり30,000円</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	ふれあいのまちづくり補助事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	地域において様々な人々が交流し、助け合うとともに、関係機関や社会資源が有機的に連携することにより、高齢者、障害者、児童・青少年等に対し、地域に即した創意と工夫を行った福祉サービスを提供するとともに、それらを永続的かつ自主的に提供する体制の整備を図る。	該当なし。
2 事業内容	(1) ふれあい相談センターの設置 広く住民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言・指導を行い、その福祉の向上を図るため、高松市社会福祉協議会内に相談センターを設置している。 ・総合相談・年3回(専門委員による相談) ・弁護士相談・月1回(弁護士による相談) ・一般相談・毎週月・水・金 (2) 社協広報誌「福祉だより」の発行 (3) 福祉協力校の指定	
3 実施主体	社会福祉法人 高松市社会福祉協議会	
4 経費負担	事業費2,550千円 市補助金 500千円 県社協 800千円 市社協 1,250千円	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	地域福祉計画	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 計画の概要等	「自助・公助・共助」の各種施策・活動の協働により、生活課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でその人らしい安心のある生活をおくることができる地域社会の実現を目指し、平成16年度末を目途に計画の策定を行っている。	該当なし。
2 推進体制	・庁内組織・地域コミュニティづくり推進本部 ・策定組織・地域福祉計画策定委員会 (公募委員2人を含む15人)	
3 策定スケジュール	・H15.8 計画策定要領の承認 ・H15.10 市民意識調査を実施 ・H16.1 地域福祉計画策定委員会の設置 ・H16.9 パブリックコメントの実施 ・H17.2 計画決定の予定	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
塩江町では、地域福祉計画の策定を予定していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。 ただし、合併時までに塩江町地域の住民の意向把握に努め、計画策定の参考とする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	社会福祉協議会運営補助等事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	福祉サービスが必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢、心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、社会福祉事業の能率的運営と組織的活動を展開し、地域福祉の増進を図る。	高松市と同じ。
2 補助対象団体	<p>名称 社会福祉法人 高松市社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長3人、理事15人(会長、副会長を含む)、評議員40人 事務局 事務局長、事務局次長、事業課、総務課、在宅サービス課</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・市委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、たすけ合い金庫、在宅福祉サービス事業、車椅子貸与事業、地域福祉権利擁護事業、ふれあいのまちづくり事業等)</p>	<p>名称 社会福祉法人 塩江町社会福祉協議会</p> <p>組織 会長1人、副会長1人、理事10人(会長、副会長を含む)、評議員30人 事務局 事務局長、職員(各1人)、介護保険事業職員(ケアマネージャー1人、ヘルパー6人)</p> <p>活動内容 ・介護保険事業 ・町委託事業 ・社協自主事業(生活福祉資金貸付、友愛訪問、満1歳児誕生祝 等)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<p>・補助内容及び委託事業内容に差異がある。</p> <p>・法律により、1自治体においては、1つの社会福祉協議会のみ設置できることとなっている。</p>

対 応 策
<p>社会福祉協議会への補助内容等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、両市町の社会福祉協議会の協議を踏まえ、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>社会福祉協議会への運営補助等については、社会福祉協議会の統合に伴い、塩江町地域におけるサービス低下を招かないよう、合併時まで調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類		社会福祉協議会運営補助等事業			
現況					
項目	高松市	塩江町	問題点	課題	
3 補助内容	<ul style="list-style-type: none"> 運営補助 ・人件費補助 ・介護保険事業従事者以外の職員分を全額補助 ・管理費補助 管理委託費等について社会福祉協議会の全体予算に対する介護保険事業の割合に応じて補助。ただし、補助対象、補助割合は毎年度見直し。 ・社会福祉協議会運営費補助 事業補助 ・在宅福祉サービス事業補助 ・福祉事業団体補助 	<ul style="list-style-type: none"> 運営補助 ・人件費補助 ・職員2人分を全額補助 ・事務局経費補助 パソコン保守費、連絡用車両任意保険料、電話ファクシミリリース料・使用料 事業補助 ・福祉事業補助 ・心配ごと相談事業 			
4 委託事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者入浴サービス事業 ・精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・難病患者等ホームヘルプサービス事業 ・敬老会事業 ・老人介護支援センター事業 ・在宅介護者支援事業 ・福祉電話架設対象者連絡サービス業務 ・老人と地域の交流事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町配食サービス事業 ・塩江町老人ホームヘルプサービス事業 上記ホームヘルプサービス事業に「自立訪問介護事業」や「独居老人等の見守りサービス」が含まれている。 			
対応策					
調整案					

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	障害者小規模作業所助成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 身体障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な身体障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 7施設 補助実績70,160千円 (平成15年度実績)	該当なし。
2 知的障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な知的障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ就労の機会を提供する小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 9施設 補助実績82,067千円 (平成15年度実績)	該当なし。
3 精神障害者 小規模作業所 助成事業	(内容) 雇用されることの困難な精神障害者を通所させて 必要な訓練を行い、かつ社会復帰の促進を図る小 規模作業所に、運営費の補助を行う。 (助成額) 対象施設 2施設 補助実績9,400千円 (平成15年度実績)	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉資金貸付金利子補給事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
1 障害者生活福祉資金貸付金利子補給事業	(内容) 香川県社会福祉協議会が事業主体となり実施している生活福祉資金貸付事業の借受者のうち、障害者のみが借り受けできる資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。 (利子補給件数) 平成15年度実績 : 12件	該当なし。		
2 母子・寡婦福祉資金貸付金利子補給事業	(内容) 母子・寡婦福祉資金の借受者に対し、償還利子相当額を補給する。 (利子補給件数) 平成15年度実績 : 19件	該当なし。	対 応 策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	紙おむつ給付事業			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 心身障害者(児)紙おむつ給付事業	<p>(内容) 市内に住所を有する3歳～64歳の身体障害者手帳1級(下肢、体幹、内部)または療育手帳㊦の所持で、概ね6カ月以上寝たきりでおむつを必要とする者に、紙おむつを給付する。</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月60枚の紙おむつを給付 (2カ月毎に、契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:192人</p>	該当なし。		
2 寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業	<p>(内容) 市内に住所を有する65歳以上の高齢者で、6カ月以上寝たきりまたは痴呆の状態にあり、おむつを必要とする者に、紙おむつを給付する。</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下の者</p> <p>(給付方法等) 1月にパンツタイプに換算して60枚の紙おむつを給付(2カ月毎に契約業者が配達)</p> <p>(登録人数) 平成15年度:1,913人</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉タクシー事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 障害者福祉タクシー助成事業	<p>(目的) 障害者が社会生活上、外出する必要がある場合に、タクシー料金の一部を助成することにより、障害者の社会参加の促進を図る。</p> <p>(助成対象者) ・身体障害者手帳1級及び2級の者 ・療育手帳④及びAの者 ・常時車いすを使用している者 ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の者</p> <p>(助成内容) 1枚500円(精神障害は550円、車椅子は+500円)のチケットを年間30枚または15枚交付する。 30枚 身体障害者手帳1級、療育手帳④、車椅子、精神障害者保健福祉手帳1級 15枚 上記以外の者</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 3,400人(平成15年度)</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(助成対象者) ・視覚障害もしくは下肢不自由で1級及び2級の者 ・療育手帳④及びAの者 ・精神障害者保健福祉手帳を有する者</p> <p>(助成内容) 利用1回につき1,000円(1,000円未満は、その額)を助成する。 1人1年間20回まで。</p> <p>(助成方法) タクシー利用後に領収書を添付して香川県身体障害者協会塩江分会へ申請し、後日、申請者の口座へ振込みする。</p> <p>(助成実績) 5人(平成15年度)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・障害者福祉タクシー助成事業について、助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。 ・塩江町では、高齢者福祉タクシー助成事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉タクシー事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
2 高齢者 福祉タクシー 助成事業	<p>(目的) 外出することが難しい在宅高齢者に、タクシー料金の一部を助成することにより、高齢者の外出支援を図る。</p> <p>(助成対象者) 65歳以上で要介護認定(要介護1～5)を受けている市民税非課税の在宅の高齢者</p> <p>(助成内容) 年間15枚交付する。 (1枚当たり法人タクシー550円、個人タクシー540円 身体障害者手帳・療育手帳所持者500円)</p> <p>(助成方法) 利用者はタクシー料金を支払う際に市から交付された福祉タクシー券を渡し、助成額を差し引いた料金を支払う。(市は回収されたタクシー券の枚数に応じ、タクシー協会等に支払う。)</p> <p>(助成実績) 2,098人 (平成15年度)</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業		部会名	健康福祉
分類	福祉電話等貸与事業			
現況				
項目	高松市	塩江町	問題点課題	
1 障害者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、ひとり暮らしの外出困難な重度障害者または難聴者に対して、電話またはファクシミの貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度: 12台</p>	<p>該当なし。</p>	<p>塩江町では、障害者福祉電話等貸与事業を実施していない。</p>	
2 高齢者福祉電話等貸与事業	<p>(内容) 市内に住所を有する所得税を課されていない電話未所有で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度: 184台</p>	<p>(内容) おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らしの高齢者等に対して電話の貸与を行う。</p> <p>(貸与台数) 平成15年度: なし</p>	<p>対応策</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	
			<p>調整案</p> <p>高松市の制度に統一する。</p>	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	介護見舞金支給事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 在宅重度障害者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 身体障害者手帳1級及び2級を所持し日常生活動作評価表8点以上、療育手帳㊦及びAまたは、精神障害者保健福祉手帳1級を所持し日常生活能力判定表12点以上の20歳～64歳の在宅重度障害者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:173人</p>	<p>該当なし。</p>
2 在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業	<p>(内容) 65歳以上の在宅の寝たきり・痴呆性高齢者を介護している家族に対し、介護見舞金を支給する。</p> <p>(居住要件) 市内に1年以上住所を有する者</p> <p>(所得要件) 生計中心者の前年分所得が800万円以下</p> <p>(支給額) 月額6,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:892人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。</p> <p>(居住要件) なし</p> <p>(所得要件) なし</p> <p>(支給額) 月額15,000円</p> <p>(支給実績) 平成15年度:24人</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・塩江町では、在宅重度障害者介護見舞金支給事業を実施していない。</p> <p>・在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の居住要件等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう、段階的に調整するものとする。</p> <p>また、居住要件については、在宅重度障害者介護見舞金支給事業にあつては、合併時において塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとし、在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業にあつては、合併時において塩江町地域に住所を有する者は、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の在宅寝たきり・痴呆性高齢者介護見舞金支給事業の所得要件については、合併年度に続く3年度に限り、現行のとおりとし、支給額については、合併年度から4年度目において、高松市の支給額と同額となるよう、調整するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	緊急通報装置貸与等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 身体障害者 緊急通報装置 貸与等事業	<p>(対象者) 市内に住所を有するひとり暮らし重度身体障害者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 15台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) 身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 協力員通報方式 通報 協力員 (安否確認) 関係者へ連絡</p> <p style="text-align: right;">町役場 出動</p> <p>(貸与台数) 0台(平成15年度末現在)</p>
2 高齢者緊急 通報装置貸 与等事業	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与または給付</p> <p>(通報システム) 消防局通報方式 通報 消防局 (安否確認) 出動</p> <p style="text-align: right;">協力者へ連絡 関係者へ連絡</p> <p>(貸与台数) 1,580台(平成15年度末現在)</p> <p>(給付台数) 112台(平成15年度末現在)</p>	<p>(対象者) おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、これに 準ずる世帯</p> <p>(内容) 緊急通報装置の貸与</p> <p>(通報システム) 協力員通報方式 通報 協力員 (安否確認) 関係者へ連絡</p> <p style="text-align: right;">町役場 出動</p> <p>(貸与台数) 42台(平成15年度末現在)</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	対象者、内容及び通報システムに差異がある。
-----------	-----------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における通報システムについては、当分の間、現行のとおりとする。
-------	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	住宅改造助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	身体が虚弱な高齢者または重度障害者の自立を助長するため、自宅を改造する場合に、住宅改造費の一部を助成する。	65歳以上で介護を必要とする者、身体障害者手帳所持者で介護を必要とする者またはこれらに準ずる障害者の自立を助長するため、住宅改造費の一部を助成する。
2 対象者	・65歳以上で寝たきりまたは準寝たきり状態の者 ・視覚または肢体の身体障害者手帳1～2級もしくは療育手帳㊤・Aの障害者 ・その他市長が特に必要と認める者	・65歳以上で介護を必要とする者 ・身体障害者手帳1～3級の障害者 ・その他身体障害者手帳1～3級に準ずる者
3 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	町内に住所を有する者
4 所得要件	生計中心者の前年所得が500万円以下	同居する親族等の前年所得合計が800万円以下
5 対象工事	改造工事 新築・増築または全面的な改築工事を除く	増築または改築・改造
6 助成金額等	・生活保護世帯、所得税非課税世帯： 対象工事費用の3/4の額(限度額75万円) ・その他の世帯 対象工事費用の1/2の額(限度額50万円)	・改造場所により基準額を定め、70%の助成 ・助成限度額 100万円
7 助成実績	・高齢者 171件 ・障害者 23件 (平成15年度実績)	・高齢者 3件 ・障害者 3件 (平成15年度実績)

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
対象者、居住要件、所得要件、対象工事及び助成金額等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、合併時に塩江町地域に住所を有する者については、居住要件を満たす者として取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	配食サービス事業	
現況		
項目	高松市	塩江町
1 事業名	高齢者と施設の交流事業	配食サービス事業
2 対象者	高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯であって、食事の調理が困難で「食」に関する支援を必要とする者 身体障害者 該当なし。	高齢者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯 身体障害者 もしくは の要件を満たす者で、かつ、老衰、心身の障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な者
3 事業内容	老人ホームで調理した食事を対象者の自宅へ配食	高松市と同じ。
4 利用登録者	・高齢者 132人 ・身体障害者 該当なし。	・高齢者 24人 ・身体障害者 0人
5 実施方法	実施区域 市内9地区(全35地区中) 委託先 調理... 社会福祉法人(5老人ホーム) 配食... ボランティア(民生委員等) 配食回数 2回/週	実施区域 塩江町全域(ただし20食限定) 委託先 調理... ひぐらし荘 配食... (塩江町)社会福祉協議会 配食回数 2回/週
6 費用負担	市 ... 400円/食(調理) 利用者... 200円/食	町 ... 300円/食(調理) 500円/食(配食) 利用者... 150円/食

部会名	健康福祉
-----	------

問題点課題
対象者、実施方法及び費用負担に差異がある。

対応策
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における対象者及び実施方法については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	高齢者、障害者、障害児及び母子家庭児等に対し、市民福祉金を支給することにより福祉の増進を図る。	心身障害者及び心身障害児に対し、障害者年金等を支給することにより福祉の増進を図る。
2 福祉金等の種別	(1) 敬老祝金 (2) 障害者福祉金 (3) 障害児福祉金 (4) 母子家庭児等福祉金	(1) 該当なし。 (2) 心身障害者年金 (3) 心身障害児福祉手当 (4) 該当なし。
3 支給額・支給実績	(1) 敬老祝金 77歳 年額10,000円(2,807人) 88歳 年額20,000円(791人) 99歳以上 年額30,000円(91人) (2) 障害者福祉金 年額15,000円(8,428人) (3) 障害児福祉金 年額20,000円(502人) (4) 母子家庭児等福祉金 年額15,000円(3,604人) 平成15年度実績	(1) 敬老祝金 該当なし。 (2) 心身障害者年金 年額24,000円(18人) (3) 心身障害児福祉手当 月額 2,000円(年額24,000円)(6人) (4) 母子家庭児等福祉金 該当なし。 平成15年度実績
4 居住要件	市内に1年以上住所を有する者	心身障害者年金については、居住要件なし 心身障害児福祉手当については、町内に1年以上住所を有する者
5 所得等要件	なし	心身障害者年金については、公的年金を受給していない者 心身障害児福祉手当は所得要件なし

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<p>・塩江町では、敬老祝金及び母子家庭児等福祉金を支給していない。 ・障害者(児)に対する福祉金等の支給額、居住要件、所得等要件及び対象者要件に差異がある。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。 また、居住要件については、合併時において、塩江町地域に引き続き住所を有する期間を通算して取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の現受給者のうち、合併後に対象者の要件を欠くこととなる者については、合併年度に続く3年度に限り、対象者とみなすものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 10 その他の福祉事業	
分類	福祉金等支給事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 市 町
6 対象者要件	<p>(1) 敬老祝金 77歳, 88歳, 99歳以上の者</p> <p>(2) 障害者福祉金 ・身体障害者手帳所持者 1～3級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～2級の者</p> <p>(3) 障害児福祉金 ・身体障害者手帳所持者1～3級で20歳未満の者 ・療育手帳所持者㉠、A、㉡で20歳未満の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者1～2級で20歳未満の者</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている者 ・父母又はそのいずれかが死亡もしくは3年以上生死が明らかでない者 ・児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を現に受けている母又は養育者の監護・養育を受けている者</p>	<p>(1) 敬老祝金 該当なし。</p> <p>(2) 心身障害者年金 ・身体障害者手帳所持者 1～4級の者 ・療育手帳所持者 ㉠、A、㉡の者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 1～3級の者</p> <p>(3) 心身障害児福祉手当 ・身体障害者手帳所持者1～4級で18歳未満の者 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項に定める者(20歳未満)</p> <p>(4) 母子家庭児等福祉金 該当なし。</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第 3 3 号資料

「保健衛生事業について」に関する資料

医 事 監 視 指 導 に つ い て	6 0
介護老人保健施設整備及び指導監査等について	6 1
地 域 保 健 推 進 に つ い て	6 2
健 康 づ くり 推 進 プ ラ ン に つ い て	6 3
営 業 許 可 等 に つ い て	6 4 ~ 6 5
監 視 ・ 指 導 ・ 講 習 等 に つ い て	6 6 ~ 6 8
食 中 毒 予 防 推 進 に つ い て	6 9
公衆浴場施設改善事業等助成について	7 0
狂 犬 病 予 防 に つ い て	7 1
野 犬 対 策 に つ い て	7 2
犬猫不妊去勢手術費補助事業について	7 3
エイズ予防・相談指導事業について	7 4
感 染 症 予 防 事 業 等 に つ い て	7 5 ~ 7 6
結核予防等結核関係事業について	7 7 ~ 7 9
精神保健福祉相談等指導事業について	8 0 ~ 8 2
精神障害者社会復帰支援等事業について	8 3 ~ 8 4
保 健 セ ン タ ー 施 設 ・ 機 能 に つ い て	8 5
予 防 接 種 に つ い て	8 6
母 子 健 康 教 室 に つ い て	8 7
妊 婦 ・ 乳 幼 児 健 康 診 査 に つ い て	8 8
健 康 教 育 ・ 健 康 相 談 に つ い て	8 9
健 康 診 査 ・ が ん 検 診 に つ い て	9 0 ~ 9 1
地 域 保 健 組 織 に つ い て	9 2
初 期 救 急 医 療 に つ い て	9 3

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	医事監視指導	
現 況		
項目	高 松 市	高 塩 江 町
1 医療監視	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 【実施医療機関数】 113医療機関 (病院34有床診療所26、無床診療所28、歯科診療所25) 【監視体制】 無床及び歯科診療所は薬剤師、診療放射線技師、事務職の3名体制(有床診療所・病院には、医師、管理栄養士、保健師などを適宜増員) 【回数】 病院は毎年、有床診療所は3年に1回、無床及び歯科診療所は5年に1回医療監視を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
2 医療機関の開設許可等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (開設許可申請等) 124件 (開設届等) 813件 (医療法人決算等の届出) 225件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
3 医療関係従事者の免許申請等	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (対象) 医師、歯科医師、看護師等医療従事者 (件数) ・医師免許の交付等492件 ・医師免許の書換等260件 ・医師免許の再交付等58件 ・医師免許の抹消等21件</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>

数字は平成14年度実績

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	介護老人保健施設整備及び指導監査等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 介護保険施設の状況	(施設数) 8 施設 (定員) 574 人	(施設数) 1施設 (定員) 80人
2 施設整備	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (募集・選定) 高松圏域における整備枠に基づき募集し、社会福祉施設整備等審査会での審議、県との開設許可に係る協議を経て整備予定事業者を内定し、国庫補助協議を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 介護老人保健施設の変更許可等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 介護老人保健施設の開設者から、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更の申請があった場合の処理 (体制) 1名(ただし、現地確認が必要な申請については2名)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 介護老人保健施設実地指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 市内の介護老人保健施設に立ち入り、その設備、帳簿書類等を検査する。(実地による検査と書面による検査は、毎年交互に実施) (指導体制) 薬剤師、保健師、事務職(2)、診療放射線技師、管理栄養士の6名体制	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	地域保健推進	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 地域保健対策	(目的) 市民の健康増進に関する施策についての計画を定め、生涯にわたる健康の保持・増進に係る施策の総合的な推進を図る。 (活動) 保健・医療・福祉その他地域保健に係る団体等との緊密な連携を図っている。	高松市と同じ。
2 地域保健推進協議会	(設置日) 平成11年7月19日 (委員数) 15名 (活動内容) 中核市として保健所を設置している事に伴い、毎年2回程度開催し、各年度の保健所の運営状況及び事業計画等について協議するなど、地域保健の総合調整を行っている。	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
塩江町では、地域保健推進協議会が設置されていない。

対 応 策
高松市の地域保健推進協議会において、塩江町地域を含めた活動を行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康づくり推進プラン	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 計画推進	<p>(内容)</p> <p>市民の健康と生活の質の向上を目指すとともに、健康づくりを基盤に交流とふれあいによる生き生きとした地域づくりを推進するため、2012年までの健康づくり推進プラン「健やか高松21」を推進するため、関係団体代表等で構成する推進部会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>	<p>(内容)</p> <p>2013年までの健康づくり推進プラン「しおのえワクワク健康のまちづくり」を推進するため、関係団体代表等で構成する、しおのえワクワク健康のまちづくり実行委員会で、健康づくりの具体的な取り組み方等を協議するとともに、各種広報媒体を通じて計画の啓発・実践に努めている。</p>
2 推進体制	<p>(名称)</p> <p>高松市地域保健推進協議会「健やか高松21」推進部会</p> <p>(目的)</p> <p>「健やか高松21」を推進するため、一団体一運動の推進等、計画の実践に向け協議している。</p> <p>(委員)</p> <p>地域保健関係団体代表等12名</p> <p>(活動)</p> <p>推進部会を年2回程度開催</p>	<p>(名称)</p> <p>しおのえワクワク健康のまちづくり実行委員会</p> <p>(目的)</p> <p>「しおのえワクワク健康のまちづくり」を推進するため、計画推進、実践に向け協議する。</p> <p>(委員)</p> <p>推進会議及び各自治会から選出した約70名の健康推進員</p> <p>(活動)</p> <p>実行委員会を年1回程度開催</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	計画の内容及び推進体制に差異がある。
-----------	--------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 高松市健康づくり推進プラン「健やか高松21」については、合併年度の翌年度に、塩江町の現行のプラン「しおのえワクワク健康のまちづくり」を踏まえ、塩江町地域を含めた計画に改訂するものとする。
-------	---

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 食品営業許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食品による事故(食中毒など)を防ぎ、安全な食生活を確保するため、食品衛生法に基づき、各種営業施設等に対して食品営業許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 医薬品販売業・ 薬局開設許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品・医療用具の提供と適正な使用を図るため、薬局・医薬品販売業者・医療用具販売業・賃貸業者等に対して、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 温泉利用の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設に対し、許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 毒物劇物販売 業登録	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、登録を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 旅館業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 興行場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 公衆浴場の 許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 理容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
9 美容業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	実施機関に差異がある。
-----------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。
-------	-------------------------------------

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	営業許可等	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
10 クリーニング業の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 化製場の許可	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場開設に係る許可を与えている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 薬局・医薬品 販売業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 薬事法に基づき、安全な医薬品の品質、有効性及 び安全性の確保と適正な使用を図るため、薬局及び 医薬品販売業者に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 温泉利用施設 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 温泉法に基づき、温泉の適正な利用を図るため、 温泉利用施設に対し、監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 毒物劇物販売 業者指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物による保 健衛生上の危害防止のため、毒物販売業者に対し、 監視指導を実施。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 旅館業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 旅館業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
5 興行場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 興行場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
6 公衆浴場の 指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 公衆浴場の監視指導を行い、環境衛生の向上に 努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
7 理容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 理容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 美容業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 美容業の監視指導を行い、環境衛生の向上に努 めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	実施機関に差異がある。
-----------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施 機関を香川県から高松市へ移行する。
-------	---

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	監視・指導・講習等	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
9 クリーニング業の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 クリーニング所の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
10 化製場の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 化製場の監視指導を行い、環境衛生の向上に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
11 専用水道・簡易水道の指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 専用水道及び簡易専用水道などの衛生管理指導を行うことにより、市民が安心して飲用することができる水の確保に努めている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
12 食品関係営業施設の指導等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (監視指導・食品の収去) 各種営業施設等に対して監視指導・食品の収去業務を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
13 プール・海水浴場等指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 プール等の水質検査等の監視指導を行っている。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
14 香川県食品衛生協会委託事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (食品関係営業者自主管理体制) 食品衛生指導員が、食品関係営業施設を巡回し、施設の衛生状態、食品の取扱い状況等を調査指導し、自主管理体制の確立と食品衛生思想の普及向上を図るため、食品関係営業者自主管理体制事業を委託している。 (食品衛生教室) 食品の安全性に対する不安を解消するため、消費者に食品衛生知識の普及啓発を図るため、委託して実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	監視・指導・講習等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
	<p>(食品衛生責任者養成講習会) 食品衛生責任者の養成を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生責任者実務講習会) 食品衛生責任者の実務教育を行うことによって、営業者等の資質の向上を図るとともに、自主管理体制の確立を促進し、あわせて食品に起因する事故発生の防止を図るため、委託して実施している。</p> <p>(食品衛生行政情報普及事業) 食品衛生行政情報を営業者に普及することにより、食品衛生思想の普及向上を図り、食中毒防止に資するために、委託して実施している。</p> <p>(食品関係業者種別自主管理事業) 食品関係業者種別に自主管理要領を作成し、営業者による自主管理の徹底を図ることによって、食品の事故の発生を防止するため、委託して実施している。</p>			
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	食中毒予防推進	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。 H14年度実績 食中毒発生状況 4回 患者数752名	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 病原性大腸菌食中毒防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 病原性大腸菌食中毒防止のための啓発活動及び食中毒事件が発生した場合の調査等を実施している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 腸炎ピブリオ食中毒等防止対策	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 腸炎ピブリオ食中毒等防止対策のために5月～12月にかけて生食用魚介類の買上検査および啓発活動を実施している。 H14年度実績 腸炎ピブリオ検査検体数 16検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
4 フグ中毒防止啓発事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 フグ中毒防止のための啓発活動及びフグを収去し、フグ毒性検査業務を実施している。 H14年度実績 ナシフグ毒性検査 20検体	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	公衆浴場施設改善事業等助成	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 施設改善事業補助金	一般公衆浴場の浴室等の施設改善事業に対し助成を行っている。 H14年度実績 4業者7件 補助金額 3,866千円	該当なし。
2 活性化事業等補助金	高松公衆浴場組合の実施する活性化事業等に対して補助金を支出している。 H14年度実績 活性化のための相談業務・イベント等 補助金額 2,000千円	該当なし。
3 公衆浴場業者への水道料金の助成	一般公衆浴場の公衆浴場業者に対して水道料金の2分の1の額(1ヶ月につき10万円を限度)を助成している。 H14年度実績 公衆浴場業者数 24軒 補助金額 12,029千円	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	狂犬病予防	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 狂犬病予防注射	<p>狂犬病予防法に基づき、4月(11日間103箇所)、5月(4日間42箇所)に各地域を車2台(各2名)、土・日のみ車3台で巡回し、狂犬病の予防のための集合注射を実施している。なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H14年度実績 注射数 10,425件</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、4月の休日(3日間)町内の各地域を(1班にて)巡回し、狂犬病予防のための集合注射を実施している。</p> <p>なお、注射については、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H14年度実績 注射数 233件</p>
2 犬の登録管理	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15.3.31現在 登録頭数 15,473頭 H14年度登録頭数 1,461頭</p>	<p>狂犬病予防法に基づき、犬の登録等の業務を実施している。なお、犬の登録等についての事務の一部は、香川県獣医師会に委託して実施している。</p> <p>H15年3月31現在 登録総頭数 303頭 H14年度登録頭数 45頭</p>
3 香川県動物管理指導所周辺環境美化事業補助	<p>香川県動物管理指導所(野犬等の抑留及び処分施設)周辺の環境美化事業を実施している地元自治体に補助金を支出している。</p> <p>H14年度実績 施設周辺の一斉清掃 年4回 施設周辺の緑化事業 随時 補助金額 1,000千円</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類		野犬対策			
		現況			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題	
1 野犬等の捕獲・保護・抑留	<p>中核市の事務として、狂犬病予防法に基づいて、野犬等の捕獲・保護・抑留を実施している。</p> <p>H14年度実績 抑留 633件 返還 18件 捕獲体制等 獣医師 3名 非常勤捕獲員 2名 捕獲車 1台 軽捕獲車 1台 軽トラック 1台</p>	<p>狂犬病予防法に基づいて、香川県東讃保健所と連携し、野犬等の捕獲及び保護を実施している。</p> <p>H14年度実績 返還 2件 捕獲体制等 捕獲担当 1名 軽トラック1台</p>	塩江町では、野犬等の抑留を行っていない。		
2 捕獲箱貸出し・引取り	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>H14年度実績 捕獲箱延べ貸出日数 12,321日 捕獲箱数 50台(サークル式含む。)</p>	<p>野犬対策のため、捕獲箱の貸出し及び引取り業務を実施している。</p> <p>H14年度実績 ・捕獲箱延べ貸出日数 約320日 ・捕獲箱数 15台</p>	対応策		
				高松市の制度に統一する。	
				調整案	
				高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類		犬猫不妊去勢手術費補助事業			
		現況		問題点課題	
項目	高松市	塩江町			
1 犬猫不妊去勢手術費補助	<p>犬猫の不必要な繁殖防止に寄与するため、犬猫不妊去勢手術費の一部を助成している。</p> <p>犬または猫1頭につき 3,000円 ただし、猫は1世帯につき1年度2頭まで。 犬は制限なし(登録している犬のみ)。</p> <p>H14年度実績 補助金申請数 1,146頭 補助金額 3,438千円</p>	該当なし。			
				対応策	
				調整案	
				高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	エイズ予防・相談指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 エイズ予防啓発事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 世界エイズデーに合わせて市民を対象にイベントを開催し、正しい知識の普及啓発を行っている。また、文化祭や大学祭等の機会をとらえて、若年者に対してエイズの予防啓発を行っている。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
2 エイズ相談・検査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) エイズやHIV感染の不安のある人を対象に月2回、医師による個別相談や血液検査を実施するとともに、日常においても保健師による相談を行っている。エイズ検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名が担当、日常の相談は保健師2名が担当している。 平成14年度エイズ相談 202件 平成14年度エイズ検査 74件	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	感染症予防事業等	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 感染症予防啓発事業	広報への記事掲載、リーフレットの配布等を行い、市民等に対しO157、インフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。	保健だよりのへの記事掲載、リーフレットの配布、無線放送によるインフルエンザ等感染症の予防啓発に努めている。
2 B型・C型肝炎検査	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) B型・C型肝炎検査を希望する人を対象に、月1回、医師による個別相談、血液検査を実施し、感染への不安解消及び正しい知識の普及を図っている。検査は保健所医師、保健師1名、看護師(嘱託)1名で担当している。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
3 感染症発生動向調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症の発生状況の収集・分析を行うため、指定した患者定点医療機関から27の疾病の発生件数を週または月単位で報告を求めている。また、病原体定点医療機関からインフルエンザウイルスの型等を調査するための検体の採取を依頼している。患者定点医療機関18か所、病原体定点医療機関4か所。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 感染症発生時調査・健康診断	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 感染症のまん延防止を図るため、2・3類感染症に感染しているおそれがある者に対し健康診断(検便)を実施している。 (実績) 平成14度 細菌性赤痢3人 / O157 286人 / 264人 計293人	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	実施機関に差異がある。
-----------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
-------	-------------------------------------

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類	感染症予防事業等			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
5 感染症診査協議会	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が設置</p> <p>(内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院勧告及び入院期間の延長について審議するため、必要時、感染症診査協議会を開催している。委員は医師4名(内2名は感染症指定医療機関の医師)学識経験者2名。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
6 感染症患者入院医療費公費負担	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 1・2類感染症患者の指定医療機関への入院に際する医療費について公費負担をしている。平成14年度は1・2類感染症の発生はない。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>	対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 結核定期外検診事業	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者の家族等接触者に対して、ツベルクリン反応検査、胸部エックス線検査など定期外健康診断を月2回実施している。従事者は医師会委託の医師1名、保健師2名、看護師(嘱託)1名、放射線技師1名。平成14年度はツベルクリン反応検査については52人、胸部レントゲンについては390人に実施。</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
2 結核患者管理	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 地区担当制で2名の保健師が結核登録患者の初回対応から削除まで、相談・指導、医療機関等連絡、管理検診の実施などにより管理している。 平成14年度末結核登録患者165人 平成14年度新登録患者 74人</p>	<p>(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施</p>
3 結核予防対策	<p>結核予防週間等の機会をとらえ、市民等に対して広報への記事掲載、各地区保健委員会等を通じてのリーフレットの配布等、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。 結核対策の総合的な推進について協議するため、結核対策会議を開催している。委員は医師5名と保健所長。年1回開催するほか、集団感染のおそれがある場合などは随時開催する。</p>	<p>結核予防週間等の機会をとらえ、保健だよりを利用して、広く結核予防意識の普及啓発に努めている。</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	実施機関に差異がある。
-----------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
-------	-------------------------------------

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 結核健康診断補助事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、私立学校または政令で定める施設が実施する定期健康診断の費用の2/3を補助している。平成14年度は26施設、3,363人に対して補助した。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
5 結核医療費公費負担	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対し、結核診査協議会において承認された医療について公費負担を行っている。平成14年度は174件について医療費の公費負担を実施した。 平成14年度末命令入所患者5人。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
6 結核対策特別促進事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核医療従事者等の資質の向上を図るため、医師研修会の開催、結核の後遺症等で低肺機能となった患者とその家族を対象に呼吸器教室を開催するほか、一般市民への結核予防についての意識啓発を図るため平成14年度は事業所衛生担当者を対象とした研修会を開催するなど事業を実施している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	結核予防等結核関係事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 結核定期病状調査事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 治療を終了し経過観察中の患者の病状等について、文書で照会し、これをもとに患者に対する適切な指導を行っている。平成14年度は70件の定期病状調査を実施した。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
8 結核診査協議会運営費	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核患者に対する医療の適否を審査するため、月2回結核診査協議会を開催している。委員は医師4名と保健所長。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
9 結核指定医療機関関係事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、結核についての医療を担当する医療機関の指定及び解除を申請に基づき行っている。事務職1名が担当している。平成14年度は58件の指定・解除を行った。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
10 結核健康診断実施報告	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 結核予防法の規定により、市内における学校、施設、事業所等からの定期健康診断の実施状況についての報告を受けている。主に事務職1名が担当している。平成14年度は246件の報告を受けた。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神保健福祉相談等指導事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 こころの健康相談	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) こころの健康についての個別相談を随時実施している。この相談は保健師4名が担当している。医師による相談として、精神一般相談を月1回、思春期こころの相談を月1回、酒害相談を年6回実施している。平成14年度は保健師による相談977件、医師による相談22件。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施
2 訪問指導	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師4名が訪問指導を実施している。 平成14年度は463件訪問。	精神障害者の社会復帰支援等のため、保健師3名が訪問指導を実施している。 平成14年度は12件訪問。
3 こころの健康セミナー	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 精神保健福祉の意識啓発の一環として年1回(3回コースで1回2時間)実施している。講師は医師等。 平成15年度の参加者は延べ139人。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
4 アルコール問題を考えるつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコールを飲むことによって、健康を害したり、社会や家族間の人間関係で悩んでいる本人や家族を対象に、アルコール問題について学ぶことを目的に年1回、3回コースで実施している。講師は医師・臨床心理士(講演)、酒害者・家族(体験発表)、3回目は自助グループの紹介もしている。平成14年度は参加者延べ150人。従事者は保健師3名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	実施機関に差異がある。
-----------	-------------

対 応 策	高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。
-------	-------------------------------------

調 整 案	高松市の制度を適用する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類		精神保健福祉相談等指導事業			
		現況		問題点課題	
項目	高松市	塩江町			
5 若年者に対する酒害啓発	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 毎年1回実施。 平成14年度は、高松大学の大学祭にて、アルコールパッチテスト、いっき飲み防止等を行い、若年者のアルコール問題の啓発を図った。 平成15年度は、小中学校の養護教諭と保健主事を対象にアルコール関連問題の知識普及とアルコール予防教育実践への意識啓発を行い、150人参加する予定。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施			
6 統合失調症家族教室・OB会	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 統合失調症の患者を持つ家族(15人程度)を対象に統合失調症家族教室を年1回(4回コース)実施している。講師は精神科医師、ソーシャルワーカー、保健師等。 また、家族教室修了者を対象に、統合失調症家族教室OB会を毎月1回実施している。 従事者は保健師2名。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		対応策	
7 アルコール問題を考える家族のつどい	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) アルコール問題を持っている家族を対象に、病気への理解を深め、相互に支え合い酒害者の回復を支援するため、平成14年度は試行的に8月から毎月1回開催している。 参加者は10～15人程度。従事者は保健師2名。	(実施機関) 香川県東讃保健所において、同様の業務を実施		調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業	部会名	健康福祉
分類		精神保健福祉相談等指導事業		
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問題点課題	
8 精神障害者ホームヘルパー研修会	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 高松市社会福祉協議会等ホームヘルパー約20人を対象に、精神障害者への対応が円滑に行えるように精神障害者に関する基礎知識等の研修を3回コースで実施している。講師は精神科医師、精神科PSW、ホームヘルパー、当事者、保健師。修了者には修了証を交付している。担当は保健師3名。(内1名嘱託)	該当なし。		
9 家族会支援	(実施機関) 高松市が実施 (内容) 高松精神障害者家族会(むつみ会)に対して運営補助を行うとともに、同会が毎月1回開催する定例会に側面的な援助を行っている。保健師1名が担当している。	該当なし。	対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	精神障害者社会復帰支援等事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 デイケア	在宅の精神障害者(主に統合失調症)を対象に、昼間の居場所の一つとして毎週1回、話し合いや各種活動(俳句、絵画、紙粘土、おやつ作り等)を実施している。主に保健師2名(内1名嘱託)で担当している。	在宅の精神障害者を対象に、昼間の居場所の一つとして、また、仲間づくりの場として、毎月1回保健福祉総合施設で、折り紙、絵手紙、おやつづくり等の活動を実施している。
2 社会適応訓練事業	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 保健所が窓口となって、精神障害者に協力事業所を紹介し、希望者の面接、作業支援、月1回の事業主と本人との面接などを行い、社会復帰への支援をしている。保健師1名が担当。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
3 社会復帰施設等との連携	年3回開催されるネットワーク会議に参加している。毎月1回開催される精神障害者家族会むつみ会に参加するほか、必要時関係者会を開催している。	地域支援ネットワーク会議に参加している。
4 医療保護入退院届等受付	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 医療保護入退院届等について随時受け付けし、3週間ごとに開催される香川県精神医療審査会までに提出している。担当は保健師2名。(内1名嘱託) 平成14年度は、県に対し577件進達した。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 実施機関に差異がある。 デイケアの内容に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度を適用する。 ただし、塩江町地域のデイケアについては、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類		精神障害者社会復帰支援等事業			
		現況		問題点課題	
項目	高松市	塩江町			
5 病院月報受付事務	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 毎月5日付で精神科病院月報(病床数、入院形態別患者数等)を受け付け、点検し、県へ進達している。 担当は保健師2名。(内1名嘱託)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施			
6 市・町長同意関係事務	(実施機関) 高松市が実施 (内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を市長が行う際の事務。 平成14年度は5件市長同意を行った。事務は主に保健師1名が担当している。	(実施機関) 塩江町が実施 (内容) 医療保護入院に必要な保護者の同意を町長が行う際の事務。 ここ数年該当なし。		対応策	
				調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	保健センター施設・機能	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 施設の概要	<p>名称 高松市保健センター</p> <p>所在地等 高松市桜町一丁目9番12号 (鉄筋コンクリート造 地下1階 地上6階建)</p> <p>開設日 平成6年7月1日</p>	<p>名称 塩江町保健福祉総合施設 (通称:塩江町保健福祉センターすこやか)</p> <p>所在地等 塩江町大字安原上東99番地1 (鉄筋コンクリート造 3階建)</p> <p>開設日 平成10年4月13日</p>
2 設置の経緯等	<p>(経緯) ・市民の保健ニーズの増大・多様化に対応し、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健事業を総合的に行う拠点施設として整備</p> <p>(位置付け) 市町村保健センター</p>	<p>(経緯) ・隣接する国保直診施設(塩江病院)と一体となって保健・医療・福祉サービスを総合的に行う施設として国庫補助を受けて整備 ・施設運営費として国民健康保険調整交付金(国庫補助)を受けている。</p> <p>(位置付け) 国民健康保険総合保健施設</p>
3 機能	<p>保健センター機能 <施設における主な実施事業> 母子健康手帳交付、乳児相談、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・夜間急病診療所</p>	<p>保健センター(健康管理センター)機能 <施設における主な実施事業> 母子健康手帳交付、1歳6か月児・3歳児健康診査、健康教室、健康相談、歯科保健など</p> <p>併設機能 ・老人介護支援センター ・居宅介護支援事業所 ・訪問看護事業所</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
設置の経緯等及び併設機能に差異がある。

対 応 策
塩江町保健福祉総合施設については、設置の経緯等を踏まえる中で、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする。 なお、併設機能の取扱いについては、他の協定項目により協議する。

調 整 案
塩江町保健福祉総合施設については、国民健康保険総合保健施設として高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																											
分類	予防接種																																																											
項目	現 況			現 況																																																								
	高 松 市			塩 江 市 町																																																								
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター等で実施</p>			予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>予防接種名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三種混合</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>二種混合(2期)</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>急性灰白髄炎</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>麻しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>風しん</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>日本脳炎</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>個別</td> <td>1,200円</td> </tr> <tr> <td>ツベルクリン反応検査・BCG接種</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>			予防接種名	実施方法	自己負担額	三種混合	個別	無料	二種混合(2期)	個別	無料	急性灰白髄炎	集団	無料	麻しん	個別	無料	風しん	個別	無料	日本脳炎	個別	無料	インフルエンザ	個別	1,200円	ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																										
三種混合	個別	無料																																																										
二種混合(2期)	個別	無料																																																										
急性灰白髄炎	集団	無料																																																										
麻しん	個別	無料																																																										
風しん	個別	無料																																																										
日本脳炎	個別	無料																																																										
インフルエンザ	個別	1,200円																																																										
ツベルクリン反応検査・BCG接種	個別	無料																																																										
予防接種名	実施方法	自己負担額																																																										
三種混合	個別	無料																																																										
二種混合(2期)	個別	無料																																																										
急性灰白髄炎	集団	無料																																																										
麻しん	個別	無料																																																										
風しん	個別	無料																																																										
日本脳炎	個別	無料																																																										
インフルエンザ	個別	1,200円																																																										
ツベルクリン反応検査・BCG接種	集団	無料																																																										

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	ツベルクリン反応検査・BCG接種の実施方法に差異がある。
-----------	------------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																					
分類	母子健康教育																					
項目	高松市	塩江町																				
1 主な事業の実施内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マタニティ教室</td> <td>妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習</td> </tr> <tr> <td>はぐくみ学級</td> <td>乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等</td> </tr> <tr> <td>すくすく学級</td> <td>1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等</td> </tr> <tr> <td>母子保健セミナー</td> <td>子育て中の保護者等を対象にした運動指導士等による講義等</td> </tr> <tr> <td>母子健康教育</td> <td>子育て中の保護者等を対象にした医師による健康保持増進のための講義</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)</td> <td>初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等</td> </tr> <tr> <td>日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)</td> <td>幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等</td> </tr> <tr> <td>育児支援事業「ひまわり」</td> <td>育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導</td> </tr> <tr> <td>親子の歯の健康教室</td> <td>幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	内容	マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習	はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等	すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等	母子保健セミナー	子育て中の保護者等を対象にした運動指導士等による講義等	母子健康教育	子育て中の保護者等を対象にした医師による健康保持増進のための講義	日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等	日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等	育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導	親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等	該当なし。
事業名	内容																					
マタニティ教室	妊婦等を対象にした妊娠中の生活、出産の準備等についての講義や実習																					
はぐくみ学級	乳児とその保護者を対象にした離乳食と育児についての講義等																					
すくすく学級	1～3歳の幼児とその保護者を対象にした育児、食事等についての講義等																					
母子保健セミナー	子育て中の保護者等を対象にした運動指導士等による講義等																					
母子健康教育	子育て中の保護者等を対象にした医師による健康保持増進のための講義																					
日曜子育てひろば(はじめてのパパママコース)	初妊婦と夫等を対象にした育児についての講義、妊婦の疑似体験、沐浴実習等																					
日曜子育てひろば(親子ふれあいコース)	幼児とその父母等を対象にした親子ふれあい遊び等																					
育児支援事業「ひまわり」	育児不安を抱える保護者を対象にした心理相談員等による個別及び集団での相談指導																					
親子の歯の健康教室	幼児とその保護者を対象にした歯科健診、ブラッシング指導等																					

部会名	健康福祉
-----	------

問題点課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																																																									
分類	妊婦・乳幼児健康診査																																																																									
現況	高松市																																																																									
項目	高松市	塩江町																																																																								
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>10か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2歳6か月児健康診査</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター等で実施 健康診査 = 医師による診察あり 相談 = 保健師等による相談(医師診察なし)</p>	事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	個別	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	集団	無料	4か月児健康診査	該当なし		乳児相談	集団	無料	10か月児健康診査	該当なし		1歳6か月児健康診査	集団	無料	2歳6か月児健康診査	該当なし		3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>妊婦歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児一般健康診査</td> <td>個別</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>4か月児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>乳児相談</td> <td>該当なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>2歳6か月児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>3歳児健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>幼児歯科健康診査</td> <td>集団</td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table> <p>乳幼児健診として4か月児、10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児健康診査を同時実施</p>	事業名	実施方法	自己負担額	妊婦健康診査	個別	無料	妊婦歯科健康診査	集団	無料	乳児一般健康診査	個別	無料	4か月児相談	該当なし		4か月児健康診査	集団	無料	乳児相談	該当なし		10か月児健康診査	集団	無料	1歳6か月児健康診査	集団	無料	2歳6か月児健康診査	集団	無料	3歳児健康診査	集団	無料	幼児歯科健康診査	集団	無料
	事業名	実施方法	自己負担額																																																																							
	妊婦健康診査	個別	無料																																																																							
	妊婦歯科健康診査	個別	無料																																																																							
	乳児一般健康診査	個別	無料																																																																							
	4か月児相談	集団	無料																																																																							
	4か月児健康診査	該当なし																																																																								
	乳児相談	集団	無料																																																																							
	10か月児健康診査	該当なし																																																																								
	1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																							
	2歳6か月児健康診査	該当なし																																																																								
	3歳児健康診査	集団	無料																																																																							
	幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																							
事業名	実施方法	自己負担額																																																																								
妊婦健康診査	個別	無料																																																																								
妊婦歯科健康診査	集団	無料																																																																								
乳児一般健康診査	個別	無料																																																																								
4か月児相談	該当なし																																																																									
4か月児健康診査	集団	無料																																																																								
乳児相談	該当なし																																																																									
10か月児健康診査	集団	無料																																																																								
1歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																								
2歳6か月児健康診査	集団	無料																																																																								
3歳児健康診査	集団	無料																																																																								
幼児歯科健康診査	集団	無料																																																																								

部会名	健康福祉
-----	------

問題点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦歯科健康診査の実施方法に差異がある。 ・塩江町では、4か月児相談及び乳児相談を実施していない。 ・塩江町では、4か月児、10か月児、2歳6か月児に対して、医師による健康診査を実施している。 ・高松市の制度に統一すると、1歳6か月児及び3歳児健康診査については、高松市保健センターで受診することとなる。
-------	--

対応策	<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p>
-----	---

調整案	<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施している1歳6か月児及び3歳児健康診査については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>
-----	--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	健康教育・健康相談	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 健康まつり	<p>(目的) 「健やか高松21」事業の目的達成のため、生涯を通じた健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 毎年9月の第1日曜日</p> <p>(内容) 健康チェック、健康相談、歯科検診等</p>	<p>(目的) 「しおのえワクワク健康のまちづくり」事業推進のため、健康づくりを積極的に推進する啓発の場</p> <p>(実施場所) 保健福祉総合施設(保健福祉センターすこやか)か町民体育館</p> <p>(実施時期) 毎年10月の日曜日</p> <p>(内容) 毎年、テーマにより変更</p>
2 骨粗しょう症予防教室	<p>(実施場所) 保健センター</p> <p>(実施時期) 原則として、毎週月曜日</p> <p>(内容) 骨密度測定、健康相談を実施</p> <p>(自己負担額) なし</p>	<p>(実施場所) 保健福祉総合施設(保健福祉センターすこやか)ほか</p> <p>(実施時期) 7月(2回)、10月(1回)</p> <p>(内容) 「骨粗しょう症検診」として、検診車による集団方式でエックス線撮影等を実施</p> <p>(自己負担額) 500円</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<p>・健康まつりの実施内容等に差異がある。 ・骨粗しょう症予防教室の実施内容等に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・塩江町で実施している健康まつりについては、高松市の健康まつりに統合するものとする。 ・塩江町で実施している骨粗しょう症予防については、骨密度測定による予防事業として実施するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																																													
分類	健康診査・がん検診																																													
項目	現 況																																													
	高 松 市	塩 江 町																																												
1 実施方法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別</td></tr> </tbody> </table> <p>個別 = 医療機関で実施 集団 = 保健センター、検診車等で実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別	胃がん検診	集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別	前立腺がん検診	個別	肝炎ウイルス検診	個別	結核検診	集団	成人歯科健診	個別	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>実施方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>個別・集団</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>集団</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>個別・集団</td></tr> </tbody> </table> <p>総合検診として同時に実施</p>	事業名	実施方法	基本健康診査	個別・集団	胃がん検診	個別・集団	肺がん検診	集団	大腸がん検診	集団	子宮がん検診	個別・集団	乳がん検診	個別・集団	前立腺がん検診	個別・集団	肝炎ウイルス検診	個別・集団	結核検診	集団	成人歯科健診	個別・集団
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別																																													
胃がん検診	集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別																																													
前立腺がん検診	個別																																													
肝炎ウイルス検診	個別																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別																																													
事業名	実施方法																																													
基本健康診査	個別・集団																																													
胃がん検診	個別・集団																																													
肺がん検診	集団																																													
大腸がん検診	集団																																													
子宮がん検診	個別・集団																																													
乳がん検診	個別・集団																																													
前立腺がん検診	個別・集団																																													
肝炎ウイルス検診	個別・集団																																													
結核検診	集団																																													
成人歯科健診	個別・集団																																													
2 実施形態	各検診を、個別に行っている。	総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を同時に実施している。																																												
3 自己負担額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>無料</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:800円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>個別:2,200円 集団:1,000円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～69歳:1,200円 70歳以上:600円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	無料	胃がん検診	1,300円	肺がん検診	喀痰検査:800円	大腸がん検診	500円	子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円	乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円	前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上:600円	肝炎ウイルス検診	無料	結核検診	無料	成人歯科健診	無料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>基本健康診査</td><td>1,300円</td></tr> <tr><td>胃がん検診</td><td>700円</td></tr> <tr><td>肺がん検診</td><td>喀痰検査:300円</td></tr> <tr><td>大腸がん検診</td><td>300円</td></tr> <tr><td>子宮がん検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>乳がん検診</td><td>視触診:300円 視触診+超音波:300円</td></tr> <tr><td>前立腺がん検診</td><td>40～64歳:1,000円 75歳以上:500円</td></tr> <tr><td>肝炎ウイルス検診</td><td>500円</td></tr> <tr><td>結核検診</td><td>無料</td></tr> <tr><td>成人歯科健診</td><td>無料</td></tr> </tbody> </table>	事業名	自己負担額	基本健康診査	1,300円	胃がん検診	700円	肺がん検診	喀痰検査:300円	大腸がん検診	300円	子宮がん検診	500円	乳がん検診	視触診:300円 視触診+超音波:300円	前立腺がん検診	40～64歳:1,000円 75歳以上:500円	肝炎ウイルス検診	500円	結核検診	無料	成人歯科健診	無料
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	無料																																													
胃がん検診	1,300円																																													
肺がん検診	喀痰検査:800円																																													
大腸がん検診	500円																																													
子宮がん検診	個別:2,200円 集団:1,000円																																													
乳がん検診	視触診:1,000円, 視触診+マンモグラフィ:2,000円																																													
前立腺がん検診	40～69歳:1,200円 70歳以上:600円																																													
肝炎ウイルス検診	無料																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													
事業名	自己負担額																																													
基本健康診査	1,300円																																													
胃がん検診	700円																																													
肺がん検診	喀痰検査:300円																																													
大腸がん検診	300円																																													
子宮がん検診	500円																																													
乳がん検診	視触診:300円 視触診+超音波:300円																																													
前立腺がん検診	40～64歳:1,000円 75歳以上:500円																																													
肝炎ウイルス検診	500円																																													
結核検診	無料																																													
成人歯科健診	無料																																													

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題	<p>・実施方法、自己負担額、自己負担免除者に差異がある。</p> <p>・実施形態について、塩江町では、総合検診として、基本健康診査、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診等を同時に実施している。</p>
-----------	--

対 応 策	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町で実施している総合検診については、現行のとおり実施するものとするが、合併年度の翌年度から3年度目において見直しを行うものとする。</p> <p>なお、国の制度の変更等により、検診の実施方法等に差異が生じる場合については、合併時までには調整するものとする。</p>
-------	---

調 整 案	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町で実施している総合検診については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>
-------	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 11 保健衛生事業		部会名	健康福祉
分類		健康診査・がん検診			
		現況			
項目	高松市	塩江町	問題点課題		
4 自己負担免除者	胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診： 70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯 前立腺がん検診： 生活保護世帯、市民税非課税世帯	基本健康診査、胃、肺、大腸、子宮、 乳がん検診、肝炎ウイルス検診： 75歳以上			
			対応策		
			調整案		

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業																											
分類	地域保健組織																											
項目	現 高 松 市	況 塩 江 町																										
1 地域保健組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>35 組織</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>35 地区の保健委員会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>地区献血推進協議会</td> <td>35 組織</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会連合会</td> <td>35 地区の地区献血推進協議会の会長で組織</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員140人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>一部の地域で自主グループとして活動している。</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	35 組織	保健委員会連絡協議会	35 地区の保健委員会の会長で組織	地区献血推進協議会	35 組織	献血推進協議会連合会	35 地区の地区献血推進協議会の会長で組織	食生活改善推進協議会	会員140人	愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組織名</th> <th>組織数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区保健委員会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>保健委員会連絡協議会</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>献血推進協議会</td> <td>活動休止中</td> </tr> <tr> <td>食生活改善推進協議会</td> <td>会員110人</td> </tr> <tr> <td>愛育会</td> <td>会員60世帯</td> </tr> </tbody> </table>	組織名	組織数等	地区保健委員会	該当なし	保健委員会連絡協議会	該当なし	献血推進協議会	活動休止中	食生活改善推進協議会	会員110人	愛育会	会員60世帯
組織名	組織数等																											
地区保健委員会	35 組織																											
保健委員会連絡協議会	35 地区の保健委員会の会長で組織																											
地区献血推進協議会	35 組織																											
献血推進協議会連合会	35 地区の地区献血推進協議会の会長で組織																											
食生活改善推進協議会	会員140人																											
愛育会	一部の地域で自主グループとして活動している。																											
組織名	組織数等																											
地区保健委員会	該当なし																											
保健委員会連絡協議会	該当なし																											
献血推進協議会	活動休止中																											
食生活改善推進協議会	会員110人																											
愛育会	会員60世帯																											

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町には、地区保健委員会及び保健委員会連絡協議会がない。 ・高松市には、愛育会がない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町地域において、地区保健委員会の組織化を促すものとする。 ・塩江町の献血推進協議会については、高松市の献血推進協議会連合会への統合を促すものとする。 ・塩江町の食生活改善推進協議会については、高松市の食生活改善推進協議会への統合を促すものとする。 ・塩江町愛育会については、自主グループとして取り扱うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 11 保健衛生事業	
分類	初期救急医療	
現況		
項目	高松市	塩江町
1 夜間急病診療	<p>(内容) 夜間における内科・小児科の急病患者的の初期医療を年中無休で実施</p> <p>(診療科目) 内科、小児科</p> <p>(診療日・診療時間) 毎日 午後7時30分～午後11時30分</p> <p>(場所) 高松市夜間急病診療所(保健センター1階)</p>	該当なし。
2 休日歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う日曜、祝日等の歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 日曜・祝日・年末年始 午前9時～午後4時</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。
3 夜間救急歯科診療補助事業	<p>(補助対象事業内容) 高松市歯科医師会が行う平日夜間の救急歯科診療事業</p> <p>(診療日・診療時間) 月曜日～土曜日(祝日は除く) 午後7時30分～午後9時30分</p> <p>(場所) 高松市歯科救急医療センター(高松市福岡町)</p>	該当なし。

部会名	健康福祉
-----	------

問題点課題

対応策

調整案
高松市の制度を適用する。

協議第23号資料

「病院事業について」に関する資料

管理運営等の概要について	30
診療内容等について	31
予算・決算について	32
指定等について	33

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業	
分類	管理運営等の概要	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 管理運営	地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営	国民健康保険診療施設として、国保病院事業特別会計により、地方公営企業法の適用により運営
2 所在地	高松市宮脇町2丁目36番1号	香川郡塩江町大字安原上東99番地1
3 敷地面積	21,983.16 m ²	5,950.57 m ²
4 建築年月日	昭和48年5月(本館) 昭和55年11月(診療棟) 平成元年10月(東別館)	昭和54年7月
5 建物構造	鉄筋コンクリート地下1階 地上12階	鉄筋コンクリート地上4階
6 延建築面積	25,160.35 m ²	3,620.70 m ²
7 職員数	平成16年3月31日現在 正規 404人 ㊦医師 44人 非常勤 64人 ㊦医師 5人	平成16年3月31日現在 正規 52人 ㊦医師 4人 非常勤等 27人 ㊦医師 11人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
両病院の設置根拠(自治体病院、国民健康保険診療施設)が異なる。

対 応 策
高松市民病院と塩江病院については、地方公営企業法の適用病院として、それぞれ独立して運営する。 市立病院が2箇所となることからこれを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時までに調整するものとする

調 整 案
塩江病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業	
分類	診療内容等	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 病床数	470 床 一般病床 : 394 床 精神病床 : 70 床 感染症病床 : 6 床	87 床 療養病床 : 87 床
2 診療科目	内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科 合計 20診療科	内科、外科、整形外科、歯科 合計 4診療科
3 外来患者数 (平成 14年度)	延外来患者数 197,529 人 1日当りの患者数 806 人	延外来患者数 35,811 人 1日当りの患者数 123 人
4 入院患者数 (平成 14年度)	延入院患者数 131,140 人 1日当りの入院患者数 359 人	延入院患者数 29,956 人 1日当りの入院患者数 82 人

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
高松市民病院は、平均在院日数21日以内の急性期病院としての医療を行っており、塩江病院は、慢性疾患の患者(実績の平均在院日数は約125日)を対象とした療養型病院の医療を実施していることから、機能及び規模等に差異がある。

対 応 策
両病院の特性を生かした医療を実施するものとする。

調 整 案
両病院の現状のとおりとする。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目		24- 12 病院事業		部 会 名	健康福祉
分 類		予算 決算			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町			
1 平成 14年度 決算	収益的収支 (収入) 6,209,459千円 (支出) 6,546,205千円 (一般会計からの繰入額) 691,614千円 資本的収支 (収入) 578,172千円 (支出) 796,001千円 (一般会計からの繰入額) 333,111千円	収益的収支 (収入) 725,038千円 (支出) 687,639千円 (一般会計からの繰入額) 105,000千円 資本的収支 (収入) 0千円 (支出) 45,499千円 (一般会計からの繰入額) 0千円	問 題 点 ・ 課 題 ・両病院は、地方公営企業法の適用病院であるが、塩江病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の、運営形態に差異がある。 ・地方公営企業法では、病院事業は一地方公共団体につき一つであり、会計も一つとする必要がある。		
2 平成 16年度 予算	収益的収支 (収入) 6,723,880千円 (支出) 6,723,071千円 (一般会計からの繰入額) 669,290千円 資本的収支 (収入) 408,075千円 (支出) 517,138千円 (一般会計からの繰入額) 218,025千円	収益的収支 (収入) 727,380千円 (支出) 727,380千円 (一般会計からの繰入額) 100,000千円 資本的収支 (収入) 24,010千円 (支出) 67,037千円 (一般会計からの繰入額) 10千円	対 応 策 ・運営形態については、両病院の現状のとおりとし病院事業として会計を一つとする。 ・予算・決算については、病院ごとに作成し一つの病院事業会計とする。		
3 運営形態	地方公営企業法の適用病院として運営している。	地方公営企業法の適用病院であり、国民健康保険法の診療施設として運営している。	調 整 案 予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。		

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 12 病院事業		部 会 名	健康福祉
分 類	指定等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 主な指定	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 養育医療指定病院 原爆医療指定病院 母体保護法指定医病院 精神保健指定医病院 救急病院 広域救護病院	保険医療機関 健康保険病院 国民健康保険病院 労災保険指定病院 生活保護法指定病院 更生医療指定病院 原爆医療指定病院	問 題 点 ・ 課 題	
			指定等に差異がある。	
2 主な施設基準	一般病棟入院基本料1 精神病棟入院基本料3 特別入院基本料2(感染症病床)	療養病棟入院基本料2	対 応 策	
			指定等は病院ごとに届け出ることとなり、 おり、両病院の規模及び特性を考慮し、現 状のとおりとする	
			調 整 案	
			両病院の指定等については、現状のとおりとする	

協議第34号資料

「環境対策事業について」に関する資料

ごみ処理事業（手数料）について	95
ごみ処理事業（収集方法等）について	96～97
ごみ処理事業（一般廃棄物適正処理指導事業）について	98
ごみ処理事業（一般廃棄物運搬・処理許可）について	99
廃棄物管理指導等について	100
衛生組織団体活動推進事業について	101～102
ごみ減量化推進事業について	103
環境基本計画について	104
環境保全推進事業について	105
大気汚染監視事業について	106
騒音振動防止対策事業について	107
水質汚濁監視事業について	108
公衆便所管理について	109
し尿収集事業について	110

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(手数料)	
現況		
項目	高松市	塩江町
1 家庭系一般廃棄物(可燃・破碎ごみ)	有料 (平成16年10月1日以降に適用) (料金) 10 [㊦] 10円/枚 20 [㊦] 20円/枚 30 [㊦] 30円/枚 40 [㊦] 40円/枚	有料 (料金) 20 [㊦] 13円/枚 30 [㊦] 20円/枚
2 事業系一般廃棄物	収集していない(直接搬入するか許可業者へ) (処理手数料) H16.10改定後 ・100Kgまで 1,150円 (1,350円) ・20Kg増すごとに 230円加算 (270円加算)	家庭系一般廃棄物として収集している。
3 臨時・粗大ゴミ	南部広域クリーンセンターへ個人が直接搬入 H16.10改定後 ・100Kgまで 1,150円 (1,350円) ・20Kg増すごとに 230円加算 (270円加算) 随時戸別収集後、処理施設へ ・有料シール制 品目ごとに500円,1000円,2000円の3種	高松市と同じ。 該当なし。
4 資源ゴミ	無料	有料 (ゴミ袋代金) 40 [㊦] 25円/枚 (古紙類及び古布類は無料)
5 動物の死体	・収集、運搬、処分 1体 1,480円 ・処分のみ 1体 590円	・収集、運搬、処分 1体 1,050円 ・処分のみ 1体 525円
6 自己搬入手数料	[埋立・可燃・破碎ごみ] H16.10改定後 ・100Kgまで 1,150円 (1,350円) ・20Kg増すごとに 230円加算 (270円加算)	[埋立・可燃・破碎ごみ] 高松市と同じ。
7 家電4品目収集運搬手数料	(1品目 1個) 2,000円	高松市と同じ。

部会名	環境
-----	----

問題点課題
・手数料の一部において差異がある。 ・事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの取扱いが異なっている。

対応策
・手数料については、高松市の料金に統一する。 ・事業系一般廃棄物及び臨時・粗大ごみの取扱いについては、高松市の制度に統一する。 ・塩江町で現在使用しているゴミ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、塩江町地域に限り使用できるものとし、その後は高松市の制度に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町指定のゴミ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、使用できるものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(収集方法等)	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 燃やせるごみ	(種類) 生ごみ、紙ごみ、布くず、木・竹切れ・紙おむつ等 (収集回数) 週2回/乳白色半透明ポリ袋(H16.10.1より指定袋)	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週2回/指定袋
2 臨時・粗大ごみ	(種類) 大型家具類、ふとん、自転車、灰等 (収集回数) 電話申込により随時戸別収集(月、火、木、金) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 西部広域クリーンセンター	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 収集なし(自己搬入) (搬入場所) 【破碎ごみ】 南部広域クリーンセンター・廃棄物再生利用施設 【燃やせるごみ】 南部広域クリーンセンター・ごみ処理施設
3 破碎ごみ	(種類) 食器、ガラス、陶器、小型家電製品、金属類等 (収集回数) 月2回/乳白色半透明ポリ袋(H16.10.1より指定袋)	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週1回/指定袋
4 有害ごみ	(種類) 乾電池、蛍光灯、水銀体温計 (収集回数) 月2回/透明袋(蛍光管は購入時のダンボールケース)破碎ごみと同じ収集日	(種類) 高松市と同じ。 (収集回数) 週1回/透明袋

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
臨時・粗大ごみ、破碎ごみ及び有害ごみの収集回数に差異がある。

対 応 策
塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町における、ごみの収集回数については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 環境対策事業		
分類		ごみ処理事業(収集方法等)		
現 況				
項目		高 松 市	塩 江 町	
5	家電4品目	(種類) エアコン・洗濯機・冷蔵庫・テレビ(ブラウン管式) (収集方法) もよりの家電製品販売店に依頼 【依頼先がない場合】 郵便局でリサイクル料金を納付した後、粗大ごみ受付センターに申込、戸別収集後、メーカーの指定引取り場所へ	(種類) 高松市と同じ。 (収集方法) 高松市と同じ。 【依頼先がない場合】 住民課に相談し、手数料を徴収した後に、処分	
6 資源ごみ				
種類・排出回数・排出方法	缶	スチール アルミ	月2回/乳白色半透明ポリ袋により混合収集	月2回/指定袋 収集後、南部広域クリーンセンターへ搬入
	びん	無色 茶色 その他		
	ペットボトル			
	プラスチック製容器包装 白色トレイ		週1回/乳白色半透明ポリ袋による混合収集	週1回/指定袋 収集後、南部広域クリーンセンターへ搬入
	古紙類	段ボール 新聞 雑誌 容器包装紙 紙パック	月2回/結束(容器包装紙は紙袋に入れるか結束)	月2回/結束 収集後、南部広域クリーンセンターへ搬入
	古布	月2回/乳白色半透明ポリ袋	月2回/透明袋	
7	家庭用パソコン	現在、ノート型パソコンは破碎ごみ、デスクトップ型は粗大ごみで収集	高松市と同じ。	

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点	課 題
-------	-----

--

対 応 策

--

調 整 案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物適正処理指導事業)	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 ごみステーション管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション協力員制度の利用 ステーション協力員数 2,893名 ・設置基準 20～30世帯で1カ所を基準として設置 ・「ステーション管理システム」により、設置場所を管理している 	<ul style="list-style-type: none"> ・ステーション協力員制度の利用 ステーション協力員数 214名 ステーション数 214箇所 ・設置基準 1自治会2～3カ所程度を目安として設置
2 分別収集推進活動補助	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集に対する協力及び地域の生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して、補助金を交付している。 600円/年×登録世帯数×世帯人数係数 	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみステーションの設置基準に差異がある。 ・塩江町においては、分別収集推進活動補助の制度がない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。 ・塩江町において、合併時まで分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促す。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町における、ごみステーションの設置基準については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	ごみ処理事業(一般廃棄物収集運搬・処理許可)	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 手数料	申請手数料として、申請時に1件につき10,000円	申請手数料として、申請時に1件につき5,000円
2 許可基準	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する施行規則」に基づき許可	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「塩江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「塩江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」に基づき許可
3 許可の受付	随時	高松市と同じ
4 許可期間	許可日から2年間	高松市と同じ

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題	申請手数料に差異がある。
-----------	--------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-13 環境対策事業	
分類	廃棄物管理指導等	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 不法投棄等不法処理防止	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 高松市 中核市の事務として、警備会社に委託し、休日108回、夜間228回、昼間96回のパトロールを実施している。</p> <p>【一般廃棄物】 ・市内3カ所(亀水町・西宝町・屋島西町)において、監視カメラを設置 ・不法投棄防止看板の設置 ・不法投棄警告シールによる啓発</p>	<p>【産業廃棄物】 (実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p> <p>【一般廃棄物】 ・毎月3カ所(安原地区・塩江地区・上西地区)について、各地区毎に1名ずつが巡視、監視を行っている。(塩江町シルバー人材センターへ委託) ・不法投棄防止看板の設置</p>
2 産業廃棄物適正処理推進等業務	中核市の事務として、社団法人香川県産業廃棄物協会に啓発資料の作成や講習会の開催等による不法投棄防止と適正処理の啓発事業を委託している。	該当なし
3 産業廃棄物空中監視、立入り指導等	中核市の事務として、航空会社のヘリコプター借り上げ及び県警ヘリコプターに同乗し、空中から、野外焼却や不法投棄の監視を行うほか、適宜、不適正処理の現場に立入り指導を行う。	該当なし

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点	課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・不法投棄等不法処理防止業務の実施方法に差異がある。 	

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の不法投棄等不法処理防止業務については、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・塩江町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	衛生組織団体活動推進事業	
現況		
項目	高松市	塩江町
1 団体	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 35 単位衛生組合数 1,605 加入世帯総数 100,512 衛生組合世帯加入率 74%	(平成16年4月1日 現在) 地区衛生組合数 1 単位衛生組合数 84 加入世帯総数 1,331 衛生組合世帯加入率 100%
2 衛生組織団体活動補助	<p>【運営補助】 高松市衛生組合連合会へ助成 2,545,000円(平成15年度予算) (1世帯当たり 25円×101,800世帯)</p> <p>【共同防除用器材購入補助】 肩掛噴霧器購入に対して助成 (1基当たり 4,000円)</p> <p>【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 1人当たり 11.1円 ・河川等清掃事業損害賠償保険料</p> <p>【啓発活動】 「衛生だより」の発行 発行回数……年1回 発行部数……122,500部</p>	<p>【運営補助】 塩江町地区衛生協議会へ助成を行っている。 100,000円</p> <p>【共同防除用器材購入補助】 該当なし</p> <p>【河川等清掃事業補助】 ・河川等清掃事業傷害保険料 (河川等清掃事業損害賠償保険料) (地区衛生事務費より 35,000円)</p> <p>【啓発活動】 該当なし</p>

部会名	環 境
-----	-----

問題点課題
衛生組織団体活動補助に差異がある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町地区衛生協議会は、高松市衛生組合連合会に統合する。 ・塩江町において、合併時までに地区衛生組合協議会の組織化を促す。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 13 環境対策事業		部 会 名	環 境
分 類		衛生組織団体活動推進事業			
		現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題		
3 清掃活動補助	<p>【名称】 クリーン高松推進事業</p> <p>【内容】 道路等に散乱したごみの清掃活動、及び環境美化に関する啓発活動を、高松市衛生組合連合会を中心に事業を実施している。</p> <p>【推進事業補助金】 1地区 80,000円(35地区)</p> <p>【単位衛生組合交付金】 ・1単位組合 1,000円(1,600組合) ・傷害保険料 1人当たり 11.1円)</p> <p>【清掃用具等購入】 清掃用具購入に対して、1世帯当たり 50円 (101,800世帯)</p>	該当なし			
			対 応 策		
			調 整 案		

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	ごみ減量・資源化推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 リサイクル推進員制度	(目的) ごみの減量・資源化及び環境美化に関する地区リーダーとして、地区と市の連絡調整を行う。 (人数) 93名 (任期) 2年 (交付金) 1人・1年当たり 24,000円	該当なし
2 ごみ減量・資源化啓発事業	「高松市のごみとリサイクルの状況」、「ごみ分別ガイドブック」(転入者用)、「きれいな高松に」(小学校4年生副読本)、「ごみ収集カレンダー」を作成・配布	「ごみ分別ガイドブック」(転入者用)、「分別ポスター」等を作成・配布
3 生ごみ処理機等購入経費補助	【生ごみ処理機】 ・補助率等 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、25,000円を限度 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 購入金額の3/4以内 1世帯2基までで、6,000円を限度	【生ごみ処理機】 ・補助率等 (家庭用) 購入金額の1/2以内 1世帯1台で、20,000円を限度 (業務用) 購入金額の45/100以内 1事業所1台で 50kg未満 500,000円を限度 100kg未満 800,000円を限度 (平成16年度まで補助対象期間) 【生ごみ堆肥化容器】 ・補助率等 (コンポスター130型) 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、2,500円を限度 (コンポスター190型、EM式) 購入金額の1/2以内 1世帯2基までで、3,000円を限度

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
・塩江町には、リサイクル推進員制度がない。 ・ごみ減量・資源化の啓発内容及び生ごみ処理機等の購入経費補助制度に差異がある。

対 応 策
・塩江町において、合併時までにはリサイクル推進員を選定する。 ・ごみ減量・資源化の啓発内容及び生ごみ処理機等の購入経費補助制度については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	環境基本計画	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 環境基本計画	<p>(目的) 平成8年4月1日に施行された高松市環境基本条例に基づいて、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定したもので、市・事業者・市民が協力して環境への負荷の少ない社会を築くことで、現在及び将来の市民が、健康で文化的な生活を送ることができる環境を守り育てていくことを目的としている。</p> <p>(策定) 平成10年度 (計画期間) 平成11年度～平成23年度 (計画の内容) ・環境基本計画の考え方 ・高松市の環境の現状と課題 ・高松市の望ましい環境像 ・環境の保全および創造に関する施策 ・環境を保全・創造するための行動 ・計画の推進体制と進行管理</p>	該当なし
2 環境白書	高松市環境基本条例に基づき、市民に対し、環境の状況ならびに市が環境の保全及び創造に関して講じた施策の実施状況等を明らかにした環境白書を毎年度作成し、公表を行う。	該当なし

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
塩江町においては、環境基本条例が制定されていないことから、環境基本計画及び環境白書が作成されていない。

対 応 策
環境基本計画については、合併年度の翌年度に、塩江町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	環境保全推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 環境パネル展	環境月間(6月)に、環境保全啓発事業の一環として、市役所1階の市民ホールで「環境展」を開催し、市民の環境問題及び環境保全に対する意識の啓発と高揚を図る。	該当なし
2 環境保全意識啓発	高松市ホームページ及び広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。	塩江町広報紙等を活用し、環境保全意識の啓発を推進する。
3 環境ボランティア団体の育成	高松市環境プラザにおいて、環境ボランティア団体の紹介・情報交換交流の場を提供し、環境意識の高い市民の育成が可能な日常的な交流の場づくりを推進する。	該当なし

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
事業の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	大気汚染監視事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	高松市	香川県
2 大気汚染自動監視	一般環境測定局4局、自動車排ガス局4局をテレメータ化し、常時保守管理を行う。	常時監視については、県の業務。ただし、塩江町には、測定局はなく、過去に大気汚染測定車による測定の実績はある。
3 有害大気汚染物質調査	・ 一般環境について、3地点を年12回測定 ・ 沿道について、1地点を年12回測定	有害大気汚染物質調査については、県の業務であるが、塩江町での測定実績は無い。
4 ダイオキシン類調査	一般環境1地点、沿道1地点について、環境大気中のダイオキシン類を調査	ダイオキシン類調査については、県の業務であるが、測定実績は無い。
5 その他	大気汚染防止法に基づく届出・監視等 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出・監視等 香川県公害防止条例に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	～ については、県の業務。(東讃保健福祉事務所環境管理室)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
実施機関及び実施内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	騒音振動防止対策事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 環境騒音調査	一般地域15地点、道路に面する地域10地点について騒音測定実施。 道路に面する地域の騒音測定結果を用いて34区間について面的評価を行う。	法に基づく地域指定がないため、調査は実施していない。
2 道路交通騒音・振動調査	道路交通騒音の測定を10地点、道路交通振動測定を10地点について実施	法に基づく地域指定がないため、調査は実施していない。
3 航空機騒音調査	1地点(西植田町)について香川県が騒音測定を実施	地域指定がないため、調査は実施していない。
4 その他	・騒音規制法に基づく届出・監視等 ・振動規制法に基づく届出・監視 ・高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	地域指定がない。苦情は町で対応。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
塩江町においては、行政区域全体が法律上の対象地域に指定されていないため、事業を実施していない。

対 応 策
高松市において、合併時までに、塩江町地域における対象地域指定について、香川県等と協議を行う。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	水質汚濁監視事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 公共用水域水質調査	河川(環境基準点9地点、補助点2地点、その他地点2地点、ため池(その他地点10地点)、海域(その他地点5地点)の健康項目・生活環境項目・その他項目を調査	香川県に依頼し、香東川水域4カ所について、年2回健康項目・生活環境項目・その他項目を調査
2 地下水質調査	(実施機関) 高松市 概況調査(市内を2kmメッシュに区分して年1回調査し、計46区分を、3年間でローテーションする。)及び定期モニタリング(過去に有害物質が検出された井戸4本について、年1回調査)を実施	(実施機関) 香川県東讃保健所 香川県東讃保健所において、定期的に調査を実施している。 (隔年で、町内2~3カ所)
3 ダイオキシン類調査	(実施機関) 高松市 河川水質、底質(環境基準点9地点で毎年実施)、土壌(一般環境2.5kmメッシュ35地点、発生源周辺20地点について、平成16年度まで実施)、地下水(市内14区域を3年間でローリング調査)	(実施機関) 香川県東讃保健所において、定期的に調査を実施している。 (隔年で、町内2~3カ所)
4 その他	水質汚濁防止法に基づく届出・監視等 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく届出・監視等 土壌汚染対策法に基づく届出・監視等 高松市公害防止条例に基づく届出・監視等	~ については、県の業務。(東讃保健福祉事務所環境管理室)

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
塩江町においては、香川県が調査を行っており、高松市の調査方法と異なっている。

対 応 策
高松市において、合併時までに、塩江町地域における調査地点・調査項目・調査回数等について、香川県等と協議を行い、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	公衆便所管理	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 設置数	26カ所(平成16年4月1日) 公衆便所 20カ所 その他便所 6カ所	17カ所 公衆便所 5カ所 その他便所 12カ所
2 清掃委託	業者委託 16カ所 個別管理委託 10カ所	業者・個人委託 15カ所
3 施設維持管理	管理用品購入、電気・水道・下水道料金、施設修繕料の支払い、浄化槽保守点検等の業務委託等に対応。	高松市と同じ。
4 市民トイレ制度	(目的) 市街地における公衆便所の不足を補うため、民間施設の既存トイレを、市民や観光客が広く気軽に利用できるよ提供してもらうもの。 (設置数) 8カ所	該当なし。

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
塩江町では、町民トイレ制度がない。

対 応 策
塩江町において、合併時までには、既設便所の設置計画等について検討し、調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 13 環境対策事業	
分類	し尿収集事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 し尿収集手数料	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) ・一般家庭(定額制) 人数割(1人1カ月につき) 330円 回数割(1回につき) 340円 ・事業所等(従量制) 18円につき 210円 ・特別料金 ・ホース2本(40m)を超える場合 1本につき 280円加算 ・軽四輪車による収集の場合 1回につき 460円加算 ・一般家庭用無臭トイレの場合 1回につき 460円加算	(徴収) 許可業者が徴収 (手数料) 【従量制】 18円につき 230円 (内、投入料 20円)
2 収集・運搬主体	市の許可業者	町の許可業者
3 委託・許可業者数	5業者(許可業者)	2業者(許可業者)
4 許認可事務	・一般収集運搬事業者 1万円 ・浄化槽清掃事業者 1万円	・一般収集運搬事業者 5,000円 ・浄化槽清掃事業者 7,000円
5 貯留施設	該当なし。	中継用貯留施設 ・容量 = 110トン

部 会 名	環 境
-------	-----

問 題 点 課 題
・手数料に差異がある。 ・塩江町においては、中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっている。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 塩江町の、し尿中継用貯留施設については、合併後においても継続して使用するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 塩江町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。

協議第4 2号資料

「商工・観光関係事業について」に関する資料

中小企業指導団体等育成について	2
中小企業勤労者福祉制度について	3 ~ 5
企業誘致推進について	6
中小企業等融資制度について	7 ~ 8
計量検査事業について	9
高松テルサ運営事業について	10
観光振興計画について	11
地域指定について	12
観光イベント振興事業について	13 ~ 14
観光協会等の育成について	15 ~ 16
観光施設運営等事業について	17 ~ 19
競輪運営事業について	20
中央卸売市場運営事業について	21

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業指導団体等育成	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 中小企業指導団体補助	<p>中小企業振興条例第6条の指定による7団体に同施行例規則第4条により算定し、予算の範囲内で助成を行っている。</p> <p>高松商工会議所 高松市山田商工会 香川県中小企業団体中央会 高松市商店連盟 香川県漆器工業協同組合 高松たばこ販売協同組合 独立行政法人日本貿易振興機構香川貿易情報センター</p>	<p>塩江町商工業振興条例第3条の規定により塩江町商工会等へ補助金を支出している。</p> <p>塩江町商工会 15年度補助金額180万円 所在地 塩江町大字安原下第2号1645番地 会員数 121人 職員 4人 高松たばこ販売協同組合</p>
2 香川県中小小売商団体連合会補助	香川県中小小売商団体連合会の中小小売業者に対する振興業務に助成する。	該当なし。
3 高松生鮮三品連絡協議会共同事業補助	高松食肉事業、高松青果商業、高松鮮魚で構成する高松生鮮三品連絡協議会が開催する高松生鮮三品まつりに対して消費拡大と業界の振興のため助成する。	該当なし。
4 香川県生活衛生協会事業補助	香川県生活衛生協会に対して、生活衛生業者の知識向上、経営基盤の確立、労働力の確保等事業のため助成する。	該当なし。
5 高松職業安定協会補助	労働力確保対策や雇用促進事業を行っている高松職業安定協会に補助金を交付している。	該当なし。
6 審議会	<p>(名称) 高松市中小企業振興審議会 (委員構成) 学識経験者から10人以内</p>	<p>(名称) 塩江町商工業振興審議会 (委員構成) 町議会議員(4人)、商工会役員(4人)、学識経験者(4人)</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助対象及び補助内容が異なる。 ・審議会に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・商工会については、速やかな統合を促す。 ・塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。 なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、適切な検討を行うものとする。 ・塩江町商工業振興審議会については、高松市中小企業振興審議会に統合するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																																		
分類	中小企業勤労者福祉制度																																		
	現 況																																		
項目	高 松 市	塩 江 町																																	
1 目的	高松市中小企業勤労者福祉共済条例に基づき実施している。市内の中小企業の事業主と従業員が共同し、市が協力して個々の企業では実施が困難な福利厚生事業を行い、中小企業で働く従業員の福祉の増進を図り、中小企業の振興に寄与する。	該当なし。																																	
2 加入対象	常時雇用する従業員の数が300人以下の中小企業で、市内に主たる事業所を有する事業主																																		
3 制度の仕組み	事業主がすべての従業員を被共済者として加入し、その者を対象に市が給付・貸付・福利の3事業を実施している。																																		
4 加入負担金	(入会金) 無料 (掛金) 従業員1人につき 500円/月 (ただし、事業主が2分の1を負担する。)																																		
5 加入状況	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>事業所(箇所)</th> <th>従業員数(数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>185</td> <td>1,546</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>125</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>210</td> <td>1,869</td> </tr> <tr> <td>運輸通信業</td> <td>17</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>266</td> <td>2,921</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>803</td> <td>7,763</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	業種	事業所(箇所)	従業員数(数)	建設業	185	1,546	製造業	125	1,148	卸小売業	210	1,869	運輸通信業	17	279	サービス業	266	2,921	計	803	7,763	<p>(参考)</p> <p>塩江町全体の事業所数</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>建設業</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>製造業</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>卸小売業</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成15年7月1日 現在)</p>	建設業	25	製造業	34	卸小売業	78	サービス業	36	その他	13	計	186
業種	事業所(箇所)	従業員数(数)																																	
建設業	185	1,546																																	
製造業	125	1,148																																	
卸小売業	210	1,869																																	
運輸通信業	17	279																																	
サービス業	266	2,921																																	
計	803	7,763																																	
建設業	25																																		
製造業	34																																		
卸小売業	78																																		
サービス業	36																																		
その他	13																																		
計	186																																		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業																																																								
分類	中小企業勤労者福祉制度																																																								
現 況																																																									
項 目	高 松 市	塩 江 町																																																							
6 給付事業	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th>給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>結 婚 祝 金</td> <td></td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>出 産 祝 金</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>小 中 学 校 入 学 祝 金</td> <td></td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">死亡弔慰金</td> <td>被 共 済 者</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">傷病見舞金</td> <td>1 親 等 の 血 族 の 者</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 上 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>業 務 上 欠 勤 90 日 以 上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害見舞金</td> <td>業 務 外 欠 勤 30 日 以 上</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>災 害 見 舞 金</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永年勤続慰労金</td> <td>被 共 済 者 期 間 5 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 10 年</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>被 共 済 者 期 間 20 年</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>勤 労 青 少 年 奨 学 金</td> <td></td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>技 能 修 得 奨 学 金</td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">退職せん別金</td> <td>被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>5 年 以 上 10 年 未 満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>10 年 以 上 15 年 未 満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>15 年 以 上 20 年 未 満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>20 年 以 上 25 年 未 満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>25 年 以 上</td> <td>120,000</td> </tr> </tbody> </table>		種 類		給付金額	結 婚 祝 金		20,000	出 産 祝 金		10,000	小 中 学 校 入 学 祝 金		10,000	死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000	配 偶 者	20,000	傷病見舞金	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000	災害見舞金	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000	災 害 見 舞 金	100,000	永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000	勤 労 青 少 年 奨 学 金		15,000	技 能 修 得 奨 学 金		5,000	退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000	25 年 以 上	120,000
種 類		給付金額																																																							
結 婚 祝 金		20,000																																																							
出 産 祝 金		10,000																																																							
小 中 学 校 入 学 祝 金		10,000																																																							
死亡弔慰金	被 共 済 者	100,000																																																							
	配 偶 者	20,000																																																							
傷病見舞金	1 親 等 の 血 族 の 者	10,000																																																							
	業 務 上 欠 勤 30 日 以 上	20,000																																																							
	業 務 上 欠 勤 90 日 以 上	50,000																																																							
災害見舞金	業 務 外 欠 勤 30 日 以 上	10,000																																																							
	災 害 見 舞 金	100,000																																																							
永年勤続慰労金	被 共 済 者 期 間 5 年	10,000																																																							
	被 共 済 者 期 間 10 年	10,000																																																							
	被 共 済 者 期 間 20 年	20,000																																																							
勤 労 青 少 年 奨 学 金		15,000																																																							
技 能 修 得 奨 学 金		5,000																																																							
退職せん別金	被 共 済 者 期 間 3 年 以 上 5 年 未 満	5,000																																																							
	5 年 以 上 10 年 未 満	10,000																																																							
	10 年 以 上 15 年 未 満	30,000																																																							
	15 年 以 上 20 年 未 満	50,000																																																							
	20 年 以 上 25 年 未 満	100,000																																																							
	25 年 以 上	120,000																																																							

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業															
分 類	中小企業勤労者福祉制度																		
現 況																			
項 目	高 松 市		塩 江 町																
7 貸付事業	<table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>普通貸付</td> <td>特別貸付</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>生活資金</td> <td>住宅資金</td> </tr> <tr> <td>限度額</td> <td>勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円</td> <td>勤続5年以上: 600万円</td> </tr> <tr> <td>利率</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>60か月以内</td> <td>240か月以内</td> </tr> </table>		名称	普通貸付	特別貸付	資金使途	生活資金	住宅資金	限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円	利率	3.6%	3.0%	償還期間	60か月以内	240か月以内		
名称	普通貸付	特別貸付																	
資金使途	生活資金	住宅資金																	
限度額	勤続2～5年未満 :50万円 5年以上:70万円	勤続5年以上: 600万円																	
利率	3.6%	3.0%																	
償還期間	60か月以内	240か月以内																	
8 福利事業	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>事 業 内 容</td> </tr> <tr> <td>旅行事業</td> <td>日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)</td> </tr> <tr> <td>文化教養事業</td> <td>ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ・レジャー事業</td> <td>ヨーガ教室、ハワイアンダンス教室、 ボウリング大会、スキー教室等</td> </tr> <tr> <td>各種割引・助成制度</td> <td>プール、テニスコート、トレーニング室、 オレソバパーク、スケート場、県民ホール公演、 塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等</td> </tr> <tr> <td>スポーツ用具等貸出事業</td> <td>ソフトボール用具、キャンプ用具</td> </tr> </table>		事業名	事 業 内 容	旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)	文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等	スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス教室、 ボウリング大会、スキー教室等	各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレソバパーク、スケート場、県民ホール公演、 塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等	スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具					
事業名	事 業 内 容																		
旅行事業	日帰りバス旅行(4コース) 泊旅行(4コース)																		
文化教養事業	ガーデニング教室、洋菓子教室、 絵手紙教室、ネイルアート教室、 フラワーアレンジメント教室、 パッチワーク教室、トールペイント教室等																		
スポーツ・レジャー事業	ヨーガ教室、ハワイアンダンス教室、 ボウリング大会、スキー教室等																		
各種割引・助成制度	プール、テニスコート、トレーニング室、 オレソバパーク、スケート場、県民ホール公演、 塩江温泉入湯所、映画館、人間ドック受診、 旅行者ハック、旅行、レジャー施設、 宿泊施設等																		
スポーツ用具等貸出事業	ソフトボール用具、キャンプ用具																		
問 題 点 ・ 課 題																			
対 応 策																			
調 整 案																			

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	企業誘致推進	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 条例名	高松市先端技術工場等立地促進条例	塩江町工場等立地促進条例
2 目的	先端技術工場、高度情報処理事業所及び試験研究施設の立地を促進し、産業の高度化及び活性化ならびに雇用機会の拡大を図り、もって市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。	町内に工業又は施設を設置する企業に対して援助あっせん又は便宜を供与することによって工場等の立地を促進し、町の発展と雇用の機会の拡大を図ることを目的とする。
3 対象業種 (助成企業の指定)	環境保全について適切な措置が講ぜられ、市民生活の安定向上に寄与すると認められる先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設を設置・増設する企業であること。	次に掲げる要件に該当する企業から環境保全について適切な措置が講ぜられ、かつ、当該企業の設置が住民生活の安定工場に寄与すると認められるときに町長が指定する。 工業：製造加工業、施設：サービス業(ゴルフ、テニス、遊園地など)
4 交付条件	条例で定める 1 延べ面積 2 投下固定資産額 3 常用雇用者 の条件を満たすものであること。	1 工場等の措置に伴い常時使用する従業員のうち塩江町に住所を有するものが規則で定める数以上であること 2 工場等が関係法令の基準に適合するものであること 3 その他規則で定める企業であること
5 奨励内容	1 先端技術工場 = 1工場につき1億円 2 高度情報処理事業所 = 1事業所当たり5,000万円 3 試験研究施設 = 1施設当たり5,000万円 を限度額として補助を行う。	固定資産税額の4分の1の範囲内で規則で定めるところにより算出した額4ヵ年以内交付

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
制度の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類		中小企業等融資制度			
		現 況			
項 目	高 松 市	高 松 市	塩 江 町		
1 審査委員会	該当なし。		(名称) 塩江町中小企業融資審査委員会 (目的) 融資上必要な事項を調査し、その可否を審査する。 (委員構成) 商工会代表 2人 特定金融機関代表 2人 議会代表 2人	問 題 点 ・ 課 題 ・高松市では、審査委員会がない。 ・中小企業融資の内容に差異がある。 ・塩江町では、中小企業公害防止施設整備資金融資、同和対策小規模企業融資及び中小企業団体等融資を実施していない。	
2 中小企業融資	中小企業融資規程に基づき事業資金を融資し、育成振興を目的とする。 【小口資金】 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 700万円以内 【特別小口資金】 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内 【開業資金】 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内		塩江町中小企業融資条例及び中小企業融資資金委員会規程等に基づき、中小企業者への融資の円滑を図り、事業資金の供給を目的として行う。県協調融資で、保証協会に500万円を預託している。 〔資金用途〕 運転資金・設備資金 〔融資金額〕 500万円以内	対 応 策 高松市の制度に統一する。	
3 中小企業公害防止施設整備資金融資	中小企業公害防止施設整備資金融資規程に基づき資金融資をする。 〔資金用途〕 1. 公害防止施設の設置または改善資金 2. 移転資金(用地費は除く) 〔融資金額〕 1,000万円以内		該当なし。	調 整 案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中小企業等融資制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
4 同和対策小規模企業融資	同和対策小規模企業融資規程に基づき事業資金等を融資し、育成振興を目的とする。 (資金用途) 運転資金・設備資金 (融資金額) 運転資金 400万円以内 設備資金 450万円以内 設備近代化資金 700万円以内 開業資金 350万円以内	該当なし。
5 中小企業団体等融資	中小企業団体等融資対策資金制度要綱に基づき事業協同組合に対し、資金融資し、育成振興を目的 (資金用途) 運転資金 (融資金額) 500万円以内	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	計量検査事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 特定計量器定期検査事業	<p>1 検査時期 一般のはかり等は偶数年度の10～11月に西地区、奇数年度の10～11月に東地区で実施。1t超の大型はかりは、全市域、偶数年度7月に実施。</p> <p>2 検査件数等 西地区 538件 1,757台 東地区 445件 1,598台 大型はかり 6件 18台 (H14・15年度実績)</p> <p>3 検査会場 地区公民館(駐車場を確保できない一部市街地では小学校・公園を使用)。</p>	<p>(参考)</p> <p>1 検査時期 一般のはかり等は2年に1回4月に実施。大型はかりについては、検定所が立ち入りで実施。</p> <p>2 検査件数等 一般はかり等 41件 67台 大型はかり 3件 4台 (H14年度実績)</p> <p>3 検査会場 役場本庁及び塩江・上西支所</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・実施機関に差異がある。 ・合併した場合、塩江町における検査会場を検討する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。 ・塩江町地域における検査会場については、住民サービスの低下を招かないよう、合併時までに調整するものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-14 商工・観光関係事業	
分類	高松テルサ運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 施設概要	<p>(名称) 高松テルサ(勤労者等に対して文化、教養、研修、スポーツ等の場を提供し、もってその福祉の増進に寄与する。) 開館日 平成5年8月1日</p> <p>(所在地) 高松市屋島西町字新浜2366番地1</p> <p>(建物構造) 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建</p> <p>(敷地面積) 11,467.86㎡ (建築面積) 4,170.02㎡ (延床面積) 10,993.83㎡</p> <p>テルサ = 「都市」の「勤労者」のための「リラックス」と「リフレッシュ」を目的とした「出会いの広がる」「アメニティ」の意味</p> <p>(施設内用) ・ホール (固定席506席・車いす席5) ・会議室(6)、文化教養室(4)、研修・視聴覚室(4) ・トレーニング・エクササイズ室(2) ・展示ホール ・宿泊室(洋室 = シングル11室、ツイン8室) (和室 = 4室)</p> <p>(駐車場) ・鉄骨造り2階建て(2層3段自走式) ・230台収容</p> <p>(管理運営) ・財団法人高松勤労者総合福祉振興協会へ委託</p>	該当なし。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光振興計画	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	21世紀における本市のあるべき姿を展望し、観光振興施策の方向を明らかにする。	該当なし。
2 策定年度	平成10年11月	
3 計画期間	平成10年度 ~ 平成22年度	
4 内容	策定の趣旨 我が国の観光を取り巻く現状 観光の現状と課題 観光振興計画 計画推進の在り方	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、観光振興計画を策定していない。

対 応 策
観光振興計画については、合併後速やかに、塩江町地域を含めた計画に見直すものとする。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	地域指定			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 国民保養温泉地	該当なし。	(名称) 塩江温泉郷 (区域) 塩江温泉郷地区及びその周辺(928 ha) (指定年月日) 平成14年3月29日 (趣旨) 温泉法第25条の規定に基づいて、温泉の公共的利用増進のため、温泉利用施設の整備及び環境の改善に必要な地域として、環境大臣の指定を受けた。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			塩江温泉郷の国民保養温泉地指定については、高松市に引き継ぐものとする。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光イベント振興事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 事業の内容	<p>【さぬき高松まつり】 (内容) 市最大のまつりであるさぬき高松まつりの準備業務・開催業務を担当している高松まつり振興会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松まつり振興会 (開催時期) 8月12日～14日</p> <p>【高松秋のまつり大名行列】 (内容) 高松市の四季を表す4大まつりの一つとして育成するとともに、高松南部地域の活性化に寄与するために、高松秋のまつり大名行列推進委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松秋のまつり大名行列推進委員会 (開催時期) 10月の第3土、日曜日</p> <p>【高松冬のまつり】 (内容) クリスマス時期に、中央公園やメインストリートに電飾を行い、中央公園では、ステージイベント等行っており、高松冬のまつり実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 高松冬のまつり実行委員会 (開催時期) 12月下旬</p>	<p>【さくらまつり】 (内容) イベント広場をメイン会場に、ステージイベントや温泉スタンプラリーなどを行っており、塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。また、夜桜見物客のために開花前にぼんぼりの設置も行っている。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 4月上旬の日曜日</p> <p>【ホテルまつり】 (内容) 塩江町のシンボルであるホテルの鑑賞を中心としたお祭りで、塩江町観光協会に対して、補助金を支出するとともに、ホテルの保護団体である温知会や商工会青年部と連携をとりながら事業を行っている。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 6月の第2土曜日</p> <p>【温泉まつり】 (内容) 塩江町最大のまつりである温泉まつりを行う塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 8月下旬の土曜日</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・開催事業に差異がある。 ・実施主体に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。 ・事業の実施方法等については、実施団体の意向を尊重しながら、合併時まで調整するものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している観光イベントへの補助については、合併後も継続して行うものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光イベント振興事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
	<p>【桃太郎まつり】 (内容) 鬼無桃太郎神社で毎年3月に開催され、鬼無観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 鬼無観光協会 (開催時期) 3月下旬の日曜日</p>	<p>【もみじまつり】 (内容) 町内5会場において、野菜や秋の味覚の直売、イベント広場でのパザー等を行っており、塩江町観光協会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江町観光協会 (開催時期) 11月中旬の日曜日</p> <p>【塩江温泉感謝祭】 (内容) 日頃のご愛顧を感謝し、感謝祭を行う塩江温泉感謝祭実行委員会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 塩江温泉感謝祭実行委員会 (開催時期) 10月下旬の土曜日～11月中旬の日曜日</p> <p>【竜王山山開き】 (内容) 毎年7月初旬に開催しており、夏山の安全を祈願するため、地元自治会に対して、補助金を支出している。 (実施主体) 地元自治会 (開催時期) 7月1日</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部会名	産 業										
分 類	観光協会等の育成													
	現 況													
項 目	高 松 市	塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題										
1 観光協会等	<p>(財)高松観光コンベンション・ビューロー (事業内容) コンベンションの誘致及び主催者に対する支援 観光客等の誘致及び受け入れ 観光及びコンベンションの広報及び宣伝 観光及びコンベンションの調査及び企画 観光及びコンベンションに関する情報の収集及び提供 (補助金額) 92,735,237円</p>	<p>塩江町観光協会 (事業内容) 塩江4大まつりの開催、その他塩江町の観光振興に資する事業を行っている。</p> <p style="text-align: center;">参考</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>開催事業</th> <th>町からの補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>さくらまつり</td> <td>780,000円</td> </tr> <tr> <td>ホタルまつり</td> <td>970,000円</td> </tr> <tr> <td>温泉まつり</td> <td>8,500,000円</td> </tr> <tr> <td>もみじまつり</td> <td>820,000円</td> </tr> </tbody> </table>	開催事業	町からの補助額	さくらまつり	780,000円	ホタルまつり	970,000円	温泉まつり	8,500,000円	もみじまつり	820,000円		<p>・塩江町には、地区観光協会がない。 ・高松市では、観光関連団体補助を実施していない。</p>
開催事業	町からの補助額													
さくらまつり	780,000円													
ホタルまつり	970,000円													
温泉まつり	8,500,000円													
もみじまつり	820,000円													
2 地区観光協会等	<p>各地区の観光協会の年間事業に対して、補助金を支出している。 (補助金の支出先) 鬼ヶ島観光協会 香西観光協会 屋島山上観光協会 網敷観光協会 弦打観光協会 鬼無観光協会 仏生山観光協会 男木島観光協会 三谷観光協会 山田地区観光協会 (補助金額) 各地区観光協会への運営事務補助として、年180,000円を支出。ただし、屋島山上観光協会へは、年775,000円を支出。</p>	<p>該当なし。</p>		<p style="text-align: center;">対 応 策</p> <p>・塩江町観光協会については、高松市の地区観光協会として取り扱うものとする。 ・塩江町観光協会への補助額等については、その事業内容等を踏まえ、合併時まで調整する。 ・塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。</p>										
				調 整 案										
				<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の観光関連団体補助については、現行のとおり継続するものとする。</p>										

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光協会等の育成			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
3 観光関連団体 補助	該当なし。	<p>【温知会】 塩江町が保有する施設において、ホテル保護団体(温知会)が行うゲンジホテルの繁殖用水路の管理と養殖事業に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 200,000円</p> <p>【竹細工同好会】 塩江町の名産である竹を使い、特産品として生産販売をしている竹細工同好会に対して、活動補助金を支出している。 (補助金額) 81,000円</p> <p>【菊友会】 塩江町の菊友会が開催する菊の展示会に対して、補助金を支出している。 (補助金額) 40,000円</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	観光施設運営等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 温泉等施設	該当なし。	<p>【行基の湯】 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・浴場棟 ・茶房棟 ・製造体験工房 ・障害者専用風呂 ・便所棟 ・休憩棟 (営業時間) 午前10時～午後10時 (入浴料金) {町内大人} 310円 {町内子ども} 160円 {町外大人} 420円(内、入湯税 100円) {町外子ども} 210円 (運営形態) 直営:浴場棟・障害者専用風呂 委託:茶房棟・製造体験工房・便所棟・休憩棟</p> <p>【自然休養村総合地域施設】 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・研修室 ・会議室 ・食堂 ・宿泊部屋(6部屋) (料金) {宿泊} 3,150円～3,670円 {研修室} 6,300円～8,400円 {会議室} 2,100円～4,720円 (運営形態) 直営</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・高松市には、温泉等施設、温泉水配水施設、物産品等展示販売施設及びイベント広場がない。 ・観光案内所の管理運営方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>・塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとし、施設の運営形態等については、合併時まで調整を行うものとする。 ・塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>塩江町の観光施設については、高松市に引き継ぐものとする。 塩江町の観光案内所の管理運営方法については、現行のとおりとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
2 温泉水配水施設	該当なし。	<p>(施設概要) 奥の湯温泉1号井(昭和48年整備) (配管延長 6.5 km) 奥の湯温泉2号井(平成11年整備) (配管延長 6.5 km)</p> <p>(配水先) [奥の湯温泉1号井] ・老人福祉センター、塩江病院ほか [奥の湯温泉2号井] ・行基の湯、自然休養村総合地域施設ほか</p> <p>(使用料) ・自動販売機温泉水:100ℓ当たり 50円 ・配管温泉水:分譲契約によって異なる。</p> <p>(管理) 塩江町が管理</p>	問 題 点 ・ 課 題	
3 物産品等展示販売施設	該当なし。	<p>(名称) 塩江町観光物産センター</p> <p>(所在地) 塩江町大字安原上東</p> <p>(施設概要) 道の駅しおのえに隣接し、特産品の展示販売を行っている。</p> <p>(運営形態) 第3セクターへ委託〔(有)湯遊しおのえ〕</p>	対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	観光施設運営等事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
4 観光案内所	(概要) JR高松駅前のインフォメーションプラザにおいて、 観光案内及び宿泊案内を行っている。 (所在地) 高松市浜ノ町1番16号 (運営形態) 委託 (委託先) 〔観光案内〕 (財)高松観光コンベンション・ビューロー (委託料) 3,118,026円	(概要) 塩江町観光物産センターに隣接している観光宿泊 案内所において、観光案内を行っている。 なお、運営に対して、補助金を支出している。 (所在地) 塩江町大字安原上東 (運営) 塩江温泉旅館飲食協同組合 (補助金額) 500,000円		問 題 点 ・ 課 題
5 イベント広場	該当なし。	(名称) 自然休養村センター前広場 (所在地) 塩江町大字安原上東 (施設概要) ・野外ステージ ・イベント広場 ・ゲートボール場 ・駐車場 (敷地) 民間からの借地であり、使用料を支払っている。 (管理) 塩江町が管理		対 応 策
				調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業		部 会 名	産 業
分 類	競輪運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 施設概要	(名称) 高松競輪場 (敷地面積) 86,342.31㎡ (競走路) 1周 400m (収容人員) 14,226人 ・中央スタンド1階 3,003人 ・中央スタンド2階 918人 ・西スタンド 8,175人 ・北スタンド 2,130人 (投票及び払戻関係) 投票所数 7か所(窓数 159).....最大 払戻所数 6か所(窓数 27).....最大	該当なし。		
2 開催日数	15年度実績 246日 (内訳) 本場開催日数 70日 場外開催日数 ・観音寺競輪 70日 ・その他の競輪 106日			
			調 整 案 高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 14 商工・観光関係事業	
分類	中央卸売市場運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設	<p>(名称) 高松市中央卸売市場(管理棟・青果棟・水産物棟・加工水産物等棟・花きなど) (土地) 延べ:79,526㎡ (建物) ・ 管理棟 2,455㎡・青果棟 16,457㎡ ・ 水産物棟 11,731㎡・加工水産物棟等 6,860㎡ ・ 花き棟 3,306㎡ (概要) 中央卸売市場は、野菜、果実、魚類、花き等の生鮮食料品の卸売のため開設される市場であって、卸売場、駐車場その他生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設け開場している施設</p>	該当なし。
2 事業	<p>(業務) 卸売市場法、高松市中央卸売市場業務条例及び同施行規則等に基づいて、施設の維持・管理と業務の許認可をはじめ、適正な取引が行われるよう指導・監督する。 (業者数) ・ 青果部 卸業者 2・仲卸業者 18・売買参加者 84 ・ 水産物部 卸業者 2・仲卸業者 16・売買参加者 118 ・ 花き部 卸業者 1・仲卸業者 1・売買参加者 173 ・ 関連事業者 第1種関連事業者 6・第2種関連事業者 32</p>	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 策
高松市の制度を適用する。

協議第35号資料

「農林水産関係事業について」に関する資料

財 産 区 事 務 に つ い て	112
水 田 農 業 構 造 改 革 事 業 に つ い て	113 ~ 114
農 業 団 体 育 成 事 業 に つ い て	115
園 芸 団 体 育 成 事 業 に つ い て	116 ~ 118
有 害 鳥 獣 駆 除 事 業 に つ い て	119
森 林 組 合 育 成 等 事 業 に つ い て	120
市 ・ 町 単 独 間 伐 補 助 事 業 に つ い て	121
林 道 整 備 事 業 に つ い て	122
農 林 施 設 に つ い て	123 ~ 126
水 産 振 興 に つ い て	127 ~ 128
土 地 改 良 事 業 に つ い て	129
地 籍 調 査 事 業 に つ い て	130
農 業 集 落 排 水 事 業 に つ い て	131

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-15 農林水産関係事業					
分類	財産区事務					
項目	現 高 松 市			現 塩 江 市 町		
1 名称等	名称	区域	山林面積ha	名称	区域	山林面積ha
	弦打財産区	弦打地区	7.3	塩江地区財産区	安原上地区 安原上東地区	31.8
	雌雄島財産区	雌雄島地区	78.3	上西地区財産区	上西甲地区 上西乙地区	66.7
	鬼無財産区	鬼無地区	99.0			
	香西財産区	香西地区	118.1			
	下笠居財産区	下笠居地区	136.1			
2 機関	名称	設置日	定数	名称	設置日	委員定数
	弦打財産区管理会	H10.4.1	7	塩江地区財産区管理会	S33.7.1	7
	雌雄島財産区管理会	H12.4.1	7	上西地区財産区管理会	H11.12.6	7
	鬼無財産区議会	S32.1.24	14			
	香西財産区議会	S32.1.24	12			
	下笠居財産区議会	S32.1.24	14			
3 管理委員・議員の選任・選挙	・財産区管理会の委員は、市長が選任する。 ・財産区議会を設置している財産区は、公職選挙法により選挙を行い、議員を選出している。			財産区管理会の委員は、自治会ごとに住民の数に応じて一定数の選挙人を選任し、選挙人が選挙会において管理委員を選挙している。 (任期) 塩江地区財産区 H.13.11.9 ~ H.17.11.8 上西地区財産区 H.15.12.6 ~ H.19.12.5		
4 委員等報酬・費用弁償	・管理委員報酬 日額 3,000円 ・議員報酬 年額 60,000円 ・費用弁償 実費弁償(日額 5,100円)			・管理委員報酬 日額 7,000円 ・費用弁償 実費弁償		
5 管理委員の公務災害補償	高松市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例の例による。			香川県市町総合事務組合に加入している。		

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
管理委員・議員の選任・選挙、委員等報酬・費用弁償及び管理委員の公務災害補償に差異がある。

対 応 策
・塩江町の現在の管理委員は、合併後に行われる最初の改選時から市長が選任する。 ・委員報酬・費用弁償及び公務災害補償については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業																	
分類	水田農業構造改革事業																	
現 況																		
項 目	高 松 市	塩 江 町																
1 地域水田農業推進協議会	<p>(名称) 高松市地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 高松市、農業関係団体及び各種農業関係者で構成 〔協議会員数15名〕</p> <p>(目的) 地域における需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業構造改革交付金等の活用を通じ、対策の推進、水田を活用した作物の産地づくりの推進、担い手育成等に資する。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、たばこ及び推進作物(9品目)の作付け実績に応じた金額を交付する。</p> <p>〔平成16年度予算〕</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td style="text-align: right;">105,424 千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td style="text-align: right;">1,750 千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td style="text-align: right;">3,900 千円</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td style="text-align: right;">650 千円</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	105,424 千円	・特別調整促進加算	1,750 千円	・麦大豆品質向上対策	3,900 千円	・耕畜連携推進対策	650 千円	<p>(名称) 塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会</p> <p>(組織) 塩江町、香川町、香南町及び農業関係団体等で構成 〔協議会員数26名〕</p> <p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(水田農業構造改革交付金) 麦、大豆、飼料作物、ソバ及び推進作物(7品目)に対し交付する。また、塩江町は重点作物としてソバを推進している。</p> <p>〔平成16年度予算〕</p> <table border="0"> <tr> <td>・産地づくり事業</td> <td style="text-align: right;">936 千円</td> </tr> <tr> <td>・特別調整促進加算</td> <td style="text-align: right;">50 千円</td> </tr> <tr> <td>・麦大豆品質向上対策</td> <td style="text-align: right;">実施していない。</td> </tr> <tr> <td>・耕畜連携推進対策</td> <td style="text-align: right;">実施していない。</td> </tr> </table>	・産地づくり事業	936 千円	・特別調整促進加算	50 千円	・麦大豆品質向上対策	実施していない。	・耕畜連携推進対策	実施していない。
・産地づくり事業	105,424 千円																	
・特別調整促進加算	1,750 千円																	
・麦大豆品質向上対策	3,900 千円																	
・耕畜連携推進対策	650 千円																	
・産地づくり事業	936 千円																	
・特別調整促進加算	50 千円																	
・麦大豆品質向上対策	実施していない。																	
・耕畜連携推進対策	実施していない。																	

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町の地域水田農業推進協議会の組織に差異がある。 ・水田農業構造改革交付金について、塩江町では重点作物(ソバ)を定め、推進している。 ・集落実行組合長手当について、積算方法及び現地確認時報償に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町が加入している、塩江・香川・香南地域水田農業推進協議会については、合併時に脱退する。 ・集落実行組合長手当については、高松市の制度に統一する。 ・高松市の推進協議会の推進作物に、塩江町の重点作物(ソバ)を追加する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	水田農業構造改革事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
2 集落実行組合 長手当	<p>(活動に対する報償) 水田農業構造改革対策、実施計画の各農家への配布・収集・配分計画取りまとめ等の活動に対して報償を支給している。</p> <p>(集落数) 633 集落</p> <p>(農家戸数) 10,161 戸</p> <p>(積算方法) 均等割(10%) + 戸数割(50%) + 面積割(40%) 〔平成15年度実績 3,481,500円〕</p> <p>(現地確認時報償) 生産調整現地確認に同行する実行組合長、農業委員に対し、確認地の筆数等から算出した報償を支出している。 〔平成15年度実績 1,800,000円〕</p>	<p>(活動に対する報償) 高松市と同じ。</p> <p>(集落数) 64集落</p> <p>(農家戸数) 551戸</p> <p>(積算方法) 2,000円+(350円×農家戸数) 〔平成15年度実績 316,650円〕</p> <p>(現地確認時報償) 現地確認に同行する各実行組合長等に対し、定額の報償を支出している。 〔平成15年度実績 90,000円〕</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農業団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 生活研究グループ	<p>(名 称) 生活研究グループ</p> <p>(目 的) 農山村型ライフスタイルの実現を目指し、生活向上の学習活動・地域農林水産物の活用・担い手の能力開発を行う。</p> <p>(構 成) 12団体 236名</p>	<p>(名 称) 生活研究団体(西山いきいき母さんグループ)</p> <p>(目 的) 高冷地野菜等の手づくり加工品の研究開発、地域女性相互の協力と親睦を図り、地域の活性化に資する。</p> <p>(構 成) 1団体 10名</p>
2 認定農業者連絡協議会	<p>(名 称) 高松市認定農業者連絡協議会</p> <p>(目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、市長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し1/2を補助している。</p> <p>(構 成) 認定者数 78名</p>	<p>(名 称) 塩江町認定農業者の会</p> <p>(目 的) 効率的、安定的な農業経営を図るため、町長が認定した認定農業者で組織する協議会が行う研修会や、講演会等の活動に対し予算の範囲内で補助金を支出している。</p> <p>(構 成) 認定者数 12名</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
生活研究グループ及び認定農業者連絡協議会に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の生活研究団体は、高松市の生活研究グループの構成団体として取り扱う。 ・塩江町認定農業者の会の会員については、高松市認定農業者連絡協議会への加入を促す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	園芸団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 ユズ生産組合	該当なし。	<p>(目 的) 塩江町の地域性と遊休農地解消のため昭和50年頃からユズの栽培に着手し、本格的に果実の生産が始まったため、加工品の開発と産地化を行い、特産品の振興を図る。</p> <p>(組 織) 町内ユズ生産農家20名で組織</p> <p>(補助額) 50,000円(平成16年度予算)</p> <p>(活動内容) 柚子酢、ジャム、ゼリー等の加工、販売等。</p>
2 茶業組合	該当なし。	<p>(目 的) 冷涼な高冷地で生産される塩江町の茶は、品質等についても高い評価を得ていることから、栽培農家の育成と加工、販売部門の育成を図り、生産体制の効率化や高品質化を目指す。</p> <p>(組 織) 町内茶生産農家28名で組織</p> <p>(補助額) 81,000円(15年度実績)</p> <p>(活動内容) 煎茶、番茶の生産、販売等</p>
3 大豆生産組合	該当なし。	<p>(目 的) 遊休地対策と高付加価値作物の導入を図るために農薬を一切使わない黒大豆を活用し、特産品の開発を行う。</p> <p>(組 織) 黒大豆生産農家20名で組織</p> <p>(補助額) 81,000円(15年度実績)</p> <p>(活動内容) 黒豆茶・甘納豆の生産、販売等を行い、甘納豆は県農産物加工部門コンクールで最優秀賞を獲得。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
補助団体に差異がある。

対 応 策
塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している園芸団体に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	園芸団体育成事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
4 園芸特産振興協議会	<p>(目的) 高松市内の園芸特産の振興・発展を図る。</p> <p>(組織) JA香川県役職員、生産者、東讃農業改良普及センター職員、市職員</p> <p>(補助額) 800,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 共進会・品評会の開催、視察研修会の開催、展示会(高松市園藝展)の開催、市内園芸産物のPR活動、農業体験事業の実施</p>	該当なし。		
5 柑橘共同選果場	<p>(目的) 果樹産地(特に柑橘)銘柄高揚のため、生産組織・生産基盤の強化拡大を図る。</p> <p>(組織) JA香川県</p> <p>(補助額) 325,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 柑橘代表者会の開催、柑橘品質調査の実施、産地体質強化のための会議開催</p>	該当なし。		
6 植木盆栽センター	<p>(目的) 盆栽植木の普及と品質向上による有利販売を図るため、盆栽祭り等を通じた盆栽産地を育成する。</p> <p>(組織) 香川県鬼無植木盆栽センター(盆栽生産者)</p> <p>(補助額) 410,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 鬼無盆栽植木まつりの開催、盆栽PR行事の実施</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	園芸団体育成事業			
	現況			
項目	高松市	塩尻江町	問題点	課題
7 葉たばこ共同施設利用組合	<p>(目的) 良質乾燥葉たばこの生産と乾燥経費の軽減を図る。</p> <p>(組織) 葉たばこ生産者</p> <p>(補助額) 246,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 葉たばこ共同乾燥施設の運営</p>	該当なし。		
8 花卉研究会	<p>(目的) 地域や情勢に適した品種・品目を選定・導入し、特色ある花卉産地の育成を図る。</p> <p>(組織) 高松市内の花弁生産者</p> <p>(補助額) 492,000円(平成15年度実績)</p> <p>(活動内容) 新品種導入試験、先進地視察研修</p>	該当なし。	対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	有害鳥獣駆除事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 補助事業	<p>(目的) イノシシ等による農林産物の被害を防除し、農林業の保護と育成を図る。</p> <p>(内容) 指定された期間中にイノシシまたはサルを捕獲したものに對し、1万円/頭(県5千円,市5千円)の補助金を交付している。</p>	高松市と同じ。
2 市・町単独事業	該当なし。	<p>(目的) イノシシ等から農林産物の被害を防除する。</p> <p>(事業名) イノシシ等被害防除事業補助金交付事業</p> <p>(事業内容) 【イノシシ等被害防除事業】 電気柵等の設置経費に對し補助金を交付 (補助対象) 1事業費5万円以上20万円未満 (補助率) 1/2</p> <p>【団体補助】 (事業内容) イノシシ等捕獲団体に對し活動助成金を交付 (補助団体名) 塩江町有害鳥獣駆除イノシシ部会 (活動内容) イノシシ等の捕獲 (補助金額) 20万円/年</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
高松市では、単独事業を実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町で実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。 ・塩江町有害鳥獣駆除イノシシ部会への補助については、合併年度の翌年度から廃止する。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町が実施しているイノシシ等被害防除事業については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	森林組合育成等事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象団体	香川東部森林組合	塩江町森林組合
2 目的	森林資源の培養と、山村地域の振興、森林の持つ公益的機能を増進するため、東部森林組合の育成を図る。	町土面積の83%を占める森林を活用した林業振興施策の展開について、専門的知識を備えた塩江町森林組合と共同で実施するために、団体及び人の育成をし、町内林業の活性化を図る。
3 内容	香川東部森林組合の健全運営と、健全な森林づくりのため、補助を実施している。 ・森林組合作業班員確保対策補助 ・森林巡視補助	林家育成のための林産物振興補助や、塩江町森林組合の健全な運営を図るため、車両の維持補助等、また、健全な森林づくりに対して、林業指導についての補助等を実施している。 ・林産物振興補助 ・ダンプ、トラック維持補助 ・労務共済補助 ・森林組合林業指導補助
4 補助額	600千円 (平成15年度実績)	759千円 (平成15年度実績)

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
補助目的、内容及び補助額に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	市・町単独間伐補助事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	要間伐森林において、水源涵養機能及び山地災害防止機能等、公益性の高い森林づくりを図るため、針葉樹人工林を対象とした間伐作業について、町単独の事業により、補助金を交付する。
2 内容	該当なし。	補助事業の補助残の1/2以内を補助する。 ただし、間伐材を搬出・販売し、収入を伴う間伐については2/3以内を補助する。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
高松市においては、事業を実施していない。

対 応 策
塩江町が実施している間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
塩江町が実施している間伐補助事業については、塩江町地域において、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	林道整備事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 路線数等	(認定林道) 20 路線 (延長) 21 km	(認定林道) 23 路線 (延長) 48.6 km
2 国庫補助事業	該当なし。	(目的) 森林の健全な管理等を行うため、計画的に実施する。 (平成15年度実績) 改築事業 1 路線 改良事業 2 路線 (平成16年度予定) 改築事業 1 路線 改良事業 2 路線
3 県費補助事業	(目的) 国庫補助事業の採択を受けない路線について事業を実施する。 (平成15年度実績) 開設事業 1 路線 (平成16年度予定) 開設事業 1 路線(平成15年度より継続)	(目的) 高松市と同じ。 (平成15年度実績) 舗装事業 1 路線 (平成16年度予定) 事業実施予定なし。
4 市・町単独事業	除草及び凍結防止剤の設置等を実施している。	林道の機能維持を図るため、崩土の取り除き、除草等を実施している。 また、住民が生活道として利用している路線については、冬期の除雪等も実施している。

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・単独事業の内容に差異がある。 ・塩江町の林道については生活道として利用している。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の林道については高松市の林道として引き継ぐものとする。 ・塩江町で実施している事業等については、高松市において引き続き実施するものとする。

調 整 案
塩江町の林道については、高松市の林道として引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農林施設			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
1 生活改善センター	該当なし。	<p>(名称) 塩江町生活改善センター (塩江町大字安原下)</p> <p>(目的) 住民の生活改善の実践・研修等</p> <p>(概要) ・昭和51年度山村地域農村漁業特別事業により設置 ・敷地面積 1,987㎡ ・延床面積 197㎡ ・構造 鉄骨平屋 [和室(2室), 会議室(2室), 調理講習室]</p> <p>(設置時期) 昭和52年1月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無 料 目的外の使用 半日 8,400円 1日 5,250円</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	塩江町の農林施設については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	農林施設			
現況				
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
2 高齢者活動促進センター	該当なし。	<p>(名称) 塩江町高齢者活動促進センター (塩江町大字安原下)</p> <p>(目的) ・高齢者の知識・技術を活かした研修及び交流活動等</p> <p>(概要) ・平成9年度山村振興等農林漁業特別対策事業により設置 ・敷地面積 1,247m² ・延床面積 308m² ・構造 鉄骨造2階建 【会議室(3室), 研修室, 調理実習室]</p> <p>(設置時期) 平成9年6月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無料 目的外の使用 無料</p>		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	農林施設			
現況				
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
3 黒豆加工施設	該当なし。	<p>(名称) 黒豆加工施設 (塩江町大字安原下)</p> <p>(目的) 町の特産品である黒豆加工(甘納豆、黒豆茶等)</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度女性高齢者対策事業により設置 ・敷地 高齢者活動促進センター敷地内 ・延床面積 14㎡ ・構造 木造平屋 【調理台 冷蔵庫】 <p>(設置時期) 平成14年4月</p> <p>(使用料) 無料</p>		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産 業
分 類	農林施設			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点	課 題
4 中下所多目的 研修集会施設	該当なし。	<p>(名称) 中下所多目的研修集会施設 (塩江町大字安原上東)</p> <p>(目的) 塩江町住民の多目的集会場</p> <p>(概要) ・昭和55年度農業構造改善村落特別対策事業 により設置 ・敷地面積 877㎡(借地) ・延床面積 443㎡ ・構造 鉄骨2階 【1階:アリーナ(325㎡)】 【2階:和室(2室)】</p> <p>(設置時期) 昭和56年2月</p> <p>(使用料) 目的内の使用 無 料 目的外の使用 和 室 半日 1,570円 1日 3,150円 アリーナ 半日 8,400円 1日 15,750円</p>		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	水産振興	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 重要稚仔放流事業	<p>(目的) 瀬戸内海漁業の振興を図るため、放流事業を実施している。</p> <p>(放流魚種) ペラ種苗1,303kg</p> <p>(事業費) 1,953千円 (県1/2,市2/5の補助)</p> <p>(内容) 高松市瀬戸内漁業協同組合実施の放流事業に対し補助金を交付する。</p>	<p>(目的) 豊かな自然と豊富な水、温泉地のイメージアップのために放流事業を行っている。</p> <p>(放流魚種) 鮎100kg・アメゴ100kg・うなぎ73kg</p> <p>(事業費) 844千円 (県補助2/3)</p> <p>(内容) 町が県費補助を受け町淡水漁業組合と共同で放流を行っている。</p>
2 水産団体育成事業	<p>(目的) 水産団体の事業活動の充実強化を図り、水産業の振興を図る。</p> <p>(団 体) 高松市漁業協同組合連絡協議会 高松地区海苔養殖研究会 漁業後継者クラブ(5団体) 高松地区底曳網協議会</p> <p>(事業費) 2,610千円</p> <p>(内 容) 水産団体の年間事業活動に対し2分の1以内を補助している。</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・重要稚仔放流事業について、目的及び放流魚種に差異がある。</p> <p>・塩江町では、水産団体育成事業及び水産増養殖事業を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町が実施している重要稚仔放流事業については、高松市が引き継ぐものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の重要稚仔放流事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業		部会名	産業
分類	水産振興			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
3 水産増養殖事業	<p>(目的) 沿岸漁業の振興を図るため、増養殖事業を実施している。</p> <p>(増養殖種等)</p> <p>【のり養殖冷凍予備網】 2,800枚〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区海苔養殖研究会</p> <p>【わかめ養殖種系】 620m〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島・下笠居漁業協同組合</p> <p>【あわび種苗】 10,200個〔平成15年度実績〕 事業主体:女木島・男木島漁業協同組合</p> <p>【くるまえばい種苗】 10万尾〔平成15年度実績〕 事業主体:高松地区底曳網協議会</p> <p>【あさり種苗放流委託】 2,400kg〔平成15年度実績〕 委託先:香西漁業協同組合</p> <p>(補助額等) 3,038千円〔平成15年度実績〕</p> <p>(内容) 増養殖事業の実施及び事業に対し補助金を交付している。</p>	該当なし。		
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-15 農林水産関係事業	
分類	土地改良事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 事業主体	土地改良区(29団体) 共同施行体(17団体)	塩江町
2 国・県等補助事業	高松市土地改良事業補助規程および実施要領に基づき、土地改良区等に対して補助金の交付をしている。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 45～55% 県 25～33% 市 12～25% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 30～50% 県 10～25% 市 20～30% 地元 5～10% 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 市 25～45% 地元 5～25%	塩江町が事業主体となり、国・県の補助金の交付を受け、条例に基づき地元負担金を徴収して実施している。 県営土地改良事業 事業の補助率 国 55% 県 30% 町 10% 地元 5% 団体営土地改良事業 事業の補助率 国 55% 県 20% 町・地元 未定 単独県費補助土地改良事業 事業の補助率 県 50% 町 20% 地元 30%
3 市・町単独事業	高松市土地改良事業補助規程及び実施要領に基づき、補助金の交付をしている。 事業の補助率 市 85～100% 地元 0～15%	個人、団体が実施した農道、かんがい排水、土地基盤整備に対し、補助金交付申請により交付している。 (補助率) (農道、かんがい排水等) 事業費20万円以上100万円未満で1/2以内 (土地基盤整備) 事業費20万円以上300万円未満で1/3以内

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
・事業主体に差異がある。 ・国・県等補助事業及び市・町単独事業に差異がある。

対 応 策
・高松市の制度に統一する。 ・塩江町地域において、平成18年度末を目標として土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 塩江町地域において、土地改良区を設立するものとし、設立までの間の土地改良事業については、共同施行体等が事業主体となり、実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	地籍調査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 調査事業	<p>(目的) 国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図る。 (実施期間) 昭和39年～昭和54年 ・調査済面積 173.50km²</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。 (実施期間) 昭和59年～平成22年(予定) ・全体調査面積 72.64km² 平成14年度末調査済率 80%</p>
2 地籍管理	<p>(地籍図の修正) 平成11年度に作成した修正マニュアルに従い、修正登記の事務を行なっている。</p>	<p>(地籍図の修正) 修正マニュアルは作成していない。</p>

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・塩江町では、地籍調査が完了していない。 ・塩江町には、修正マニュアルがない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の地籍調査事業については、高松市に引き継ぐものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 15 農林水産関係事業	
分類	農業集落排水事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設	該当なし。	内場地区農業集落排水処理施設 処理対象区域 8集落 16.5ha 処理施設 1箇所 中継ポンプ 13基 管路総延長 6,442m
2 使用料		(一般世帯) 均等割 1,000円/月 人数割 500円/月・人 区域内世帯数 86戸(253人) 加入世帯数 75戸(203人) (事業所) 従業員数等により別に定める。 (事業所 11箇所 宿泊施設 1箇所加入) 平成15年度使用料 2,672千円
3 維持管理		(委託費等) 施設委託費 1,199千円 維持修繕費等 3,159千円 <u>平成15年度計 4,358千円</u>
4 償還金		償還期間 平成17年度～36年度 償還金 139,467千円

部 会 名	産 業
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
農業集落排水事業については、高松市に引き継ぐものとする。

協議第43号資料

「建設関係事業について」に関する資料

用途地域について	23
屋外広告物規制について	24
建築指導について	25 ~ 27
開発指導について	28 ~ 29
建築物等検査について	30 ~ 31
確認申請審査について	32
市・町道路等について	33
道路維持管理について	34
道路愛護団体について	35
急傾斜地崩壊対策事業について	36
水防対策について	37
市・町営住宅について	38 ~ 39
特定優良賃貸住宅制度について	40

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																																																																																		
分類	用途地域																																																																																		
現 況																																																																																			
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																																
1 概要	<p>平成16年5月17日に、線引き(市街化区域と市街化調整区域の区分)廃止と併せ、高松広域都市計画区域(高松市、牟礼町、三木町、香川町、香南町、国分寺町、綾南町)に再編した。この再編により、高松市の都市計画区域は、島嶼部と山田地区の4町(西・東植田町、菅沢町、池田町)を除く、16,195haが都市計画区域となった。</p> <p>このうち、旧市街化区域(4,754ha)については、良好な市街地環境の形成や都市における住居・商業・工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建物の用途や容積率・建蔽率・高さなどの形態を誘導する用途地域を指定している。</p>		該当なし。																																																																																
2 種類	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>面積 (ha)</th> <th>容積率 (%)</th> <th>建ぺい率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第一種低層住宅専用地域</td> <td>4.2</td> <td>60以下</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>22.2</td> <td>80 "</td> <td>50 "</td> </tr> <tr> <td>381.1</td> <td>100 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種低層住居専用地域</td> <td>83.8</td> <td>150 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種中高層住居専用地域</td> <td>718.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域</td> <td>316.6</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第一種住居地域</td> <td>903.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>第二種住居地域</td> <td>286.1</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>準住居地域</td> <td>35.4</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">近隣商業地域</td> <td>86.5</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>274.2</td> <td>300 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">商業地域</td> <td>1.2</td> <td>200 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>140.9</td> <td>400 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>55.7</td> <td>500 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>3.6</td> <td>600 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>1.7</td> <td>700 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>7.5</td> <td>800 "</td> <td>80 "</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>863.2</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業地域</td> <td>144.5</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>工業専用地域</td> <td>155.8</td> <td>200 "</td> <td>60 "</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,754</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)	第一種低層住宅専用地域	4.2	60以下	40以下	22.2	80 "	50 "	381.1	100 "	60 "	第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "	第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "	第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "	第一種住居地域	903.4	200 "	60 "	第二種住居地域	286.1	200 "	60 "	準住居地域	35.4	200 "	60 "	近隣商業地域	86.5	200 "	80 "	274.2	300 "	80 "	商業地域	1.2	200 "	80 "	140.9	400 "	80 "	55.7	500 "	80 "	3.6	600 "	80 "	1.7	700 "	80 "	7.5	800 "	80 "	準工業地域	863.2	200 "	60 "	工業地域	144.5	200 "	60 "	工業専用地域	155.8	200 "	60 "	合 計	4,754			
種 類	面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)																																																																																
第一種低層住宅専用地域	4.2	60以下	40以下																																																																																
	22.2	80 "	50 "																																																																																
	381.1	100 "	60 "																																																																																
第二種低層住居専用地域	83.8	150 "	60 "																																																																																
第一種中高層住居専用地域	718.8	200 "	60 "																																																																																
第二種中高層住居専用地域	316.6	200 "	60 "																																																																																
第一種住居地域	903.4	200 "	60 "																																																																																
第二種住居地域	286.1	200 "	60 "																																																																																
準住居地域	35.4	200 "	60 "																																																																																
近隣商業地域	86.5	200 "	80 "																																																																																
	274.2	300 "	80 "																																																																																
商業地域	1.2	200 "	80 "																																																																																
	140.9	400 "	80 "																																																																																
	55.7	500 "	80 "																																																																																
	3.6	600 "	80 "																																																																																
	1.7	700 "	80 "																																																																																
	7.5	800 "	80 "																																																																																
準工業地域	863.2	200 "	60 "																																																																																
工業地域	144.5	200 "	60 "																																																																																
工業専用地域	155.8	200 "	60 "																																																																																
合 計	4,754																																																																																		

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	屋外広告物規制	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施機関	中核市として、高松市が実施	香川県において、同様の業務を実施
2 概要	高松市屋外広告物条例に基づき、美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するために屋外広告物の許可等の規制事務を行っている。	
3 屋外広告物の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・張り紙 ・屋上広告 ・消火栓標識添加 ・バス停標識表示 ・電柱(巻付) ・電柱(添加) ・突き出し広告 ・壁面広告 ・野立(広告板) ・野立(広告塔) 	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市に移行する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類		建築指導			
		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	塩 江 町			
1 建築審査会の設置	(実施機関) 特定行政庁()として、高松市が実施 (設置日) 昭和46年4月1日 (委員数) 7名 (内容) ・建築基準法第94条第1項の審査請求に対する採決についての議決 ・特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査・審議 ・建築基準法の施行に関する事項についての関係行政機関に対する建議	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		・実施機関に差異がある。 ・塩江町では、建築紛争調整委員を設置していない。 ・塩江町では、狭あい道路拡幅整備を実施していない。	
2 建築紛争調整委員の設置	(設置日) 平成9年3月27日 (内容) 「高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱」に基づき、紛争当事者が自主的な解決のための努力をしたにもかかわらず合意に至らなかったものについて、紛争当事者の双方から紛争の調整の申出があったときに紛争解決のための調停に関する事項について調査審議を行う。	該当なし。		対 応 策 高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
3 各関係法に係る指導	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)、建築物の耐震改修の促進に関する法律及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、指導を行っている。	(実施機関) 香川県において同様の業務を実施		調 整 案 高松市の制度を適用する。	

特定行政庁とは、建築基準法において、独立の行政機関の性格を有する建築主事を置く地方公共団体の長を指す。人口25万人以上の市及び建築主事を置くその他の市町村の区域については、当該自治体の長が、また、建築主事を置かない市町村の区域については、都道府県知事がこれに該当する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築指導	
	現 況	
項目	高 松 市	高 塩 江 町
4 違法建築等の指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 違反建築物の防止のため、建築監視員によるパトロールを行っている。 ・違反建築物に対する使用禁止、使用制限、是正、勧告、命令措置 ・毎年10月には高松市内一斉公開パトロールを実施</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
5 道路の相談指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の道路の定義に基づく調査位置付けを行うとともに、同条第2項に規定される幅員4m未満の道路について、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、狭あい拡幅整備の協力を求めている。また、同法第44条関係の例外許可については、一定の基準を確保しているものについて建築基準法の道路位置付を行っている。</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>
6 特殊建築物等の防災指導	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 不特定多数の人が利用する特殊建築物の安全性の確保と適正な維持管理を図り、事故の発生を未然に防止するため、建築物の所有者、管理者に対し、防災指導を実施している。(年3回建築物防災週間時に立ち入り調査を実施)</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	建築指導	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
7 建築許可事務	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・建築基準法第43条に規定される敷地と道路の間に水路、空地がある場合等の例外許可 ・建築基準法の建築制限の例外許可	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施
8 狭あい道路拡幅整備(補助)	(内容) 高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築基準法第42条第2項に規定される幅員4m未満の道路を、市民の理解と協力の下に、狭あい道路拡幅整備を促進し、良好な住環境を確保している。 (・後退に係る測量、分筆・所有権移転、登記費用の助成・後退部分の門、塀などの撤・移転費用の一部を助成)	該当なし。
9 かけ地近接等危険住宅移転事業	(内容) かけ地の崩壊の危険が著しい区域に建っている住宅(昭和49年以前に建築された住宅に限る。)の安全な場所への移転を促進するため、危険住宅の除去などと新たに建設・購入する経費に補助金を交付する。	高松市と同じ。
10 その他建築に関する指導	高松市建築基準法施行条例、高松市建築基準法施行細則、高松市旅館施設等の建築に関する指導要綱、高松市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱、高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱、高松市狭あい道路拡幅整備要綱に基づき、建築に関する指導を行っている。	該当なし。

部 会 名	都市開発
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	開発指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 開発審査会の設置	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (設置日) 平成12年4月1日 (委員数) 5名 (内容) 都市計画法第81条第1項の規定に基づく監督処分不服のある者からの審査請求について、その採決を行う。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	問 題 点 ・ 課 題	
			実施機関に差異がある。	
2 開発指導	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第33条の開発許可の基準及び高松市開発指導要綱や運用基準並びに香川県開発許可の手引き等の規定に基づき、開発指導を行っている。 (対象面積) ・都市計画区域 1,000㎡以上 ・都市計画区域外 1ha以上	(実施機関等) 香川県において、1ha以上の開発について、同様の業務を実施している。 なお、1,000㎡以上1ha未満の開発については塩江町の土地開発指導要綱にて対応している。	対 応 策	
			高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
3 開発行為等	(実施機関) 中核市として、高松市が実施 (内容) 都市計画法第29条の規定に基づく一定規模以上の開発行為に対する開発許可制度 平成15年度実績 156件	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	開発指導			
	現 況			
項 目	高 松 市	高 塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 優良宅地認定	<p>(実施機関) 中核市として、高松市が実施</p> <p>(内容) 租税特別措置法に基づく土地譲渡に対する重課の適用除外、長期譲渡所得等に対する課税の軽減を受けるための優良宅地の認定制度 平成15年度実績 0件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
5 道路位置指定	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) 建築基準法第42条の規定に基づき、利害関係人からの申請により、特定行政庁が、道を建築基準法上の道路として認める処分 平成15年度実績 13件</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	建築物等検査			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 建築物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・中間検査は木造建築物の建築基準法による中間検査と公庫融資の現場審査があり、建物の安全性確保のため軸組みを緊結した状況の検査を実施している。 ・完了検査は建築基準法による完了検査と公庫融資の竣工検査があり、建築物の一般規定、構造規定、防火区画、避難規定、排煙規定、非常用照明、内装、建築設備等の検査を実施している。	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	実施機関に差異がある。	
2 工作物の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁等の構造上・防火上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	対 応 策	
			高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
3 建築設備の検査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) 建築物内のエレベーター、エスカレーター等の防火上・避難上の検査	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部会名	都市開発		
分類	建築物等検査					
現 況						
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題			
4 仮設建築物の検査	<p>(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施</p> <p>(内容) ・仮設建築物 仮設興行場、仮設店舗等(建築工事施工のため、既存建築物に替わる建築物)の防火上、避難上の検査 ・仮使用建築物 建築物の増築、改築、大規模の修繕もしくは模様替の工事における廊下・階段等の避難施設、消化施設、非常用照明装置、非常用昇降機、防火区画等の安全・防火・非難上安全上の検査</p>	<p>(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施</p>				
					対 応 策	
					調 整 案	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	都市開発
分 類	確認申請審査			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 建築確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(申請物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施	実施機関に差異がある。	
2 工作物確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(工作物)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(工作物)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
3 建築設備確認申請審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・確認申請書(建築設備)の審査 ・指定確認検査機関が行う確認(建築設備)審査 ・法律相談及び指導等	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
4 関係法等に関する審査	(実施機関) 特定行政庁として、高松市が実施 (内容) ・住宅金融公庫の設計審査 ・建設リサイクル法届出書の審査 ・福祉の街づくり条例届出書の審査 ・法律相談及び指導(建築基準関係規定、建築士法、ハートビル法、建築リサイクル法、香川県福祉のまちづくり条例、住宅金融公庫法等)	(実施機関) 香川県において、同様の業務を実施		
			対 応 策	
			高松市の制度を適用するとともに、実施機関を香川県から高松市へ移行する。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																																																					
分類	市・町道路等																																																					
	現			況																																																		
項目	高 松 市			塩 江 町																																																		
1 道路状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>31,732</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>223,897</td> <td>0</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1,571,653</td> <td>97,326</td> <td>94.2</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	31,732	0	100.0	県道	223,897	0	100.0	市道	1,571,653	97,326	94.2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">延長(m)</th> <th rowspan="2">舗装率 (%)</th> </tr> <tr> <th>舗装済</th> <th>砂利道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国道</td> <td>12,269.7</td> <td></td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>44,852.0</td> <td></td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>町道</td> <td>106,754.3</td> <td>140.7</td> <td>99.86</td> </tr> </tbody> </table>			区分	延長(m)		舗装率 (%)	舗装済	砂利道	国道	12,269.7		100.0	県道	44,852.0		100.0	町道	106,754.3	140.7	99.86												
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	31,732	0	100.0																																																			
県道	223,897	0	100.0																																																			
市道	1,571,653	97,326	94.2																																																			
区分	延長(m)		舗装率 (%)																																																			
	舗装済	砂利道																																																				
国道	12,269.7		100.0																																																			
県道	44,852.0		100.0																																																			
町道	106,754.3	140.7	99.86																																																			
2 市・町道延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>251,784</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>1,205,848</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>103,402</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td>107,955</td> </tr> </tbody> </table>			幅 員	実延長(m)	2.5m未満	251,784	2.5m以上 6.5m未満	1,205,848	6.5m以上 8.5m未満	103,402	8.5m以上	107,955	<table border="1"> <thead> <tr> <th>幅 員</th> <th>実延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5m未満</td> <td>4,021</td> </tr> <tr> <td>2.5m以上 6.5m未満</td> <td>96,244</td> </tr> <tr> <td>6.5m以上 8.5m未満</td> <td>6,033</td> </tr> <tr> <td>8.5m以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			幅 員	実延長(m)	2.5m未満	4,021	2.5m以上 6.5m未満	96,244	6.5m以上 8.5m未満	6,033	8.5m以上																													
幅 員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	251,784																																																					
2.5m以上 6.5m未満	1,205,848																																																					
6.5m以上 8.5m未満	103,402																																																					
8.5m以上	107,955																																																					
幅 員	実延長(m)																																																					
2.5m未満	4,021																																																					
2.5m以上 6.5m未満	96,244																																																					
6.5m以上 8.5m未満	6,033																																																					
8.5m以上																																																						
3 市・町・管理橋梁	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>22</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>4</td> <td>88</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>1,037</td> <td>4,104</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>103</td> <td>3,223</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td>8</td> <td>1,664</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満	22	64	15m以上100m未満	4	88	100m以上			永久橋	15m未満	1,037	4,104	15m以上100m未満	103	3,223	100m以上	8	1,664	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>橋数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">非永久橋</td> <td>15m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">永久橋</td> <td>15m未満</td> <td>35</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>15m以上100m未満</td> <td>14</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>100m以上</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区 分		橋数	延長(m)	非永久橋	15m未満			15m以上100m未満			100m以上			永久橋	15m未満	35	192	15m以上100m未満	14	405	100m以上		
区 分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満	22	64																																																			
	15m以上100m未満	4	88																																																			
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	1,037	4,104																																																			
	15m以上100m未満	103	3,223																																																			
	100m以上	8	1,664																																																			
区 分		橋数	延長(m)																																																			
非永久橋	15m未満																																																					
	15m以上100m未満																																																					
	100m以上																																																					
永久橋	15m未満	35	192																																																			
	15m以上100m未満	14	405																																																			
	100m以上																																																					
4 認定基準	市道認定基準要綱を定めている。			該当なし。																																																		

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町においては、道路認定基準を定めていない。

対 応 策
高松市の市道認定基準を適用する。 塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 塩江町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部 会 名	土 木
分 類	道路維持管理			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 市 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 修繕	市道の路側・側溝・雨水桝などの道路施設や舗装・暗渠等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。		
2 補修	市道上の陥没、路面のひび割れなどについて、現状での機能回復を原則として、簡易なものは現場事務所や本庁職員による原材料(常温合材、グレーチング、凍結防止剤)で対応している。また、根本的に補修を要する場合は、業者発注により実施している。 路面凍結防止剤を市内2箇所の公共の場所へ置き、地区住民において対応している。	高松市と同じ。		
3 清掃	市内の主要幹線道路(1級・2級) について、道路路面・雨水桝・側溝・暗渠清掃・地下道ポンプ井等の清掃を業務委託、その他道路については、地元等の通報により業務委託で実施している。 また、草刈について、県管理河川堤防の道路や、山間部で人家がなく、見通しが悪く交通安全上危険な箇所は業務委託で実施している。	高松市と同じ。		
4 交通安全施設修繕	交通安全施設であるカーブミラー・防護柵・道路標識・区画線・交差点案内標識・視線誘導標識等の修繕を業者発注により実施している。	高松市と同じ。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	道路愛護団体	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	たかまつマイロード	塩江町道路愛護会
2 組織	(団体数) 13道路愛護団体 (活動) 市道周辺の自治会等の団体が、道路の清掃・緑化活動などを、地域住民と協働して道路の維持管理や美化活動を実施している。	(団体数) 37道路愛護会 (活動) 高松市と同じ。
3 支援	たかまつマイロード実施要領に基づき、各道路愛護団体へ清掃用具を支給するとともに、清掃に伴う傷害保険への加入費用を負担している。	塩江町道路愛護補助金交付要綱に基づき、自治会等の道路愛護団体へ補助金を交付するとともに町道草刈保険に加入している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町道路愛護会への補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	急傾斜地崩壊対策事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象	急傾斜地の崩壊によるおそれのある集落で、移転適地がなく、かつ、工事費が至大で、土地の所有者等において崩壊防止工事を施工することが著しく困難、または不適切と認められるもので、香川県急傾斜地崩壊防止対策事業県費補助要綱の採択基準を満たすもの。	高松市と同じ。
2 区域の指定	(指定区域数) 18地区 (指定区域面積) 20.08 ha	(指定区域数) 5地区 (指定区域面積) 9.82 ha
3 採択基準等	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が5戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 2/3 市 1/3 地元 0	(採択基準) 斜面の高さが5m以上、傾斜度が30度以上のもので民家の戸数が2戸以上のもの。 (事業費負担区分) 県 20/30 町 7/30 地元 3/30

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
採択基準及び事業費負担区分に差異がある。

対 応 策
塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。 なお、合併後において、高松市の制度の見直し等について検討するものとする。

調 整 案
塩江町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業	
分類	水防対策	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	水防法に基づいて高松市水防計画を作成し、それに準じ、洪水、高潮等による水災を警戒・防御し、被害の軽減を図り、市民の生命、財産を保持する。	水防法に基づいて塩江町水防計画を作成し、洪水等による災害を警戒・防御し、被害を最小限に抑えるため、関係諸機関と連携し、水防に必要な体制を整えるとともに、活動方法を定め、適切な水防活動の実施を図る。
2 組織	<ul style="list-style-type: none"> ・水防管理者 高松市長 ・本部長 助役 ・水防本部員 関係各部長、課長、係長 ・関係機関 香川県、警察署、消防団ほか 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者 塩江町長 ・水防本部員 各所属の課(室)長 ・関係機関 警察署、町議会、消防団、自治会長
3 水防本部の活動	大雨、洪水、高潮等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。	大雨、洪水等に対する危険がある時、危険が解消されるまで、水防活動を迅速かつ積極的に推進する。
4 水防本部の設置時期	香川県知事より大雨、洪水、高潮、暴風の警報の通知があったとき、また大雨、洪水、高潮の注意報発令時においても明らかに被害が予想されるときに設置する。 大雨、洪水、高潮等に対する危険が解消し、かつ水防活動が完了する等した場合、本部長の判断により解散する。	香川県防災情報システム及び防災FAX等により、気象情報(注意報・警報)を収集し、水防管理者が必要と認めたと時から、危険が解消するまでの間、水防本部員を召集し、設置する。また、水防本部員の判断により、気象情報等を考慮し、所属課員を待機させ、水防活動体制を整える。
5 命令系統	水防計画書の水防本部の組織及び事務分掌に基づき、本部長以下関係各課が水防業務の総括処理にあたる。	総務企画課長は、課員を以って気象及び被害の情報収集して関係各課へ伝達し、関係各課長(水防本部員)は課員を以って事態に対処する。
6 避難勧告等の住民への周知方法	有線放送、CATV及び広報車等で周知している。	全戸を対象として、ケーブル電話サービス告知放送及びケーブルテレビで周知している。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水防本部の設置時期等が異なる。 ・避難勧告等の住民への周知方法が異なる。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。 なお、水防計画については、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																																							
分類	市・町営住宅																																							
	現		況																																					
項目	高 松 市		塩 江 町																																					
1 住宅の種類及び戸数	市営住宅	40団地 4,159戸	町営住宅	3団地 57戸																																				
	一般住宅	3,581戸	一般住宅	15戸																																				
	改良住宅	572戸	改良住宅	-																																				
	LSA住宅	2戸	LSA住宅	-																																				
	特公賃住宅	-	特公賃住宅	42戸																																				
	応急簡易住宅	4戸																																						
2 申込み資格	住所要件なし。		住所要件あり(町内居住者)。																																					
3 住宅使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>3,581</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>改良住宅</td> <td>572</td> <td>4,500</td> <td>1,900</td> </tr> <tr> <td>LSA住宅</td> <td>2</td> <td>47,000</td> <td>44,000</td> </tr> <tr> <td>応急簡易住宅</td> <td>4</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公営住宅法等により定められている。</p> <p>家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>市町村立地係数 1.1 利便性係数 0.70 ~ 0.84</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	3,581	所得金額により異なる		改良住宅	572	4,500	1,900	LSA住宅	2	47,000	44,000	応急簡易住宅	4	1,000	1,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>15</td> <td colspan="2">所得金額により異なる</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>42</td> <td>42,000</td> <td>38,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>公営住宅法等により定められている。</p> <p>家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数</p> <p>市町村立地係数 0.7 利便性係数 0.9</p>		種類	戸数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	15	所得金額により異なる		特公賃住宅	42	42,000	38,000
種類	戸数	使用料(円/月)																																						
		最高	最低																																					
一般住宅	3,581	所得金額により異なる																																						
改良住宅	572	4,500	1,900																																					
LSA住宅	2	47,000	44,000																																					
応急簡易住宅	4	1,000	1,000																																					
種類	戸数	使用料(円/月)																																						
		最高	最低																																					
一般住宅	15	所得金額により異なる																																						
特公賃住宅	42	42,000	38,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の種類及び申込み資格に差異がある。 ・高松市の制度に統一する場合、家賃算定用係数に係る、塩江町営住宅の利便性係数を変更する必要がある。 ・駐車場使用料が異なる。 ・塩江町では、車庫証明用書類の発行手数料及び督促手数料を徴収していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ・塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとする。 ・申込み資格については、高松市の制度に統一する。 ・塩江町の住宅使用料については、塩江町の利便性係数を変更し、現家賃との差が生じないように調整するものとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 塩江町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、住宅使用料については、現家賃との差が生じないように調整するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業																						
分類	市・町営住宅																						
項目	現 高 松 市		況 塩 江 町																				
4 駐車場使用料	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">区画数</th> <th colspan="2">使用料(円/月)</th> </tr> <tr> <th>最高</th> <th>最低</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>520</td> <td>6,000</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例施行規則で団地ごとに定めている。</p>		種類	区画数	使用料(円/月)		最高	最低	一般住宅	520	6,000	2,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区画数</th> <th>使用料(円/月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般住宅</td> <td>18</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>特公賃住宅</td> <td>87</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例で定めている。</p>		種類	区画数	使用料(円/月)	一般住宅	18	1,000	特公賃住宅	87	1,000
種類	区画数	使用料(円/月)																					
		最高	最低																				
一般住宅	520	6,000	2,000																				
種類	区画数	使用料(円/月)																					
一般住宅	18	1,000																					
特公賃住宅	87	1,000																					
5 車庫証明用書類の発行手数料	350円		無料																				
6 督促手数料	100円		徴収規定なし。																				

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 16 建設関係事業		部会名	土木
分類	特定優良賃貸住宅制度			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 目的	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、民間の土地所有者や住宅供給公社等による賃貸住宅の供給に対して、建設費補助その他の助成制度を創設し、中堅所得者世帯向けの良質な賃貸住宅の供給を促進することで、民間賃貸住宅ストックの質的向上を図り、もって市民の住生活の安定と良好な地域形成に資することを目的とする。	該当なし。	塩江町では、特定優良賃貸住宅制度がない。	
2 認定基準	<p>主な要件</p> <p>1団地の住宅戸数が10戸以上であること。</p> <p>住戸面積は1団地平均で65㎡以上など、市長が定める建設基準に適合すること。</p> <p>入居者の資格が、同居親族のいる中堅所得者であること。</p>		対 応 策	
3 補助の内容	共同施設等の整備に要する費用の2/3 家賃と入居者負担額との差額		高松市の制度を適用する。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

「交通関係事業について」に関する資料

交通安全運動について	133
交通安全活動について	134
交通安全資材の配布について	135
市・町民交通傷害保障について	136
放置車両等対策について	137 ~ 138
チャイルドシート助成について	139
生活バス路線維持について	140

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	交通安全運動	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・春の交通安全運動 4月 ・秋の交通安全運動 9月 ・年末、年始の交通安全運動 12月～1月 ・高齢者の交通安全日 毎月5日 ・自転車の交通安全日 毎月8日 ・市民の交通安全日 毎月20日 ・交通安全対策会議 2回/年 ・交通安全都市推進協議会 6回/年 ・交通安全母の会連絡協議会 16回/年 ・各種交通安全会議 25回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・春の交通安全運動 4月 ・秋の交通安全運動 9月 ・年末、年始の交通安全運動 12月～1月 ・高齢者の交通安全日 毎月5日 ・自転車の交通安全日 毎月8日 ・市民の交通安全日 毎月20日 ・交通安全対策会議 該当なし。 ・交通安全都市推進協議会 該当なし。 ・交通安全母の会連絡協議会 年4回程度 ・各種交通安全会議 該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題
活動内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	交通安全活動	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 交通安全指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全母の会指導者研修会 保育所、幼稚園、小学校交通安全担当者研修会 老人クラブ指導者研修会 PTA指導者研修会 校区(地区)交通安全母の会研修会 高齢者交通指導員研修会 	該当なし。
2 交通安全教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> 保育所 2回/年(年間延べ100回) 幼稚園 2回/年(年間延べ88回) 小・中学校 1回または2回/年(年間延べ66回) 高齢者 延べ15回/年 母親教室 延べ8回/年 地域、団体 延べ18回/年 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所 2回/年 小学校 2回/年 中学校 1回/年 高齢者 1回/年 母親教室 該当なし。 地域、団体 該当なし。
3 街頭交通指導の実施主体等	交通安全協力会・PTA・子ども会育成協議連絡会等が実施している。	PTA等を中心に実施している。また、交通指導員による街頭補導を毎週月曜日に実施している。
4 マナーアップモデル地区事業	<p>(指定) 毎年度3地区を指定</p> <p>(目的) 全市民の模範となる交通安全活動を実践することにより、交通マナーの向上を図るとともに市民福祉の増進と交通安全都市の実現を図る。</p>	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 塩江町では、交通安全指導者研修会を実施していない。 交通安全教室の開催回数等に差異がある。 街頭交通指導の実施主体等に差異がある。 塩江町では、マナーアップモデル地区事業を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	交通安全資材の配布	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 保育所・幼稚園・学校関係資材	<p>目的 新入学児童に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所・幼稚園) 鈴付リボン、交通安全絵本、紙芝居 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、黄色いワッペン、黄色いハンカチ、交通安全絵本 (中学生) 該当なし。</p>	<p>目的 新入学児童生徒に対して交通事故にあわないように交通安全用品を贈呈する。</p> <p>配布物 (保育所) 鈴付リボン、交通安全絵本 (小学校) 鈴付リボン、ランドセルカバー、サクランボワッペン、交通安全絵本 (中学生) ヘルメット</p>
2 街頭補導用資材	<p>(目的) 児童の登校の安全確保 (配布物) 指導旗、帽子、腕章 (対象者等) 街頭補導員</p>	高松市と同じ。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題	保育所・幼稚園・学校関係資材の配布物等に差異がある。
-----------	----------------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業																																					
分類	市・町民交通傷害保障																																					
現 況																																						
項目	高 松 市	塩 江 町																																				
1 名称	高松市市民交通傷害保険	塩江町交通傷害保険																																				
2 加入者の資格	市内に住所を有する者(外国人登録者を含む)	町内に住んでいる者(外国人登録者を含む)																																				
3 保険期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで (中途加入は加入の翌日から)	毎年11月1日から翌年10月31日まで (中途加入は加入受付時)																																				
4 保険料	年間1人1口 720円(2口まで加入可)	年間1人2口 1,200円																																				
5 保険請求期間	交通事故発生日から2年以内	高松市と同じ。																																				
6 保険金	<p>死亡・後遺障害の場合 100万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	120,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000	治療期間1日以上1週間未満	5,000	<p>死亡・後遺障害の場合 200万円 傷害を受けた場合 下記のとおり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>傷 害 の 程 度</th> <th>保 険 金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>治療期間6ヶ月以上</td> <td>240,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満</td> <td>140,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1週間以上1ヶ月未満</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>治療期間1日以上1週間未満</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)	治療期間6ヶ月以上	240,000	治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000	治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000	治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000	治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000	治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000	治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000	治療期間1日以上1週間未満	10,000
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	120,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	90,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	70,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	50,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	30,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	10,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	5,000																																					
傷 害 の 程 度	保 険 金 (円)																																					
治療期間6ヶ月以上	240,000																																					
治療期間5ヶ月以上6ヶ月未満	180,000																																					
治療期間4ヶ月以上5ヶ月未満	140,000																																					
治療期間3ヶ月以上4ヶ月未満	100,000																																					
治療期間2ヶ月以上3ヶ月未満	60,000																																					
治療期間1ヶ月以上2ヶ月未満	40,000																																					
治療期間1週間以上1ヶ月未満	20,000																																					
治療期間1日以上1週間未満	10,000																																					

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題	保険期間、保険料及び保険金に差異がある。
-----------	----------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。 ただし、保険期間については、合併時までに調整するものとする。
-------	--

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目		24 - 17 交通関係事業		部会名	土木
分類		放置車両等対策			
		現況		問題点課題	
項目		高松市	塩江町		
1 放置自動車対策	<p>(内容) 放置自動車の発生を防止するとともに適正な処理を行う。 (対象車両) 125ccを超える車両(2輪車を含む) (対象区域) 道路、公園、公営住宅、その他国又は公共団体が設置・管理する場所</p>	該当なし。			
2 放置自転車対策	<p>(内容) 公共の場所から放置自転車を排除し、歩行者等の通行の安全と円滑を確保し、良好な都市環境を保持する。 (放置禁止区域) JR四国高松駅地区、中央通り、美術館通り、琴電瓦町駅地区、サンポート高松地区 (放置整理区域) JR四国栗林駅地区、琴電瓦町駅地区、琴電栗林公演駅地区 (整理及び撤去) ・放置禁止区域、整理区域及び自転車等駐車場内の放置自転車等の整理を行うため、定期的に警告札等の貼り付けを行い、一定期間・期間経過後撤去作業を実施。その他区域についても、通報等により、随時撤去作業を実施している。 ・撤去した自転車等は、保管所に60日間保管し、その間所有者等の調査を行い、返還通知を行う。 ・返還時には、移送保管料として、自転車1,500円、原動機付自転車2,500円の徴収を行う。</p>	該当なし。		対応策	
				調整案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 17 交通関係事業		部会名		土木																										
分類		放置車両等対策																														
現況																																
項目		高松市		塩江町		問題点課題																										
3 放置自転車 保管後の再 利用		<p>レンタサイクルシステム (レンタサイクルポート設置場所) 瓦町地下レンタサイクルポートほか4か所 (配置台数) 740台 (料金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般</th> <th>学生等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>24時間以内</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> <tr> <td>24時間超</td> <td colspan="2">24時間までごとに100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>放置自転車の一般販売 放置自転車のうち引き取り手がなく再利用が可能な自転車を、自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却し、同推進協会に加盟している29の自転車店が点検・整備を行い各店舗で一般販売を行っている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>販売台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13</td> <td>347台</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>670台</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>636台</td> </tr> </tbody> </table>		区分	一般	学生等	定期利用	1か月	2,000円	1,800円	3か月	5,500円	5,000円	一時利用	24時間以内	100円		24時間超	24時間までごとに100円		年度	販売台数	13	347台	14	670台	15	636台	該当なし。			
区分	一般	学生等																														
定期利用	1か月	2,000円	1,800円																													
	3か月	5,500円	5,000円																													
一時利用	24時間以内	100円																														
	24時間超	24時間までごとに100円																														
年度	販売台数																															
13	347台																															
14	670台																															
15	636台																															
対応策																																
調 整 案																																

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業	
分類	チャイルドシート助成	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	チャイルドシートの着用を推進し、自動車運転中の子どもの安全を守り、交通事故の軽減を図る。
2 対象		塩江町内に住所を有する6歳未満の子どもがいる世帯の世帯主
3 支給数		子どもの人数に応じて、1人につき2回を限度
4 支給額		購入金額の2分の1(2万円を限度)

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 課 題
高松市では、実施していない。

対 応 策
塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
塩江町地域におけるチャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 17 交通関係事業																																																		
分類	生活バス路線維持																																																		
項目	現 況																																																		
	高 松 市	塩 江 町																																																	
1 内容	減便や廃止になっている路線バスに対し、市民の足の維持・確保のため、12の路線に対して補助している。	廃止になった1路線に対し、住民の公共交通機関確保のため、廃止路線代替バスとして、町営バス(がんばんバス)を運行している。																																																	
2 対象路線	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民病院 ループバス</td> <td>新北町</td> <td>市民病院</td> </tr> <tr> <td>ショッピング ホ-循環バス</td> <td>高松駅</td> <td>高松駅</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(宮脇)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>弓弦羽(県体)</td> <td>高松駅</td> <td>弓弦羽</td> </tr> <tr> <td>御厩</td> <td>県立体育館前</td> <td>県立総合プール</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(レインボー)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>川島(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>川島車庫前</td> </tr> <tr> <td>西植田(サンメッセ)</td> <td>高松駅</td> <td>西植田</td> </tr> <tr> <td>浦生</td> <td>高松駅</td> <td>浦生</td> </tr> <tr> <td>引田線(引田)</td> <td>高松駅</td> <td>引田</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	運行系統		起 点	終 点	市民病院 ループバス	新北町	市民病院	ショッピング ホ-循環バス	高松駅	高松駅	弓弦羽	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽	弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽	御厩	県立体育館前	県立総合プール	川島	高松駅	川島車庫前	川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前	川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前	西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田	浦生	高松駅	浦生	引田線(引田)	高松駅	引田	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">路線名</th> <th colspan="2">運行系統</th> </tr> <tr> <th>起 点</th> <th>終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上西</td> <td>塩江</td> <td>松尾</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考 塩江～奥の湯温泉 (6.5 km) 月～金 7.5 往復 土・日 7 往復</p> <p>奥の湯温泉～松尾 (2 km) 月～金 2 往復</p>	路線名	運行系統		起 点	終 点	上西	塩江	松尾
路線名	運行系統																																																		
	起 点	終 点																																																	
市民病院 ループバス	新北町	市民病院																																																	
ショッピング ホ-循環バス	高松駅	高松駅																																																	
弓弦羽	高松駅	弓弦羽																																																	
弓弦羽(宮脇)	高松駅	弓弦羽																																																	
弓弦羽(県体)	高松駅	弓弦羽																																																	
御厩	県立体育館前	県立総合プール																																																	
川島	高松駅	川島車庫前																																																	
川島(レインボー)	高松駅	川島車庫前																																																	
川島(サンメッセ)	高松駅	川島車庫前																																																	
西植田(サンメッセ)	高松駅	西植田																																																	
浦生	高松駅	浦生																																																	
引田線(引田)	高松駅	引田																																																	
路線名	運行系統																																																		
	起 点	終 点																																																	
上西	塩江	松尾																																																	

部 会 名	都 市 開 発
-------	---------

問 題 点 課 題	高松市では事業者に対し補助をしているが、塩江町では、町営バスを運行している。
-----------	--

対 応 策	塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。
-------	--

調 整 案	塩江町地域における町営バスの運行については、現行のとおり高松市に引き継ぐものとする。
-------	--

協議第18号資料

「上水道事業について」に関する資料

経営形態・会計制度等について	9
水道料金について	10
給水装置新設等負担金について	11
手数料について	12 ~ 13
浄水施設の維持管理について	14
受付・収納について	15
漏水対策について	16
水質検査について	17
(参考資料1)水道料金の比較表	18
(参考資料2)負担金・手数料の費用負担例	19

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	経営形態、会計制度等	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 経営形態	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道事業 ・地方公営企業法適用事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道事業 ・地方公営企業法非適用事業 ・簡易水道事業であることによる優遇措置 (1)過疎債の発行が可能である。 (2)国庫補助対象事業となる。 (3)県費補助対象事業となる。 (4)一般会計からの繰出しが可能である。 (5)国への事業認可変更が不要で、県への届出のみでよい。
2 会計制度	企業会計(複式簿記)	官庁会計(単式簿記)
3 事業認可	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道施設整備事業」 ・平成15年7月 事業認可 ・目標年次 平成29年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次拡張事業」 ・平成14年10月 事業認可 ・目標年次 平成22年度

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
経営形態・会計制度・事業認可が異なっている

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市水道事業と塩江町簡易水道事業の2つを存続させ、水道局で運営管理する。 ・簡易水道事業についても地方公営企業法適用事業とし、企業会計(複式簿記)により処理する。

調 整 案
塩江町の簡易水道事業を、高松市の簡易水道事業として引き継ぐ。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)																																																																																																																																
分類	水道料金																																																																																																																																
現 況																																																																																																																																	
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																																																																														
1 料金体系	<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)基本料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>7,600円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>16,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>34,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>62,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>160,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)従量料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">用途等の別</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">専用栓</td> <td rowspan="3">一般用 メータ口径 13mm、 20mm</td> <td>1m³から10m³まで</td> <td>40円</td> </tr> <tr> <td>11m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一般用 メータ口径 25mm以上</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">湯屋用</td> <td>1m³から20m³まで</td> <td>65円</td> </tr> <tr> <td>21m³から100m³まで</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>101m³以上</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>特殊用</td> <td></td> <td>480円</td> </tr> <tr> <td>連用栓</td> <td colspan="3">各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものととして算定する。</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	金 額	13mm	1,000円	20mm	2,000円	25mm	3,000円	40mm	7,600円	50mm	16,000円	75mm	34,000円	100mm	62,000円	150mm	160,000円	種 別	用途等の別	金 額		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円	11m ³ から20m ³ まで	130円	21m ³ から100m ³ まで	200円		101m ³ 以上	240円	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円	21m ³ から100m ³ まで	200円	101m ³ 以上	240円	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円	21m ³ から100m ³ まで	100円		101m ³ 以上	120円	特殊用		480円	連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものととして算定する。			<p>次の(1)、(2)の合計額に100分の105を乗じた額。 ただし、1円未満は切り捨てる。</p> <p>(1)メータ使用料(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>50円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>120円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>160円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>240円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>360円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>2,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2)水道料金(1か月につき)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">用途別</th> <th rowspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超 過 料 金</th> </tr> <tr> <th>使用水量</th> <th>単価(1m³につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">専用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>2,300円</td> <td>101m³以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体用</td> <td>20m³まで</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>101m³以上</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">臨時用</td> <td>1m³</td> <td>2m³から100m³まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>300円</td> <td>101m³以上</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共用</td> <td rowspan="2">家庭用</td> <td>10m³まで</td> <td>11m³から100m³まで</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>2,100円</td> <td>101m³以上</td> <td>240円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">連用</td> <td rowspan="2">団体用</td> <td>20m³まで</td> <td>21m³から100m³まで</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td>4,500円</td> <td>101m³以上</td> <td>280円</td> </tr> </tbody> </table>		メータ口径	金 額	13mm	50円	20mm	120円	25mm	160円	30mm	240円	40mm	360円	50mm	1,000円	75mm	2,000円	種別	用途別	基本料金	超 過 料 金		使用水量	単価(1m ³ につき)	専用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円	2,100円	101m ³ 以上	240円	営業用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	270円	2,300円	101m ³ 以上	300円	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円	4,500円	101m ³ 以上	280円	臨時用	1m ³	2m ³ から100m ³ まで	300円	300円	101m ³ 以上	300円	共用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円	2,100円	101m ³ 以上	240円	連用	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円	4,500円	101m ³ 以上	280円
メータ口径	金 額																																																																																																																																
13mm	1,000円																																																																																																																																
20mm	2,000円																																																																																																																																
25mm	3,000円																																																																																																																																
40mm	7,600円																																																																																																																																
50mm	16,000円																																																																																																																																
75mm	34,000円																																																																																																																																
100mm	62,000円																																																																																																																																
150mm	160,000円																																																																																																																																
種 別	用途等の別	金 額																																																																																																																															
		使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																																																														
専用栓	一般用 メータ口径 13mm、 20mm	1m ³ から10m ³ まで	40円																																																																																																																														
		11m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																																																														
		21m ³ から100m ³ まで	200円																																																																																																																														
		101m ³ 以上	240円																																																																																																																														
	一般用 メータ口径 25mm以上	1m ³ から20m ³ まで	130円																																																																																																																														
		21m ³ から100m ³ まで	200円																																																																																																																														
		101m ³ 以上	240円																																																																																																																														
	湯屋用	1m ³ から20m ³ まで	65円																																																																																																																														
		21m ³ から100m ³ まで	100円																																																																																																																														
		101m ³ 以上	120円																																																																																																																														
特殊用		480円																																																																																																																															
連用栓	各戸一般用メータ口径13mmで均等使用したものととして算定する。																																																																																																																																
メータ口径	金 額																																																																																																																																
13mm	50円																																																																																																																																
20mm	120円																																																																																																																																
25mm	160円																																																																																																																																
30mm	240円																																																																																																																																
40mm	360円																																																																																																																																
50mm	1,000円																																																																																																																																
75mm	2,000円																																																																																																																																
種別	用途別	基本料金	超 過 料 金																																																																																																																														
			使用水量	単価(1m ³ につき)																																																																																																																													
専用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円																																																																																																																													
		2,100円	101m ³ 以上	240円																																																																																																																													
	営業用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	270円																																																																																																																													
		2,300円	101m ³ 以上	300円																																																																																																																													
	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円																																																																																																																													
		4,500円	101m ³ 以上	280円																																																																																																																													
臨時用	1m ³	2m ³ から100m ³ まで	300円																																																																																																																														
	300円	101m ³ 以上	300円																																																																																																																														
共用	家庭用	10m ³ まで	11m ³ から100m ³ まで	220円																																																																																																																													
		2,100円	101m ³ 以上	240円																																																																																																																													
連用	団体用	20m ³ まで	21m ³ から100m ³ まで	260円																																																																																																																													
		4,500円	101m ³ 以上	280円																																																																																																																													
2 検針・調定期間	<p>・隔月(2か月に1回)検針</p> <p>・隔月(2か月に1回)調定(請求)</p>		<p>・毎月(1か月に1回)検針</p> <p>・毎月(1か月に1回)調定(請求)</p>																																																																																																																														

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・料金体系が異なっている。</p> <p>・検針期間、調定期間が異なる。</p>

対 応 策
<p>料金体系及び検針期間・調定期間については、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業																																			
分類	給水装置新設等負担金																																			
	現 況																																			
項目	高 松 市	塩 江 町																																		
1 徴収対象者	給水装置の新設及びメータ口径の増加の申込者	高松市と同じ。																																		
2 負担金の額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>63,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>189,000円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>315,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>819,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>1,701,000円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>4,662,000円</td></tr> <tr><td>100mm</td><td>9,513,000円</td></tr> <tr><td>150mm</td><td>26,271,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>メータの口径の増加の申込者から徴収する負担金は、申込みの口径に係る負担金と申込前の口径に係る負担金との差額とする。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	63,000円	20mm	189,000円	25mm	315,000円	40mm	819,000円	50mm	1,701,000円	75mm	4,662,000円	100mm	9,513,000円	150mm	26,271,000円	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>メータ口径</th> <th>金額(1か所につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13mm</td><td>105,000円</td></tr> <tr><td>20mm</td><td>262,500円</td></tr> <tr><td>25mm</td><td>525,000円</td></tr> <tr><td>30mm</td><td>903,000円</td></tr> <tr><td>40mm</td><td>1,407,000円</td></tr> <tr><td>50mm</td><td>2,845,500円</td></tr> <tr><td>75mm</td><td>7,728,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>高松市と同じ。</p>	メータ口径	金額(1か所につき)	13mm	105,000円	20mm	262,500円	25mm	525,000円	30mm	903,000円	40mm	1,407,000円	50mm	2,845,500円	75mm	7,728,000円
メータ口径	金額(1か所につき)																																			
13mm	63,000円																																			
20mm	189,000円																																			
25mm	315,000円																																			
40mm	819,000円																																			
50mm	1,701,000円																																			
75mm	4,662,000円																																			
100mm	9,513,000円																																			
150mm	26,271,000円																																			
メータ口径	金額(1か所につき)																																			
13mm	105,000円																																			
20mm	262,500円																																			
25mm	525,000円																																			
30mm	903,000円																																			
40mm	1,407,000円																																			
50mm	2,845,500円																																			
75mm	7,728,000円																																			
3 負担金の権利	土地に帰属する。	使用者に帰属する。																																		

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・負担金の額が異なっている。 ・負担金の権利の帰属が異なっている。

対 応 策
負担金の額及び負担金の権利は、高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業				
分類	手数料				
現 況					
項目	高 松 市		塩 江 町		
1 設計審査手数料	種 別	金額 (1件につき)	種 別	用途別	金額 (1件につき)
				給水管口径 25mm未満	給水管口径 25mm以上
2 材料検査手数料	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	1,050円 2,100円
				営業用	2,100円 3,150円
3 しゅん功検査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	団体用	2,100円 3,150円
				臨時用	1,050円 2,100円
1 設計審査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	家庭用	525円 1,050円
				営業用	1,050円 1,575円
2 材料検査手数料	徴収していない		改造工事	団体用	1,050円 1,575円
				臨時用	525円 1,050円
3 しゅん功検査手数料	新設工事	3,000円	新設工事	家庭用	1,575円 2,100円
				営業用	2,100円 3,675円
1 設計審査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	団体用	2,100円 3,675円
				臨時用	1,575円 3,675円
2 材料検査手数料	徴収していない		改造工事	家庭用	210円 1,050円
				営業用	525円 2,100円
3 しゅん功検査手数料	改造工事	2,000円	改造工事	団体用	1,050円 2,100円
				臨時用	525円 2,100円

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額が異なっている。 ・材料検査・開栓・閉栓の各手数料について、高松市では徴収していない。 ・指定工事店登録手数料について、塩江町では徴収していない。</p>

対 応 策
<p>・設計審査・しゅん功検査・穿孔の各手数料の額は、高松市に統一する。 ・材料検査・開栓・閉栓の各手数料は、廃止する。 ・指定工事店登録手数料は高松市の制度を適用する。 なお、塩江町の指定工事店は、合併時に高松市の登録業者として取り扱う</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業							
分類	手数料							
現			況					
項目	高 松 市		塩 江 町					
4 穿孔手数料	給水管 口 径	金額(1件につき)		給水管 口 径	金額(1件につき)			
		分水栓穿孔	不断水穿孔		硬質塩化 ビニール管	ダクタイル 鋳鉄管	鋼管	その他
	20mm	6,510円		13mm	1,575円	1,785円	1,785円	1,575円
	25mm	6,510円		16mm	1,785円	2,100円	2,100円	1,785円
	40mm	10,710円		20mm	2,100円	2,625円	2,625円	2,100円
	50mm		16,170円	25mm	2,625円	3,150円	3,150円	2,625円
	75mm		18,060円	30mm	3,150円	4,200円	4,200円	3,150円
	100mm		26,775円	40mm	4,200円	6,300円	6,300円	4,200円
			50mm	5,250円	7,350円	7,350円	5,250円	
5 開栓手数料	徴収していない。		メ-タ口径 金額(1件につき)					
			13mm	525円				
			20mm	840円				
			25mm	1,050円				
			30mm	1,365円				
			40mm	2,100円				
			50mm	2,625円				
6 閉栓手数料	徴収していない。		メ-タ口径 金額(1件につき)					
			13mm	525円				
			20mm	840円				
			25mm	1,050円				
			30mm	1,365円				
			40mm	2,100円				
			50mm	2,625円				
7 指定工事店登録手数料	1件につき 17,000円		徴収していない。					

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業	
分類	浄水施設の維持管理	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 浄水施設	浄水場 御殿、浅野、川添浄水場の3か所 配水池 5か所	浄水場 後川、一ツ内浄水場の2か所 配水池 11か所
2 維持管理体制	浄水場は直営 5直 2交代制で24時間体制 浄水場の点検は、3時間ごとに施設点検、水質検査、薬品注入の調整を実施。 取水施設は、朝晩見回りをし、取水量の調整、ゴミの除去などを実施。	・浄水場は自動化、無人運転 ・浄水場・配水池等の点検は、職員1名が半日で実施。(施設の点検、残留塩素の測定。) ・1か所の配水池、ポンプ場の情報は、テレメータで後川浄水場へ送り 異常警報は役場宿直室で受け取る。 ・異常時は、宿直者から担当者へ連絡して対応する。(ポンプの故障、配水池の水位低下、雷による機器故障が多い)

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町の浄水施設は、遠隔地にあることから、効率的な維持管理体制が必要である。

対 応 策
塩江町の浄水施設の維持管理については、浅野浄水場における遠隔監視システムによる集中監視、または外部委託等による維持管理体制について、合併時まで調整する。

調 整 案
塩江町の浄水施設の維持管理体制については、効率的管理を図る。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	受付・収納	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 受付事務	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、電話またはファックスで受付している。	水道の開栓、閉栓、使用者変更等諸届の受付は、塩江町役場のみで行っており 町指定の申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、提出している。
2 収納事務	水道料金の納付について、コンビニ収納(夜間 休日)先実施している。	役場で平日に収納している。

	水 道
--	-----

対 応 策
受付事務及び収納事務が異なっている。

対 応 策
受付事務及び収納事務については、高松市の取扱いに統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 各種事務事業の取扱い(上水道事業)	
分類	漏水対策	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 漏水修繕待機業務	道路上及び個人敷地内で発生する漏水の修繕に、365日、24時間迅速に対応するため、局職員による宿日直体制及び上下水道工事業協同組合による修繕待機体制で対応している。	宿日直職員からの連絡により、水道系の職員(2名)が随時対応している。(当番制はとっていない。)
2 漏水調査業務	地下漏水の早期発見を行うため、市内全域を対象に、市街地区は毎年、その他周辺地区は東部、西部、南部の3地区に分け3年毎に実施している。	実施していない。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・修繕待機体制が異なる。 ・漏水調査業務は、塩江町では実施していない。

対 応 策
・漏水修繕待機業務については、高松市の制度に統一する。 ・漏水調査業務については、高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 18 上水道事業	
分類	水質検査	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 検査体制	直営(水質管理センター)	外部委託(香川県薬剤師会) ただし、定期検査の毎日検査のみ、職員が対応
2 定期水質検査	毎日検査:浄水場の浄水及び県営水道用水を受水する3か所の配水池並びに18か所の給水栓で実施 毎月検査:原水及び浄水。給水栓は、6か所で毎月検査、18箇所で隔月検査を実施 毎年検査:原水及び浄水並びに6か所の給水栓は年4回、また、県営水道用水を受水する3か所の配水池は、年2回実施	毎日検査:2浄水場の浄水、配水池4か所及び県営水道用水を受水する配水池1か所、並びに、9か所の給水栓で実施 毎月検査 浄水2か所と県水1か所で実施 毎年検査 原水及び浄水2か所で実施
3 臨時水質検査	水源の水質が著しく悪化したとき。 水源に水質異常があったとき。 浄水処理工程に異常があったとき等に実施。	高松市と同じ。
4 工事設計書に記載すべき水質検査	水道事業認可及び変更認可を申請する場合に必要とする水質検査を実施	高松市と同じ。
5 その他緊急時の水質検査	お客さまからの請求を受けたときの緊急時の水質検査及び水質相談	該当なし。
6 情報提供	水質の安全性について、水質年報の作成や水道広報紙、ホームページ等で公表している。	該当なし。

部 会 名	水 道
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・水質検査体制が異なる。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供は、塩江町では実施していない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・定期 臨時水質検査及び工事設計書に記載すべき水質検査の検査体制については、高松市に統一する。 ・その他緊急時の水質検査及び情報提供については、高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

参考資料 1

水道料金の比較表

高松市への料金統一に伴い、塩江町の水道料金は、約9%の世帯が該当するメータ口径13mm(家庭用)で、平均使用量15m³では1か月で1,260円安くなり、営業用等を含む全体の平均では1か月で1,866円安くなる。

料金の比較表

家庭用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	塩江町 円	差額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	2,257	1,207
	10	1,470	2,257	787
	15	2,152	3,412	1,260
	20	2,835	4,567	1,732
	30	4,935	6,877	1,942
	50	9,135	11,497	2,362
メータ口径 20mmの 場合	0	2,100	2,331	231
	10	2,520	2,331	189
	16	3,339	3,717	378
	20	3,885	4,641	756
	30	5,985	6,951	966
	50	10,185	11,571	1,386

印は塩江町の平均水量

営業用	1か月の 使用水量 m ³	高松市 円	塩江町 円	差額 円
メータ口径 13mmの 場合	0	1,050	2,467	1,417
	10	1,470	2,467	997
	20	2,835	5,302	2,467
	24	3,675	6,436	2,761
	30	4,935	8,137	3,202
	50	9,135	13,807	4,672
メータ口径 20mmの 場合	0	2,100	2,541	441
	10	2,520	2,541	21
	50	10,185	13,881	3,696
	61	12,495	16,999	4,504
	100	20,685	28,056	7,371
	200	45,885	59,556	13,671
メータ口径 50mmの 場合	1,000	262,185	312,480	50,295
	1,275	332,430	399,105	66,675
	2,000	514,185	627,480	113,295
	5,000	1,270,185	1,572,480	302,295

負担金・手数料の費用負担例

【高松市及び塩江町で給水装置の新設又は改造工事を施工した場合の費用負担例】

試算条件：ダクタイル鋳鉄管から給水管口径20mmで引込し、13mmのメータを設置した場合

(新設工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	塩江町	差 額
負 担 金	63,000	105,000	42,000
設計審査手数料	3,000	1,050	1,950
材料検査手数料	0	525	525
しゅん功検査手数料	3,000	1,575	1,425
穿孔手数料	6,510	2,625	3,885
開栓手数料	0	525	525
合 計	75,510	111,300	35,790

新設工事をした場合の費用負担は、負担金と各種手数料が必要なことから、高松市への統一により全体で35,790円安くなる。

試算条件：既設給水装置(25mm未満)を使用して改造工事を施工した場合

(改造工事:家庭用)

(単位:円)

	高松市	塩江町	差 額
設計審査手数料	2,000	525	1,475
材料検査手数料	0	210	210
しゅん功検査手数料	2,000	525	1,475
合 計	4,000	1,260	2,740

改造工事の場合は手数料のみのため、1件で2,740円高くなるが、対象件数が年間約10件と少なく、影響は少ないと判断される。

協議第19号資料

「下水道事業について」に関する資料

公共下水道事業計画について	21
下水道使用料について	22
受益者負担金について	23
水洗便所改造資金貸付について	24
汚水ますの設置について	25
合併処理浄化槽設置に対する補助について	26
雨水利用について	27 ~ 28

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業		部会名	土木
分類	公共下水道事業計画			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 計画概要	事業名 :高松市公共下水道事業 (高松市の東部処理区) 全体計画) 都市計画決定区域 3,241.2 ha 計画人口 190,700 人 事業計画区域) 事業計画区域 3,241.2 ha 計画人口 182,000 人			
	流域下水道名 :香東川流域下水道 事業名 :高松市流域関連公共下水道事業 (高松市の西部処理区) 全体計画) 都市計画決定区域 1,545.2 ha 計画人口 100,000 人 事業計画区域) 事業計画区域 918.8 ha 計画人口 47,990 人	流域下水道名 :香東川流域下水道 事業名 :塩江町特定環境保全公共下水道事業 全体計画) 計画区域 94.0 ha 計画人口 2,700 人 事業計画区域) 事業計画区域 43.0 ha (+6.6ha) 計画人口 1,200人 (+300人) ()は,平成 16年度事業認可変更予定		
			調 整 案	
			塩江町の公共下水道事業を高松市の事業として引き継ぐものとする	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業																																				
分類	下水道使用料																																				
	現 況																																				
項目	高 松 市	塩 江 町																																			
1 料金表	単位 :円	単位 :円																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般汚水</td> <td>汚水排除量が8m³まで</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が8m³を超え13m³まで(1m³につき)</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量が13m³を超え20m³まで(1m³につき)</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量20m³を超え50m³まで(1m³につき)</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量50m³を超え500m³まで(1m³につき)</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>汚水排除量500m³を超えるもの(1m³につき)</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>湯屋業</td> <td>1m³につき</td> <td>35</td> </tr> </tbody> </table>	種別	従量使用料		単位	金額	一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	750	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	85	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	90	汚水排除量20m ³ を超え50m ³ まで(1m ³ につき)	130	汚水排除量50m ³ を超え500m ³ まで(1m ³ につき)	165	汚水排除量500m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	195	湯屋業	1m ³ につき	35	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">従量使用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>1,200円(汚水量が10m³まで)</td> <td>汚水量が11m³以上(1m³につき)</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>浴場業等で町長が特に認めたもの</td> <td></td> <td>1m³につき</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本使用料	従量使用料		単位	金額	一般汚水	1,200円(汚水量が10m ³ まで)	汚水量が11m ³ 以上(1m ³ につき)	110	浴場業等で町長が特に認めたもの		1m ³ につき	40
種別	従量使用料																																				
	単位	金額																																			
一般汚水	汚水排除量が8m ³ まで	750																																			
	汚水排除量が8m ³ を超え13m ³ まで(1m ³ につき)	85																																			
	汚水排除量が13m ³ を超え20m ³ まで(1m ³ につき)	90																																			
	汚水排除量20m ³ を超え50m ³ まで(1m ³ につき)	130																																			
	汚水排除量50m ³ を超え500m ³ まで(1m ³ につき)	165																																			
	汚水排除量500m ³ を超えるもの(1m ³ につき)	195																																			
湯屋業	1m ³ につき	35																																			
種別	基本使用料	従量使用料																																			
		単位	金額																																		
一般汚水	1,200円(汚水量が10m ³ まで)	汚水量が11m ³ 以上(1m ³ につき)	110																																		
浴場業等で町長が特に認めたもの		1m ³ につき	40																																		
2 徴収方法	隔月定例日検針 水道局に徴収委託 口座振替又は納入通知書による納付	・毎月検針毎月徴収の指定精算方式 ・水道料金の徴収と一元化(予定) ・口座振替又は納入通知書による納付(予定)																																			
3 納入場所	市内指定金融機関、郵便局、コンビニエンスストア	町指定金融機関																																			
4 徴収事務	水道局に徴収事務の委託をしている	塩江町建設水道課において徴収の予定																																			
5 納入期限	翌月 15日 口座振替は翌月14日	翌月末日 口座振替は翌月 25日(再振あり)																																			

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>使用料金、検針月、納入場所、納入期限が異なっている</p> <p>塩江町においては、下水道条例を平成14年3月に制定し施行しているが、下水道使用料徴収等については、未供用のため未実施である</p>

対 応 策
<p>下水道条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	受益者負担金	
	現	況
項目	高 松 市	塩 江 町
1 対象者	賦課対象区域内の土地に係る受益者	賦課対象区域内の土地に係る受益者
2 負担金額	対象の地積に 1㎡当り150円を乗じて得た金額 (ただし、10円未満の負担金額は切り捨て)	対象の地積に 1㎡当り150円を乗じて得た金額 (分担金の上限450,000円、また、100円未満の 分担金額は切り捨て)
3 徴収方法	5年間の分割払で、年2期(7・11月)の10回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書	3年間の分割払で、年3期(8・10・12月)の9回均等払い(1000円未満の端数は初回へ)。一括納付も可。 納入通知書または口座振替
4 賦課時期	賦課対象区域の告示後、一括賦課	賦課対象区域の告示後、一括賦課
5 報奨金制度	納期前に納付した分担金 × 1 / 300 × 納期前月数の合計 = 報奨金	納期前に納付した分担金 × 1 / 100 × 納期前月数の合計 = 報奨金
6 減免基準	1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地 2 国または地方公共団体が、その企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地 4 私鉄用地、学校教育法第1条・私立学校法第3条の規定の学校が教育の目的で使用する土地、社会福祉法人・宗教法人の施設、生活保護法の生活扶助を受けている者の土地または使用する土地、文化財である土地あるいは建物・工作物の土地、自治会が所有し、あるいは使用している土地 5 その他市長が特に必要と認める土地	1 公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者 2 公営企業の用に供している土地に係る受益者 3 公共の用に供することを予定している土地に係る受益者 4 公の生活扶助を受けている受益者 5 土地等を提供した受益者 6 状況により分担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者 6の内容については、左記の高松市の4および5とほぼ同じ

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>受益者負担金(分担金)単価、徴収方法、報奨金、減免の対象範囲が異なっている。</p> <p>分担金に上限金額を設けている。</p> <p>事業のために土地等を提供した受益者に対する減免規定を設けている。</p> <p>塩江町においては、下水道事業受益者分担金条例が制定されているが、徴収等については未実施である。</p>

対 応 策
<p>事業のための土地等の提供はなく、また下水道事業受益者分担金条例に基づく徴収等が未実施であることから、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	水洗便所改造資金貸付	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	汲取り便所を水洗トイレに改造又は、浄化槽を廃止して、公共下水道に接続しようとする者に対し、改造資金の貸付を行う	該当なし。
2 貸付限度額	汲取り便所改造の場合 1戸につき40万円以内 浄化槽廃止の場合 1槽につき20万円以内	
3 利率	無利息	
4 償還方法	貸付を受けた翌月から1か月当たり1万円の均等分割払い	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業									
分類	汚水ますの設置									
	現 況									
項 目	高 松 市	塩 江 町								
1 汚水ます	<p>取付管と宅地内排水管の接続部である汚水ますは、定められた基準構造のものを、公道と敷地との境界に近接した敷地内に、使用者が設置する。 名称 取付ます (下水道条例施行規則)</p>	<p>私有地内に生じる汚水を排除するための汚水ますは、道路境界より1m以内の私有地内に設置するものとし、工事費は町負担とする 名称 公共ます (公共下水道事業の公共ます設置取扱基準要綱)</p> <p>汚水ますの数</p> <table border="0"> <tr> <td>事業計画区域(拡大認可含)</td> <td style="text-align: right;">500 個</td> </tr> <tr> <td>H15年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">160 個</td> </tr> <tr> <td>H16年度末 整備済み数</td> <td style="text-align: right;">300 個</td> </tr> <tr> <td>合併時の未整備数</td> <td style="text-align: right;">200 個</td> </tr> </table>	事業計画区域(拡大認可含)	500 個	H15年度末 整備済み数	160 個	H16年度末 整備済み数	300 個	合併時の未整備数	200 個
事業計画区域(拡大認可含)	500 個									
H15年度末 整備済み数	160 個									
H16年度末 整備済み数	300 個									
合併時の未整備数	200 個									

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>汚水ますの設置について、費用の負担区分(公、民)が異なる。</p>

対 応 策
<p>塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り継続する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりに継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	合併処理浄化槽設置に対する補助	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
合併処理浄化槽 設置整備事業補 助	(補助対象者) 専用住宅(主に居住の用に供する建物で小規模 店舗を併設した住宅を含む。)に設置する者 (補助限度額) 5人槽 445,000円 6~7人槽 514,000円 8~10人槽 648,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円	(補助対象者) 高松市と同じ。 (補助限度額) 5人槽・6人槽 396,000円 7人槽・8人槽 540,000円 10人槽(2世帯住宅に限る) 824,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円 単独浄化槽撤去費助成(限度額)200,000円
	なお、専用住宅を販売又は賃貸しようとする場合、 市税を滞納している者等については、次の補助限 度額となる (補助限度額) 5人槽 354,000円 6~7人槽 411,000円 8~10人槽 519,000円 11~20人槽 981,000円 21~30人槽 1,668,000円 31~50人槽 2,238,000円	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・補助限度額(市・町単独の上乗せ額)の一部に差異がある。</p> <p>・人槽区分が異なる。</p> <p>・塩江町においては、10人槽が2世帯住宅に限られている。また、単独浄化槽の撤去費に対する助成制度がある。</p> <p>・高松市では、賃貸物件、市税滞納者は国基準の補助金となっている。</p>

対 応 策
<p>単独浄化槽の撤去費に対する助成制度については、平成18年度まで経過措置として継続し、その他については高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している単独浄化槽撤去費助成制度については、平成18年度まで現行のとおりに継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	雨水利用	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 雨水貯留浸透 施設整備助成	(内容) 個人・法人が自己の土地に雨水浸透施設(雨水浸透枡,雨水浸透トレンチ)を設置の際、その費用の一部を助成 (助成額) 雨水浸透枡 内径150ミ以下 5,000円 / 基 150超～200以下 7,000円 / 基 200超～250以下 10,000円 / 基 250超～300以下 11,000円 / 基 300超～350以下 18,000円 / 基 350超～400以下 21,000円 / 基 400超 40,000円 / 基 雨水浸透トレンチ 内径75ミ以下 4,000円 / m 75超～100以下 5,000円 / m 100超～150以下 6,000円 / m 150超～200以下 9,000円 / m 200超 11,000円 / m	該当なし。
	(内容) 公共下水道を使用する際、不要となった浄化槽を雨水貯留に改造する個人・法人にその費用の一部を助成 (助成額) 改造工事費用額の2/3(上限10万円)	該当なし。

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 19 下水道事業	
分類	雨水利用	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
2 雨水流出抑制 施設整備助成	(内容) 雨水等を雑用水として利用するために貯留する施設を設置する際、その費用の一部を助成	該当なし。
	(補助対象者) 個人・法人	
	(助成額) 小規模施設 雨水貯留施設購入価格の1/2(上限10万円) 中・大規模施設 1m ³ につき4万円(上限100万円)。ただし、有効貯留水量が25m ³ を超えるもので、雨水に排水を混入して雑排水として利用するための簡易浄化装置を設置する場合は、25m ³ を超える部分について2万円/m ³ を加算(上限150万円)。	

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

協議第 6 1 号資料

「消防防災関係事業について」に関する資料

常 備 消 防 に つ い て	14 ~ 16
防 災 団 体 等 に つ い て	17
地 域 防 災 計 画 に つ い て	18
防 災 行 政 無 線 に つ い て	19

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業		部 会 名	消 防
分 類	常備消防			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)		問 題 点 ・ 課 題 運営主体に差異がある。
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 消防防災課 — 情報指令課 — 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 — 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 — 仏生山出張所 — 円座出張所 — 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 — 山田出張所 — 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 — 国分寺出張所 	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 — 予防課 — 警防課 — 消防署 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 (牟礼町) — 西分署 (香川町) <p>塩江町に、平成16年度において、出張所を整備予定</p> <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD A[関係6町] --- B[管理者] A --- C[組合議会議員] B --- D[副管理者] D --- E[収入役] D --- F[幹事] F --- G[消防本部] H[監査委員] --- B </pre>		対 応 策 常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署		調 整 案 常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 13人 — 予防課 19人 — 消防防災課 6人 — 情報指令課 19人 — 北消防署 69人 <ul style="list-style-type: none"> — 朝日分署 32人 — 南消防署 46人 <ul style="list-style-type: none"> — 太田出張所 12人 — 仏生山出張所 12人 — 円座出張所 18人 — 東消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 川添出張所 12人 — 山田出張所 18人 — 西消防署 38人 <ul style="list-style-type: none"> — 綾歌東部分署 21人 — 国分寺出張所 12人 <p style="text-align: center;">計 385 人</p>	消防本部 <ul style="list-style-type: none"> — 総務課 5人 (県派遣1人) — 予防課 7人 — 警防課 9人 — 消防署 28人 <ul style="list-style-type: none"> — 東分署 25人 — 西分署 25人 <p style="text-align: center;">計 99 人</p>

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 20 消防防災関係事業				部 会 名		消 防	
分 類		常備消防				問 題 点 ・ 課 題			
項 目		現 況				問 題 点 ・ 課 題			
		高 松 市		塩 江 町		問 題 点 ・ 課 題			
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部	火災原因調査車	1	
		調査車	1	支援車	1	(三木町)	査察車	1	
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2	
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1		防火号	1	
		タンク車	1	広報車	1	消防署	救助工作車	1	
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1	
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2	
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1	
	朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	2	
		化学車	2	査察車	1	東分署	梯子付消防ポンプ自動車	1	
	南消防署	指令車	1	梯子車	1	(牟礼町)	消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		救助工作車	1	査察車	1		軽四積載車	1	
		高規格救急車	1				広報車	1	
	太田出張所	タンク車	1				高規格救急車	1	
	仏生山出張所	ポンプ車	1			西分署	化学消防ポンプ車	1	
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	(香川町)	消防ポンプ自動車	1	
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		積載車	1	
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1		軽四積載車	1		
川添出張所	ポンプ車	1				広報車	1		
山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1		高規格救急車	1		
西消防署	指令車	1	高規格救急車	1					
	タンク車	1	広報車	1					
	ポンプ車	1	査察車(軽)	1					
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1					
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1					
国分寺出張所	ポンプ車	1							
						対 応 策			
						調 整 案			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業		部 会 名	消 防
分 類	防災団体等			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 防火団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・讃岐地区防火委員会 	問 題 点 ・ 課 題	
			防火団体及び自主防災組織に差異がある。	
2 自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> (組織数) 228 (結成自治会) 290自治会 (支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入して配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> (組織数) 5(単位自治会) (世帯数) 104世帯 (支援) 結成された組織に対して、予算の範囲内で資機材を購入して配布している。 	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-20 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	高松市地域防災計画	塩江町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和42年 (平成10年度に見直しをしている。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の地域にかかる防災に関し、その施策の基本を確立し、もって町民の生命、身体および財産を災害から保護し、町民福祉の増進を図る。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 防災機関の業務の大綱 3 災害予防計画 4 災害応急対策計画 5 災害復旧計画 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに塩江町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 20 消防防災関係事業																													
分類	防災行政無線																													
現 況																														
項目	高 松 市	塩 江 町																												
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。	高松市と同じ。																												
2 施設	<p>【移動系無線】</p> <table border="0"> <tr> <td>施設整備年度</td> <td>平成2年度</td> </tr> <tr> <td>基地局</td> <td>高松市役所 本庁舎内</td> </tr> <tr> <td>移動局数</td> <td>49局</td> </tr> <tr> <td>車載携帯型</td> <td>25局</td> </tr> <tr> <td>集落可搬型</td> <td>22局</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>2局</td> </tr> <tr> <td>周波数MHz</td> <td>466.7625MHz</td> </tr> </table> <p>【同報系無線】</p> <p>施設なし。 整備について、検討中。</p>	施設整備年度	平成2年度	基地局	高松市役所 本庁舎内	移動局数	49局	車載携帯型	25局	集落可搬型	22局	携帯型	2局	周波数MHz	466.7625MHz	<p>【移動系無線】</p> <table border="0"> <tr> <td>施設整備年度</td> <td>昭和54年度</td> </tr> <tr> <td>基地局</td> <td>塩江町役場 本庁舎内</td> </tr> <tr> <td>移動局数</td> <td>22局</td> </tr> <tr> <td>車載携帯型</td> <td>14局</td> </tr> <tr> <td>集落可搬型</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>携帯型</td> <td>8局</td> </tr> <tr> <td>周波数MHz</td> <td>150.81MHz</td> </tr> </table> <p>【同報系無線】</p> <p>町営CATVの導入に伴い、平成16年度において、廃止。</p>	施設整備年度	昭和54年度	基地局	塩江町役場 本庁舎内	移動局数	22局	車載携帯型	14局	集落可搬型	-	携帯型	8局	周波数MHz	150.81MHz
施設整備年度	平成2年度																													
基地局	高松市役所 本庁舎内																													
移動局数	49局																													
車載携帯型	25局																													
集落可搬型	22局																													
携帯型	2局																													
周波数MHz	466.7625MHz																													
施設整備年度	昭和54年度																													
基地局	塩江町役場 本庁舎内																													
移動局数	22局																													
車載携帯型	14局																													
集落可搬型	-																													
携帯型	8局																													
周波数MHz	150.81MHz																													
<p>移動系無線 車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。 同報系無線 市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の個別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。</p>																														

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・周波数が異なる。 ・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。 ・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・周波数については、1市町村1波が原則となっているが、高松市において、システムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。 ・両市町の基地局の接続方法については、合併時まで調整する。

調 整 案
<p>高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p>

協議第37号資料

「学校教育事業について」に関する資料

公立学校管理業務について	142
遠距離通学者等に対する助成について	143
学校給食について	144
支援制度について	145
保護者負担軽減対策について	146 ~ 148
学校教育指導について	149

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業		部会名	教育
分類	公立学校管理業務			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題	
1 幼稚園	(施設数) 18 箇所 (学級数) 70 学級 (園児数) 1,991 人	該当なし。		
2 小学校	(施設数) 41 校 1 分校 (学級数) 普通 579 学級 特殊 91 学級 (児童数) 普通 18,242 人 特殊 217 人	(施設数) 3 校 1 分校 (学級数) 普通 16 学級 特殊 1 学級 (児童数) 普通 121 人 特殊 1 人		
3 中学校	(施設数) 18 校 (学級数) 普通 245 学級 特殊 40 学級 (生徒数) 普通 8,630 人 特殊 70 人	(施設数) 1 校 (学級数) 普通 3 学級 特殊 なし (生徒数) 普通 74 人 特殊 なし		
4 高等学校	(施設数) 1 校 (学級数) 普通科 24 学級 音楽科 3 学級 補習科 1 学級 (生徒数) 普通科 960 人 音楽科 94 人 補習科 37 人	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	
			塩江町の公立学校については、高松市の公立学校として引き継ぐものとする。	

平成16年5月1日現在

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	遠距離通学者等に対する助成	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 小学校児童通学援助	該当なし。	(内容) 学校までの距離が一定以上の児童に対して、バスの乗車運賃を基準として町長が定める額を乗じた額に90を乗じた額を四半期分の支給額とし、通学距離が片道4kmを超える児童に対して、年4回補助している。 【平成15年度補助者数】 8 人
2 中学校生徒通学援助	(内容) 城内中学校に通学する女木地区の生徒に対して、女木・高松間の船の定期代金を補助している。 【平成15年度補助者数】 4人	(内容) 学校までの距離が一定以上の生徒に対して、バスの乗車運賃を基準として町長が定める額を乗じた額に90を乗じた額を四半期分の支給額とし、通学距離が片道6kmを超える生徒に対して、年4回補助している。 【平成15年度補助者数】 18 人

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
・高松市においては、小学校児童通学援助を実施していない。 ・中学校生徒通学援助に差異がある。

対 応 策
塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。

調 整 案
塩江町地域で実施している小学校児童通学援助及び中学校生徒通学援助については、現行のとおり継続するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校給食	
項目	高松市	塩江町
1 調理・配送方法	単独調理場2ヶ所、共同調理場1ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。	各学校において調理している。 上西小学校については、塩江中学校において調理し、配送している。
2 給食費	(小学校) 低学年 3,570 円/月 中学年 3,825 円/月 高学年 4,080 円/月 (中学校) 4,420 円/月	(小学校) 4,300 円/月 (中学校) 5,000 円/月
3 献立作成方法	担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員	塩江中学校の栄養士により献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立が決定する。 なお、学校給食運営審議会は塩江町の附属機関である。 (学校給食運営審議会) (開催回数) 1回/年 (委員構成) 各学校校長、各学校PTA会長、学識経験者(塩江病院薬剤師、塩江中学校栄養士)
4 給食材料購入方法	決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。	決定した献立に基づいて、塩江中学校の栄養士が購入する。

部会名	教育
-----	----

問題点・課題	調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食物資購入方法に差異がある。
--------	-------------------------------------

対応策	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 なお、塩江町地域における学校給食の調理・配送方法については、現行のとおりとする。
-----	--

調整案	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。
-----	--------------------------------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	奨学制度等の支援制度	
	現況	
項目	高松市	塩江町
1 奨学制度	<p>(奨学金支給制度) 支給対象 高松市に住所を有し、成績優秀かつ向学心の盛んな生徒で、家庭の経済的理由のため高等学校への進学が困難な者 支給金額 9,000 円/月 (高等学校等入学準備金貸付制度) 貸付対象 高松市に住所を有し、高等学校等に入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者 貸付限度額(無利子) 国・公立学校 100,000円以内 私立学校 150,000円以内 返還方法 6ヶ月据え置きの後、25ヶ月以内の割賦弁済</p>	該当なし。
2 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業	<p>(学用品費、通学品費等) 国の基準で支給している。 (学校給食費) 実費を支給している。 (修学旅行費) 実費を支給している。 (市単独分) 算数セット及び英和辞典等の新入学児童生徒学用品費(限度額あり)や集団宿泊学習費を支給している。</p>	<p>(学用品費、通学品費等) 高松市と同じ。 (学校給食費) 高松市と同じ。 (修学旅行費) 一部を支給している。 (町単独分) 該当なし。</p>
3 特殊教育児童・生徒就学奨励事業	<p>学用品費、通学用品費等、要保護および準要保護児童生徒就学奨励費の半額を支給。ただし、通学費については実費を支給している。</p>	高松市と同じ。

部会名	教育
-----	----

問題点・課題	<p>塩江町においては、奨学制度がない。 要保護及び準要保護児童生徒就学奨励事業について、修学旅行費に差異があるとともに、塩江町では、単独分を支給していない。</p>
--------	---

対応策	<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>
-----	---

調整案	<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>
-----	---

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業																			
分類	保護者負担軽減対策																			
項目	高松市	塩江町																		
1 就園奨励費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円以下の世帯</p> <p>(支給額)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>授業料等減免措置階層区分</th> <th colspan="2">減免限度額(円) (1人当たり年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市立幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 20,000 第2子 37,000 第3子 53,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私立幼稚園</td> <td>市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子 137,700 第2子 180,000 第3子 222,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>市民税所得割額非課税世帯</td> <td>第1子 104,900 第2子 157,000 第3子 209,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>市民税所得割額8,800円以下</td> <td>第1子 80,400 第2子 141,000 第3子 200,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">幼稚園</td> <td>市民税所得割額8,801円以上102,100円以下</td> <td>第1子 56,500 第2子 124,000 第3子 190,000</td> </tr> </tbody> </table>	授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)		市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 37,000 第3子 53,000	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 180,000 第3子 222,000	幼稚園	市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900 第2子 157,000 第3子 209,000	幼稚園	市民税所得割額8,800円以下	第1子 80,400 第2子 141,000 第3子 200,000	幼稚園	市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 124,000 第3子 190,000	該当なし。
授業料等減免措置階層区分	減免限度額(円) (1人当たり年額)																			
市立幼稚園	市民税所得割額非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 20,000 第2子 37,000 第3子 53,000																		
	私立幼稚園	市民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)	第1子 137,700 第2子 180,000 第3子 222,000																	
		幼稚園	市民税所得割額非課税世帯	第1子 104,900 第2子 157,000 第3子 209,000																
幼稚園			市民税所得割額8,800円以下	第1子 80,400 第2子 141,000 第3子 200,000																
	幼稚園		市民税所得割額8,801円以上102,100円以下	第1子 56,500 第2子 124,000 第3子 190,000																
		2 私立幼稚園就園費補助	<p>(対象) 市内に住所を有し、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者で、市民税が102,100円を超える世帯</p> <p>(補助額) 年額27,600円。途中入園の場合は月割となる。</p>	該当なし。																

部会名	教育
-----	----

問題点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町においては、就園奨励費補助、私立幼稚園就園費補助、第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度及び大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度を実施していない。 ・児童生徒副読本支給の費用負担等に差異がある。 ・中学校新人・総合体育大会及び学校行事等参加補助に差異がある。 ・高松市においては、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度を実施していない。
-------	--

対応策	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>
-----	---

調整案	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域における、小学校の学校行事等参加補助については、現行のとおりとし、高等学校生徒を育てる修学金等補助制度、中学校新人・総合体育大会補助及び中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>
-----	---

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-21 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現況	
項目	高松市	塩江町
3 第3子以降の幼稚園授業料等の軽減・助成制度	(対象) 同一保護者が、現に養育している3人以上の児童のうち、その出生の順番が第3位以降であり、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者 (補助額) 市民税の課税額により、6の階層に分け、就園奨励費の限度額を超えない金額	該当なし。
4 児童生徒副読本支給	(費用負担) 高松市が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・小学校3～4年生に「高松の今と昔」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」	(費用負担) 保護者が負担 (内容) ・小学校1～6年生「わたしたちの体育」、「道徳(なかよし・ともに生きる・わたしのいく道)」 ・中学校1～3年生に「道徳(かけがえのない君だから)」
5 大学等教育資金融資制度利用者利子補給制度	金融機関から教育資金の融資を受けた保護者の経済的な負担を軽減するために、融資を受けた入学資金に係る約定利子(利子の年間支払額)のうち年利1%相当額(限度額2万円)を一定期間利子補給する。	該当なし。
6 高等学校生徒を育てる修学金等補助制度	該当なし。	(目的) 高等学校等に修学している者に対して学資等の補助を行うことにより、修学の意欲と能力の向上を高めるとともに保護者の経済的な負担の軽減を図り、有能な人材を育成する。 (対象) 学校教育法第1条に規定する高等学校及び高等専門学校に在籍する者 (補助額) 30,000円/人・年 【平成15年度補助者数】 84人

部会名	教育
-----	----

問題点課題

--

対応策

--

調整案

--

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校教育指導	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 教育用パソコン整備状況	国の基準どおり、小中学校ともにパソコン教室は児童生徒1人1台を達成し、校内LAN関係では普通教室2台特別教室6台の整備を実施済み。	小学校はパソコン教室児童1人1台を達成しているが、校内LAN関係の整備は実施できていない。中学校は国の基準どおりの整備を完了。
2 英語指導助手派遣	<p>(配置状況)</p> 市招致英語指導助手 5名を9中学校に配置 県招致英語指導助手 6名を9中学校に配置	<p>(配置状況)</p> 町招致英語指導助手 1名を塩江中学校に配置 県招致英語指導助手 該当なし
	<p>(派遣回数)</p> 小学校 要請により、派遣 中学校 3週間に約2回	<p>(派遣回数)</p> 小学校 週1回(3小学校) 中学校 週2回
3 非常勤講師配置状況	<p>(小学校)</p> へき地校に1名、教育充実校に2名、それぞれ配置している。	<p>(小学校)</p> 複式学級解消のため、2名配置している。
	<p>(中学校)</p> 教育充実校に2名配置している。	<p>(中学校)</p> 町費にて美術講師1名、県費にて体育講師1名を時間講師として配置している。なお、県費講師については、塩江町が給与の一部を補助している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 英語指導助手の配置状況及び派遣回数に差異がある。 非常勤講師配置状況に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> 塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。 塩江町地域における、非常勤講師について、小学校では、複式学級を解消するため、引き続き配置し、中学校においては、これまでの経緯等を踏まえる中で、高松市の制度に準じ、配置するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における、英語指導助手派遣については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	保護者負担軽減対策	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
7 中学校新人・総合体育大会	<p>(補助内容) 高松市中学校体育部に対し、大会に参加する生徒輸送費の保護者負担の軽減を図るため、補助金を交付している。補助金は、参加生徒輸送費支給基準により、一部補助している。</p> <p>(高松市中学校新人体育大会) 開催時期 9月～12月 会場 高松市内 対象 高松市内の中学校1、2年生 参加種目 体操競技ほか16種目 主催 高松市教育委員会、高松市中学校長会 主管 高松市中学校体育部</p> <p>(高松市中学校総合体育大会) 開催時期 6、7月 会場 高松市内 対象 高松市内の中学校生徒全員 参加種目 体操競技ほか16種目 主催 高松市教育委員会、高松市中学校長会 主管 高松市中学校体育部</p>	<p>(補助内容) 塩江中学校に対し、生徒派遣として、全額補助している。</p> <p>(香川郡中学校新人体育大会) 開催時期 10月、11月 会場 香川郡内 対象 塩江町内の中学校1、2年生 参加種目 ハンドボール、卓球、剣道 主催 香川郡中学校長会 中学校体育連盟</p> <p>(香川郡中学校総合体育大会) 開催時期 7月、8月 会場 香川郡内 対象 塩江町内の中学校生徒全員 参加種目 ハンドボール、卓球、剣道 主催 香川郡中学校長会 中学校体育連盟</p>
8 学校行事等参加補助	<p>(小学校) 男木、女木小学校児童が体験学習の際に利用する船賃を支給。また、菅沢分校の児童が学校行事等で本校を往復する際のタクシー代を負担している。</p> <p>(中学校) 男木中学校生徒が体験学習の際に利用する船賃を支給。中学校部活動の大会参加に要する経費は、保護者負担している。</p>	<p>(小学校) 3校合同による修学旅行の打ち合わせ、運動会の練習等、児童の移動に要する経費を負担している。</p> <p>(中学校) 部活動が大会に参加する場合のバス借上等の経費等の経費を負担している。</p>

部 会 名	教 育
問 題 点	課 題
対 応 策	
調 整 案	

(別紙)

合併協定項目	分類	当初確認分	今回修正案
24 - 21 各種事務事業の取扱い (学校教育事業) 【第12回会議確認】	学校給食	合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校給食	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 調理・配送方法	<p>単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。 共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>各学校において調理している。 上西小学校については、塩江中学校において調理し、配送している。</p>
2 給食費	<p>(小学校)</p> <p>低学年 3,570 円/月 中学年 3,825 円/月 高学年 4,080 円/月</p> <p>(中学校) 4,420 円/月</p>	<p>(小学校) 4,300 円/月</p> <p>(中学校) 5,000 円/月</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。 なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。 (献立委員会) (開催回数) 1回/月 (委員構成) 学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>塩江中学校の栄養士により献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立が決定する。 なお、学校給食運営審議会は塩江町の附属機関である。 (学校給食運営審議会) (開催回数) 1回/年 (委員構成) 各学校校長、各学校PTA会長、学識経験者(塩江病院薬剤師、塩江中学校栄養士)</p>
4 給食材料購入方法	<p>決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。 なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p>	<p>決定した献立に基づいて、塩江中学校の栄養士が購入する。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食物資購入方法に差異がある。

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。 なお、塩江町地域における学校給食の調理・配送方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 21 学校教育事業	
分類	学校給食	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 調理・配送方法	<p>単独調理場22ヶ所、共同調理場17ヶ所において、市立小・中学校60校(小学校42校(分校1校を含む)中学校18校)の給食調理をしている。</p> <p>共同調理場から、関係する小・中学校20校へ業者委託により給食の配送をしている。</p>	<p>各学校において調理している。</p> <p>上西小学校については、塩江中学校において調理し、配送している。</p>
2 給食費	<p>(小学校)</p> <p>低学年 3,570 円/月</p> <p>中学年 3,825 円/月</p> <p>高学年 4,080 円/月</p> <p>(中学校) 4,420 円/月</p>	<p>(小学校) 4,300 円/月</p> <p>(中学校) 5,000 円/月</p>
3 献立作成方法	<p>担当栄養職員が献立原案を作成し、献立原案作成部会において検討した後、献立委員会に諮り、献立が決定する。</p> <p>なお、献立原案作成部会や献立委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p> <p>(献立委員会)</p> <p>(開催回数) 1回/月</p> <p>(委員構成)</p> <p>学識経験者(医師)、小・中学校長(理事)、小・中学校PTA代表(理事)、学校栄養職員、調理員、教育委員会職員</p>	<p>塩江中学校の栄養士により献立原案を作成し、学校給食運営審議会で検討した後、献立が決定する。</p> <p>なお、学校給食運営審議会は塩江町の附属機関である。</p> <p>(学校給食運営審議会)</p> <p>(開催回数) 1回/年</p> <p>(委員構成)</p> <p>各学校校長、各学校PTA会長、学識経験者(塩江病院薬剤師、塩江中学校栄養士)</p>
4 給食材料購入方法	<p>決定した献立に基づいて、学校給食会が設置する物資購入委員会において物資の確認等をした後、学校給食会において一括購入する。</p> <p>なお、物資購入委員会は(財)高松市学校給食会が設置している。</p>	<p>決定した献立に基づいて、塩江中学校の栄養士が購入する。</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>調理・配送方法、給食費、献立作成方法及び給食物資購入方法に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>なお、塩江町地域における学校給食の調理・配送方法については、現行のとおりとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

「社会教育事業について」に関する資料

生涯学習基本計画について	151
子ども読書活動推進計画について	152
子どもの健全育成について	153 ~ 154
子ども会活動の促進について	155
P T A 活動の促進について	156
成人式について	157
青年活動の推進について	158
家庭教育等の推進について	159
スポーツ団体育成事業について	160 ~ 161
スポーツイベント等振興事業について	162
体育指導委員について	163
学校体育施設開放推進事業について	164
体育施設管理運営について	165 ~ 166

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業		部会名	教育
分類	生涯学習基本計画			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
1 生涯学習基本計画	<p>(概要等) 市民の学習意欲が高まる中、平成7年6月に策定した「高松市生涯学習基本計画」に基づき、総合的な学習環境の整備を行ってきたが、社会情勢の変化に的確に対応した計画とするため、平成15年8月に新たに「新高松市生涯学習基本計画(いきいき高松まなびプラン)」を策定し、生涯学習の推進を図るための施策事業の進行管理を行っている。</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成19年度</p> <p>(目標) 豊かな人間性と学びの輪を育てる生涯学習都市・高松</p> <p>(基本方針) ・生涯にわたる学習機会の充実 ・生涯学習における人づくり ・生涯学習における情報化 ・学びの場の充実と活用 ・生涯学習推進体制の強化</p>	該当なし。	問題点課題	塩江町では、生涯学習基本計画が策定されていない。
			対 応 策	合併後において、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行う。
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 22 社会教育事業		部会名		教育	
分類		子ども読書活動推進計画					
現況							
項目		高松市		塩江町		問題点課題	
1 子ども読書活動推進計画		<p>(概要等) 子どもの読書離れが指摘される中、子どもの読書活動を総合的かつ効果的に推進するため、高松市子ども読書活動推進委員会を設置し、平成16年度内に、「子ども読書活動推進計画」を策定することとしている。</p>		該当なし。		塩江町では、子ども読書活動推進計画の策定を予定していない。	
				対応策			
				合併後において、塩江町地域を含めた計画の見直し等を行う。			
				調整案			
				高松市の制度を適用する。			

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	子どもの健全育成	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 子ども農園	<p>子どもが土に親しみ農作物を育てる喜びと勤労の尊さを体験することにより、健康で情操豊かな子どもの成長を図るため、子ども農園開設に対し、補助している。</p> <p>(補助基準) 年額50円 / m²</p>	該当なし。
2 子ども外国語教室	<p>子どもが外国語や外国の文化に親しむため、地区公民館において講座を開設している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1教室 小学生20人程度 ・1講座6回 2公民館 	該当なし。
3 新春子どもフェスティバル	<p>親子の人間関係や友達との友情を育て、健康で明るい子どもの成長と子ども会活動の発展を図るため実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年2月の第1日曜日 ・開催場所 中央公園など ・主な内容 すもう大会、ドッジボール大会、かるた大会など 	該当なし。
4 フットベースボール大会	<p>子どもの健康増進を図るとともに、友情、団結等を培うため、校区対抗子ども会フットベースボール大会を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催時期 毎年8月中旬 ・開催場所 西部運動センター 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業		部会名	教育
分類	子どもの健全育成			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
5 少年教育指導者養成事業	<p>・学校週5日制に対応し、地域と子どもの結びつきを深めるため、研修会などに、専門的な指導・助言を行う指導員を派遣している。</p> <p>・子ども会・育成会の指導者の知識・技能の習得を図るため講習会を実施している。</p>	該当なし。		
6 留守家庭児童会事業	<p>留守家庭で、放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年児童を対象に留守家庭児童会を開設し、指導員が保護者に代わって生活指導を行っている。</p> <p>・対象 小学校低学年(1～3年生)</p> <p>・開設数 29 教室</p> <p>・定員 各教室 40人</p> <p>・開設時間 平日 放課後～午後6時 長期休業期間等 午前8時30分～午後6時</p> <p>・保護者負担 月額5,000円</p>	該当なし。	対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業		部会名	教育
分類	子ども会活動の促進			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題	
1 内容	子ども会活動の充実と子どもの健全育成を図るため、団体に対して、補助金を交付している。	高松市と同じ。	補助対象団体に差異がある。	
2 補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市子ども会育成連絡協議会 単位子ども会数 686子ども会 子ども会員数 15,579人 平成15年度実績 1,993千円 ・高松市校区子ども会育成連絡協議会 校区子ども会数 41 平成15年度実績 1,402千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町子ども会育成連絡協議会「山ばと会」 単位子ども会数 9子ども会 子ども会員数 136人 平成15年度実績 202千円 ・該当なし。 	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。 塩江町の子ども会組織については、高松市子ども会育成連絡協議会への加入を促すものとする。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業		部会名	教育
分類	PTA活動の促進			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題	
1 内容	PTA活動の推進・発展及び学校・家庭・地域社会の相互連携による児童・生徒の健全育成を図るため、団体に対して、運営補助金を交付する。	高松市と同じ。	補助対象団体に差異がある。	
2 補助対象団体	高松市PTA連絡協議会 ・校区数 62校 小学校(市立41 国立1 直島1) 中学校(市立18 国立1 直島1) (ただし、男木は小中学校で1校) ・会員数 30,455人 平成15年度実績 2,000千円	塩江町PTA連絡協議会 ・校区数 4校 小学校 3 中学校 1 ・会員数 175人 平成15年度実績 135千円	対 応 策	塩江町PTA連絡協議会については、高松市PTA連絡協議会への統合を促すものとする。
			調 整 案	高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	成人式	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 実施日	毎年 成人の日	毎年 1月3日
2 場所	高松市文化芸術ホール(平成16年度予定)	塩江町役場 会議室
3 対象者等	(対象者) 新成人(4/2～翌年4/1までに生まれた者) (案内方法) 市内在住者に対しては、封書により教育委員会から案内を行っている。なお、市外在住者については、高松市ホームページにより周知を図っている。 平成15年度対象者数 市内在住者 3,751人 市外在住者 341人 計 4,092人	(対象者) 高松市と同じ。 (案内方法) 町内在住者及び塩江中学校を卒業した者に対し、葉書等により教育委員会から案内を行っている。 平成15年度対象者数 町内在住者 43人 町外在住者 5人 計 48人
4 内容	記念式典を実施している。	高松市と同じ。
5 主催等	(主催) 高松市・高松市教育委員会 (企画・運営) 市民から公募する「成人式運営スタッフ」	(主催) 塩江町 (企画・運営) 塩江町教育委員会
6 記念イベント	成人の日の趣旨を啓発するために、新成人自らが、または、新成人を祝い励ますために市民が、イベント案を企画・提案・実施している。	該当なし。
7 記念品等	対象者全員に記念パンフレットを送付している。	記念写真と記念品(3,000円相当)を贈呈している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
・実施日、対象者への案内方法、企画・運営及び記念品等に差異がある。 ・塩江町では、記念イベントを実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、塩江町での対象者への案内方法が変更となることから、適切な周知を行うものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 社会教育事業	
分類	青年活動の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 青年団体の育成事業	市内の青年相互の連携や青年活動の振興に努めている高松市青年連絡協議会に対し、運営補助をしている。	該当なし。
2 青年活動指導員派遣	市内の青年等を対象に指導員を派遣し、仲間づくりや青年活動の活性化を図るとともに、青年団体の指導者として活躍できる人材を育成している。	該当なし。
3 青年寺小屋事業	青年自らが企画・運営して小学生たちと一緒に、学校や家庭から離れて行う体験学習や異年齢層との世代交流を通じて、集団の中で楽しみながら人と触れ合う機会を創出するとともに、青年の資質向上・社会参加を促進している。	該当なし。
4 知的障害者青年教室	知的障害のある青年が、集団活動を通じて、仲間との連帯の輪を広め、人と触れ合う喜びを築いていくとともに、社会人としての知識・技能の習得を図る場として開設している。 ・開設教室数 1教室	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 社会教育事業	
分類	家庭教育等の推進	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 家庭教育学級	<p>家庭における子どもの教育上の諸問題等について学習する場として家庭教育学級を開設している。</p> <p>・市立小学校、幼稚園家庭教育学級 59学級 ・市民グループ家庭教育学級 12学級</p>	<p>・妊婦子育て講座を年1回開催している。 ・平成16年度は、家庭教育講座(講演会)を2回開催することを予定している。</p> <p>・子育てについての日常的な問題を学習課題として自発的な参加、全員協力のもと平成12年度から教育委員会主催による塩江町ママさんスクールを開催している。15年度からは、委員会は直接運営せず、受講生による自主的な教室として開催している。(年間12回程度/会員数16人)</p>
2 家庭教育セミナー	<p>家庭教育の充実を図るため、子どもの発達段階に応じた講座を開設している。</p> <p>・3コース</p>	該当なし。
3 父親のための家庭教育出前講座	<p>父親等を対象に、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、講座を開設している。</p> <p>・10講座</p>	該当なし。
4 就学時健診等を活用した子育て講座	<p>就学時健診等を活用して、家庭教育に関する専門の講師を派遣し、保護者向けに講演・指導を行っている。</p> <p>・対象 市立小学校 41校(年1回開催)</p>	該当なし。
5 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座	<p>学校説明会や保護者会等の機会を活用して、思春期の子どもを持つ保護者を対象に講座を開設する。</p> <p>・対象 市立中学校 18校(年2回開催)</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>家庭教育学級の開催内容等に差異がある。 塩江町では、家庭教育セミナー、父親のための家庭教育出前講座、就学時健診等を活用した子育て講座及び思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を実施していない。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 体育協会	<p>(名称) 高松市体育協会 (加盟団体) 27 団体 (活動内容) 自主的に行う大会や、スポーツ教室・講座の開催を奨励し、高松市における競技力の向上と競技の普及・振興を図っている。 (補助金) 2,700千円 競技団体補助金 @50千円×27団体 = 1,350千円 選手育成補助金 1,350千円</p>	<p>(名称) 塩江町体育協会 (加盟団体) 8 団体 (活動内容) 各種スポーツ大会開催など、町民一般に対するスポーツの指導と奨励をしている。また、スポーツ少年団の育成も行っている。 (補助金) 405千円 競技団体補助金 225千円 スポーツ少年団補助金 180千円</p>
2 地区体育協会	<p>(名称) 高松市地区体育協会 (地区数) 市内 37地区 (活動内容) 地区で行うスポーツ大会・教室・講座を奨励し、住民の健康・体力づくりの増進や、地域における生涯スポーツの振興を図っている。 (補助金) 6,100千円 地区体協補助金 @150千円×37団体 = 5,550千円 連絡協議会補助金 550千円</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会、スポーツ少年団への補助に差異がある。 ・塩江町には地区体育協会が存在しない。 ・スポーツ少年団の登録料に差異がある。 ・塩江町スポーツ少年団の平日の練習時間は、日没後となっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町体育協会については、高松市体育協会への統合を促す。 ・塩江町地域において、地区体育協会の組織化を促すものとする。 ・塩江町地域のスポーツ少年団の新規登録受付窓口については、従来どおり、塩江町で受付けることとする。 ・塩江町地域のスポーツ少年団の練習時間帯については、指導者確保の事情から日没後も認めることとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	スポーツ団体育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
3 高松市体力 づくり市民会議	<p>(名称) 高松市体力づくり市民会議 (加盟団体) 16団体 (活動内容) いつでもどこでもできる生涯スポーツを推進。有酸素運動の提唱、実践。 (補助金) 構成団体補助金 160千円 @10千円×16団体=160千円</p>	該当なし。
4 スポーツ少年団	<p>(名称) 高松市スポーツ少年団 (登録数) 157 団体 (人数) 3,627 人 (登録料) 指導者 1,500円(国700円、県300円、市500円) 団員 700円(国300円、県200円、市200円)</p> <p>(受付窓口) 高松市市民スポーツ課 (専門委員会) 軟式野球・剣道・バレーボール・サッカー・ソフトボール・バドミントン・その他種目(7専門委員会) (活動内容) 種目別交流大会の開催や、スポーツ少年団認定員養成講習会、巡回指導者講習会を開催している他、中高生の団員によるリーダー会活動等を行っている。 (練習時間帯) 日没まで (補助金) 矢島町・高松市スポーツ少年団交流事業補助金 100千円 各スポーツ少年団が交互に訪問、受け入れを行う事業に対する補助 (負担金) スポーツ少年団認定員養成講習会事業負担金 61千円</p>	<p>(名称) 塩江町スポーツ少年団 (登録数) 6 団体 (人数) 200 人 (登録料) 指導者1,200円(国700円、県300円、町200円) 団員 600円(国300円、県200円、町100円) 育成者 200円(町200円)</p> <p>(受付窓口) 塩江町教育委員会 (専門委員会) 該当なし。</p> <p>(活動内容) ボランティア活動、各スポーツ少年団での交流行事、指導者・育成者の研修会を行っている。</p> <p>(練習時間帯) 平日は、日没後の19:00から (補助金) 剣道 70千円、ハンドボール 35千円、 ジュニアバレーボール35千円、サッカー35千円 計 175千円</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	スポーツイベント等振興事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 市・町民スポーツ大会	<p>(名称) 高松市民スポーツフェスティバル (開催時期) 9月～10月 (内容) ・小学校区対抗競技大会(校区別) リレー競技 ゲートボール競技 ボウリング競技 卓球競技 バレーボール競技 ソフトボール競技 バドミントン競技 インディアカ競技 ・屋島一周クォーターマラソン 広域都市圏(周辺10町)オープン競技 ・スポーツ・レクリエーション大会「トリムの祭典」 フリー参加型スポーツイベント (運営) 高松市民スポーツフェスティバル実行委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、関係機関及び 団体との連絡調整等 (主管団体) 高松市体育協会 高松市地区体育協会 体力づくり市民会議 高松市体育指導委員連絡協議会</p>	<p>(名称) 塩江町民運動会 (開催時期) 毎年 5月 (内容) ・小学校対抗競技(3小学校合同) リレー競技等 ・中学校対抗競技(クラス別) ・保育所演技 3種目 ・一般競技 4種目 ・小学校演技 3種目 ・中学校演技 2種目 ・文化関係演技 2種目 (運営) 塩江町 塩江町教育委員会 概要 企画、運営、広報、参加促進、各小学校、 中学校、保育所等との連絡調整等 (主管団体) 塩江町教育委員会 塩江町体育指導委員連絡協議会</p>
2 地区運動会	<p>(名称) 町民運動会、地区運動会、校区運動会等 地区ごとに名称が異なる。 (37地区体育協会) (開催時期) 春または秋に開催 (内容) 地区ごとに決定する。 (運営) 各地区体育協会主催 各地区体育協会と小学校との共催</p>	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・市・町民スポーツ大会の開催時期、内容、運営主体等に差異がある。 ・塩江町では、地区運動会を実施していない。</p>

対 応 策
<p>塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として、取り扱うものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町民運動会については、高松市の地区運動会として取り扱うものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	体育指導委員	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 構成	<p>(委員) 学識経験を有する者と、41小学校区から推薦された男女各1名(定員 95名以内:) 2名×41校区+学識9名=91名</p> <p>(任期) 2年(平成14年4月1日～平成16年3月31日)</p>	<p>(委員) 各種スポーツにおける実技指導力や知識を有する者、及びスポーツ振興に携わる者 20名</p> <p>(任期) 2年(平成14年4月1日～平成16年3月31日)</p>
2 活動内容	<p>(定例会) 毎月1回(第3木曜日)</p> <p>(研修会) 年2～3回開催</p> <p>(主管、協力事業等) 年数回の全市的行事に参加 ・高松市民スポーツフェスティバル総合開会式(運営) ・トリムの祭典(ニュースポーツの紹介) ・健脚大会(琴平、塩江)、郡市対抗源平駅伝競走大会(立哨)</p>	<p>(定例会) 年5回</p> <p>(研修会) 年3回開催</p> <p>(主管、協力事業等) 年数回の町内行事に参加 ・町内各種スポーツ教室、大会 ・合同運動会、塩江町健脚大会</p>
3 報酬	6,600円/人 × 出席回数	20,000円/人・年

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>体育指導委員の構成・活動内容(定例会等)・報酬に差異がある。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町地域の委員については、3小学校区から推薦された男女各1名ずつとすることとし、委員定数については見直しを行うこととする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	学校体育施設開放推進事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 開放施設(学校)の種類	・小学校 体育館41、運動場41(夜間照明設置37) ・中学校 体育館5、運動場6(夜間照明設置6、内1校は小学校の代替) ・高等学校 運動場1(夜間照明設置1、内1校は小学校の代替)	・小学校2校(安原小、塩江小)の体育館、運動場、夜間照明施設 ・中学校1校(塩江中)の第1・第2体育館、運動場、夜間照明施設(上西小学校については、塩江中学校第1体育館を代替で使用している。)
2 管理運営方法	小学校については、校区住民による自主管理運営方式(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会を設置)とし、中学校については、市教育委員会直属の指定校方式として、二段構えで管理運営を行っている。	鍵の管理は、町教育委員会が管理し、小学校は駐在所、役場宿直室、各学校、中学校は一般に委託している。
3 使用の申請方法	小学校の体育施設については、学校体育施設開放運営委員会(自主運営)に申込書申請、中学校の体育施設については、高松市立中学校体育施設利用登録申請書を教育委員会に提出し、システムにより予約申込を行っている。	町教育委員会に申請、学校長の使用許可を得て、教育長が許可する。
4 補助金	中学校の体育施設開放事業に関しては、補助金制度はない。 小学校の体育施設開放事業に関しては、各校区の学校体育施設開放運営委員会に年額270千円の補助金を支出している。	該当なし。
5 管理謝金	小学校体育施設開放事業については、各校区の学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出している。 中学校体育施設開放事業費は、市教育委員会が固定給と歩合給を合算して計算し、毎月支給している。 中学校の体育施設管理人1人平均 月 42千円	・小学校 該当なし。 ・中学校 門扉管理料 月 10千円、鍵管理料 月 6千円

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
管理運営方法、使用の申請方法及び管理謝金の支出等に差異がある。

対 応 策
塩江町地域の小学校については、校区住民による自主管理運営(各校区毎に学校体育施設開放運営委員会及び3小学校合同開放運営委員会を設置)を行うこととする。 ただし、上西小学校については、現行どおり塩江中学校第1体育館を代替、新たに塩江中学校第2体育館を塩江町3小学校合同開放運営委員会で使用し、鍵管理料等については、学校体育施設開放運営委員会が学校体育施設開放事業費の中から支出する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館(アリーナ面積 4,474.24㎡) バスケットボール3面、バレーボール5面 バドミントン18面ほか ・亀水運動センター(体育館アリーナ面積 768㎡) バスケットボール1面、バレーボール2面 バドミントン3面、卓球9台 ・西部運動センター(体育館アリーナ面積 1,484㎡) バスケットボール2面、バレーボール2面 バドミントン8面、卓球20台 インディアカ8面ほか 	該当なし。
2 競技場	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨット競技場 艇庫7棟(ディンギー58艇) 艇置場(ディンギー229艇、クルーザー72艇) クレーン4.8トン 	該当なし。
3 庭球場	<ul style="list-style-type: none"> ・亀岡庭球場 クレーコート4面 ・朝日町庭球場 砂入人工芝コート5面、夜間照明施設 クレーコート4面 ・仏生山運動場庭球場 クレーコート2面 ・亀水運動センター庭球場 砂入人工芝コート8面 <p>コート(砂入人工芝)使用料 1時間 一般340円 学生230円 夜間照明使用料 1面あたり 110円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の村野外運動緑地施設(東地テニスコート) 砂入人工芝コート 2面 夜間照明施設 <p>コート使用料 1時間 町内310円 町外630円 夜間照明使用料 1時間 町内520円 町外940円</p>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題
管理運営方法、使用の申請方法及び使用料に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、東地テニスコートについては、高松市公共施設利用総合情報システムに登録するとともに、自然休養村センターに同システム端末を設置する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 社会教育事業	
分類	体育施設管理運営	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・南部運動場 <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) <ul style="list-style-type: none"> 長袖100m 短袖80m ・亀水運動センター <ul style="list-style-type: none"> グラウンド(野球場)両翼85m 中堅112m ・西部運動センター <ul style="list-style-type: none"> 第1グラウンド(野球場) 両翼91m 中堅120m 第2グラウンド(多目的広場) 長袖100m <ul style="list-style-type: none"> 短袖80m 	該当なし。
5 プール	<ul style="list-style-type: none"> ・市民プール <ul style="list-style-type: none"> 流水、少年プール 1,022m 水深1m <ul style="list-style-type: none"> 収容人員680人 幼児プール 256.26㎡ 水深0.3m <ul style="list-style-type: none"> 収容人員250人 身体障害者がプールを利用する場合は、無料 ・福岡町プール <ul style="list-style-type: none"> 温水プール(25m×6コース) 補助プール、採暖プール <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者がプールを利用する場合は、無料 ・亀水運動センタープール <ul style="list-style-type: none"> 2.5m×8 コース <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者がプールを利用する場合は、無料 	該当なし。
6 管理運営	(財)高松市スポーツ振興事業団	塩江町で実施している。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案

「文化振興事業について」に関する資料

指 定 文 化 財 に つ い て	168
埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業 に つ い て	169
文 化 財 学 習 事 業 に つ い て	170
文 化 奨 励 賞 に つ い て	171
文 化 祭 開 催 事 業 に つ い て	172
文 化 芸 術 活 動 推 進 事 業 に つ い て	173
文 化 団 体 の 育 成 ・ 支 援 事 業 に つ い て	174
歴 史 資 料 館 運 営 事 業 に つ い て	175
歴 史 資 料 整 備 事 業 に つ い て	176
文 化 教 育 普 及 事 業 に つ い て	177
図 書 館 運 営 事 業 に つ い て	178
図 書 館 事 業 に つ い て	179
文 化 セ ン タ ー 事 業 に つ い て	180 ~ 181
菊 池 寛 記 念 館 運 営 事 業 に つ い て	182
文 化 芸 術 ホ ー ル 運 営 事 業 に つ い て	183 ~ 184

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	指定文化財	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 文化財審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 高松市文化財保護審議会 ・委員数 10人以内 ・報酬 6,700円 ・任期 2年(16年5月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 塩江町文化財保護審議会 ・委員数 6人 ・報酬 7,000円 ・任期 2年(17年7月27日まで)
2 現況	高松市指定文化財 34件(平成15年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 19件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 1件 ・史跡 9件 ・天然記念物 4件 	塩江町指定文化財 1件(平成15年4月1日現在) <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財 - 件 ・無形文化財 1件 ・有形民俗文化財 - 件 ・史跡 - 件 ・天然記念物 - 件
3 保存等事業補助	文化財の保存・管理等のための事業に対して、予算の範囲内で補助。	高松市と同じ。
4 文化財の指定	文化財指定申請を受けて調査し、高松市文化財保護審議会に諮問。 審議会の答申を受け、教育委員会に上程し指定。	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の委員数及び報酬等に差異がある。 ・塩江町では、無形文化財のみの指定となっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町文化財保護審議会については、高松市文化財保護審議会に統合するものとする。 ・塩江町指定文化財については、高松市の文化財として引き継ぐこととするが、指定に当たっては、塩江町の意向を十分に尊重する中で、高松市文化財保護審議会に諮るものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	埋蔵文化財調査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 埋蔵文化財調査	<p>(試掘調査) 公共事業・民間開発事業を問わず、周知の埋蔵文化財包蔵地並びにその隣接地で土木工事が行われようとしているときは、文化財専門職員により事前に試掘調査を行っている。</p> <p>(発掘調査) 試掘調査で埋蔵文化財の包蔵が確認された土地については、工事に先立ち文化財専門職員により発掘調査を実施し記録保存を行っている。</p>	該当なし。
2 出土品整理・保管	発掘調査で出土した土器等遺物は、市内円座町にある整理事務所で復元及び図面どりの後、パソコンにデータを取込み、同所にある収蔵倉庫で保管している。	過去の発掘調査により出土した土器等遺物は、町教委事務局で保管している。
3 埋蔵文化財包蔵地	昭和52年の「全国遺跡地図香川県」を元に、市内一円の分布調査等の成果も加えて包蔵地台帳と地図を作成している。 (現在の包蔵地数は約860ヶ所、年間300件余の包蔵地照会に対応)	台帳、地図とも整備していない。
4 埋蔵文化財不時発見対応	土木工事中等に土器等遺物や遺構が発見された時は、文化財保護法第57条の5の規定に基づき文化庁長官への届出を行っている。 (年間1件程度)	高松市と同じ。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・出土品整理・保管方法に差異がある。 ・塩江町では、埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図が整備されていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町で所有している出土品については高松市に引き継ぐものとする。 ・塩江町地域を含めた埋蔵文化財包蔵地の台帳及び地図を、合併時までには作成するものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化財学習事業			
現況				
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
1 学習会等開催	<p>[ふるさと探訪]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する市民を対象 ・ほぼ月1回(日曜日の午前中)開催 ・市内及び近郊の史跡を訪ねる。 <p>[親子文化財教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子ペアで土器づくりなどを体験 ・年2回開催 <p>[知って貰おう高松講座]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者等を対象として、高松の文化財等を紹介 ・年2回開催 	該当なし。		
2 埋蔵文化財展	「市内の埋蔵文化財展」を、毎年8月に1週間市庁舎1階市民ホールで開催	該当なし。		
3 埋蔵文化財出前講座	<p>(内容)</p> <p>発掘調査の成果などをテーマに、文化財専門職員が市内の公民館等へ要請に基づいて出向き、講演</p> <p>(開催時期)</p> <p>希望により随時開催</p>	該当なし。		
			対応策	
			調整案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化奨励賞			
現 況				
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題	
1 名称	高松市文化奨励賞	該当なし。		
2 内容	高松市における文化の振興に貢献し、将来も活躍が期待される者に対して文化奨励賞を授与 (贈呈式は、原則11月1日に開催)			
3 選考審議会	(目的) 文化奨励賞の受賞候補者の選考に関し、市長の諮問に応じ、調査審議する。 (委員数) 8人(定数は10人) (任期) 1年 (報酬) 6,700円			
4 文化祭典	(名称) 高松文化祭典 (内容) 過去の文化奨励賞受賞者が、芸術文化活動の成果を発表するもの (実行団体) 「受賞者の集い」	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化祭開催事業			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
1 市・町民文化祭	<p>(名称) 高松市市民文化祭「アーツフェスタたかまつ」</p> <p>(開催時期) 9月上旬から3週間程度(平成15年度実績)</p> <p>(内容) 生活文化ショー、音楽まつり、文芸まつり、茶会と生け花展、民謡・民舞まつり、演劇祭、美術展、趣味文化祭等</p> <p>(運営委員会) 【組織】 市民文化祭運営委員会 【概要】 企画・立案、各団体との連絡調整、広報活動等 【委員数】 17名 (運営補助) 市民文化祭運営委員会に対して補助 6,445千円(平成15年度実績)</p>	<p>(名称) 塩江町文化祭</p> <p>(開催時期) 毎年11月中旬から下旬</p> <p>(内容) 文化協会加入団体による作品展示及び芸能発表会(芸能発表会については、文化の日に実施)</p> <p>(運営委員会) 【組織】 塩江町教育委員会と塩江町文化協会の共催 【概要】 高松市と同じ 【委員数】 18名(塩江町文化協会役員により構成) (事業費) 塩江町教育委員会により予算措置をしている。</p>	<p>・市、町民文化祭の開催時期、内容、運営委員会及び運営費の対応に差異がある。 ・塩江町では、地区文化祭を開催していない。</p>	
			対応策	
			<p>塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。 なお、運営費の対応については、合併時までに調整するものとする。</p>	
2 地区文化祭	<p>(開催場所) 高松市内の公民館等(41地区)で実施</p> <p>(開催期間) 毎年10月から2月(地区により開催時期が異なる)</p> <p>(運営補助) 1開催につき、50,000円を補助している。</p>	該当なし。	調整案	<p>高松市の制度に統一する。 塩江町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化芸術活動推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 デリバリー(出前)アーツ	(概要) 圏域住民の身近なところに芸術文化を出前する事業 (対象) 高松市と周辺10町のサンネット高松の圏域住民 (内容) 毎年、5メニューを実施	高松市と同じ。
2 学校巡回教室	【芸術教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 洋舞・邦楽・オーケストラ演奏など生の優れた芸術を鑑賞する機会を提供 【能楽教室】 (対象) 市内の小中学校の児童生徒 (内容) 能・狂言・お囃子の生の優れた古典芸能を鑑賞する機会を提供	該当なし。
3 市・町民大学	(名称) 秋季市民大学 (内容) 高松大学・高松短期大学との共催で、文化講演会を開催し、地域の文化振興を図る。 (開催時期) 9月	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題
塩江町では、学校巡回教室及び町民大学を実施していない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	文化団体の育成・支援事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 文化協会活動補助	<p>(名称) 高松市文化協会</p> <p>(組織) 4部門別協会に、120団体が加盟している。 (平成16年3月31日現在)</p> <p>(補助内容) 高松市文化協会の運営に対して行っている。</p>	<p>(名称) 塩江町文化協会</p> <p>(組織) 部門別協会はなく、18の団体により構成されている。</p> <p>(補助内容) 高松市と同じ。</p>
2 文化団体事業補助	<p>(目的) 各文化芸術団体の行う市民文化の向上・発展に資する事業に対して補助金を支出し、各文化芸術団体の事業促進と活性化を図る。</p> <p>(補助団体) 年度当初に申請があり、市長が適当と認めた事業を実施する団体</p> <p>(補助内容) 文化振興活動に対し、予算の範囲内において各団体に対して補助を行っている。</p>	<p>(目的) 高松市と同じ。</p> <p>(補助団体) 塩江町文化協会が事業主体となっている。</p> <p>(補助内容) 文化協会活動補助に含まれている。</p>
3 芸術文化活動事業補助	<p>(目的) 芸術文化に関する事業に必要な経費を補助し、自主的な芸術文化活動の促進を図る。</p> <p>(補助団体) 28団体(平成14年度実績)</p> <p>(補助額) 4,790千円(平成14年度実績)</p>	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題	両市町の文化協会の組織に差異がある。
-----------	--------------------

対 応 策	<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>塩江町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。</p> <p>なお、塩江町文化協会に加盟している団体については、高松市文化協会の部門別協会に加盟している団体との統合等について、合併時まで調整するものとする。</p>
-------	---

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	歴史資料館運営事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設	<p>(名称) 高松市歴史資料館</p> <p>(概要) 常設展示室、学習室、特別展示室、収蔵庫、事務室等</p>	該当なし。
2 事業	<p>(常設展) 【常設展示】 常設展示室では、高松の歩みをわかりやすく展示している。 学習室では、高松の歴史を映像等で学べるようしている。</p> <p>【高松市収蔵品情報システム】 資料の検索システムを学習室内に設置し、パソコンから閲覧できるようにして、市民の方に利用いただいている。</p> <p>(特別展) 【特別展の開催】 年間3回の特別展を実施している。 展示については、館の独自色を出すため郷土色豊かな内容となるよう心がけている。</p> <p>【収蔵品展の開催】 館の収蔵品を紹介する年間1回の収蔵品展を実施している。</p> <p>【ロビー展の開催】 歴史資料館エントランスホールを利用し、ロビー展を随時開催し、資料の展示・公開をしている。</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	歴史資料整備事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 資料調査業務等	(調査業務) 高松市の歴史・文化等に関係した資料の収集および調査・分類整理 (記録) 収集した資料を適正に保存・管理するため、資料情報のカード化・画像化とともにデータを入力し、高松市収蔵品情報システムに随時反映 (保存・管理) 高松市歴史資料館内の収蔵庫および円座町収集資料保管倉庫において、適正な環境の中で保存・管理し、必要な保存修理等も随時実施	該当なし。
2 寄託・寄贈	受入後、写真撮影・採寸・図面・カード作成等を行い収蔵庫で保管	随時、町民から資料を募集し、その後塩江美術館等で保管
3 資料の周知・公開	・ロビー展・収蔵品展・高松市収蔵品情報システム等で公開 ・歴史資料館年報等で周知	該当なし。
4 資料購入	高松市歴史資料館資料収集方針に基づき、資料購入を行っている。 (購入価格に応じて専門有職者の関係評価)	該当なし。

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題	歴史資料の保管方法に差異がある。
-----------	------------------

対 応 策	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

調 整 案	高松市の制度に統一する。
-------	--------------

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化教育普及事業			
	現況			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
1 サンクリスタル学習	歴史資料館・図書館・菊池寛記念館の三館が合同して、市内の小学生(中・高学年)を対象にした体験学習を開催 (内容) 三館の施設・資料を利用した学習の実施 送迎の実施 等	該当なし。		
2 歴史資料館講座	市民を対象に各種の歴史資料館講座や講演会を開催。 [古文書講座] ・内容.....実際の古文書を題材に取り上げ、参加者とともに古文書に親しむ。 ・開催回数.....年7回 [歴史資料館講座] ・内容.....特別展に係る講座や各種講座の実施 ・開催回数.....年5回程度 [夏休みに郷土高松の歴史を探ろう] ・内容.....夏休みに小学生を対象として、郷土高松を学習する機会を提供する。 ・開催回数.....夏休期間中・1回(5日間開催) [小学生の郷土史学習講座] ・内容.....土曜日を利用して、小学生を対象に郷土史を学ぶ機会を提供する。 ・開催回数.....土曜日開催・1回(4日間開催)	該当なし。	対応策	
			調整案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	図書館運営事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題	
1 図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 1(サンクリスタル高松内) ・分館 1(市民文化センター内) ・分室 40(地区公民館内) ・移動図書館車 2台 	該当なし。		
2 資料整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本館 485,741冊・点 (図書413,219冊、視聴覚資料27,830点、絵本紙芝居等44,692冊・点) ・分館 188,343冊・点 (図書161,073冊、視聴覚資料1,050点、絵本紙芝居等26,220冊・点) ・移動図書館、分室 116,678冊・点 (図書96,039冊、絵本紙芝居等20,639点) 			
3 貸出・返却	<ul style="list-style-type: none"> (貸出) 図書館の利用者カードの発行、管理(平成14年度新規登録者の発行枚数9,045枚) (返却) 図書館のカウンターへの返却と、開館時間外のブック・ポスト、警備室への返却 			
4 レファレンス	調べものに関する相談や図書を探す相談等を行っている。場合によっては、他の図書館から資料の取り寄せも行う。			
			対 応 策	
			高松市の制度を適用する。	
			調 整 案	
			高松市の制度を適用する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	図書館事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 ブックスタート事業	<p>(内容) 4ヶ月児を対象に、図書の無償配布及び読み聞かせの指導を行う。 (実施場所) 4ヶ月児相談会場 〔高松市保健センター及び各公民館〕 (配布冊数) 2冊/人</p>	<p>(内容) 高松市と同じ。 (実施場所) 高松市と同じ。 〔塩江町保健センター〕 (配布冊数) 高松市と同じ。</p>
2 児童行事	<p>(内容) ボランティアの方により、本の読み聞かせ等を行っている。 (開催時期) 週に1回程度 (開催場所) 図書館本館</p>	<p>(内容) 外部団体により、絵本読み聞かせ会を行っている。 (開催時期) 読書月間にあわせて年1回程度 (開催場所) 塩江町保健センター</p>
3 移動図書館の巡回	<p>移動図書館車2台により、市内71か所のステーションを月1回(うち、7か所は月2回)巡回</p>	<p>県立図書の巡回図書において、役場本庁と塩江支所、上西支所の3か所で実施(町単独ではなし) 県立図書館の貸出資料の返却受付を塩江本庁で実施。</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題
<p>・児童行事の開催時期等に差異がある。 ・移動図書館の巡回について、塩江町では県立図書館の巡回図書を利用している。</p>

対 応 策
<p>・児童行事については、高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町で実施する児童行事の開催場所については、塩江町の現行のとおりとする。 ・移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、箇所については、合併時まで調整するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
	現況			
項目	高松市	塩江市町	問題点	課題
1 施設	(名称) 高松市民文化センター (概要) 【本館】 地下1階 地上5階 【別館】 地上3階	該当なし。		
2 主催事業	子ども教室 市内の幼稚園児・小学校児童を対象に、春・秋の期間、毎週土・日曜日4回の日程で10コースと、夏休み期間、4日連続で16コース開催 文化センター学習 校外学習の一つとして、5月から翌年2月までの期間、市内小学校5年生・中学校1年生を対象に、各学校で1日実施 プラネタリウム 一般来館者を対象に、投映を通して、市民の天体への興味と、関心を高めるとともに、文化センター学習等の学習教材として活用 ・土曜日、夏休みの期間 1日3回 ・日曜日、祝日、冬休み、春休みの期間 1日2回 ・平日(火～金曜日) 1日1回 視聴覚 ・映写機操作技術講習会等を開催 ・館内活動の一環として、毎週土・日曜日に、親子映画会を開催 科学展示 児童生徒の科学に対する関心や、未来の夢を育てるための展示			
			対応策	
			調整案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化センター事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題	
	<p>昆虫展示 郷土に生息する昆虫の標本展示コーナーをはじめ、保管・作業研究・学習・視聴覚の各コーナーからなる昆虫展示室を開設。 展示事業 天体写真展及びこども教室作品展等、市民文化センター主催事業の展示会を開催。</p>			
3 併設施設	<p>(施設名) 平和記念室 (事業) ・平和記念品室常設展示 ・戦争遺品等収集 ・戦争遺品等展示 ・「平和を語るつどい」演劇公演 ・写真、パネル展示 ・平和祈念映画等上映</p>		対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業	
分類	菊池寛記念館運営事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 施設	<p>(名称) 菊池寛記念館 (概要) 【サンクリスタル高松 3階】 高松市が生んだ偉大な文化人で、現在の文壇の礎を築いた菊池寛の功績を顕彰するとともに、遺品・生原稿・著書等を展示している。</p>	
2 事業	<p>(常設展) 菊池寛の生涯と業績をグラフィック・解説映像により編年的に紹介するとともに、遺品・生涯稿・著書等を展示 菊池寛の生家、上演戯曲舞台を模型で再現、東京の雑司ヶ谷の旧邸宅内の書斎を原寸復元し、展示。 「芥川賞」、「直木賞」、「菊池寛賞」、「菊池寛ドラマ賞」、「香川菊池寛賞」の受賞者及び受賞作品などを紹介 菊池寛をはじめ、郷土にゆかりのある作家の著書、芥川賞・直木賞受賞作品や、その他大衆文学作品などが閲覧できる「研究・閲覧室」を併設 (特別展) ・文学展 年1回開催 ・コレクション展 例年2～3月開催 (文芸講座) 毎月1回開催 (文学探訪) 年2回開催 (朗読劇) 児童・生徒を対象に、菊池寛の作品等を朗読により上演 年1回開催 (菊池寛顕彰事業) ・香川菊池寛賞 ・菊池寛ジュニア賞</p>	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		24 - 23 文化振興事業	部会名	文化
分類		文化芸術ホール運営事業		
現 況				
項目		高 松 市	塩 江 町	問 題 点 課 題
1 施設	(名称) 高松市文化芸術ホール(愛称: サポートホール高松) (概要) 大ホール(1,500席)、第1小ホール(312席)、 第2小ホール(308席)、リハーサル室3、練習室6、 会議室12、市民ギャラリー、コミュニケーションプラザ等 (開館) 平成16年5月20日	該当なし。		
2 事業	(事業計画) 当該事業については、(財)高松市文化芸術財団に委託 または経費補助を行い、同財団に実施させている。平成 16年度における財団ベースの事業計画は下記のとおり。 1.文化芸術振興普及事業 (1)財団自主事業の企画・実施業務【補助事業】 鑑賞参加事業 1)市民参加組織の組織化・運営 友の会、文化ボランティア 2)能 3)自主事業 交流情報事業 1)財団情報誌等の発行 2)ホームページの運用管理			対 応 策
				調 整 案
				高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 23 文化振興事業		部会名	文化
分類	文化芸術ホール運営事業			
項目	高松市	塩江町	問題点	課題
	(2)文化芸術振興普及事業の受託業務【委託事業】 サポートホール高松開館記念事業 1)サポートホール高松開館記念事業 企画提案事業、招聘公演事業 施設開放事業、関連文化事業 2)サポートホール高松開館記念式典 鑑賞参加事業 1)学校巡回事業 2)能楽教室 3)デリバリーアーツ (3)一般業務 理事会等運営業務 事務局運営業務 2.文化施設等管理運営事業【委託事業】 (1)文化施設等管理運営業務 市施設管理運営業務 サポートホール高松 広域施設管理運営業務 広域交流センター			
			対応策	
			調整案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画啓発事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 市 町
1 人権啓発週間及び男女共同参画週間の街頭啓発	男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえて、6月1日の「人権擁護委員の日」、6月23日からの「男女共同参画週間」に併せた啓発活動をしている。 (1)親子ジェンダー探偵団の活動発表 (2)女性弁護士相談(6月中4回開催) (3)パネル展示	該当なし。
2 男女共同参画市民フェスティバルの開催	男女共同参画社会の実現を目指し、ワークショップ、パネル展などを実施している。(高松市女性センター登録団体ネットワークを中心に実施)	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業(女性政策)	
分類	男女共同参画プランの推進	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 たかまつ男女共同参画プランの推進	平成14年度～18年度の5か年を計画期間とする「たかまつ男女共同参画プラン」を策定するとともに、施策事業の進行管理をしている。	該当なし。
2 ジェンダー・フリーたかまつ市民会議の活動支援	「たかまつ男女共同参画プラン」の進捗状況を市民の側から点検するとともに、市民の自主的な取り組み活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」に対する活動支援をしている。 (1)交付金 300千円 (2)コーディネーター謝金 100千円	該当なし。
3 女性行政調査・情報収集事業	平成14年度～16年度の3か年で女性行政調査・情報収集事業をしている。 なお、事業は、緊急雇用創出事業で実施している。	該当なし。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業(女性政策)		部会名	市民
分類	女性センター事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 女性センター事業	<p>(1)学習研修事業 (男女の自立と社会参画の促進のための学習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画実践セミナー ・自己尊重ワークショップ ・市民企画講座など <p>(2)相談事業 (ジェンダー問題にかかわる様々な問題に対して、専門職員やカウンセラーによる相談)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性こころの相談 ・からだの相談 ・人権相談など <p>(3)情報収集・提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書、ビデオ、パソコン等による情報収集・提供 ・女性センター情報誌『びびふあい』の発行(年2回) <p>(4)活動交流事業 (女性センター登録団体の相互交流とネットワークづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録団体交流会 ・(男女共同参画市民フェスティバルの開催) <p>なお、女性センター事業は、平成12年度から任意団体である高松市女性センター登録団体ネットワークに委託している。</p>	該当なし。		
			対 応 策	
			調 整 案	高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業(女性政策)	
分類	女性団体育成事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 女性団体への支援	<p>・自主的に組織した女性団体(地区婦人会等20団体)である高松市婦人団体連絡協議会に対し、団体相互の交流と活性化のため、活動支援として補助金を交付している。</p> <p>平成15年度 600千円</p>	<p>・自主的に組織した女性団体(2団体)の活動を支援するため、それぞれの団体に補助金を支出している。</p> <p>平成15年度 90千円</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支援内容に違いがある。

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、塩江町地域の団体活動に支障が生じないよう、社会教育事業として実施している女性団体等に対する支援制度の有効活用を図るなど、適切な配慮を行うこととする。</p>

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)	
分類	美術館運営事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 美術館名	高松市美術館	塩江町立美術館 (愛称 :ほたるの里美術館)
2 開館の経緯	高松市美術館は、昭和24年に開館した旧美術館に代わり、昭和63年に市街地中心部に位置する都市型美術館として開館した。	塩江町立塩江美術館は、塩江町出身の熊野俊一画伯から作品の寄贈を受け、同画伯の作品を保存・展示するため、ホテルと文化の里公園の中核施設として開館した。
3 開館日・開館時間等	<p>(1)開館日 開館時間</p> <p>火～金曜日 9:30～19:00</p> <p>土・日 祝日 9:30～17:00</p> <p>講堂 9:00～21:00</p> <p>講座室 9:00～17:00</p> <p>(2)休館日 ・月曜日</p> <p>〔その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日〕</p> <p>・年未年始 (12月29日～1月3日)</p>	<p>(1) 開館日 開館時間</p> <p>火～日曜日 9:00～17:00</p> <p>企画展示室・ホール 9:00～21:00</p> <p>陶芸館 9:00～17:00</p> <p>(2) 休館日 ・月曜日</p> <p>〔その日が祝日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日〕</p> <p>・年未年始 (12月29日～1月3日)</p>

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>開館時間が異なっている。</p> <p>塩江美術館の常設展観覧料は、企画展を含めた観覧料となっている。</p> <p>減免対象者が異なっている。</p> <p>開館の経緯及び展示方針内容が異なっている。</p>

対 応 策
<p>開館時間は、現行どおりとする。</p> <p>減免対象者は、高松市の制度に統一する。</p> <p>各美術館における開館の経緯及び展示方針を踏まえ、それぞれの特色を活かし、現行どおりの運営とする。</p>

調 整 案
<p>塩江町立美術館については、高松市の美術館として、高松市に引き継ぐものとする。</p> <p>運営については、塩江町立美術館の現行のとおりとするが、減免対象者については、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)		部 会 名	文 化
分 類	美術館運営事業			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
4 観覧料	<p>(1)常設展示 一 般 200円 (160円) 高・大生 150円 (120円) ()内の額は,団体(20人以上)の額</p> <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3)観覧料減免対象者 65歳以上のもの 身体等障害者手帳等所持者 義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>	<p>(1)常設展示 一 般 300円 (240円) 高・大生 150円 (120円) ()内の額は,団体(20人以上)の額</p> <p>(2)特別展示 2,000円の範囲内において委員会がその都度定める額</p> <p>(3)観覧料減免対象者 町内の長寿手帳所持者 町内の身体等障害者手帳所持者 町内の義務教育諸学校の教育活動としての観覧者等</p>		
5 常設展示	<p>(1)展示方針 美術品等取得方針に沿って取得した作品を年間5期にわけて展示することとしている</p> <p>美術品等取得方針 ・戦後日本の現代美術(洋画,彫刻) ・20世紀以降の世界の美術(版画) ・香川の美術(漆工,金工等)</p> <p>(2)展示内容 常設展示室1 戦後日本の現代美術 20世紀以降の世界の美術 常設展示室2 香川の美術</p>	<p>(1)展示方針 熊野俊一画伯の寄贈作品を展示することとしている</p> <p>(2)展示内容 常設展示室 熊野俊一画伯の寄贈作品 常設展示室2 なし</p>		
			調 整 案	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)			
分類	美術館施設使用料等			
	現		況	
項目	高 松 市		塩 江 町	
1 展示室	(1)一般展示室 (2)企画展示室 (3)市民ギャラリー	1日 32,400 円 1日 37,980 円 1日 8,260 円	(1)常設展示室 (2)企画展示室 (3)市民ギャラリー	5,250 円 4,200 円 なし
2 講堂・ホール等	(1) 講堂 午前 (9:00~12:00) 8,760 円 午後 (13:00~17:00) 12,450 円 夜間 (18:00~21:00) 12,450 円 午前 午後 (9:00~17:00) 21,210 円 午後 夜間 (13:00~21:00) 24,900 円 全 日 (9:00~21:00) 30,360 円 (2)講座室 1,710円~4,620円 (3)割増使用料 ・営利目的、入場料等を徴収するときの使用料は、3倍の額とする ・申込時間を超過したときなどの使用料は、1時間につき全日使用料の1/10の額を徴収する。 ・冷暖房料は、その施設の使用料の1/2の額とする (4)陶芸館 なし	(1) ホール 午前 (9:00~12:00) 1,570 円 午後 (13:00~17:00) 2,100 円 夜間 (18:00~21:00) 1,570 円 午前 午後 (9:00~17:00) 4,200 円 午後 夜間 (13:00~21:00) 4,200 円 全 日 (9:00~21:00) 6,300 円 (2) 講座室 なし (3) 割増使用料 なし (4) 陶芸館 1日 940円		
3 美術品等撮影許可手数料	・学術研究目的 1点 500 円/回 ・出版目的 1点 5,080 円/回		学術研究目的 1点 310 円/回 出版目的 1点 520 円/回	

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
展示室等施設の使用料及び美術品等撮影許可手数料の額が異なっている。 塩江美術館には、割増使用料の徴収規定がない。

対 応 策
展示室等施設使用料については、施設の規模等から現行どおりとする 割増使用料については、高松市の制度に統一する。

調 整 案
施設使用料については、両美術館の現行のとおりとする ただし、ホール使用料の割増等の規定については、高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)	
分類	美術館協議会等	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 美術館協議会	(1)委員数 13人 (学校教育関係者・学識経験者) (2)選任方法 高松市美術館条例、同施行規則及び高松市附属機関等の設置・運営等に関する要綱により選任している (3)報酬 6,700円 (4)任期 2年 (平成15年 7月 1日 ~ 17年 6月30日)	(1)委員数 10人 (報道関係・学識経験者等) (2) 選任方法 塩江美術館協議会規則により選任している (3)報酬 町外 :8,000円、町内 5,000円 (4) 任期 2年 (平成14年 4月 1日 ~ 16年 3月31日)
2 美術品等の取得	(1)美術品等の取得 美術品等取得調査委員会に諮り 答申を得た作品を毎年度取得 (2)美術品等取得基金 該当なし (3)美術品等取得調査委員会 委員数 8人 (学識経験者等) 報酬 6,700円 任期 2年 (平成14年 7月 1日 ~ 16年 6月30日)	(1)美術品等の取得 美術館協議会の審議を経て適宜取得 (2)美術品等取得基金 「塩江町美術品等取得基金」を設置し、毎年度積み立てている (3)美術品等取得調査委員会 該当なし (美術館協議会で審議)

部 会 名	文 化
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・美術館協議会委員の委員数、報酬及び選任方法等が異なっている。 ・美術品等の取得手続きが異なっている。 ・高松市には、美術品等取得基金がない。

対 応 策
・美術館協議会については、現行どおりとし、委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。 ・塩江町美術品等取得基金については、引き続き、高松市において設置し、適切な運用に努める。

調 整 案
両美術館協議会については、現行どおりとする。 ただし、美術館協議会委員の選任方法及び報酬については、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 24 その他の事業 (美術館事業)		部 会 名	文 化
分 類	しおのえ国際青年芸術祭補助事業			
現 況				
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 事業内容	該当なし	国内外の若い芸術家が町内にホームステイし、主に写真作品を制作・展示。作品の一部を塩江美術館に収蔵。		
2 実施主体		しおのえ国際青年芸術祭実行委員会 ・会長(町長) ・副会長(正副議長) ・委員 3名ほか ・事務局 塩江美術館		
3 実施時期		隔年 平成14年8月 5日～19日 次期開催時期 未定		
4 補助金額		平成14年度 2,250 千円 平成15年度 450 千円		
			対 応 策	
			調 整 案	
			事業内容、運営母体等について、類似事業との整合性を図る中で、高松市が引き継いで実施するものとする	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(過疎地域の指定及び計画)	
分類	過疎地域の指定及び計画	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 指定	該当なし。	平成12年度に施行された、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域の指定を受けている。
2 計画		<p>(名称) 塩江町過疎地域自立促進計画</p> <p>(期間) ・前期 平成12年度～平成16年度 ・後期 平成17年度～平成21年度</p> <p>(概要) 1 産業の振興 2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 3 生活環境の整備 4 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進 5 医療の確保 6 教育の振興 7 地域文化の振興等 8 集落の整備</p>
<p>【参考】 過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項(市町村の合併があった場合の特例)の概要 過疎地域の市町村を含む合併があった場合には、合併市町村が過疎地域に該当しない場合であっても、合併市町村のうち旧過疎地域のみを過疎地域とみなして、過疎法上の措置をすべて適用する。</p>		

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町は、過疎地域自立促進特別措置法による「過疎地域」に指定されている。

対 応 策
過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定(市町村の合併があった場合の特例)に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。

調 整 案
過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定(市町村の合併があった場合の特例)に基づき、塩江町過疎地域自立促進計画を引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(情報公開制度)	
分類	情報公開制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 制度の概要	<p>(根拠) 高松市情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(市長、水道事業管理者、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>(公開請求者) 何人も請求できる。</p>	<p>(根拠) 塩江町情報公開条例</p> <p>(公開対象) 実施機関(町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員会及び議会)の職員が、職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真、電磁的記録及びフィルムで、決裁又は閲覧の手続きが終了し、実施機関において管理しているもの。なお、電磁的記録については、実施機関が現に保有するプログラム又は手段によって紙媒体に印刷できるもの。</p> <p>(公開請求者) 町内に住所を有する者、町内に事務所等を有する個人・法人、町内の事務所等に勤務する者、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者。</p>
2 公開方法	<p>(公開場所) 市役所本庁 情報公開コーナーにおいて公開</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 10円/枚 A3超 市長が定める額 A3 カラー 100円/枚</p>	<p>(公開場所) 役場本庁舎 総務企画課において公開</p> <p>(写しの交付に要する費用) A3 20円/枚 A2 200円/枚</p>
3 審査会	<p>(名称) 高松市情報公開審査会</p> <p>(委員数) 5名以内</p> <p>(任期) 2年</p>	<p>(名称) 塩江町情報公開審査会</p> <p>(委員数) 5名以内</p> <p>(任期) 4年</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・公開対象、公開請求者及び写しの交付に要する費用に差異がある。</p> <p>・審査会委員の任期が異なる。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(外部監査制度)	
分類	外部監査制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 概要	<p>(目的) 監査機能の独立性、専門性をより一層充実させるため、契約した外部の専門的知識を有する包括外部監査人により、特定のテーマを選定し、実施する。</p> <p>1 包括外部監査契約に基づく監査 (都道府県、政令指定都市、中核市は義務付けられている。) ・外部監査人 1名 ・補助者 若干名</p> <p>2 個別外部監査契約に基づく監査 市長、議会からの監査請求や住民監査請求に係る個別外部監査契約に基づき実施する。</p>	該当なし。
2 実施状況	包括外部監査は、地方自治法の規定に基づき、平成11年度より毎年実施している。 個別外部監査は、実績なし。	

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、外部監査を実施していない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(ケーブルテレビ事業)	
分類	ケーブルテレビ事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名称	市政情報専用チャンネル「いきいき高松」 (高松ケーブルテレビ 5チャンネル)	塩江町ケーブルテレビ「ぴかchanネル」
2 運営形態	株式会社ケーブルメディア四国の施設を利用し、運営している。 (株)ケーブルメディア四国 ・第3セクター(市出資額5,000万円) ・高松市番町一丁目6番8号 ・視聴可能エリアの拡張に伴う施設整備等に対して、国の新世代地域ケーブルテレビ整備事業を活用し、平成11年度以降、市から補助金を交付している。	塩江町が直営で運営している。
3 提供情報等	(提供情報) ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報 ・災害その他緊急情報 ・テレビジョン放送の再送信 (放送内容) ・映像番組 ・ホットラインたかまつ、すまいるネット、市役所Q & A、情報ひろば、見てみMy高松、図書館おすすめBOOKS、高松トピックス&ニュース、快適ライフ/文化の泉、高松訪ね歩き～市民リポーターが行く～、市広報番組再放送、市民ビデオ、市民フォトギャラリー、視聴覚ライブラリー、市民招待席 等 ・文字放送 休日当番医、ボランティア情報、相談いろいろ、イベント情報、市からのお知らせ(手続き、制度概要、啓発情報など)	(提供情報) ・生活、文化、福祉、教育の向上及び産業の振興に必要な情報 ・災害その他緊急情報 ・テレビジョン放送の再送信 ・ケーブル電話サービス (放送内容) ・1チャンネル:文字放送(町からのお知らせ 等) ・2チャンネル:映像番組 ・3チャンネル:南部広域クリーンセンター稼動状況

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・運営形態に差異がある。 ・高松市では、ケーブル電話サービスを実施していない。 ・使用料に差異がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。 ・運営形態については、当分の間、高松市が直営で運営するものとする。 ・塩江町地域におけるケーブル電話サービスについては、現行のとおり実施する。 ・塩江町地域における使用料については、当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(ケーブルテレビ事業)	
分類	ケーブルテレビ事業	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
4 使用料	840円/月(テレビ1~12ch) BS、CS、インターネットは、別途必要	500円/月(テレビ1~12ch、ケーブル電話サービス、告知放送) BS、CS、インターネットは、別途必要

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(水問題対策)	
分類	水問題対策	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 水循環健全化計画	<p>(目的) 水の世紀とも言われる21世紀において、高松市として、湯水への抵抗力を強めながら、水を大切にす循環型都市の創造を目指し、安定的で持続的な水利用を可能とする健全な水循環を確保する視点に立った総合的な取組みを進めることを目的としている。</p> <p>(策定) 平成15年3月</p> <p>(計画期間) 平成15年度～平成22年度</p> <p>(基本方針) ・水の有効利用と水資源の確保 ・自然な水循環の回復 ・緑地・水辺の再生 ・水質汚濁の防止 ・都市の安全と安心の確保 ・パートナーシップに基づいたまちづくり</p>	該当なし。
2 大規模建築物の節水・循環型水利用	<p>「節水・循環型水利用の推進に関する要綱」に基づき、延床面積2,000㎡以上の建築物の建築に際し「節水・循環型水利用計画書(雨水・下水再生水などの雑用水利用、節水型機器の使用、雨水の地下浸透の導入)」の提出を義務付けている。</p>	該当なし。

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・塩江町では、水循環健全化計画を策定していない。</p> <p>・塩江町では、大規模建築物の節水・循環型水利用及び排水再利用促進助成制度を実施していない。</p>

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(水問題対策)		部 会 名	企 画 財 政
分 類	水問題対策			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 町		
3 排水再利用促進助成制度	<p>(対象者) 市内の自己の管理する建築物からの排水を再生処理するための施設を整備する個人及び事業所</p> <p>(助成額) 標準施設費か実費の少ない額の10分の1</p> <p>(標準施設費) ・下水道普及地域 2,300万円～3,070万円 ・下水道未普及地域 720万円～1,260万円 〔1日当たりの処理能力に応じて標準施設費を7ランクに分けている。〕</p>	該当なし。	問 題 点 ・ 課 題	
			対 応 策	
			調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(塩江町老人福祉センター)	
分類	塩江町老人福祉センター	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 施設概要等	<p>該当なし。</p> <p>参考</p> <p>(1) 「高松市ふれあい福祉センター勝賀」の主な施設 ・老人福祉センター 浴室、機能回復訓練室、健康相談室・生活相談室、図書コーナー、教養娯楽室、事務室等</p> <p>・その他 児童スペース、ゲートボール場、テニスコート、芝生広場 等</p> <p>(2) 管理運営形態 財団法人高松市福祉事業団へ委託</p> <p>(3) 浴室使 (区分) 市内高齢者 300 円 子ども 200 円 その他 390 円</p>	<p>(1) 名称 塩江町老人福祉センター(通称:奥の湯温泉)</p> <p>(2) 施設 浴室、休憩室、宿泊室、食堂、売店、事務室</p> <p>(3) 管理運営形態 塩江町が直営で運営している。</p> <p>(4) 職員配置 事務4人(うち町職員1人)、調理場等18人(うち常勤的臨時職員4人)</p> <p>(5) 使用料 ・浴室 (区分) 町内高齢者 100 円 町外高齢者 300 円 子ども 200 円 その他 450 円</p> <p>・その他 休憩、宿泊等について、部屋別の使用料を設定 (例) 和室10畳休憩 4時間 3,670円 10畳浴室付宿泊 1人 5,250円</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
塩江町老人福祉センターは、温泉施設であり、高松市の同種の老人福祉センターである「ふれあい福祉センター勝賀」と比べて、設備、管理運営形態、浴室使用料等に差異がある。

対 応 策
<p>・塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとする。</p> <p>・管理運営形態については、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、施設の円滑な運営に支障が生じないよう、管理運営等について、合併時までに調整する。</p> <p>・浴室使用料の区分については、町内、町外を市内、市外とし、使用料については現行のとおりとする。</p>

調 整 案
塩江町老人福祉センターについては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、管理運営形態については、現行のとおりとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(各種スポーツイベント事業)	
分類	各種スポーツイベント事業	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 主催、共催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高校選抜ソフトテニス大会 ・健脚大会(高松～琴平) ・健脚大会(高松～塩江) ・仏生山スポーツフェスタ ・都市対抗源平駅伝競走大会 ・市民遠泳大会 ・地区対抗ドッジボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・内場池親睦野球大会 ・塩江町健脚大会 ・健脚大会(高松～塩江) ・町内ソフトバレーボール大会 ・塩江温泉アドベンチャーマラソン全国大会
2 後援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民早朝野球大会 ・水戸、高松親善都市交歓野球大会 ・彦根、高松姉妹城都市交歓少年野球大会 ・高松、松江市都市間交流事業バレーボール大会 ・矢島町、高松市スポーツ少年団交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・東四国オープンゲートボール大会 対象：徳島、香川両県 ・都市対抗源平駅伝競走大会
3 その他 (補助金支出のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・サンドヒル高松グラウンドゴルフ大会 ・西日本中央連携軸スポーツ大会 (家庭婦人バレーボール・ジュニアサッカー) ・市民ハイキング 	該当なし。

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・両市町で類似のイベントがある。 ・塩江町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が塩江町地域に限られるものがある。

対 応 策
<p>類似イベントについては、統合する。 ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、東四国オープンゲートボール大会については、現行のとおり継続するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(農業経営者協会)	
分類	農業経営者協会	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 農業経営者協会	該当なし。	<p>(名 称) 塩江町農業経営者協会</p> <p>(目的及び経緯) 香川県農業会議の呼びかけにより、塩江町農業委員会が事務局となり、農業者の社会的、経済的地位の向上を目指し、自らが自主的活動により過疎地域の活性化を図ることを目的に設立され、運営及び活動に対し補助金を支出している。</p> <p>(事 業) ・研修会、講演会、情報交換、経営記帳等の推進 ・農業関係機関による経営指導の推進 ・その他</p> <p>(構 成) 26人</p> <p>(補助金額) 121千円(平成16年度予算)</p>

部 会 名	農 業 委 員 会
-------	-----------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・高松市では、農業経営者協会がない。 ・塩江町では、農業経営者協会へ町単独事業として補助している。</p>

対 応 策
<p>塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとし、その後の対応については、改めて検討するものとする。</p>

調 整 案
<p>塩江町農業経営者協会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、実施するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-24 その他の事業(契約制度)											
分類	物品等に係る入札・契約制度											
	現		況									
項目	高 松 市		塩 江 町									
1 入札参加資格 受付関係	(1) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>区 分</td> <td>市内業者</td> <td>市外業者</td> </tr> <tr> <td>物品(印刷含む)</td> <td>849</td> <td>291</td> </tr> <tr> <td>委託業務</td> <td>355</td> <td>268</td> </tr> </table> (2) H15.6.1~H17.5.31(2年間) (3) H17.1月頃受け付け 6月から有効 (4) 4月受付...6月から有効 7月受付...9月から有効 10月受付...12月から有効 中間年時点で追加受付(監理課と同時期 実施) 1月末~2月初旬受付し、6月から 有効		区 分	市内業者	市外業者	物品(印刷含む)	849	291	委託業務	355	268	該当なし。
区 分	市内業者	市外業者										
物品(印刷含む)	849	291										
委託業務	355	268										
(1)業者数												
(2)有効期間												
(3)新規受付事務												
(4)追加受付事務												
2 発注方法等	・契約担当課 管財課(各課で直接購入できる物品及び委託業務を除く) ・入札方法 指名競争入札 (物品80万円超~、印刷130万円超~) 133件 随意契約(上記以外) 3628件		・契約担当課 各課発注 ・入札方法 指名競争入札 27件 随意契約(上記以外) 62件									
3 入札・契約制度	(1) 予定価格の公表 行っていない。 (2) 議会の議決案件 (予定価格3,000万円以上) 3案件(H15年度)		(1) 予定価格の公表 行っていない。 (2) 議会の議決財産の取得案件 (予定価格700万円以上) 1案件(H15年度)									
4 審査委員会	高松市特殊物品購入審査委員会 1品200万円を超える備品,その他市長が特に必要と認める物品の購入方法等について、審査する。		該当なし。									

部 会 名	企 画 財 政
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題
・塩江町では、物品の入札参加資格受付の制度がない。 ・発注方法、入札・契約制度等に差異がある。 ・塩江町では、物品に係る審査委員会がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(契約制度)																										
分類	建設工事等に係る入札・契約制度																										
		現	況																								
項目	高	松	市																								
項目	高	松	市																								
1 入札参加資格受付	(1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>市内業者</th> <th>市外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>648</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>123</td> <td>418</td> </tr> <tr> <td>製造の請負・物件の供給</td> <td>26</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	市内業者	市外業者	建設工事	648	966	建設関連委託業務	123	418	製造の請負・物件の供給	26	87	(1) ()は塩江町のみ名簿登載者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>町内業者</th> <th>町外業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設工事</td> <td>13(6)</td> <td>650(29)</td> </tr> <tr> <td>建設関連委託業務</td> <td>1(0)</td> <td>247(29)</td> </tr> <tr> <td>製造の請負・物件の供給</td> <td>0</td> <td>128(0)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	町内業者	町外業者	建設工事	13(6)	650(29)	建設関連委託業務	1(0)	247(29)	製造の請負・物件の供給	0	128(0)
区 分	市内業者	市外業者																									
建設工事	648	966																									
建設関連委託業務	123	418																									
製造の請負・物件の供給	26	87																									
区 分	町内業者	町外業者																									
建設工事	13(6)	650(29)																									
建設関連委託業務	1(0)	247(29)																									
製造の請負・物件の供給	0	128(0)																									
(1)業者数																											
(2)有効期間	(2)H15.6.1~H17.5.31(2年間)		(2)H15.4.1~H17.3.31(2年間)																								
(3)追加受付事務	(3)中間年時点で追加受付 (1月末~2月初旬受付 6月から有効)		(3)随時追加受付(受付当日から有効)																								
(4)資格審査付与と数値	(4)経営事項審査点数+主観点数(ISO取得、工事成績等)		(4)経営事項審査点数																								
2 発注方法等	(1) 土木部監理課(建設工事130万円超、建設関連委託50万円超、他は各課発注) (2) ・一般競争入札(3億円以上) 3件 ・公募型指名競争入札(工事130万円超~3億円未満、委託50万円超) 517件 ・指名競争入札(工事130万円超~3億円未満、委託50万円超) 実績なし ・随意契約(130万円超) 22件 (3) 設計金額3,000万円超の工事案件は、助役、各部長等で構成する、工事請負等審査委員会に諮り、発注を行っている。		(1) 各課発注 (2) ・一般競争入札(10億円超) 実績なし ・公募型指名競争入札 実績なし ・指名競争入札(工事130万円超~10億円以下、委託50万円超) 79件 ・随意契約(130万円超) 22件 (3) 全ての工事案件について、助役・各事業課長で構成する、指名審査委員会に諮り、発注を行っている。																								
(1)契約発注課																											
(2) 入札方法、件数 (15年度)																											
(3)審査委員会																											
3 格付け等入札・契約制度	(1) 土木一式、建築一式、水道施設、電気・管のみ設定 (2) 名簿登載2年経過後指名対象(130万円を超える工事) (3) すべて事前公表 (4) 工事にすべて設定・事前公表 (5) 制度あり(事前公表)だが、(3)で対応 (6) 議会の議決案件 3案件		(1) すべての工事に設定。(適用なし) (2) 特になし (3) 公表していない(事前・事後とも) (4) 建築工事のみに設定・公表なし (5) 制度あり、建築工事以外(公表なし) (6) 5,000万円以上の案件 5案件																								
(1)格付け・指名基準額の設定																											
(2)新規名簿登載者の取扱い																											
(3)予定価格の公表																											
(4)最低制限価格																											
(5)低入札価格調査制度																											
(6)議会の議決案件																											
4 入札監視委員会	平成15年度に設置している。(学識経験等を有する5名)		該当なし。																								
5 工事監督、検査、工事成績の採点	(1) 複数監督員制 (2) 専任検査員による検査 (3) 市の評定要領に基づき採点		(1) 監督員1人制 (2) 工事担当課または他課の職員による検査 (3) 採点はしていない。																								
(1)工事監督																											
(2)検査																											
(3)工事成績の採点																											

部 会 名	土 木
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・入札参加資格受付、発注方法等、格付け等入札・契約制度及び工事監督、検査、工事成績の採点に差異がある。 ・塩江町では、入札監視委員会がない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、塩江町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(集会所等設置補助事業)	
分類	集会所等設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 根拠	高松市自治会集会所新築等補助規程	地域集会場の設置及び管理に関する規則
2 内容	地域住民の活動拠点である自治会集会所の新築、増築、改修に対し助成を行い、自治会活動を一層促進する。	住民の要望により、町の各種振興計画に計上し、国又は県の補助事業の対象となるものに対し、町が設置する。 (建設事業については、町が施工する。)
3 補助率等	〔新築(改築・購入)〕 (限度額) 1,800万円 (補助率) 50%以内 〔増築〕 (限度額) 200万円 (補助率) 50%以内 〔改修(改造・修繕)〕 (限度額) 200万円 (補助率) 50%以内	国又は県 } 事業費の75% 町 } (補助事業により、補助率が異なる。) 地元負担 事業費の25%
4 維持管理	(管理) 関係自治会等による。 1自治会当たり年額6,000円を補助している。 (維持修繕費) 関係自治会等による。	(管理) 完成後直ちに関係地域にその全ての管理を委託する。 ただし、その地域のみが使用する集会場以外で、広く町民の利用を目的とするものについては、町が直接管理する。 (維持修繕費) 大規模な維持修繕費(必要経費20万円以上)を要する場合には、必要経費の50%以内で、町が負担する。

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
事業の内容に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 なお、国・県等の補助制度のうち、自治会が実施主体となるものについては、今後とも、その活用を促すものとする。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(青少年健全育成事業)		部会名	教育
分類	青少年健全育成事業			
	現 況			
項目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している、 香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)	・実施主体に差異がある。 ・高松市の制度に統一した場合、塩江町地域の不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。	
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。 ・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。 ・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。 ・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巡視補導業務 高松市と同じ。 ・相談業務 高松市と同じ。 ・地区住民会議サポート 高松市と同じ。 ・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開 ・その他 高松市と同じ。 	対 応 策	
			高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。	
			調 整 案	
			高松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、塩江町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。	

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰する。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2 名(故人)</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 塩江町民又は塩江町に特別の縁故の深いもので、町政の振興、文化の向上、産業の進展又は公共の福祉増進等に貢献して、その事績が卓絶し、功労特に顕著であり、町民が郷土の誇りとし、かつ尊敬に値すると認めるものに対し、その榮譽をたたえ、功績を顕彰するため、塩江町名誉町民の称号を贈る。</p> <p>(根拠) 塩江町名誉町民条例 (名誉町民数) 2 名(故人)</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 市の公益の増進に寄与し、または市制の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を行っている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20人程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 町内における善行業績を顕彰するため、功労があった者を表彰する。受賞後の待遇は、特に行っていない。</p> <p>(根拠) 塩江町表彰規則 (贈呈状況) 町制40周年記念時に40名を表彰</p>
3 市・町民榮譽賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。 (根拠) 高松市市民榮譽賞要綱 (贈呈状況) 過去1名</p>	該当なし。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・名誉市・町民及び市・町政功労賞に差異がある。 ・塩江町では、町民榮譽賞を設けていない。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。 ・塩江町の町政功労者については、表彰後の待遇を行っていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 塩江町の名誉町民については、塩江地区の名誉町民として継承するものとする。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(後継者育成等報償制度)	
分類	後継者育成等報償制度	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 後継者育成報償	該当なし。	(目的) 後継者の育成対策として、町内に住所を有する夫又は妻と同居し、婚姻の届出をした者で、当該家庭が婚姻入籍後1年経過後に資格を有している場合に報償金を支給する。 (報償額) 1組に対し、10万円
2 結婚促進報償	該当なし。	(目的) 後継者の育成対策として、後継者育成確保に寄与した結婚世話人に対して、結婚促進報償金を支給する。(ただし、結婚当日のみの媒酌人、同一後継者の結婚世話人及び結婚相談等を職業としている者については、対象としない。) (報償額) 1件につき、20万円
3 出産家庭報償	該当なし。	(目的) 人口の減少抑制施策の一環として、町内に住所を有し、第3児以上を出産した者で、第3児以上出産時において、他の2児が健在であり、当該家庭が将来も引き続き町内に住所を有する者に対し、報償金を支給する。 (報償額) 第3児以上1人に対し、30万円

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、後継者育成報償、結婚促進報償及び出産家庭報償の制度がない。

対 応 策
・後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。 ・結婚促進報償については、合併時に廃止する。

調 整 案
塩江町の後継者育成報償及び出産家庭報償については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとし、結婚促進報償については、合併時に廃止する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民葬儀)	
分類	市・町民葬儀	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあっては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者が死亡した場合の葬儀及び町内に住所を有する者が喪主となる場合の葬儀で、かつ、香川郡(直島町を除く。)内の火葬場において火葬に付す場合に適用する。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p>	<p>やすらぎ苑葬 120,000 円</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 町所有の霊柩車の使用については、「塩江町霊柩車使用規則」による。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
葬儀の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民葬儀)	
分類	葬斎場	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) (一部事務組合)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門)</p> <p>火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基)</p> <p>汚物炉 1基</p> <p>エントランスホール</p> <p>告別室 3室</p> <p>収骨室 2室</p> <p>霊安室</p> <p>会議室</p> <p>(斎場部門)</p> <p>式場 1室</p> <p>斎場ホール</p> <p>控室 3室</p> <p>(待合部門)</p> <p>待合室 5室(和室 3室、洋室 2室)</p> <p>待合ホール</p> <p>障害者用便所</p>	<p>【参考】</p> <p>香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 概要</p> <p>(開設日) 平成8年1月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬棟)</p> <p>告別室 2室</p> <p>見送りホール</p> <p>火葬施設 5基(大型炉 5基)</p> <p>収骨室 2室</p> <p>霊安室</p> <p>(斎場棟) 1室</p> <p>斎場 2室</p> <p>待合室</p> <p>(待合棟)</p> <p>待合ロビー 3室(和室 3室)</p> <p>待合室</p> <p>(動物炉棟)</p> <p>動物用焼却炉 1基</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・運営主体に差異がある。</p> <p>・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</p>

対 応 策
<p>・合併後において、塩江町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</p> <p>・香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(市・町民葬儀)																																																																																																								
分類	葬斎場																																																																																																								
現 況																																																																																																									
項目	高 松 市		塩 江 町																																																																																																						
3 施設使用料	<p>1 火葬施設使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">使 用 料</th> </tr> <tr> <th>市 内</th> <th>市 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">死 体</td> <td>大人(12歳以上)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>小人(12歳未満)</td> <td>1体</td> <td>無 料</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>死 産 児</td> <td>1胎</td> <td>無 料</td> <td>13,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">市内の使用料について、有料化を検討中。</p> <p>2 式場使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使 用 単 位</th> <th colspan="2">使 用 料 (単位当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午 前 (午前9時～正午)</td> <td>市内</td> <td>31,500円</td> </tr> <tr> <td>午 後 (午後零時30分～午後3時30分)</td> <td>市外</td> <td>63,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">市内…市内に住所を有する者 市外…市内に住所を有しない者</p>		区 分	単 位	使 用 料		市 内	市 外	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円	死 産 児	1胎	無 料	13,000円		使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)		午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円	午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円	<p>【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑)使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">料 金</th> </tr> <tr> <th>管内住民</th> <th>管外住民</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">火 葬 棟 施 設</td> <td>12歳以上</td> <td>1体</td> <td>20,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>12歳未満</td> <td>1体</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>死産児</td> <td>1胎</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骸</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>主部1体分</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>生体分離肢体</td> <td>1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>産汚物等</td> <td>1人分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>系統解剖遺体</td> <td>残部1体分</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">斎 待 合 場 室</td> <td>告別式</td> <td>1時間30分以内</td> <td>1回</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">通夜</td> <td>18時間以内</td> <td>1回</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>25時間以内</td> <td>1回</td> <td>54,000円</td> </tr> <tr> <td>42時間以内</td> <td>1回</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>49時間以内</td> <td>1回</td> <td>102,000円</td> </tr> <tr> <td>待 待 合 標 室</td> <td>初七日</td> <td>1室</td> <td>3,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>靈 安 室</td> <td>遺体の安置</td> <td>24時間まで</td> <td>10,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>動 炉 物 棟</td> <td>犬猫等のペットの焼却</td> <td>1体</td> <td>5,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	料 金		管内住民	管外住民	火 葬 棟 施 設	12歳以上	1体	20,000円	80,000円	12歳未満	1体	10,000円	40,000円	死産児	1胎	5,000円	20,000円	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円	系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円	斎 待 合 場 室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円	通夜	18時間以内	1回	40,000円	25時間以内	1回	54,000円	42時間以内	1回	88,000円	49時間以内	1回	102,000円	待 待 合 標 室	初七日	1室	3,000円		靈 安 室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円	動 炉 物 棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円
区 分	単 位	使 用 料																																																																																																							
		市 内	市 外																																																																																																						
死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円																																																																																																					
	小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円																																																																																																					
死 産 児	1胎	無 料	13,000円																																																																																																						
使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)																																																																																																								
午 前 (午前9時～正午)	市内	31,500円																																																																																																							
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市外	63,000円																																																																																																							
区 分	単 位	料 金																																																																																																							
		管内住民	管外住民																																																																																																						
火 葬 棟 施 設	12歳以上	1体	20,000円	80,000円																																																																																																					
	12歳未満	1体	10,000円	40,000円																																																																																																					
	死産児	1胎	5,000円	20,000円																																																																																																					
	改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円																																																																																																					
	系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円																																																																																																					
	生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円																																																																																																					
	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円																																																																																																					
	系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円																																																																																																					
	斎 待 合 場 室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円																																																																																																				
		通夜	18時間以内	1回	40,000円																																																																																																				
25時間以内			1回	54,000円																																																																																																					
42時間以内			1回	88,000円																																																																																																					
49時間以内			1回	102,000円																																																																																																					
待 待 合 標 室	初七日	1室	3,000円																																																																																																						
靈 安 室	遺体の安置	24時間まで	10,000円	40,000円																																																																																																					
動 炉 物 棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円																																																																																																					

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(生活用水確保対策事業)	
分類	井戸等整備補助	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	簡易水道未普及家庭において、生活水の確保を図ることを目的とする、施設の創設、改善、改修について、補助をする。
2 対象及び補助率		1 共同又は個人で井戸等(ろ過・滅菌装置を含む)を新設する事業 〔工事費の 80/100 以内(100万円を限度)〕 2 既設の自家用給水施設を有しており、改修工事が必要とする事業 〔工事費の 50/100 以内(50万円を限度)〕
3 対象世帯		(簡易水道未給水世帯) 321 世帯 (未給水率) 24 %

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
井戸等整備補助については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
井戸等整備補助については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(生活用水確保対策事業)	
分類	飲用水給水ホース等設置補助	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 目的	該当なし。	簡易水道未普及家庭において、生活水の確保を図ることを目的とする、ホース・貯水用タンクの新設・増設又は改修に対して、補助をする。
2 対象及び補助率		1 ホースの購入 (購入費の 90/100) 2 貯水タンク等の購入 (1世帯1基) (購入費の 50/100 以内(2万円を限度))
3 対象世帯		(簡易水道未給水世帯) 321 世帯 (未給水率) 24 %

部 会 名	
-------	--

問 題 点 ・ 課 題
高松市では、事業を実施していない。

対 応 策
飲用水給水ホース等設置事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

調 整 案
飲用水給水ホース等設置事業については、塩江町地域において、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)	
分類	塩江町における公園・レクリエーション等施設	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内場池野外運動緑地施設	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 管理棟、便所、キャンプ場、運動広場、ゲートボール場、テニスコート
2 内場ダム上公園	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 便所、四阿(あずまや)、テーブルベンチ、遊具
3 内場ダム下公園	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 便所、四阿、ベンチ
4 自然休養村センター前広場	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 野外ステージ、広場
5 奥の湯公園	該当なし。	(設置主体) 香川県、塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) キャンプ場、管理棟、便所、四阿、自然プール
6 不動の滝公園	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 駐車場、四阿

部 会 名	産業・都市開発・教育・文化
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
塩江町の公園・レクリエーション等施設については、高松市に引き継ぐものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 24 その他の事業(塩江町における公園・レクリエーション等施設)	
分類	塩江町における公園・レクリエーション等施設	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
7 大滝大川県立自然公園	該当なし。	(設置主体) 香川県 (管理主体) 香川県(県から塩江町へ管理を委託) (主な施設内容) 管理棟、研修棟、キャンプ場、炊飯炉、便所、四阿、つり橋
8 ホタルと文化の里公園	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 塩江町 (主な施設内容) 美術館、グラウンド、野外ステージ、便所、四阿、ホタル水路、遊具
9 鮎っ子広場	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 地元住民 (主な施設内容) 遊具
10 西谷団地広場	該当なし。	(設置主体) 塩江町 (管理主体) 地元住民 (主な施設内容) 遊具

部 会 名	産業・都市開発・教育・文化
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

(資料)

